

資 料 編

諫早土木事務所管内災害時防災相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の趣旨に基づき、諫早土木事務所管内の諫早市または大村市において災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できない場合において、諫早市と大村市が相互の防災力を活用して、災害による被害の防止又は軽減を図るため、相互の応援について必要な事項を定めるものとする。

(協定の適用区域)

第2条 この協定の適用区域は、協定を締結した市（以下「協定市」という。）の全域（以下「ブロック」という。）とする。

(応援の対象となる災害)

第3条 この協定による応援の対象となる災害は、災害の発生した協定市（以下「発災市」とい。）独自の防災力を超える災害で、防災に関して発災市以外の協定市の応援を必要とするものとする。

(応援項目)

第4条 応援項目は次のとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難・収容施設及び住宅の提供
- (4) 医療・防疫・ごみ・遺体処理等の支援
- (5) 災害応急措置に必要な車両、資機材の提供
- (6) その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(協定の運用体制)

第5条 本協定の円滑な運用を図るため、協定市の中から幹事市を選出する。

2 幹事市は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。

3 幹事市以外の市は、幹事市が被災等によりその事務を遂行できないときは、その事務を代行する。

4 幹事市の任期は2年とする。

5 協定市は、次条の規定による応援要請手続き等が確実かつ円滑に行われるよう防災担当部所の長を連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）として指定するとともに、災害が発生したときは、当該連絡責任者を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

6 幹事市は、少なくとも年1回、前項の連絡責任者で構成する会議を開催し、応援の実施のため必要な情報の交換、防災に関する研修の実施等について協議するものとする。

(応援要請手続き等)

第6条 応援を要請しようとする発災市（以下「要請市」という。）は、災害の状況及び必要とする応援項目を明らかにして、直ちに電話、ファクシミリ等により他の協定市に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するとともに、次条の規定により、県へその旨通報するものとする。

2 前項の応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、実施しようとする応援項目を要請市に通知するものとする。

3 前2項の規定による応援要請に係る手続き等の細目は、第4条各号に定める応援項目ごとに別に定める。

4 要請市以外の協定市は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(県の指導及び調整)

第7条 発災市は、前条の規定による応援要請後直ちに長崎県地域防災計画に定める長崎県災害対策地方本部（以下「県地方本部」という。）のうち当該市を管轄する県地方本部（以下「管轄地方本部」という。）に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して、必要な指導及び調整を求めるものとする。

2 前項の指導及び調整を求められた管轄地方本部は、長崎県地域防災計画に定める長崎県災害対策本部（以下「県本部」という。）にその旨を報告するとともに、前項の規定による応援等に関して、必要な指導及び調整に努めるものとする。

3 県本部は、管轄地方本部が被災等により前項の事務を遂行できないときは、その事務を代行する。

4 第5条第3項の規定により幹事市以外の協定市が幹事市の事務を代行する場合において当協定市が被災等によりその事務を遂行できないときは、管轄地方本部又は県本部がその事務を代行する。

(ブロック以外の区域からの応援)

第8条 県本部は、第2条に規定するブロックにおいて十分な応急措置が実施できないと判断したときは、管轄地方本部と調整のうえ、ブロック以外の県地方本部に対して、必要な指示を行うとともに、法第4条第1項及び第72条第1項の規定による総合調整及び必要な指示を行うものとする。

(応援市の指揮等)

第9条 応援市は、応急措置の実施については、要請市の指揮の下に行動するものとする。

2 要請市が指揮不能の場合は、応援市は、応援市の判断の下に行動するものとする。

(報 告)

第10条 応援市は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市及び管轄地方本部に報告するものとする。

2 要請市は、災害の概要を前項の報告を受けた後速やかに応援市及び管轄地方本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第11条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた要請市の負担とする。

2 応援を受けた要請市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた要請市から要請があった場合には、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の幹事市の任務)

第12条 幹事市は、他の条項において定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。

(1) 各協定市における連絡責任者の連絡先及び応援能力等応援要請時に必要となる資料を取りまとめて保管するとともに、各協定市からの連絡により、それらを更新し、各協定市へ提供すること。

(2) 消防等他の広域防災応援協定の幹事担当部所との情報交換等を行うこと。

(3) 前2号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務

(他の相互応援協定との関係)

第13条 この協定は、協定市の相互間において個別に締結される防災の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第14条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定の定めのない事項は、協定市が協議して定める。

(適 用)

第15条 この協定は、平成17年3月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、協定市及び管轄地方本部が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年3月1日

諫 早 市 長

大 村 市 長

長崎県県央振興局長

(長崎県諫早土木事務所長)

災害相互応援協定書

この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく市町村地域防災計画に定める防災業務を遂行し、地域住民の生命、財産の確保と福祉の増進に寄与するため同法第67条の規定により長崎市（以下「甲」という。）と諫早市（以下「乙」という。）は、相互応援に関し、次のとおり必要な事項を定め協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の行政区域において非常災害が発生した場合、災害の応急対策及び復旧対策の応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（応援出場）

第2条 応援出場は、災害の発生に対し、甲、乙はそれぞれの要請に基づき相互に行うものとする。ただし、緊急の場合はその要請を待たず自主的に応援出場することができる。

（応援要請の方法）

第3条 応援の要請は、電話その他の方法により次の事項を明確にして行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害発生等の種類、日時及び場所
- （2）応援を必要とする人員、機械器具等の種別及び数量
- （3）応援隊の到着希望日時及び場所
- （4）その他必要事項

（応援隊の派遣）

第4条 前条の規定により応援を受けた甲又乙は、それぞれの行政区域の防災対策上支障のない範囲で応援隊を派遣するものである。

- 2 応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具数量、到着予定時刻、応援隊の長の氏名等を文書により提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず応援の要請を受けた甲又は乙が、応援要請に応ずることが困難な場合においては、応援隊を派遣しないことができる。その場合は、遅滞なくその旨を相手方に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、受援地の現場最高指揮者が応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第6条 応援隊の長は、現場到着、引き揚げ及び防災業務の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成17年3月1日から平成18年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の2箇月前に、甲又は乙いずれの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成17年3月1日

長崎市桜町2番2号

甲 長 崎 市 長

諫早市東小路町7番1号

乙 諫 早 市 長

諫早市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と諫早市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 諫早市内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と諫早市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合または局長が必要と判断した場合は、局長は現地情報連絡員を諫早市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合、市長は現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 市長は、諫早市内の所管施設に大規模な災害が発生、または発生のおそれがあり、九州地方整備局の応援を必要とする場合、九州地方整備局長崎河川国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認したうえで、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

- 2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む）は、前項の応援要請を受け、応援を行う場合には、市長（市長からの指示を受けた諫早市の職員を含む）に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－2の文書にて応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 諫早市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合等であっても、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合、あらかじめ別紙－3の文書にて応援内容を局長から市長に通知する。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として諫早市の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合

③ 被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧を含まない。)

④ 広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、もしくは関係者間で連絡不能や連絡するいとまがない場合で、応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課と諫早市総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、局長と市長が協議して定めるものとする。

2 この協定書に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、諫早市においては総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年6月9日から適用するものとする。

平成23年6月9日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長

長崎県諫早市東小路町7番1号
諫 早 市 長

別紙－ 1

文 書 番 号
年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

諫 早 市 長

大規模な災害時の応援について（要請）

「諫早市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

災害時における相互応援協定書

岡山県津山市、長崎県諫早市及び島根県出雲市は、いずれかの市域において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災した市（以下「被災市」という。）の要請により、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災した児童、生徒の一時受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 応援を要請する被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 災害による通信途絶等により被災市から前項の要請がない場合、被災市以外の市は、自主的に情報収集を行い、被害甚大と判断される場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、双方で協議し決定するものとする。

（情報交換）

第6条 関係市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項は、関係市が協議し定めるものとし、協定成立の証として本書を3通作成し、各市長署名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成23年 7月29日

津山市長 _____

諫早市長 _____

出雲市長 _____

災害時における相互応援協定書

島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害対策基本法第2条第1号に規定する大規模な災害等が発生した場合、被害を受けた市（以下「被災市」という。）の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （3）被災者の受け入れ及び住宅のあっせん
- （4）災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- （5）前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、電話その他の方法により次の事項を明確にして要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を必要とする物資等の種類及び数量
- （3）応援を必要とする職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 被災市において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかで、通信途絶等の状況にある場合、他の協定市は、自主的な情報収集を行い、被害甚大と判断される場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された他の協定市は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、双方で協議し決定するものとする。

（情報交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を4通作成し、協定市が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 23年10月14日

島 原 市 長
諫 早 市 長
雲 仙 市 長
南 島 原 市 長

九州新幹線西九州ルート沿線5市災害応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、九州新幹線西九州ルートの沿線に所在する武雄市、嬉野市、大村市、諫早市及び長崎市（以下「協定市」という。）において、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害その他の大規模な災害が発生した場合において、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）独自では被災者の救援、災害応急対応等が困難なときに協定市相互間において迅速な応援を遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援)

第2条 協定市間において行う応援は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活に必要な物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救助、応急対応等にかかる職員の派遣
- (4) 避難者の受け入れ及び住宅のあっせん
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

(応援の要請)

第3条 被災市は、電話その他の方法により次の事項を明らかにして要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 物資等の種類、品名、数量及び受領場所その他物資等の提供に必要な事項
- (3) 職員の職種及び人員等の派遣に必要な事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、可能な限り応援するように努めるものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を5通作成し、各協定市は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月20日

佐賀県 武雄市長
佐賀県 嬉野市長
長崎県 大村市長
長崎県 諫早市長
長崎県 長崎市長

災害時における相互応援協定書

鹿島市、江北町、白石町、太良町及び諫早市（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害その他の大規模な災害が発生した際、被害を受けた自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、迅速かつ円滑に応急対策及び復旧対策が遂行されるよう、災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、防疫、施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- （3）災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- （4）救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の受け入れ及び住宅のあっせん
- （6）前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 応援を要請しようとする被災自治体は、電話その他の方法により次の事項を明確にして要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を必要とする物資等の種類及び数量
- （3）応援を必要とする職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災自治体以外の協定自治体は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待たないと認められる場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された他の協定自治体は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災自治体の指揮の下に行動するものとする。

（情報交換）

第5条 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

（その他）

第6条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を5通作成し、協定自治体が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 1月18日

佐賀県鹿島市長
佐賀県江北町長
佐賀県白石町長
佐賀県太良町長
長崎県諫早市長

消防相互応援協定書

消防組織法第21条の規定により諫早市（以下「甲」という。）と 市（町）
（以下「乙」という。）との間に消防の相互応援に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、いずれか一方の区域に火災その他の災害が発生したときは相互に
応援するものとする。

（応援要請）

第2条 応援は災害の発生に対し、甲、乙はそれぞれの要請に基づき相互に行うものと
する。ただし、緊急又はその他必要と認めるときは要請によらないで出動することが
できる。

（費用負担）

第3条 出動に要した費用は、応援した方の負担とする。ただし、事故により生じた経
費については、相互協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成17年3月1日から平成18年3月31日までと
する。

2 前項の期間満了2カ月前、甲又は乙いずれの側からもこの協定改定の意思表示がな
いときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有す
る。

平成17年3月1日

甲 諫 早 市 長

乙 大 村 市 長

雲 仙 市 長
(愛 野 町 長)

長 与 町 長

佐賀県太良町長

九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、九州地域の各工業用水道事業者のうち本協定を締結した者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害等により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）が独自では緊急の復旧措置が実施できない場合において、被災事業者からの要請により、他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事業者)

第2条 第1条に規定する協定事業者は下記のとおりとする。

圏域	協定事業者
福岡県	福岡県企業局
	北九州市上下水道局
佐賀県	佐賀県東部工業用水道局
	伊万里市水道部
長崎県	諫早市上下水道局
	大村市上下水道局
	松浦市上下水道課
熊本県	熊本県企業局
	合志市水道局
	大津町工業用水道課
	西原村産業課
大分県	大分県企業局
	杵築市上下水道課
	国東市上下水道課
宮崎県	宮崎県企業局
鹿児島県	鹿児島県工業用水道部

(代表事業者)

第3条 応援活動を円滑に実施するため、各県を一つの圏域として、各圏域を代表する協定事業者（以下「代表事業者」という。）を下記のとおり定める。

圏域	代表事業者
福岡県	福岡県企業局
佐賀県	佐賀県東部工業用水道局
長崎県	松浦市上下水道課
熊本県	熊本県企業局
大分県	大分県企業局
宮崎県	宮崎県企業局
鹿児島県	鹿児島県工業用水道部

(応援の要請等)

第4条 被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、当該圏域の代表事業者に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援の要請を受けた代表事業者（以下「応援主管事業者」という。）は、速やかに他圏域の代表事業者及び他の応援を行う協定事業者（以下「応援事業者」という。）と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。

(応援の内容)

第5条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 物資及び資機材の提供
- (3) その他被災事業者から要請のあった事項

(物資等の携行)

第6条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

(情報の交換)

第7条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担等)

第8条 応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

2 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては応援事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。

3 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

4 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。

5 前4項の定めによりがたいときは関係事業者が協議して定めるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第9条 応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。

2 応援事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果を被災事業者に報告するものとする。

(国への応援の要請)

第10条 応援主管事業者は、この協定に基づく被災事業者への応援活動ができない場合は九州経済産業局へ応援要請するものとする。

(連絡会議の開催)

第11条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。

(訓練)

第12条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第14条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期間)

第15条 この協定は、平成27年11月5日から施行する。

また、協定満了期日は、平成28年3月31日とし、満了期日3ヶ月前までに協定事業者からの意思表示がない場合は、期日満了の翌日より、協定期日を1年間延長し、その後も同様とする。

この協定を締結したことを証するため、この協定書16通を作成し、関係者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月5日

福岡県企業管理者

北九州市工業用水道事業管理者

佐賀県東部工業用水道管理者

伊万里市水道事業管理者

諫早市上下水道事業管理者

大村市上下水道事業管理者

松浦市水道事業 松浦市長

熊本県知事

合志市長

大津町長

西原村工業用水道事業管理者 西原村長

大分県企業局長

杵築市長

国東市長

宮崎県企業局長

鹿児島県知事

本明川水害タイムラインに基づく意思決定グループ連携に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）、九州地方整備局長崎河川国道事務所（以下「乙」という。）、長崎県県央振興局（以下「丙」という。）及び長崎地方気象台（以下「丁」という。）は、本明川水害タイムライン（以下「タイムライン」という。）に基づく、甲によるタイムラインの円滑かつ継続的な運用を行うための手法を明確にするため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、タイムラインに基づき、甲が事前防災行動を迅速かつ的確に行う事により、甲の区域において、甲の的確な避難指示、住民の円滑な避難誘導、被害軽減を図り、住民の安全及び安心を確保し、生活の安定を保持するため、甲、乙、丙及び丁のタイムラインに係る連携内容及び運用方針について確認することを目的とする。

（タイムラインに係る連携内容）

第2条 甲は、タイムラインの円滑な実施のために必要な助言等が得られるよう事前防災の実施状況等を乙、丙及び丁に情報提供するものとする。乙、丙及び丁は、甲が事前防災行動を迅速かつ的確に行えるよう、気象や水位の予測等の情報を甲に提供する。また、乙、丙及び丁は、可能な範囲で甲に助言等を行うものとする。これらの内容は、以下のとおりとする。

- （1） 甲による事前防災行動の実施状況等に関する情報提供
- （2） 甲による住民の避難行動等に関する情報提供
- （3） 甲が開催する防災会議等への参加又は情報提供
- （4） 乙、丙による組織の体制に関する情報提供
- （5） 乙、丙による本明川、半造川及び支川の水位予測等の河川に関する情報提供及び助言(水害リスクライン等)
- （6） 乙、丙による災害対策用資機材等の確保状況の情報提供
- （7） 丁による気象に関する予測等の情報提供及び助言（防災情報提供システム等）

（タイムラインに係る連携の開始時期）

第3条 乙、丙及び丁がタイムラインに係る連携を行う時期は、以下のとおりとする。

- ① 乙、丙及び丁が、甲の区域において風水害が発生する恐れが高いと判断したとき。
- ② 甲から要請があったとき。

(タイムラインの継続的改善)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、防災訓練等の場において平時からタイムライン運用訓練を行うものとし、出水期後には一年間の振り返りを行い、必要であればタイムラインを改善し、運用精度を高めるものとする。また、甲が実施するタイムラインの変更・更新について、乙、丙及び丁は連携して作業を行うものとする。

(その他)

第5条 本協定に関する疑義又は定めのない事項、内容の変更については、その都度甲、乙、丙及び丁が協議するものとする。

令和 3年 5月28日

甲 諫早市長

乙 九州地方整備局
長崎河川国道事務所長

丙 長崎県県央振興局長

丁 長崎地方気象台長

災害情報に関する放送の実施に関する協定書

災害情報に関する放送の実施について、諫早市（以下「甲」という。）株式会社エフエム諫早（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、諫早市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙の放送設備を使用し行われる災害情報に関する放送の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害情報 法第50条第1項各号に掲げる事項に係る情報その他災害等に関する情報で市民に対して周知することが求められるものをいう。
- （2） 直接放送 甲が乙の電話放送装置を乙の承認する方法により使用して行う災害情報に関する放送をいう。
- （3） 間接放送 乙が甲からの要請に基づき行う災害情報に関する放送をいう。

（直接放送）

第3条 甲は、次の各号に掲げる場合は前条の規定にかかわらず、直接放送をすることができる。

- （1） 早朝又は夜間において、乙の放送局員が不在の場合に、震度4以上の地震が発生したとき。
- （2） 乙の放送局員が不在の場合において、次に掲げるとき。
 - ア 震度1～3の地震が発生したとき。
 - イ 気象庁から台風、大雨、洪水、高潮、津波等の警報（諫早市域に係るものに限る。）が発令されたとき。
- （3） その他 市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認める場合

2 甲は、前項の規定に基づき直接放送するときは、乙の承諾を要しないものとする。

3 乙は、甲が円滑に直接放送が行えるように協力するものとする。

4 甲は直接放送を実施した時は、放送記録票（日時・内容・発信者名）を作成し、乙に対し報告するものとする。

(間接放送)

第4条 甲は、災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、乙に対して間接放送を要請することができる。

2 前項の要請は、放送要請書によるものとする。ただし、放送要請書によるいとまのないときは、この限りでない。

3 乙は、第1項の規定により甲から間接放送の要請を受けた場合は放送の形式、内容等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 直接放送及び間接放送が円滑に実施できるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。

(費用)

第6条 直接放送及び間接放送の実施に係る費用は、無償とする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、本協定締結の日から1年間とする。

ただし、この期間満了の日の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも異議の申し出がないときは、この期間を1年延長するものとし、その後も同様とする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、直接放送及び間接放送が迅速かつ的確に行われるよう、定期的に非常災害対策訓練を行うこととする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成17年3月1日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市
諫早市長

諫早市宇都町29番1号

乙 株式会社エフエム諫早
代表取締役

災害時における情報伝達に関する協定書

(アマチュア無線)

諫早市（以下、「甲」という。）と諫早市役所アマチュア無線クラブ（以下、「乙」という。）は、災害時における情報の収集活動及び伝達活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の行政区域及びその周辺で地震、風水害等の自然災害及び大規模な事故（以下、「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の会員（以下、「会員」という。）が甲に協力して、災害等に関する情報の収集活動及び伝達活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集及び伝達において必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集活動及び伝達活動について協力を要請することができる。

(要請手続き)

第3条 この協定に基づく甲から乙への要請は、総務部総務課長が担当する。

2 前項の要請手続きは、口頭及び電話等をもって行うものとする。

(情報収集内容)

第4条 乙は、次に掲げる事項についてその内容を収集し、甲に連絡するものとする。

- (1) 被害の発生場所及びその状況
- (2) 火災、建物倒壊等による被災者の発生状況及び救護状況
- (3) 道路情報及び交通機関の運行状況
- (4) 市民等の避難状況
- (5) 電気、電話、水道等のライフラインの被害状況及び応急対策の状況
- (6) 医療機関の開設状況
- (7) その他必要と認められる事項

(市施設の運営管理)

第5条 市役所、支所及び出張所に開設（常設）しているアマチュア無線局の機器の維持管理にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、市役所、支所及び出張所アマチュア無線局運営（局の運営、機器使用）については、責任をもって行うものとする。

(会員名簿の提出)

第6条 乙は、毎年1回その会員の名簿を甲に提出するものとする。

(便宜供与)

第7条 甲は、第2条に定める協力を要請した場合において、乙又は会員から、情報連絡用に常設するアマチュア無線局以外の設置について協力を求められたときは、これに協力することができる。

(訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、協定に基づく情報伝達が円滑に行われるよう、必要な訓練を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成24年2月21日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月21日

甲 諫早市
諫早市長
乙 諫早市役所アマチュア無線クラブ
会長

災害に係る情報発信等に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、諫早市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が諫早市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の各号から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを、乙がインターネット上で運営するサービス（以下「ヤフーサービス」という。）上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、諫早市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、諫早市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の諫早市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、諫早市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から2015年3月31日までとし、期間満了の前日までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、同一の内容を持って期間満了の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2014年 11月 27日

甲：長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役

ケーブルテレビによる防災情報等の発信に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と諫早ケーブルメディア株式会社（以下「乙」という。）とは防災等に係る情報発信に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、諫早市内で風水害その他の災害の発生する恐れがある場合、または災害及び危機的事案が発生した場合において、乙のケーブルテレビ放送設備を用いて行う情報発信に関し、必要な事項を定める。

（情報提供の範囲）

第2条 甲が乙に提供する情報の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 河川監視カメラの映像
- （2） 防災行政無線の放送内容に関する音声情報
- （3） その他、防災・災害等に関する情報

2 前項第2号の情報については、市内全域に放送する情報に限定するものとする。

（情報発信の方法）

第3条 乙は、甲が提供する情報について、その内容を正確に情報発信するものとし、甲が特段の保留を付さない限り、乙が適切と判断する方法により情報発信をすることができるものとする。

2 乙は、前条第1項第2号の情報を甲から受け取った場合、乙のケーブルテレビ放送設備により速やかに情報発信を行うものとする。

（設備の整備及び管理）

第4条 甲及び乙は、情報の提供及び受け取りにあたり必要な設備を各々整備するものとする。

2 情報の提供及び受け取りのために必要となる設備の管理責任については、別表のとおりとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づく甲の情報の提供に係る費用、乙の情報の受け取り及び発信に係る費用については、各々の負担により行われることを基本とする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じ支援を行うものとする。

(協定の期間)

第6条 この協定の期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1月前までに甲又は乙からこの協定の解約の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もこの例による。

(協定の解除)

第7条 乙が災害情報を発信する施設として機能しない状態となった場合は、甲又は乙はこの協定を解除することができる。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 4年 4月 26日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長 大久保 潔重

乙 諫早市福田町18番23号
諫早ケーブルメディア株式会社
代表取締役社長 南 浩一郎

災害時の医療救護に関する協定書

災害時における応急的な医療救護を迅速に実施するため、諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人諫早医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、本市において災害が発生した場合において、諫早市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護について、乙に協力を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。その内容を変更したときも同様とする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 訓練計画
- (6) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を設置し、派遣するものとする。

3 緊急やむをえない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (2) 医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 死亡の確認
- (4) 助産
- (5) その他状況に応じた処置

（医療救護班の輸送）

第5条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費)

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

(実費弁償等)

第8条 協定に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

(1) 医療救護班の派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

2 前項第1号の経費については長崎県災害救助法施行細則別表第2に定めるところによる。

(災害補償)

第9条 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、諫早市消防団員等公務災害等補償条例によるものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成18年3月31日までとする。

2 前項の期間満了が2箇月間前に、甲又は乙いずれかの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成17年4月1日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市
諫早市長

諫早市永昌町23番23号

乙 一般社団法人諫早医師会
会 長

災害時における諫早市への支援に関する協定書

災害時における避難者支援を迅速に実施するため、諫早市（以下「甲」という。）と公益社団法人長崎県看護協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、本市において災害が発生した場合において、避難所の開設及び看護支援活動について甲から乙に協力を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害の状況により乙の「ながさき看護センター」（以下「センター」という。）を避難所として開設する必要がある場合には、乙に対し避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には避難所を開設するものとする。

（災害時の看護支援活動）

第3条 甲は、災害時に設置する避難所や救護所等において必要と認めた場合に、乙に対し看護支援活動の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合においては、センター内に設置する災害対策本部において、看護支援活動のための連絡、調整を行うものとする。

（実費弁償等）

第4条 協定に基づき乙が実施した避難所の開設及び看護支援活動に要する費用の負担については、双方で協議し決定するものとする。

（災害補償）

第5条 協定に基づき実施される避難所の開設及び看護支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、諫早市消防団員等公務災害等補償条例によるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から当該年度の末日までとする。

2 前項の期間満了の30日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは、同一内容により期間満了の日から更に1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年 8月30日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫 早 市
諫 早 市 長

諫早市永昌町23番6号

乙 公益社団法人 長崎県看護協会
会 長

災害時の歯科医療救護に関する協定書

災害時における応急的な歯科医療救護を迅速に実施するため、諫早市（以下「甲」という。）と諫早市歯科医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、本市において災害が発生した場合において、諫早市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う歯科医療救護について、乙に協力を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動を円滑に実施するため、歯科医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。その内容を変更したときも同様とする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成計画
- (2) 歯科医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡網
- (4) 指揮系統
- (5) 訓練計画
- (6) その他必要な事項

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を設置し、派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は自らの判断により歯科医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (2) 歯科医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 身元確認作業に関する協力
- (4) その他状況に応じた処置

(歯科医療救護班の輸送)

第5条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費)

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

(実費弁償等)

第8条 協定に基づき乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

2 前項第1号の経費については長崎県災害救助法施行細則（昭和35年長崎県規則第42号）別表第2に定めるところによる。

(災害補償)

第9条 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときの補償は、諫早市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第77号）による

ものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の30日前までに、甲又は乙いずれかの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成30年12月21日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市

諫早市長

諫早市東本町1番14号 中川ビル302号

乙 諫早市歯科医師会

会 長

災害等の発生時における水道の応急支援に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と諫早市管工業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、台風、豪雨などによる災害等の発生時において、乙が甲の要請を受けて実施する水道の応急支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民のライフラインである水道の役割と責任の重大性を認識し、災害等により被った水道の機能を早期に回復することを目指し、甲が乙から組織的な支援を受け、迅速な被災状況の把握と的確な応急対策を実施することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害等の発生により、乙の支援を受ける必要が生じたときは、次条に掲げる応急支援の実施を乙に要請するものとする。

（乙が実施する応急支援）

第3条 乙が、甲の要請を受けて実施する応急支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況についての情報提供
- (2) 断水地域への応急給水のための運搬車両、資機材等の提供その他の協力
- (3) 損傷した甲の水道施設の応急復旧業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が乙の支援を受ける必要があると認めた業務

（応急支援に要する費用）

第4条 乙が前条第1号の応急支援の実施に要した経費は、乙の負担とする。

2 乙が前条第2号及び第3号並びに第4号（甲の管理に係るものに限る。）の応急支援の実施に要する経費は、甲の負担とする。なお、甲が負担する額は、甲の基準に照らし甲乙協議して定める適正な額とする。

（労働災害の補償）

第5条 乙又は乙の会員等の従業員が応急支援業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害等を被った場合は、乙又は乙の会員等の労働者災害補償保険の適用により、乙が補償するものとする。

(支援体制の整備)

第6条 乙は、甲の要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ組織的な支援体制を整備し、これを甲に文書で通知するものとする。また、内容に変更が生じたときも同様とする。

(訓練の実施)

第7条 乙は、組織的な支援体制を整備するため、必要に応じ、訓練を実施するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了の日の翌日から更に1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年5月12日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市
上下水道事業管理者
(水道事業管理者)

諫早市天満町1番17号

乙 諫早市管工業協同組合
理事長

災害等の発生時における諫早市への支援に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県建設業協会諫早支部（以下「乙」という。）とは、地震、暴風、豪雨その他の災害及び寒波等の異常な自然現象（以下「災害等」という。）の発生時における諫早市への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内における災害等の発生により、市道、農道などの公共土木施設（以下「市道等」という。）の損壊など市民生活に重大な影響をもたらす緊急事態が発生した場合において、甲からの要請に基づき、乙は迅速かつ組織的な対応による支援を実施することにより、市民生活の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、諫早市内における災害等の発生により乙の支援を受ける必要が生じたときは、速やかに乙に対して支援を要請するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙は、甲からの要請を受けて、災害復旧業務（次条各号に定める業務をいう。以下同じ。）への車両の提供、従事者の派遣その他甲からの要請を受けた措置を講ずるものとする。

（災害復旧業務）

第4条 甲からの要請を受けて、乙が行う災害復旧業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害等により損壊をした市道等の復旧業務
- (2) 前1号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた業務

（支援に関する費用）

第5条 甲は、乙が行う災害復旧業務に関し、必要な費用を乙に支払うものとする。

2 前項の規定による費用については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

3 乙は、第1項の規定による費用を甲の指示する方法により請求するものとする。この場合において、甲は請求を受けた日から起算して30日以内に、乙に支払うものとする。

(労働災害の補償)

第6条 甲からの要請に基づき、乙が派遣した従事者が災害復旧業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、災害復旧業務による負傷若しくは疾病により死亡、若しくは障害の状態になった場合は、乙の労働者災害補償保険（昭和22年法律第50号）の適用により補償するものとする。

(支援体制の事前整備)

第7条 乙は、甲からの要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次に定める体制を整備し、その内容を甲に連絡するものとする。連絡内容に変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 連絡網の整備等による組織的な支援体制の整備
- (2) 所属会員に対する乙の内部指揮系統の整備

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了の日の翌日から更に1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年6月3日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市
諫早市長

諫早市天満町37番16号

乙 一般社団法人 長崎県建設業協会諫早支部
支部長

建設業協会協力体制一覧表1（令和5年度）

役職名	氏名	会社名	会社番号	<p>1. 対策本部は、諫早市役所及び各支所からの要請を受けてから災害対策活動に当たること。</p> <p>2. 各会員事業所においては、警報が発令されたら出動できる態勢に入り、対策本部からの指示を待つこと。</p> <p>3. 対策本部より指示を受けて出動した者は、必ずその結果を対策本部に報告すること。</p> <p>(一社)長崎県建設業協会諫早支部 (平日昼) Tel: 0957-22-1282 (夜・休日) Tel: 090-7462-0059 高柳事務局長</p> <p>4. 対策本部は諫早市役所及び各支所からの警報発令の解除を待って出動態勢を解散する。</p> <p>5. この体制一覧表は市道路凍結防止剤散布委託事業にも対応する。</p>					
	対策本部長	中嶋 一也	中島建設(株)	35-2126	諫早東地区 小野・長田出張所 赤崎、黒崎、小野、小野島、曙川内、宗方、長野、小豆崎、西里長田、白木峰、正久寺、白浜、高天白原、猿崎				
	対策副本部長	山本 勇	山本建設(株)	48-0166					
	対策委員長	黒田 秀喜	宇木建設(株)	23-7829					
	対策副委員長	山崎 弘文	(株)山崎建設	32-4440					
事務局	高柳 浩二	建設協会	22-1282						
諫早東地区 小野・長田出張所 赤崎、黒崎、小野、小野島、曙川内、宗方、長野、小豆崎、西里長田、白木峰、正久寺、白浜、高天白原、猿崎				諫早西地区 真津山出張所 栄田、西栄田、破籠井、真崎西部台、小船越、津水、貝津ヶ丘西諫早ニユータウン、貝津、君葉、青葉台、久山台、久山	諫早中央地区 高城、八天、八坂、旭、東小路西小路、栄、仲沖、厚生、上、本東本、西郷、原口、船越、幸新道、宇都、永昌東、永昌	諫早南地区 小栗・有喜出張所 松里、有喜、中通、早見、天神川床、鷲崎、小川、小ヶ倉、栗面土師野尾、平山	諫早北地区 本野出張所 本野、富川、湯野尾、上大渡野下大渡野、本明、目代、福田、泉城見、金谷、日の出、天満		
会社名	電話番号	会社名	電話番号	会社名	電話番号	会社名	電話番号		
担当者名	担当者名	担当者名	担当者名	担当者名	担当者名	担当者名	担当者名		
◎(株)山口建設	24-1972	◎(株)吉川建設(株)	46-7331	◎(株)西州建設(株)	36-5711	◎(株)宇木建設(株)	23-7829	◎(株)増崎建設(株)	22-0693
山口 伸一郎		尾崎 秀一		池松 慎也		野田 雅		川下 雄二	
◎小野建設(株)	23-3130	◎(株)荒木組	26-1965	◎(株)公文建設	23-1630	新菱テック(株)	24-1978	◎(株)寺山建設	49-8311
城臺 忠臣		大野 佑樹		吉田 貴博		辻田 和彦		寺山 和雪	
大起建設(株)	22-6245	(株)ニシケン	25-3177	(株)豊 恒	22-8386	(株)西海建設諫早営業所	22-8011	光和土木(株)	26-2951
中尾 誠		西川 伊和喜		前田 寛史		井手 忠義		瀧川 優正	
(株) 亮	23-0710			(株)金原建設	23-1058				
山田 真一				林田 俊秋					
(株)吉永産業 長崎支店 濱 達也	095-865-6615			(株)上滝 諫早営業所	22-5581				

◎＝責任者、○＝副責任者

建設業協会協力体制一覧表 2 (令和5年度)

役職名	氏名	会社名	会社番号	<p>1. 対策本部は、諫早市役所及び各支所からの要請を受けてから災害対策活動に当たること。</p> <p>2. 各会員事業所においては、警報が発令されたら出動できる態勢に入り、対策本部からの指示を待つこと。</p> <p>3. 対策本部より指示を受けて出動した者は、必ずその結果を対策本部に報告すること。</p> <p>(一社)長崎県建設業協会諫早支部 (平日昼) Tel : 0957-22-1282 (夜・休日) Tel : 090-7462-0059 高柳事務局</p> <p>4. 対策本部は諫早市役所及び各支所からの警報発令の解除を待つて出動態勢を解散する。</p> <p>5. この体制一覧表は市道路凍結防止剤散布委託事業にも対応する。</p>			
	対策本部長	中嶋 一也	中島建設(株)				35-2126
	対策副本部長	山本 勇	山本建設(株)				48-0166
	対策委員長	黒田 秀喜	宇木建設(株)				23-7829
	対策副委員長	山崎 弘文	(株)山崎建設				32-4440
事務局	高柳 浩二	建設協会	22-1282				
高来町地区				森山町地区			
高来支所				飯盛町地区			
会社名	電話番号	会社名	電話番号	会社名	電話番号	会社名	電話番号
担当者名		担当者名		担当者名		担当者名	
◎(株)山崎建設	32-4440	◎(有)中尾建設	34-3608	◎中島建設(株)	35-2126	◎(株)森開発	43-0220
山崎 弘文		中尾 大樹		山口 秀人		富永 功	
○(株)野副建設	32-5411	○(株)古賀組	34-2050	○(株)山本産業(株)	36-0202	○(株)黒木建設(株)	22-4309
古藤 隆司		古賀 充孝		山本 隆幸		鶴田 暁	
(株)小森建設	32-5363	(株)長里建設	34-2301	山本 隆幸		(株)溝上建築	43-1468
小森 浩輝		山口 健志		山本 隆幸		溝上 元規	
		(株)有明商事	34-2001				
		立石 正隆					
		(株)吉次工業	21-3353				
		吉次 好美					

◎＝責任者、○＝副責任者

漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人水産土木建設技術センター（以下「乙」という。）は、甲の所管する漁港等の施設について災害が発生した場合において、乙が行う災害復旧のために必要な業務（以下「災害復旧支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、乙が行う災害復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害復旧支援の円滑な実施により、被災した漁港等の施設の迅速な復旧を図ることを目的とする。

（対 象）

第2条 この協定の対象となる災害は、高潮、波浪、地震、津波その他異常な天然現象により生ずる災害とする。

- 2 この協定の対象となる漁港等の施設とは、甲の所管する漁港、漁場、海岸等の施設をいう。

（災害復旧支援の内容）

第3条 この協定により乙が行う災害復旧支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害の状況を確認するために行う現地調査業務
- (2) 災害報告に必要な資料の作成業務
- (3) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への対応業務
- (4) 前3号に掲げる災害復旧支援に附帯する業務
- (5) その他甲が要請する災害復旧支援業務

（災害復旧支援の要請）

第4条 甲は第2条の災害が発生し乙に災害復旧支援を要請する場合には、別途定める様式により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（災害復旧支援の実施）

第5条 乙は、甲から前条の要請があったときは、可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙が前条に基づき災害復旧支援を実施する場合は、その都度必要な契約を締結するものとする。

(災害復旧支援の完了の報告)

第7条 乙は、前条の規定による災害復旧支援を完了したときは、甲に対し速やかに別途定める様式により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙から前条の報告を受けたときは、第6条の契約に基づき災害復旧支援に要した費用を負担するものとする。

(協定の廃止)

第9条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議のうえこの協定を廃止することができるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から廃止する日までの期間とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和3年 6月21日

長崎県諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市

諫早市長 大久保 潔重

東京都中央区築地2丁目14番5号

乙 一般社団法人水産土木建設技術センター

理事長 吉塚 靖浩

災害時におけるL P ガス供給に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県L P ガス協会諫早支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が諫早市内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、L P ガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲と乙が相互に協力し、被災した市民等に対して行うL P ガスの供給に関する協力事項を定め、迅速かつ的確な支援活動を遂行することで市民生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「L P ガス供給」とは、災害時における公共施設などの避難所等に、L P ガスを供給するために必要な器具類（燃焼器具、調整器、高・低圧ホース等）及び配管並びに容器等（以下「L P ガス設備」という。）を運搬、設置及び点検してL P ガスを供給することをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において避難所等へのL P ガスの供給を必要と認めるときは、乙に対し、L P ガス供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかにL P ガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

（L P ガス設備の運搬、設置及び点検）

第5条 L P ガス設備の運搬、設置及び点検は、乙又は乙の指定するもの（以下「乙等」という。）が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検についての協力を求めることができるものとする。

（設置の確認等）

第6条 乙は、甲が指定した場所において、L P ガス設備の運搬、設置及び点検が終了したときは、速やかに文書により甲へ報告するものとする。

2 甲は設置場所に職員を派遣し、L P ガス設備の運搬、設置及び点検結果を確認する。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定する者が確認するものとする。

（費用等の負担）

第7条 第5条の規定によるL P ガス供給に要する費用の負担区分は、原則として次表のとおりとする。

甲が負担するもの	(1) L P ガス設備の運搬、設置及び点検に係る燃料費 (2) L P ガス費
乙が負担するもの	(1) L P ガス設備費 (2) L P ガス設備の設置工具、点検器具費 (3) L P ガス設備の設置・撤去に係る人件費

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

(労災補償)

第8条 甲からの協力要請により乙等の従業員が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は身体障害等を被った場合は、乙等の労働者災害補償保険法の適用により保障するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申し出がない限り持続するものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月25日

甲 諫早市
諫早市東小路町7番1号
諫早市長

乙 一般社団法人 長崎県L P ガス協会諫早支部
諫早市津久葉町5番地90
諫早支部長

L P ガ ス 供 給 要 請 書

項 目	内 容
供 給 場 所	
供給するLPガス設備・数	
供給開始日時	月 日 時 ~
そ の 他	

上記のとおり要請します。

年 月 日

諫 早 市 長

(一社) 長崎県LPガス協会諫早支部長 様

災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、諫早市内において、台風、地震等による災害が発生した場合に、甲が乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集及び運搬並びに処分等の協力を要請する場合における手続きその他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、台風、地震等の災害によって、損壊した建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材・金属くず等のがれき類及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる業務（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の実施について、乙に対し、その協力を要請するものとする。

- （1） 災害廃棄物の撤去
- （2） 災害廃棄物の収集及び運搬
- （3） 災害廃棄物の処分
- （4） 災害廃棄物の仮置場の管理運営
- （5） 前4号に定める業務の実施に伴い必要となる業務

（協力要請の手続き）

第4条 甲は協力の要請に当たっては、当該協力の内容、方法等について、文書により、乙に通知するものとする。ただし、文書による要請の時間がないときは、口頭により要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、甲からの要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

3 乙は、その協力の内容、方法等について、甲と協議を行い、甲の指示に基づいて、当該協力を行うものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害時において、円滑な協力が得られるよう、乙に対し、被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、その協力が可能な会員の状況を、甲に対し報告するものとする。

(実施の報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、当該実施の内容等を文書により、甲に対し、報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その価額は、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(災害補償)

第9条 乙が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令等による。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては「諫早市市民生活環境部環境政策課」とし、乙においては「一般社団法人長崎県産業資源循環協会事務局」とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
のない事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(適用及び効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から適用するものとし、甲又は乙が文書をも
って協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印のう
え、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年6月15日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市

諫早市長

乙 長崎県長崎市魚の町1番23号

一般社団法人長崎県産業資源循環協会

会 長

災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、諫早市内において、台風、地震、豪雨等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、諫早市（以下「甲」という。）が長崎県環境保全協会（以下「乙」という。）及び長崎県環境整備事業協同組合（以下「丙」という。）に協力を要請する場合における手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害発生に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、生活ごみ、倒壊した建物等の撤去に伴って発生する廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、次に掲げる業務（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の実施について、乙及び丙に協力を要請することができる。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) その他前各号の実施に伴い甲が必要と認める業務

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力の要請にあたっては、当該協力の内容、方法等について、文書により乙及び丙に通知するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは口頭により要請し、後日速やかに文書で通知するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙及び丙は、甲から要請があったときは、乙及び丙の会員の中から必要な人員、車輛及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙及び丙は、災害廃棄物の処理等において、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するとともに、従事者における各種感染症の拡大防止に努めるものとする。

3 乙及び丙は、協力の内容、方法等について、甲と協議を行い、甲の指示に基づいて当該協力を行うものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、乙及び丙が協力を行うときは、円滑な協力が得られるよう、乙及び丙に対し、被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、協力を行うときは、災害廃棄物の処理等に係る会員の状況を、甲に報告するものとする。

(実施の報告)

第7条 乙及び丙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、当該実施の内容等を文書により、甲に対し報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙及び丙が要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その価格は、甲と乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第9条 乙及び丙が要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定による。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては諫早市市民生活環境部とし、乙及び丙においては長崎県環境整備事業協同組合事務局とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和3年6月15日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲と乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年6月15日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市

諫早市長

乙 長崎県佐世保市干尽町3番47

長崎県環境保全協会

会 長

丙 長崎県大村市雄ヶ原町1298番地29

長崎県環境整備事業協同組合

理事長

大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と諫早電気工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、諫早市内における大規模災害時の公共施設等における電気設備等の復旧活動及び電気に係る事故の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、乙に所属する会員の技術力と保有する機械及び労働力等の緊急出動等による組織的な支援活動を行い、円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。乙は迅速かつ組織的な対応による支援を実施することにより、市民生活の早期復旧を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、次項に定める大規模な災害により、甲が管理する公共施設等が被災し、甲が緊急に災害対応を図る上で乙に支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- 2 前項の大規模な災害とは、風水害及び地震（震度5弱以上）等による大規模な土砂災害、その他異常な自然災害をいう。

（支援業務の内容）

第3条 前条に掲げる災害が発生し諫早市管理の公共施設等が被災した場合、乙は甲に対して支援するものとするが、その業務内容は次のとおりとする。

- （1）公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2）復旧活動等において二次災害等を発見した場合には、速やかに関係機関に通報し、その指示に従うこと。
- （3）その他災害発生時における復旧に関すること。

（支援業務の要請）

第4条 甲は、乙に支援業務の要請を行うにあたっては、次の事項を別紙様式1の災害支援業務要請書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後日、前記の要請書を速やかに乙に提出しなければならない。

- （1）支援の場所
- （2）被害の状況
- （3）支援業務の内容
- （4）その他の必要な事項

（支援事業の報告）

第5条 乙は第4条の支援業務の要請に基づき業務を完了した場合は、速やかに別紙様式2の災害支援業務報告書により甲に報告するものとする。

（支援業務の体制）

第6条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ連絡網及び組織的な支援体制を整備しその内容を公に連絡しておくものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲の要請により支援協力に要した経費については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人口の価格は適正な価格とする。

(労災補償)

第8条 甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合のため、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等に周知するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定期間は協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了の日の翌日から更に1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成26年6月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年6月24日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市

諫早市長

諫早市八天町14番13号

乙 諫早電気工事業協同組合

理事長

(別紙様式1)

災 害 支 援 業 務 要 請 書

年 月 日

諫早電気工事業協同組合
理事長 様

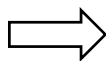
諫早市長
(担当課：危機管理課)

大規模災害発生時における支援活動に関する協定書第4条の規定により、次のとおり緊急支援の出動を要請します。

なお、作業の安全管理には十分留意し、もし二次災害のおそれが予見される場合は、速やかに調査を中止し、撤退して下さい。

要 請 者	諫早市役所 部 課 (担当者：) TEL： FAX：
支援の場所	諫早市 町 施設名：
被害の状況	
支援業務の内容	
その他の必要な事項	

諫早市
(月 日 時 分)



諫早電気工事業協同組合
(月 日 時 分)

諫早電気工事業協同組合会員
(月 日 時 分)



大規模災害発生時における復興支援に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と長崎県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害」という。）における、甲の災害復興に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内に大規模災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に災害復興を図るため、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ支援活動に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（支援協定の内容）

第4条 諫早市内で第2条に定める災害が発生した場合、甲が、乙に要請する支援活動は次のとおりとする。

- (1) 甲の要請に基づいて行う家屋被害認定調査に関する事項
- (2) 不動産登記及び境界問題等の相談所開設に関する事項

（協力要請の方法）

第5条 甲は、乙に支援の要請を行うに当たっては、必要事項を明らかにして、家屋被害認定調査等要請書（別紙様式1。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに家屋被害認定調査等受諾書（別紙様式2。以下「受諾書」という。）により派遣者の氏名等を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により受諾できるものとし、事後、甲に対し速やかに受諾書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条に定める支援活動は、無償とする。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、家屋被害認定調査の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本協定に基づく調査が終了した後においても、同様とする。

(労務補償)

第8条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従事者の所属する乙の責任において行うものとする。

(資料の提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく支援活動が円滑及び的確に行えるよう、必要に応じ資料を提供するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を更新しないという申出を行わない限り、同一の内容をもって期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合、さらに、特に必要とする案件が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 7月11日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市

諫早市長

乙 長崎市桜町7番6-101号
長崎県土地家屋調査士会

会 長

(別紙様式1)

年 月 日

家屋被害認定調査等要請書

長崎県土地家屋調査士会
会長 様

諫早市長

大規模災害発生時における復興支援に関する協定書第5条第1項の規定により、次のとおり支援を要請します。なお、情報収集にあたっては安全に十分留意し、二次災害の恐れが予見される場合は、速やかに中止し、撤退してください。

要 請 番 号	
要 請 者	諫早市 (担当) Tel fax E-Mail
要 請 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
要 請 人 員	人
要請(被災)箇所	諫早市 町 地区
要 請 内 容	
そ の 他	

災害時における電気設備に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と協和機電工業株式会社諫早営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（支援要請の範囲）

第2条 乙は、市内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から協力の要請があったときに支援を行うものとし、その範囲は以下のとおりとする。

- (1) 災害時に拠点となる公共施設及び避難所等の電気設備の機能確保
- (2) 被災状況の調査及び報告
- (3) 電気工事機材及び労力の提供
- (4) その他必要と認める業務

（支援協力の要請手続）

第3条 甲は、被災地域から応急対策業務について協力要請があるときは、乙に対し、応急対策業務要請書により支援協力を要請するものとする。ただし、緊急を要し、これによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに応急対策業務要請書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、応急対策業務を実施したときは、実績報告書により、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が行う応急対策業務において発生した実費については、原則として甲が負担するものとする。

2 実費の内容については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（連絡体制）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部総務課、乙においては協和機電工業株式会社諫早営業所とする。

（補償）

第7条 この協定に基づく応急対策業務に従事したことにより、負傷等の損害を受けた者に対する補償は、労働災害に係る関係法令により対応するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときも、同様とする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から内容の変更又は継続しない旨の申出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年 3月29日

諫早市東小路町7番1号

(甲) 諫早市

諫早市長 宮本 明雄

諫早市真崎町1903番地

(乙) 協和機電工業株式会社 諫早営業所

所長 古賀 清輝

諫早地区災害復旧に関する覚書

諫早市（以下「甲」という）と九州電力株式会社 大村配電事業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

1 目的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震、塩害等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2 連絡体制

甲		乙		
諫早市総務部総務課（災害対策本部）		停電状況等 （情報窓口）	情報連絡チーム	
TEL	0957-22-1510		TEL	0957-52-2315
FAX	0957-24-3270	復旧 （道路啓開等）	FAX	0957-52-7966
			復旧班（運営係）	
			TEL	0957-52-7909
			FAX	0957-52-7910

（注1）電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない。

（注2）連絡体制及びビホットラインによる連絡が機能しない場合には、乙は甲と協議のうえ、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣する。

3 提供する情報

	甲 → 乙	乙 → 甲
台風襲来前	・道路状況（交通規制他）	・対策部の設置状況 ・復旧人員の事前配置 ・気象状況（台風の動き）
台風通過中	・道路状況（通行止め等）	・停電状況
台風通過後 地震発生後	・道路状況（崖崩れ、道路決壊等） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況 〔現場員、パトロール者等で判る〕 範囲とする	・停電状況 ・被害状況 倒木等による復旧支障箇所 無人航空機（ドローン）活用による被災地画像、情報など ・復旧体制 ・復旧状況

復旧時	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況（通行止め及び道路啓開計画に関する情報） 	<ul style="list-style-type: none"> ・停電状況（適宜） ・被害状況 ・無人航空機（ドローン）活用による復旧状況画像等 ・復旧見込み
-----	---	--

（注）情報連絡は電話又はファックスにより行う。

4 災害発生時における無人航空機（ドローン）の機器活用

甲は、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を行うために、乙に対して無人航空機（ドローン）活用による情報収集及び収集した画像の提供等、技術的な支援を乙と協議のうえ依頼することができる。

5 大規模災害発生時における復旧対策、連絡体制及び情報発信の強化

乙の被害が甚大で、電力の復旧に相当の時間を要する場合は、復旧対策において甲及び乙の協体制を密にし、更なる連絡体制の強化と情報共有を図るために、乙は甲の区域内に「諫早地区拠点」を設置するとともに、市民に対する停電状況や復旧見込み等の情報発信の強化を図ることとする。

6 災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して以下の事項について協力を依頼することができる。

(1) 宿泊箇所及び駐車場としての施設の借用

乙は復旧応援者の宿泊箇所として一般宿泊施設を確保すると共に、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し「つくば倶楽部」及び「津久葉公園」の借用を依頼することができる。

(2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用すると共に、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し「津久葉公園」の借用を依頼することができる。

(3) 復旧人員及び資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬又は電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し「津久葉公園」の使用を依頼することができる。

7 道路啓開

(1) 倒木時の道路啓開

ア 甲が管理する道路において、乙の設備に影響を与えている倒木又は影響を与える恐れがある倒木については、処分も含め乙が道路啓開を実施する。

イ 乙の設備を復旧するため、倒木により甲が管理する道路の啓開が必要な場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲が道路啓開を実施する。ただし、甲による道路啓開の実施が困難な状況である場合は、乙が甲に代わり実施し、倒木の処分については後に甲が行う。

ウ 甲に代わって乙が実施する道路啓開は、乙の設備を復旧するために必要最小限の範囲とする。

(2) 電柱倒壊及び電線垂れ下がり時の道路啓開

ア 乙の設備により、甲が管理する道路において交通に支障を与えている場合又は支障を与える恐れがある場合は、甲は速やかに乙へ連絡し、乙が道路啓開を実施する。

イ 津波等による大規模な被害が生じ、乙の施設が周辺の瓦礫と混在した場合は、甲は乙の了解なく、乙の設備の排除を含め道路啓開を実施できる。

8 復旧作業

(1) 電力復旧の考え方

緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所及び優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 電力設備復旧作業の考え方

災害時の復旧作業は、早期送電を図るため全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

9 広 報

(1) 平常時の広報

乙は、災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を依頼することができる。

(2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報

乙は、台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段による次の広報を要請することができる。

ア 切れた電線に触ることによる感電事故の防止

イ 電力設備の被害状況

ウ 停電の発生状況

エ 復旧見込み等

10 施設利用に関するその他の事項

(1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし立入禁止区域には立ち入らない。

(2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。

(3) 乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。

(4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。

(5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

11 協力の範囲について

各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力と

する。

12 その他

- (1) この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。
- (2) この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。
- (3) この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 6月19日

甲 諫早市東小路町7番1号

諫早市

諫早市長 宮本 明雄

乙 大村市東三城町13番地

九州電力株式会社

大村配電事業所長 瀧田 治夫

諫早市・日本下水道事業団災害支援協定

諫早市（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、委託者の所管する下水道施設について災害が発生した場合において受託者が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、受託者が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他委託者と受託者の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 受託者が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 委託者は、受託者に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、委託者は、事後において速やかに、受託者に文書を交付するものとする。

る。

(災害支援の実施)

第5条 受託者は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受託者は、国土交通省又は長崎県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

(災害支援の完了の報告)

第6条 受託者は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、委託者に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 委託者は、受託者が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 受託者は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を委託者に請求するものとする。

3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに受託者に支払うものとする。

(廃止)

第8条 委託者又は受託者においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、委託者及び受託者が協議の上、この協定を廃止することができる。

2 委託者又は受託者がこの協定の定めに従った場合においては、委託者又は受託者は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 委託者の事務局 上下水道局 下水道課
- 二 受託者の事務局 九州総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年9月30日までとする。

(現況届の提出)

- 第11条 委託者は、協定を締結したときは、受託者に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。
- 2 委託者は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を受託者に提出するものとする。
- 3 委託者は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに受託者に報告するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、委託者と受託者が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者がそれぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和4年7月27日

委託者 長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市上下水道事業管理者
上下水道局長 矢竹 秀孝

受託者 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 森 岡 泰 裕

別記

協定下水道施設

1. 終末処理場

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 諫早中央浄化センター | 長崎県諫早市仲沖町356番地 |
| (2) 小長井浄化センター | 長崎県諫早市小長井町大峰980番地70 |
| (3) 高来浄化センター | 長崎県諫早市高来町泉301番地 |
| (4) 田結浄化センター | 長崎県諫早市飯盛町里145番地10 |
| (5) 飯盛浄化センター | 長崎県諫早市飯盛町開181番地1 |

2. ポンプ場(マンホールポンプ場は除く)

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 宇都中継ポンプ場 | 長崎県諫早市宇都町320番地10 |
| (2) 鷺崎中継ポンプ場 | 長崎県諫早市鷺崎町219番地9 |
| (3) 化屋中継ポンプ場 | 長崎県諫早市多良見町化屋250番地7 |

様式

令和 年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

諫早市・日本下水道事業団災害支援協定第11条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
維持管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
		ルート図	一般平面図	水位関係図
最新図面作成年月日				
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月日				
留意事項				

※1 ご担当者様は2名以上ご登録願います。

※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。

※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。
維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。

※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。

※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。

災害時における復旧支援協力に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震や水害等の災害により甲の管理する公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の管路施設（以下、「協定管路施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、公共下水道については、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づき、農業集落排水及び漁業集落排水については、それに準ずるものとして協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した協定管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は諫早市上下水道局下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部長崎県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、協定管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年7月27日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市上下水道事業管理者
上下水道局長 矢竹 秀孝 ⑩

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司 ⑩

災害等の発生時における下水道の応急支援に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と諫早市管工業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、台風、豪雨などによる災害等の発生時において、乙が甲の要請を受けて実施する下水道の応急支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民のライフラインである下水道の役割と責任の重大性を認識し、災害等により被った下水道の機能を早期に回復することを目指し、甲が乙から組織的な支援を受け、迅速な被災状況の把握と的確な応急対策を実施することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害等の発生により、乙の支援を受ける必要が生じたときは、次条に掲げる応急支援の実施を乙に要請するものとする。

（乙が実施する応急支援）

第3条 乙が、甲の要請を受けて実施する応急支援は、次のとおりとする。

- （1）被災状況についての情報提供（巡視、点検）
- （2）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（管内清掃、復旧工事）
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲が乙の支援を受ける必要があると認めた業務

（応急支援に要する費用）

第4条 乙が前条第1号の応急支援の実施に要した経費は、乙の負担とする。

- 2 乙が前条第2号及び第3号（甲の管理に係るものに限る。）の応急支援の実施に要する経費は、甲の負担とする。なお、甲が負担する額は、甲の基準に照らし甲乙協議して定める適正な額とする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了した時は、甲に対して書面をもって報告を行うものとする。

（労働災害の補償）

第6条 乙又は乙の会員等の従業員が応急支援業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害等を被った場合は、乙又は乙の会員等の労働者災害補償保険の適用により、乙が補償するものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、甲の要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ組織的な支援体制を整備し、これを甲に文書で通知するものとする。また、内容に変更が生じたときも同様とする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了の日の翌日から更に1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年7月27日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市上下水道事業管理者
上下水道局長 矢竹 秀孝 ⑩

乙 長崎県諫早市天満町1番17号
諫早市管工業協同組合
理事長 辻 正勝 ⑩

災害時における相互協力に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と九州ガス株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における早期復旧のための相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、諫早市内で災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合について、甲及び乙が連携し、相互協力することにより早期の復旧を図り、市民生活の安定に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、諫早市内のうち乙の都市ガス供給区域内とする。

（連絡体制等）

第3条 甲及び乙は、平時から、本協定に関する緊急連絡先等、円滑な連携のために必要な事項を共有し、連絡体制を確立する。

2 乙は、ガス復旧を優先すべき重要施設のリストをあらかじめ作成し、甲と情報共有しておくとともに、当該リストに変更が生じた場合は、随時更新するものとする。

3 乙は、大規模ガス供給支障時等において、より円滑な連携を図るため、必要に応じて、甲が設置する災害対策本部等に情報連絡員を派遣するものとする。

（提供する情報）

第4条 甲及び乙は、災害発生時には、被災情報の収集・提供を行うものとする。

	甲 → 乙	乙 → 甲
被災情報の収集・提供内容	・道路状況（交通規制他） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他）	・対策本部の設置状況 ・ガス停止状況 ・被害状況 ・復旧体制 ・復旧状況

（災害時の情報連携）

第5条 乙の被害が甚大で、ガスの復旧に相当の時間を要する場合は、乙は甲に対し、供給停止の発生状況又は復旧見込み等ガスに関連する情報を提供するなど、甲及び乙の連絡体制を密にする。

（相互協力）

第6条 甲及び乙は、災害時の不測の事態において必要があるときは、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 都市ガス及び道路等の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- (2) 甲及び乙が所有する施設等の利用
- (3) 市民への情報等の周知

2 乙は、緊急かつ直接的に人命に関わる施設、甲による災害復旧活動上の重要施設及び経済社会の基幹的機能を有する施設へのガス供給を優先して復旧する。

3 甲は、被災状況の迅速な把握を行うために、乙に対して地震計により収集した情報の提供を依頼することができる。

(要請の手続等)

第7条 前条に規定する内容に関する詳細、要請の手続、その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(費用の負担)

第8条 本協定に基づいて実施した事項に要した費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第10条 本協定に基づく業務の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期するものとする。

(協定期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期限が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年1月13日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙 諫早市幸町1番23号
九州ガス株式会社
代表取締役

避難所施設利用に関する協定書

諫早市長 (以下「甲」という。)と長崎県立 **【別紙】** 高等学校長 (以下「乙」という。)とは、災害時における避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

(避難所として利用できる施設の範囲)

第3条 乙は、次に掲げる施設を避難所として甲の利用を認めるものとする。なお、詳細な利用範囲は別紙「施設利用計画図」のとおりとする。

施設名称	【別紙】
所在地	
構造等	
収容人数	
避難所入口	

2 災害の規模等状況に応じては、別紙の利用範囲を甲乙協議の上、変更することができる。

(避難所に設置するもの)

第4条 甲は、避難所として利用するために次に掲げる工作物及び備品等を乙と協議の上、事前に設置することができる。なお、設置場所については別紙「施設利用計画図」に図示するものとする。

設置物	数量	設置場所
【別紙】		

2 甲は、上記工作物及び備品等の設置にあたっては、本協定書により乙に対して行政財産目的外使用許可手続きを必要としないものとする。

(避難所の開設)

第5条 甲は、災害時において避難所として利用する必要がある場合、乙の承認した施設に開設することができる。

2 甲は、避難所として利用する場合、施設利用の安全性について調査した上で利用するものとする。

(開設の通知)

第6条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

3 甲は、避難所を開設するにあたっては、本協定書により長崎県知事に対して行政財産目的外使用許可手続きを必要としないものとする。

(避難行動への協力)

第7条 乙は、避難者の施設利用にあたって、施設における出入口やルート確保、開錠等甲へ協力するものとする。

(緊急時の開錠等)

第8条 甲は、第5条に基づき避難所を開設する際、施設が休日や夜間等により乙が不在の場合は、甲が開錠できるものとする。この場合、事前に乙から貸与された鍵を使用するものとし、保管・管理にあたっては、甲が責任をもって行うものとする。

2 甲は、前項の貸与された鍵について、緊急時の避難場所の開錠以外には使用しないものとする。

(避難所の管理運営)

第9条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は授業及び業務を妨げない範囲で甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第10条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設使用料は免除するものとし、光熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第11条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用した場合の施設の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第12条 乙は、地域住民が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第13条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第14条 甲は、乙の管理する施設を避難所として閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第15条 甲は、乙が管理する施設の避難所としての指定を廃止する場合には、乙に対して報告するものとする。また、乙は、施設改修等により避難所としての利用が困難となる場合には、甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第16条 この協定の締結期間は、平成27年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を更新しないという申出を行わない限り、同一の内容を持って期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日【別紙】

(甲) 諫早市

諫早市長

(乙) 長崎県立【別紙】 高等学校
校長

別紙

避難所施設利用に関する協定書について（県立高等学校）

学 校 名	長崎県立諫早農業高等学校	協定締結日	平成26年 9月 2日
第3条関係		第4条関係	
施設名称	長崎県立諫早農業高等学校	設置物	緊急告知防災ラジオ
所在地	諫早市立石町1003	数 量	1台
構造等	第1体育館 RC造 2階建て 1,726㎡	設置場所	校長室
収容人数	704人		
避難所入口	正門、通用門及び裏門（東門）		
学 校 名	長崎県立諫早特別支援学校	協定締結日	平成26年 9月26日
第3条関係		第4条関係	
施設名称	長崎県立諫早特別支援学校	設置物	緊急告知防災ラジオ
所在地	諫早市真崎町1670番地1	数 量	1台
構造等	屋内運動場 RC造 2階建て 484㎡	設置場所	事務室
収容人数	242人		
避難所入口	正門		
学 校 名	長崎県立諫早東特別支援学校	協定締結日	平成26年 9月30日
第3条関係		第4条関係	
施設名称	長崎県立諫早東特別支援学校	設置物	緊急告知防災ラジオ
所在地	諫早市永昌東町24番2号	数 量	1台
構造等	第2校舎 RC造 1階建て 1,178㎡	設置場所	事務室
収容人数	589人		
避難所入口	第2校舎入口		
学 校 名	長崎県立諫早高等学校	協定締結日	平成26年10月 1日
第3条関係		第4条関係	
施設名称	長崎県立諫早高等学校	設置物	緊急告知防災ラジオ
所在地	諫早市東小路町1番7号	数 量	1台
構造等	屋内運動場 RC造 2階建て 2,706㎡	設置場所	事務室
収容人数	1,353人		
避難所入口	正門、裏門		
学 校 名	長崎県立諫早商業高等学校	協定締結日	平成26年10月30日
第3条関係		第4条関係	
施設名称	長崎県立諫早商業高等学校	設置物	緊急告知防災ラジオ
所在地	諫早市宇都町8番26号	数 量	1台
構造等	屋内運動場 RC造 2階建て 2,285㎡	設置場所	職員室
収容人数	1,142人		
避難所入口	正門、裏門		
学 校 名	長崎県立西陵高等学校	協定締結日	平成26年10月30日
第3条関係		第4条関係	
施設名称	長崎県立西陵高等学校	設置物	緊急告知防災ラジオ
所在地	諫早市多良見町化屋1387番地2	数 量	1台
構造等	屋内運動場 RC造 3階建て 1,860㎡	設置場所	事務室
収容人数	930人		
避難所入口	正門及び西門		
学 校 名	長崎県立諫早東高等学校	協定締結日	平成26年11月 1日
第3条関係		第4条関係	
施設名称	長崎県立諫早東高等学校	設置物	無
所在地	諫早市森山町杉谷317番地	数 量	
構造等	体育館 鉄骨造 2階建て 1,019㎡	設置場所	
収容人数	509人		
避難所入口	正門、通用門		

災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と長崎県老人福祉施設協議会県央ブロック施設代表者会（以下「乙」という。）とは、本市において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における福祉避難所の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請により、別表に掲げる施設内において、甲が定める「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき福祉避難所を設置及び運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 甲が、福祉避難所として指定する乙の施設は別表のとおりとする。

（福祉避難所の開設要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時に福祉避難所を設置する必要があると認める場合は、乙に対し前条に掲げる施設の開設を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、当該要請を受諾するよう努めなければならない。

（手続等）

第4条 甲は、前条の規定による要請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した文書を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請するものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 避難行動要支援者の氏名、住所、連絡先、心身の状況等
- (2) 当該避難行動要支援者の身元引受人の氏名、住所、連絡先等

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、災害の規模及び状況により、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができるものとする。

（運営）

第6条 乙は、福祉避難所が開設された場合は、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 避難行動要支援者の日常生活上の支援
- (2) 避難行動要支援者からの相談の対応
- (3) 避難行動要支援者の体調等の変化への対応

（移送）

第7条 避難行動要支援者の福祉避難所への移送は、原則として、当該避難行動要支援者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、災害の状況により、当該避難行動要支援者の家族又は支援者による移送が困難である場合は、乙は、甲からの要請により、避難行動要支援者の移送を行うよう努めるものとする。

（生活用品等の調達）

第8条 避難行動要支援者が必要とする生活用品、物資、器材等（以下「生活用品等」という。）の調達は、甲が行うものとする。ただし、災害の状況により、甲による調達が困難である場合は、乙は、甲からの要請により、乙が保有する生活用品等の提供に努めるものとする。

(支援者の確保)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡があったときは、速やかに乙が必要とする保健師、看護師等の専門的人材及びボランティア等の支援者を確保するための措置を講ずるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費について、所要の実費を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用の請求に当たり、福祉避難所の設置及び運営に要した費用に関する実績報告書を甲に提出するものとする。

(受入可能人数等)

第11条 甲及び乙は、本協定の締結後、避難行動要支援者の受入可能な人数、避難生活の支援体制、福祉避難所に必要な生活用品等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、業務上知り得た避難行動要支援者又はその家族に係る個人情報の取扱いに留意するとともに、当該業務の目的以外において個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日前において、甲乙の何れかが解除の申出をしない場合は、引き続き1年間更新したものとし、その後において期間が満了したときも、また同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 27年 3月 20日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙 諫早市高来町神津倉534番地1
長崎県老人福祉施設協議会
県央ブロック施設代表者会
会長

災害発生時における相互協力に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と長崎刑務所（以下「乙」という。）は、諫早市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生又は発生のおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内に発生した災害時において、甲が避難場所及び防災関係の活動拠点等（以下「避難場所等」という。）として、乙の管理する施設の一部を使用すること及び甲が行う災害対策に乙が積極的に協力し、市民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請等）

第2条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙が指定する施設を甲が避難場所等として使用する必要があると認めたときは、甲の申請により、乙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、刑務所の運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（1）鍛錬場

（2）その他乙が使用を認めた場所

2 甲は、乙に避難場所等の使用申請を行うときは、国有財産使用許可申請書（別紙様式1）を提出する。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙が甲に対し行う施設の提供に関する協力は、次のとおりとする。

（1）地域に居住する住民などの避難所

（2）防災関係機関の活動拠点等

（申請に基づく措置等）

第4条 乙は、甲からの第2条第2項の使用申請に基づき、施設の使用が認められるときは、国有財産使用許可書（別紙様式2）を甲に交付し、甲は、当該許可申請書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規程に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設開錠等の措置を講ずるものとする。

4 使用許可施設への避難誘導は甲が行うものとする。

（許可の取消し又は変更等）

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

（1）乙が、本来の目的に供するため必要が生じたとき

（2）甲に、この協定に違反する行為が認められるとき

（使用時の注意事項）

第6条 甲は、第2条第2項で申請した施設を使用する者に対し、申請した施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(乙への報告)

第7条 甲は、避難場所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

(原状回復義務)

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(経費等の負担)

第9条 第3条に規定する協力において要した経費については、甲の負担とする。

2 前項及び第8条第2項に規定する経費を除き、協力に要した経費の負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 6月26日

諫早市東小路町7番1号
甲 諫早市
諫早市長

諫早市小川町1650番地
乙 長崎刑務所
所 長

別紙様式 1

諫総第 号
年 月 日

法務省所管国有財産部局長 長崎刑務所長 殿

申請者 住所 諫早市東小路町 7 番 1 号

諫早市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

1 使用しようとする財産

- (1) 所在 諫早市小川町 1 6 5 0 番地
- (2) 区分 土地 (別添位置図のとおり)
- (3) 数量 当初 鍛錬場 4 5 9 平方メートル

2 使用しようとする理由

避難場所及び防災関係機関の活動拠点等

3 使用しようとする期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 その他参考となるべき事項

避難所施設利用に関する協定書

諫早市長（以下「甲」という。）と長崎ウエスレヤン大学 学長（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

（避難所として利用できる施設の範囲）

第3条 乙は、次に掲げる施設を避難所として甲の利用を認めるものとする。なお、詳細な利用範囲は別紙「施設利用計画図」のとおりとする。

施設名称	長崎ウエスレヤン大学千葉体育館
所在地	諫早市西栄田町1212番地1
構造等	鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建 731㎡
収容人数	365人
避難所入口	正門、北門

2 災害の規模等状況に応じては、別紙の利用範囲を甲乙協議の上、変更することができる。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として利用する必要がある場合、乙の承認した施設に開設することができる。

2 甲は、避難所として利用する場合、施設利用の安全性について調査した上で利用するものとする。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難行動への協力）

第6条 乙は、避難者の施設利用にあたって、施設における出入口やルートの確保、開錠等甲へ協力するものとする。

（緊急時の開錠等）

第7条 甲は、第5条に基づき避難所を開設する際、施設が休日や夜間等により乙が不在の場合は、甲が開錠できるものとする。この場合、事前に乙から貸与された鍵を使用するものとし、保管・管理にあたっては、甲が責任をもって行うものとする。

2 甲は、前項の貸与された鍵について、緊急時の避難場所の開錠以外には使用しないものとする。

（避難所の管理運営）

第8条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は授業及び業務を妨げない範囲で甲に協力するものとする。

3 乙は避難所で活動する学生ボランティアを募り、ボランティア活動の推進に努める。

(費用の負担)

第9条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設使用料は免除するものとし、光熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第10条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用した場合の施設の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第11条 乙は、地域住民が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第12条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第13条 甲は、乙の管理する施設を避難所として閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第14条 甲は、乙が管理する施設の避難所としての指定を廃止する場合には、乙に対して報告するものとする。また、乙は、施設改修等により避難所としての利用が困難となる場合には、甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第15条 この協定の締結期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を更新しないという申出を行わない限り、同一の内容を持って期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成27年12月21日

(甲) 諫早市
諫早市長

(乙) 長崎ウエスレヤン大学
学 長

避難所施設利用に関する協定書

諫早市長（以下「甲」という。）と鎮西学院高等学校 校長（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

（避難所として利用できる施設の範囲）

第3条 乙は、次に掲げる施設を避難所として甲の利用を認めるものとする。なお、詳細な利用範囲は別紙「施設利用計画図」のとおりとする。

施設名称	鎮西学院高等学校 笹森卯一郎記念体育館
所在地	諫早市西栄田町1212番地1
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建 1,872㎡
収容人数	936名
避難所入口	正門

2 災害の規模等状況に応じては、別紙の利用範囲を甲乙協議の上、変更することができる。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として利用する必要がある場合、乙の承認した施設に開設することができる。

2 甲は、避難所として利用する場合、施設利用の安全性について調査した上で利用するものとする。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難行動への協力）

第6条 乙は、避難者の施設利用にあたって、施設における出入口やルートの確保、開錠等甲へ協力するものとする。

（緊急時の開錠等）

第7条 甲は、第4条に基づき避難所を開設する際、施設が休日や夜間等により乙が不在の場合は、甲が開錠できるものとする。この場合、事前に乙から貸与された鍵を使用するものとし、保管・管理にあたっては、甲が責任をもって行うものとする。なお、施設が休日や夜間等により乙が不在の場合の連絡先は、別紙1のとおりとする。

2 甲は、前項の貸与された鍵について、緊急時の避難所の開錠以外には使用しないものとする。

(避難所の管理運営)

第8条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は授業及び業務を妨げない範囲で甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設使用料は免除するものとし、光熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第10条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用した場合の施設の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第11条 乙は、地域住民が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第12条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第13条 甲は、乙の管理する施設を避難所として閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第14条 甲は、乙が管理する施設の避難所としての指定を廃止する場合には、乙に対して報告するものとする。また、乙は、施設改修等により避難所としての利用が困難となる場合には、甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第15条 この協定の締結期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を更新しないという申出を行わない限り、同一の内容を持って期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成28年 2月 2日

(甲) 諫早市
諫早市長

(乙) 鎮西学院高等学校
校長

地区別避難場所指定に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生等により諫早市民が避難を余儀なくされた場合に、諫早市（以下「甲」という。）が社会福祉法人寿光会（以下「乙」という。）の管理する施設に避難所を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

(避難所の指定)

第3条 甲は、次条に掲げる施設（以下「対象避難施設」という。）を諫早市地域防災計画（以下単に「計画」という。）に定める地区別避難場所として指定するものとする。

2 甲は、対象避難施設の使用については、計画に別に定める福祉避難所としての使用を優先し、なお収容人員等に余剰がある場合に地区別避難場所として使用するものとする。

(避難施設)

第4条 避難所として利用する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 養護老人ホーム 福寿園
- (2) 特別養護老人ホーム 天恵荘
- (3) 盲養護老人ホーム 光明荘

(避難所開設の手続)

第5条 甲は、第1条に規定する避難所の開設及び運営を行おうとするときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、避難所を開設するにあたり、必要があると認めるときは、対象避難施設が立地する地域の災害の発生状況及び施設の安全性等について、乙に報告を求めることができる。

3 乙は、前項に規定する報告の求めがあった場合、速やかに甲に対し報告するものとする。

4 乙は、災害の発生等により緊急に対応する必要があると認められるときは、自主的な判断に基づき、第4条に規定する施設を開放し、甲に協力する。

(連絡体制)

第6条 前条に規定する甲の要請は、諫早市長の名により乙の理事長に対して行う。

2 甲及び乙は、迅速な連絡体制の整備のため、互いに緊急時の連絡先を報告し、変更があった場合は随時更新しなければならない。

(協力体制)

第7条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、避難所の開設及び運営について必要があると認めるときは避難者の受け入れに係る訓練を実施することとし、甲は、乙から要請があった場合は必要な指導及び協力をしなければならない。

(避難所の管理運営)

第8条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

(避難者への備蓄品の提供)

第9条 乙は、施設入居者のための備蓄品である水、食料等について、乙の負担によ

りその余剰品を避難者に提供できるものとする。

(費用の負担)

第10条 甲は、対象避難施設を避難所として運営する場合の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、乙は当該避難対象施設の使用料を免除するものとし、光熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設及び備品の破損時等の対応)

第11条 この協定に基づき、対象避難施設が避難所として使用されたことに起因する施設及び備品の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第12条 乙は、この協定に基づき開設した避難所において発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第13条 甲は、乙が早期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第14条 甲は、この協定に基づく避難所を閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第15条 甲は、対象避難施設の全部又は一部について、地区別避難場所の指定を廃止する場合は、乙に対して報告するものとする。

2 乙は、対象避難施設の改修等により避難所としての利用が困難となる場合は、遅滞なく甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第16条 この協定の締結期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の期間終了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第17条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年1月17日

諫早市東小路町7番1号

(甲) 諫早市

諫早市長

諫早市有喜町537番地5

(乙) 社会福祉法人 寿光会

理事長

地区別避難場所指定に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生等により諫早市民が避難を余儀なくされた場合に、諫早市（以下「甲」という。）が社会福祉法人幸生会（以下「乙」という。）の管理する施設に避難所を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

(避難所の指定)

第3条 甲は、次条に掲げる施設（以下「対象避難施設」という。）を諫早市地域防災計画に定める地区別避難場所として指定するものとする。

(避難施設)

第4条 避難所として利用する施設は、諫早療育センターとする。

(避難所開設の手續)

第5条 甲は、第1条に規定する避難所の開設及び運営を行おうとするときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、避難所を開設するにあたり、必要があると認めるときは、対象避難施設が立地する地域の災害の発生状況及び施設の安全性等について、乙に報告を求めることができる。

3 乙は、前項に規定する報告の求めがあった場合、速やかに甲に対し報告するものとする。

4 乙は、災害の発生等により緊急に対応する必要があると認められるときは、自主的な判断に基づき、第4条に規定する施設を開放し、甲に協力する。

(連絡体制)

第6条 前条に規定する甲の要請は、諫早市長の名により乙の理事長に対して行う。

2 甲及び乙は、迅速な連絡体制の整備のため、互いに緊急時の連絡先を報告し、変更があった場合は随時更新しなければならない。

(協力体制)

第7条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、避難所の開設及び運営について必要があると認めるときは避難者の受け入れに係る訓練を実施することとし、甲は、乙から要請があった場合は必要な指導及び協力をしなければならない。

(避難所の管理運営)

第8条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

(避難者への備蓄品の提供)

第9条 乙は、施設入居者のための備蓄品である水、食料等について、乙の負担によりその余剰品を避難者に提供できるものとする。

(費用の負担)

第10条 甲は、対象避難施設を避難所として運営する場合の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、乙は当該避難対象施設の使用料を免除するものとし、光

熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設及び備品の破損時等の対応)

第11条 この協定に基づき、対象避難施設が避難所として使用されたことに起因する施設及び備品の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第12条 乙は、この協定に基づき開設した避難所において発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第13条 甲は、乙が早期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第14条 甲は、この協定に基づく避難所を閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第15条 甲は、対象避難施設の全部又は一部について、地区別避難場所の指定を廃止する場合は、乙に対して報告するものとする。

2 乙は、対象避難施設の改修等により避難所としての利用が困難となる場合は、遅滞なく甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第16条 この協定の締結期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の期間終了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第17条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年1月17日

諫早市東小路町7番1号

(甲) 諫早市

諫早市長

諫早市有喜町537番地2

(乙) 社会福祉法人 幸生会

理事長

災害時における施設等の利用に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立諫早青少年自然の家（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

（範囲）

第2条 甲が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- （1）宿泊棟
- （2）屋内研修施設
- （3）屋外研修施設
- （4）駐車場
- （5）その他乙が使用を認めた場所

（利用の協力要請）

第3条 甲は、諫早市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、諫早市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請をすることができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

(返還)

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ甲乙署名の上、各1通を保管する。

令和3年9月27日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市

諫早市長

乙 諫早市白木峰町1109番地1
独立行政法人 国立青少年教育振興機構
国立諫早青少年自然の家

所長

災害時における物資の供給に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と長崎県中央農業協同組合・丸高商事株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、災害時における物資の供給に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（協力の内容）

第1条 甲は、諫早市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請の時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物資の種類、数量、引渡しの時期は、乙が決定する。

（要請の方法）

第3条 甲は、乙に対し、災害時における物資の供給に関する要請書（別紙第1号様式）をもって、前条の物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかに要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 第3条の規定に基づく物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、やむを得ない事情により乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡場所及び運搬経路は、乙と協議の上、甲が決定する。

3 甲は、乙が物資を運搬する際に使用する車両については、緊急車両又は優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

4 甲は、引渡場所に職員を派遣し、数量等を甲、乙双方で確認の上、物資を引き取るものとする。

5 甲は、前項の規定による引取りを、甲が指定する者に代行させることができる。

6 乙は、物資の引渡しを終了した後、速やかに物資供給完了報告書（別紙第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとし、乙からの適法な請求書の提出後、速やかに支払うものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）によるものとする。

（連絡責任者の報告）

第7条 甲及び乙は、本協定の成立に係る連絡責任者を、協定締結後速やかに連絡責任者報告書（別紙第3号様式）をもって相手方に報告するものし、変更が生じた場合は直ちに相手方に報告するものとする。

（効力）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日までに双方いずれからも解約、内容変更等の意思表示がない限り、さらに1年間同一の内容をもってその効力を有するものとし、その後においても同様とする。

2 本協定を解約する場合は、甲、乙いずれか一方が1か月前までに書面をもって相手方に通知するものとする。

（協議）

第9条 本協定において定めのない事項で疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 7月 5日

諫 早 市

甲 諫早市東小路町7番1号

諫 早 市 長

長崎県中央農業協同組合

諫早市栗面町174番地1

代表理事組合長

乙

丸高商事株式会社

諫早市幸町308番地1

代表取締役

別表（第2条関係）

供給を要請する物資

項 目	品 名
食 料 品 等	弁当 おにぎり、パン類 レトルト食品（ごはん、おかず類） インスタント食品（即席めん類） 調理缶詰類（イージーオープン） 容器入り飲料（水、お茶、牛乳、その他） 精米 調味料（味噌、醤油、砂糖、塩等） 生鮮食品類（野菜、果物、肉等） 漬物、梅干 菓子類 育児用調製粉乳
日 用 品 等	寝具（毛布、布団） 下着類 履物 不織布製マスク、軍手、ゴム手袋、作業服 石けん、シャンプー、リンス、洗剤、歯ブラシ、タオル トイレットペーパー、ティッシュペーパー ウエットティッシュ 生理用品 紙おむつ、哺乳瓶 割り箸、スプーン、使い捨て食器類 鍋、炊飯用具、簡易コンロ 固形燃料、カセットボンベ ごみ袋、ラップ 懐中電灯、ラジオ、乾電池 常備薬、救急セット 防水シート 蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）
そ の 他	上記に定めのないもののうち、災害の状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資

別紙第1号様式

第 号
年 月 日

災害時における物資の供給に関する要請書

様

諫 早 市 長

「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する貴社の措置が完了後、別紙第2号様式（協定書第5条第6項）により、速やかに報告願います。

記

1 災害及び物資供給を必要とする状況

2 供給を必要とする物資

要請期日	必要とする物資の種類	数量	物資運搬先

備蓄物資の提供に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と株式会社たらみ（以下「乙」という。）とは、乙が甲に対し、乙の製造する「たらみのどっさりゼリー」及び「くだもの屋さんゼリー」（以下これらを合わせて「本件ゼリー」という。）を無償提供することについて、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が互いに協力し、風水害、地震、津波その他の災害時に、甲が甲の市民に対して本件ゼリーの提供を迅速に行うことを目的とする。

（供給内容）

第2条 乙は、甲に対し、甲の指定する日までに、本件ゼリー（年間の目安となる数量は以下のとおり。）を無償で提供するものとする。なお、具体的な数量については、甲及び乙間で別途協議する。

「たらみのどっさりゼリー」：7,500個

「くだもの屋さんゼリー」：7,500個

（災害時の対応）

第3条 風水害、地震、津波その他の災害が発生した際には、乙は、甲に対し、第2条に基づいて提供した本件ゼリーに加えて、本件ゼリーを無償提供できるよう最大限努力する。

（搬送及び引き渡し等）

第4条 乙は、前2条の規定により本件ゼリーを提供する場合は、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通などにより搬送に支障が生じたときは、甲乙協議して搬送方法を決定する。

2 甲は、乙が前項の規定により本件ゼリーを搬送するときは、乙の搬送車両が指定施設内を優先車両として通行できるように配慮する。

（費用）

第5条 乙が引渡場所までの運搬に要した費用は、乙が負担するものとする。

（処分）

第6条 甲は、第2条及び第3条の規定に基づき、無償提供された本件ゼリーについて、自己の費用と責任において処分するものとし、乙は一切責任を負わないものとする。

（瑕疵担保責任）

第7条 乙は、甲に対し、本件ゼリーについて、賞味期限を経過した日以降の品質を保証するものではなく、瑕疵担保責任その他一切の責任を負わないものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申出がなされない限り、この協定は1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の内容について疑義が生じた場合には、甲乙間で誠実に協議の上、これを解決する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 8月 5日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫 早 市
諫早市長

乙 長崎市中里町2178番地
株式会社 たらみ
代表取締役

災害時における物資供給に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を物資供給完了報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙とは、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。(別紙第3号様式)

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 6月14日

長崎県諫早市東小路町7番1号

甲 諫 早 市

諫早市長 宮 本 明 雄

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO 法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧 雄 一 郎

別表（第4条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ
その他	上記に定めのないもののうち、災害の状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資

物資発注書

第 号
年 月 日

NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長 様

諫早市長

災害時における物資供給に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する貴社の措置が完了後、別紙第2号様式（協定書第6条第2項）により、速やかに報告願います。

記

1 要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	物資運搬先

2 特記事項

問合せ先
担当部署：総務課
担当者：〇〇
連絡先：0957-22-1510
FAX：0957-24-3270
E-mail：soumu@city.isahaya.nagasaki.jp

第 号
年 月 日

物資供給完了報告書

諫早市長 様

NPO 法人 コメリ災害対策センター
理事長

年 月 日付で要請があった物資については下記のとおり供給が完了しましたので災害時における物資供給に関する協定書第6条第2項に基づき報告します。

記

1 物資供給完了内容

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時
特記事項			

災害時における物資供給に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 諫早市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 諫早市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

- 3 甲は、前項の職員の派遣を諫早市長その他甲の指定する者に代行させることがで

きる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては諫早市総務課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。
2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年8月17日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市長 大久保 潔 重

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳

災害時における緊急輸送等に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と諫早市タクシー協会（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、緊急輸送等に関する体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協力の要請及び実施）

第2条 甲は、災害時において、下記に掲げる緊急輸送等が必要となったときは、乙に協力を要請することができる。

（1）応急対策に従事する者その他甲が緊急輸送を必要と判断した者の輸送

（2）災害の状況、被害情報の収集及び伝達

2 乙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、協力を努めるものとする。

（要請手続）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担及び支払）

第4条 第2条の規定による緊急輸送等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算出方法については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定により、乙に属するタクシー会社が国土交通大臣に認可された運賃・料金を基準として、甲乙協議して定める。

3 第1項の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（第三者に対する責任）

第5条 乙は、その事業用車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づく業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険（昭和22年法律第50号）を適用し、補償するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、協定期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を延長しないという旨の意思表示がない限り、この協定は同一の条件で自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月8日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市

諫早市長

諫早市高来町三部壱397番地3

乙 諫早市タクシー協会

会 長

様式第1号

緊急輸送協力要請書(第 号)

年 月 日

諫早市タクシー協会 様

諫 早 市 長

年 月 日に締結した災害時等における緊急輸送等に関する協定書に基づき、下記のとおり緊急輸送等の協力を要請します。

記

要請担当者	職 氏 名： 連絡先電話番号：
電話等による要請 の日時	年 月 日 () 時 分頃
要請内容	<input type="checkbox"/> 被災者等の避難輸送 ・ <input type="checkbox"/> 応急対応に従事する者の輸送
輸送人数及び 要請台数	人 台
輸送区間	乗車場所： 降車場所：
履行の期日	年 月 日 ()
備考	

災害発生時における諫早市と諫早市内郵便局の協力に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）及び諫早市内郵便局（以下「乙」という。）は、諫早市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、諫早市内に災害が発生し、次の各号に掲げる事項について必要が生じた場合は、それぞれに協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲及び乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配付・回収を含む）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力の要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の協議)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 諫早市 総務部 総務課長

乙 日本郵便株式会社 諫早郵便局 郵便部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成29年3月2日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3日 2日

諫早市東小路町7番1号
甲 諫早市
諫早市長

乙 諫早市内郵便局 (別表のとおり)
代表者
高来郵便局長

別表

通番	局名	住所	電話番号
1	諫早	長崎県諫早市八坂町1-7	0957-22-0042
2	有喜	長崎県諫早市有喜町219	0957-28-2042
3	森山	長崎県諫早市森山町下井牟田1017-3	0957-35-2042
4	飯盛	長崎県諫早市飯盛町開26-8	0957-48-0042
5	高来	長崎県諫早市高来町三部壺405-2	0957-32-2526
6	長田	長崎県諫早市長田町2149-3	0957-23-9100
7	多良見	長崎県諫早市多良見町化屋479	0957-43-0042
8	深海	長崎県諫早市高来町富地戸449-1	0957-32-2220
9	大草	長崎県諫早市多良見町元釜95-12	0957-44-1042
10	諫早小野	長崎県諫早市小野町514-3	0957-23-1904
11	小長井	長崎県諫早市小長井町井崎679-3	0957-34-2042
12	諫早真崎	長崎県諫早市真崎町1715-1	0957-25-2801
13	西諫早	長崎県諫早市山川町1-4	0957-26-8989
14	諫早永昌	長崎県諫早市永昌町9-7	0957-26-7903
15	真津山	長崎県諫早市貝津町2973-2	0957-26-7906
16	田結	長崎県諫早市飯盛町里191-5	0957-49-1142
17	本野	長崎県諫早市上大渡野町6-3	0957-26-7905
18	北諫早	長崎県諫早市天満町17-15	0957-23-1901
19	南諫早	長崎県諫早市立石町1030-4	0957-23-1902
20	喜々津シーサイド	長崎県諫早市多良見町シーサイド1-278	0957-43-2629

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害発生時等において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 諫早市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 諫早市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙が提供する住宅地図インターネット配信サービスをいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNをいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、当該更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から平成30年3月31日までとする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年8月1日

甲) 長崎県諫早市東小路町7-1
諫早市
諫早市長 宮本 明雄

乙) 福岡県福岡市博多区祇園町1-1
株式会社ゼンリン
九州第一エリア統括部
部長 和田 滋

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、諫早市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	諫早市 B4 判住宅地図（南・北）	5セット
広域図	諫早市を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	諫早市 総務部 総務課 利用 閲覧地区：諫早市	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先	総務部総務課	住所：長崎県諫早市東小路町 7-1 電話：0957-22-1510 FAX：0957-24-3270
乙	連絡先 1	第一事業本部 九州第一エリア統括部 長崎営業所	住所：長崎市元船町 1-9-2F 電話：095-826-0357 FAX：095-826-5028
	連絡先 2	第一事業本部 九州第一エリア統括部 九州自治体営業課	住所：福岡市博多区祇園町 1-1-8F 電話：092-281-7201 FAX：092-281-7205

以 上

年 月 日

株ゼンリン 殿

諫早市長

物資供給要請書

「災害時における地産製品等の供給等に関する協定書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品名	数量	納品 希望場所	納品 希望日時	備考

<連絡担当者>

住所 長崎県諫早市東小路町7-1

部署名 総務部総務課

電話 0957-22-1510

FAX 0957-24-3270

年 月 日

諫早市長 殿

(株)ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、
年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品名	数量	納品 場所	納品 日時	備考

<物資納入者>

<物資受領者>

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第1号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第3号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 長崎支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置、利用、管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力のもと、被災者等の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により県が災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する地域において、広域停電が発生していること又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者、帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等をいう。）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。この場合において乙に対する修復に係る費用については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

2 前項の情報の保管にあたっては、甲乙双方で情報管理責任者を任命し、別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し合い、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができないものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、特設公衆電話の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第 11 条 特設公衆電話の利用の終了時期については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所を連絡することとする。

(設置場所の公開)

第 12 条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 7 条に規定する定期試験及び第 9 条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(情報の管理)

第 14 条 乙は、甲から提示された情報については、他のものへ提示してはならない。

(協議事項)

第 15 条 本協定書に定めのない事項及び本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその 1 通を保有する。

平成 31 年 4 月 19 日

甲 諫早市東小路町 7 番 1 号
諫早市

諫早市長 _____

乙 長崎市出島町 1 1 番 1 3 号 NTT 出島ビル別館
西日本電信電話株式会社 長崎支店

支店長 _____

ドローンを活用した災害時等における活動協力に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と株式会社 kiip1&nap（以下「乙」という。）は、災害時及び平常時におけるドローンを活用した活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、諫早市内において、自然災害や大規模事故その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態が発生した場合におけるドローンを利用した活動及び平常時における様々な分野での利活用やその他必要と認められる活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する業務(以下「協力活動」という。)の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害時における協力活動

- ア 災害発生現場等の被災状況把握のための情報収集支援
- イ 行方不明者の捜索支援
- ウ 物資の運搬等支援

(2) 平常時における協力活動

- ア 甲が実施する防災意識啓発の取り組み及び防災訓練への協力
- イ ドローン利活用のための人材育成への協力
- ウ その他、甲が乙と協議の上、決定した事項

（協力要請の手続）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、協力活動の内容、期間等を明らかにし、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、災害時など緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請を行うものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、第3条第1項に規定する協力要請を受けたときは、可能な範囲で協力活動に必要なドローン及び人員を出場させ、甲が指定する担当者の指示に従い協力活動を実施するものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、協力活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 協力活動に要した費用については、乙が通常、活動している適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（保険加入等）

第7条 乙は、協力活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入しているドローンを使用するものとする。

2 乙の保有するドローンが協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。

(事故発生時の責任負担)

第8条 この協定に基づく協力活動における一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

(平常時の準備)

第9条 乙が協力活動を円滑に行うための平常時に行う準備の内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応援に関する調査票(別記様式第2号)を毎年度初め及び変更がある場合に甲へ提出すること。

(2) 乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。

(3) 使用するドローンの準備及び習熟に努めること。

(個人情報保護)

第10条 甲及び乙の構成員は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、協力活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。甲及び乙の構成員でなくなった後も、また同様とする。

(成果品の権利)

第11条 協力活動により撮影した成果品の所有権、著作権その他の権利は、甲に帰属するものとする。

2 乙が成果品を利用する場合は、あらかじめ甲の同意を得なければならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月12日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙 東京都江東区木場1-5-25
深川ギャザリアタワーS棟4F
株式会社kiipl&nap
代表取締役社長

別記様式第1号

年 月 日

株式会社kiipl&nap

様

諫早市長

協 力 要 請 書

下記のとおり、ドローンによる協力を要請します。

記

1 協力要請の理由

2 協力要請をする場所

3 協力要請をする期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 現場担当者の所属、職・氏名および連絡先

所属

職・氏名

連絡先

5 その他参考となるべき事項

協力活動に関する調査票

■ 基本情報

商号又は名称			
住 所	〒		
代表者氏名		F A X 番号	
電 話 番 号		e - m a i l	

■ 緊急連絡先

連絡責任者氏名		役 職	
昼間連絡先		夜間連絡先	

■ 事業所(活動拠点の所在地)

事業所名			
所在地			
位 置 図			
<p>住宅地図その他、事業所の位置が明確に確認できるものを添付してください。</p>			

災害時における物資の保管及び輸送に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と、ナガサキロジスティクス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の保管および輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、諫早市地域防災計画に基づく災害応急対策活動又は災害が発生するおそれのある場合に必要な緊急・救護活動、被災者支援、その他甲が必要とする事象が発生したときに係る物資（以下「物資」という。）の保管及び輸送を円滑に処理するために必要な事項を定める。

（要請及び手続き）

第2条 甲は、物資を保管及び輸送する上で乙の支援が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して文書により要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び支援を要請する事由
- (2) 必要とする支援内容（物資保管・物資輸送・その他）
- (3) 支援を必要とする期間
- (4) その他必要な事項

2 保管の必要な取扱品目及び数量は、入・出庫依頼書（別紙第3号様式）を用いて連絡する。

3 輸送の必要な取扱品目及び数量、車両の種類、台数は、輸送依頼書（別紙第4号様式）を用いて連絡する。

4 甲は、前項に掲げる措置のほか、物資の保管管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し物資の保管及び輸送に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部又はボランティアセンター等への派遣を要請することができる。

（物資の保管及び輸送協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事由がない限り、善良なる管理者の注意をもってこれに協力し、物資の保管及び輸送又は物流の専門家の派遣を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。

- (1) 物資の保管を行う事業所名、外部へ協力を依頼した場合には事業者名（所在地、名称他）
- (2) 保管品目、数量、保管期間及び受払日（別紙第5号様式）
- (3) 輸送の有無、実施の場合の使用車輛、品目及び数量、日時、外部へ協力を依頼した場合の事業者名（2次配送の場合含む）（別紙第6号様式）
- (4) その他必要な事項

（入出庫手続）

第5条 物資の寄託者は甲とし、物資の入庫及び出庫の手続きは乙の定める方法に基づき行うものとする。

(輸送手続き)

第6条 物資の輸送に使用する車両の種類は品目に適した車両とするよう努力し、乙の準備できる車両(手配できるを含む)にて行う。輸送の手続きは、乙の定める方法に基づき行うものとする。

(費用の負担)

第7条 物資の保管及び輸送に要した費用(保管料、荷役料、輸送料、その他特別に要した費用)は、甲が負担する。

2 前項の費用は、乙が営業倉庫事業者及び運送事業者として、国へ届けている料金を基準とし、甲乙協議の上、決定する。

3 第2条第4項の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担額は、甲乙協議の上決定する。

4 乙は前2項の協議を行うにあたり、第4条第1項第1号及び第4号の事業者、第3条の派遣者の同意を得なければならない。

(費用の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から保管料及び、輸送料等の請求があったときには、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。但し予算措置を必要とするときには、予算措置後30日以内に支払うものとする。

(事故等の対応)

第9条 日常業務による提供場所及び人員不足、事故等の発生により第4条第1項第1号の乙による物資の保管の受入及び継続、第4条第1項第4号の乙による輸送が困難となったときは、甲に対し速やかにその状況を報告し、乙は他の倉庫業者、運送事業者、関係事業者協会などに協力を仰ぎ、物資の継続保管、輸送に努める。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、物資の保管及び輸送車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、物資又は第3者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第11条 本協定に基づく物資の保管及び輸送業務に従事した者が、その業務で負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(関係先との連絡調整)

第12条 本協定に基づく物資の保管、輸送及び物流専門家の派遣の業務の実施にあたり、関係機関、関係施設との必要な連絡調整は、原則として甲が行うものとする。

(情報共有)

第 13 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施にあたり、平常時から必要な情報の共有に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 14 条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第 2 号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期限)

第 15 条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲及び乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは、1 年間継続するものとし、それ以降も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除及び改定)

第 16 条 本協定は、甲または乙のいずれか一方が申し出たときには、甲乙協議して、協定の解除または改定することが出来る。

(協定の具体的内容)

第 17 条 本協定締結時において乙が支援できる具体的内容については、別紙 1 のとおりとする。ただし、乙の設備の変更等により内容の変更が生じたときは、甲に文書により報告するものとする。

(協議)

第 18 条 本協定に定めのない事項について疑義が生じたときには、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 4 月 2 5 日

甲 長崎県諫早市東小路町 7 番 1 号
諫早市
諫早市長

乙 長崎県諫早市飯盛町佐田 774 番地 1
ナガサキロジスティクス株式会社
代表取締役

別紙1（第17条関係）

協定の具体的内容については以下のとおりとする。

物資の保管及び輸送に関すること

- ・ 支援物資の保管（温度管理が必要なものについては冷凍・冷蔵）、仕分け、2次配送、指定区間の支援物資緊急輸送
- ・ 上記、物資の情報等、災害対策本部、ボランティアセンターなどとの情報の共有
- ・ ナガサキロジスティクスだけの対応が難しい場合の、長崎県冷蔵倉庫協会、九州冷蔵倉庫協会、長崎県トラック協会、近隣倉庫会社、福岡運輸グループ等との連携協力要請
- ・ 災害対策本部、ボランティアセンター等への物流専門家の派遣
- ・ 支援物資集積拠点への機材（パレット、コンテナ他）などの貸し出し
- ・ 同上への、仕分け作業等への人的支援および運用アドバイス
- ・ 遠方から来られた支援物資持込車両の一時待機、休憩場所、トイレ、水、シャワー他提供、情報提供、情報収集

その他の支援に関すること

- ・ 事務所2階スペース（会議室、食堂・休憩室、トイレ、シャワールーム付仮眠室等）への避難者受け入れ
- ・ 江の浦川等の氾濫など周辺浸水時の一時避難、退避場所
- ・ ペット同伴、小さなお子様同伴等の自家用車、テントなどでの避難希望者受け入れ
- ・ 飲料水、毛布等災害備蓄品の常時保管（事務所棟に備蓄倉庫有）
- ・ 太陽光発電、非常用発電機等による停電時バックアップ電源確保（設置後）
- ・ 非常用発電機の燃料タンクからの緊急車両等への軽油提供（設置後）
- ・ 他県等からの応援車輛（警察、消防、自衛隊、インフラ）の待機場所
- ・ 非常時のドクターヘリ、他自衛隊等ヘリコプター発着場所

災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と社会福祉法人諫早市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における諫早市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、諫早市内において地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）に、諫早市地域防災計画に基づき、迅速かつ効果的に被災者に対する支援活動が行うことができるよう、甲と乙が相互に連携して、円滑なボランティア活動の実施のためセンターを設置し、被災者等の生活安定に寄与することを目的とする。

（センター等の設置）

第 2 条 甲は、災害発生時の被災地域において、ボランティア活動による円滑な生活支援活動を実施する必要があると認めたときは、乙にセンターの設置を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請があったときは、速やかにセンターを設置するものとする。

（センターの運営）

第 3 条 センターの運営は、乙が主体となるものとする。甲及び乙は、センター運営の円滑化のため、必要に応じて、長崎県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、地区社会福祉協議会をはじめとして、地域の関係機関・団体等のほかボランティアの協力を得るものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（センターの業務）

第 4 条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) 災害ボランティアニーズの把握及びコーディネート
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続き
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 諫早市災害対策本部等との連絡調整に関する事項
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他センターの運営等に必要な事項

(資機材等の確保)

第 5 条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第 6 条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

(センターの閉鎖)

第 7 条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲及び乙が協議のうえ決定する。

(損害補償)

第 8 条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険加入に係る費用については、ボランティアの自己負担とする。

(平常時の取組み)

第 9 条 甲及び乙は、災害時に迅速かつ円滑に災害ボランティアセンターの設置運営ができるよう、平時から相互に連携した取組みに努めるものとする。

2 乙は、甲の実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、関係団体とのネットワーク整備に努めるものとする。

3 甲は、乙が実施する災害ボランティアセンター設置運営訓練等に対し、可能な限り協力するものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定書の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(その他)

第 11 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 7 月 5 日

甲 長崎県諫早市東小路町 7 番 1 号
諫早市
諫早市長

乙 長崎県諫早市新道町 9 4 8 番地
社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会
会 長

諫早市防災行政無線局(同報系)一覽表

種別	呼出名称	設置場所等	管理者	備考
親局	ぼうさいいさはしやくしよ	諫早市役所	総務部	
中継局	ぼうさいいさはやししらきみね	白木峰中継局	危機管理課長	
	ぼうさいいさはやしおがわはらうら	小川原浦中継局		簡易中継
	ぼうさいいさはしいもりししよ	飯盛支所		再送子局 1
	ぼうさいいさはしいもりかわしも	飯盛川下		再送子局 2
	ぼうさいいさはやしたらみちょうたらだんにし	多良見町多良団西		再送子局 3
	ぼうさいいさはやしたらみおおくさ	多良見大草		再送子局 4
	ぼうさいいさはやしたらみかみやま	多良見神山		再送子局 5
	ぼうさいいさはやしもりやまほんむら	森山本村		再送子局 6
	ぼうさいいさはやしもりやまなかのやしき	森山中野屋敷		再送子局 7
	ぼうさいいさはやしうきちゅうがっこう	有喜中学校		再送子局 8 長距離型スピーカー
	ぼうさいいさはやしもとのしょうがっこう	本野小学校		再送子局 9 長距離型スピーカー
固定局	いさはやしたらみししよ	多良見支所		
	いさはやしもりやまししよ	森山支所		
	いさはやしたかきししよ	高来支所		
	いさはやしこながいししよ	小長井支所		
	いさはしやくしよ	諫早市役所		長距離型スピーカー
	いさはやしちゅうおうじょうかせんたー	中央浄化センター		長距離型スピーカー
	いさはやしかみいさはやししょうがっこう	上諫早小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしきたいさはやちゅうがっこう	北諫早中学校		長距離型スピーカー
	いさはやしめいほうちゅうがっこう	明峰中学校		長距離型スピーカー
	いさはやしみたちやましょうがっこう	御館山小学校		
	いさはやしめしろまちかみこうみんかん	目代町上公民館		
	いさはやしふくだまちすがむたこうみんかん	福田町菅牟田公民館		
	いさはやしひのでまちこうだこうみんかん	日の出町香田公民館		
	いさはやしふくだまちかみひらたこうみんかん	福田町上平田公民館		
	いさはやしおぐりしょうがっこう	小栗小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしみはるだいしょうがっこう	みはる台小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしおがわまちめおとぎこうみんかん	小川町夫婦木公民館		
	いさはやしこがくらまちこうみんかん	小ヶ倉町公民館		
	いさはやしはじのおまちこうみんかん	土師野尾町公民館		
	いさはやしくれもまちこうみんかん	栗面町公民館		
	いさはやしおのしょうがっこう	小野小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしむなかたまちやなぎはらむなかたこうえん	柳原宗方公園		
	いさはやしくろさきこうみんかん	黒崎公民館		
	いさはやしあかさきかいかん	赤崎会館		
	いさはやしおのじままちこうみんかん	小野島町公民館		
	いさはやしおのじままちしんちこうみんかん	小野島町新地公民館		
	いさはやしうきしょうがっこう	有喜小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしてんじんふれあいせんたー	天神ふれあいセンター		
	いさはやしはやみまちこうみんかん	早見町公民館		
	いさはやしまつごとまち1こうみんかん	松里町1公民館		
	いさはやしまつごとまち2しおさいふれあいかいかん	松里町2潮騒ふれあい会館		
	いさはやししもおわたのこうぞうかいぜんせんたー	下大渡野町構造改善センター		
	いさはやししもおわたのまちふじのうちしゅうかいじょう	下大渡野町藤ノ内集会場		
いさはやしもとのまちおおのこうぞうかいぜんせんたー	本野町大野構造改善センター			
いさはやしもとのまちやなぎだにしゅうかいじょ	本野町柳谷集会場			
いさはやしかみおわたのまちひろたにちくこうみんかん	上大渡野町広谷地区公民館			
いさはやしゆのおしゅうらくせんたー	湯野尾集落センター			
いさはやしゆのおまちこうがしらしゅうかいじょ	湯野尾町川頭集会所			
いさはやしながたちゅうがっこう	長田中学校		長距離型スピーカー	

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
固定局	いさはやしおおばまちへぎこうぞうかいぜんせんたー	大場町片木構造改善センター	総務部	
	いさはやしおおばまちいわやかわぐちこうみんかん	大場町岩屋川口公民館	危機管理 課長	
	いさはやしおおばまちこうみんかん	大場町公民館		
	いさはやしおちょうずまちこうみんかん	御手水町公民館		
	いさはやしなかたまちこうみんかん	中田町公民館		
	いさはやししらきみねまちいわなふれあいのやかた	白木峰町岩名ふれあいの館		
	いさはやししらはらまちこうみんかん	白原町公民館		
	いさはやししらはままちこうみんかん	白浜町公民館		
	いさはやしこうてんまちこうぞうかいぜんせんたー	高天町構造改善センター		
	いさはやししょうきゅうじおかのうえこうみんかん	正久寺丘の上公民館		
	いさはやしあずきざきまちこうみんかん	小豆崎町公民館		
	いさはやしあずきざきまちだい2こうみんかん	小豆崎町第2公民館		
	いさはやしまつやましょうがっこう	真津山小学校		
	いさはやしくやまだいこみゆにていせんたー	久山台コミュニティセンター		
	いさはやしくやままちはなのきふれあいせんたー	久山町花ノ木ふれあいセンター		
	いさはやしにししいさはやちゅうがっこう	西諫早中学校		
	いさはやししんじょうちゅうがっこう	真城中学校		
	いさはやしむなかつふれあいかいかん	宗方ふれあい会館		
	いさはやしにしぎとまちこうみんかん	西里町公民館		
	いさはやしおぶなこしまちにくこうみんかん	小船越町二区公民館		
	いさはやしかいつまちこうみんかん	貝津町公民館		
	いさはやしきたいさはやししょうがっこう	北諫早小学校		
	いさはやしたらみにしかわうちこう	多良見西川内公		
	いさはやしたらみいちぬのこう	多良見市布公		
	いさはやしたらみきだんひがし	多良見喜団東		
	いさはやしたらみなかざとこう	多良見中里公		
	いさはやしたらみいびこう	多良見井樋公		
	いさはやしたらみまるお	多良見丸尾		
	いさはやしたらみシー1	多良見シー1		
	いさはやしたらみシー3	多良見シー3		
	いさはやしたらみきどこふなつ	多良見木床船津		
	いさはやしたらみきききどこ	多良見先木床		
	いさはやしたらみきききどこもとがま	多良見木床元釜		
	いさはやしたらみのぞえ1	多良見野副1		
	いさはやしたらみかみもとがま	多良見上元釜		
	いさはやしたらみむれ	多良見群		
	いさはやしたらみやまかわうち1	多良見山川内1		
	いさはやしたらみしげお	多良見重尾		
	いさはやしたらみのがわうち	多良見野川内		
	いさはやしたらみなかどおり1	多良見中通1		
	いさはやしたらみふなつこうえん	多良見舟津公園		
	いさはやしたらみかしま	多良見鹿島		
	いさはやしたらみごじゅっこく	多良見五十石		
いさはやしたらみおおさきこううえ	多良見大崎公上			
いさはやしたらみことのお	多良見琴ノ尾			
いさはやしもりやまかまさき	森山釜崎			
いさはやしもりやまはる	森山原			
いさはやしもりやまみね	森山峰			
いさはやしもりやまいでぐち	森山井手口			
いさはやしもりやまこうぐち	森山川口			
いさはやしもりやまよこやま	森山横山			
いさはやしもりやまこがまつば	森山古賀松葉			
いさはやしもりやまこぼる	森山小原			
				長距離型スピーカー
				長距離型スピーカー
				長距離型スピーカー

種 別	呼 出 名 称	設 置 場 所 等	管 理 者	備 考
固定局	いさはやしもりやまめぐりかわ	森山巡川	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしもりやまからこひがし	森山唐比東		
	いさはやしもりやまからこにし	森山唐比西		
	いさはやしもりやまびんござき	森山備後崎		
	いさはやしもりやまとのごもり	森山殿籠		
	いさはやしもりやまえしろ	森山江城		
	いさはやしもりやまからつ	森山唐津		
	いさはやしもりやまなかぐみ	森山中組		
	いさはやしもりやまこぼ	森山古場		
	いさはやしもりやまかま	森山釜		
	いさはやしもりやまかんたく	森山干拓		
	いさはやしもりやまうめの	森山梅野		
	いさはやしもりやまひらいし	森山平石		
	いさはやしもりやまほんむらかみ	森山本村上		
	いさはやしもりやまたけした	森山竹下		
	いさはやしもりやまとうのこぼ	森山塔古場		
	いさはやしもりやましらとう	森山白塔		
	いさはやしもりやまけいしの	森山慶師野		
	いさはやしいもりこめやま	飯盛米山		
	いさはやしいもりほり	飯盛堀		
	いさはやしいもりよこづ	飯盛横津		
	いさはやしいもりくぼ	飯盛久保		
	いさはやしいもりさだ	飯盛佐田		
	いさはやしいもりしんこしま	飯盛新小島		
	いさはやしいもりひらこぼ	飯盛平古場		
	いさはやしいもりひえだ	飯盛稗田		
	いさはやしいもりいしはら	飯盛石原		
	いさはやしいもりなかやま	飯盛中山		
	いさはやしいもりひやけ	飯盛一宅		
	いさはやしいもりみやぞの	飯盛宮園		
	いさはやしいもりてらびら	飯盛寺平		
	いさはやしいもりたびら	飯盛田平		
	いさはやしいもりしんかわしも	飯盛新川下		
	いさはやしいもりこぼ	飯盛古場		
	いさはやしたかきくろにた	高来黒新田		
	いさはやしたかきこなこ	高来小中尾		
	いさはやしたかきさかもと	高来坂元		
	いさはやしたかきかみやまみち	高来上山道		
	いさはやしたかきみぞぐち	高来溝口		
	いさはやしたかきみずのうら	高来水ノ浦		
	いさはやしたかきかなさき	高来金崎		
	いさはやしたかきいずみ	高来泉		
	いさはやしたかきこうづくら	高来神津倉		
いさはやしたかきひがしひらばる2	高来東平原2			
いさはやしたかきぜんじゅうじ	高来善住寺			
いさはやしたかきさんぶいち	高来三部老			
いさはやしたかきさと	高来里			
いさはやしたかきしもさと	高来下里			
いさはやしたかきこみね	高来小峰			
いさはやしたかきくろさき	高来黒崎			
いさはやしたかきなかほど	高来中程			
いさはやしたかきにしのお1	高来西尾1			
いさはやしたかきうわぐみ	高来上与			

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
固定局	いさはやしたかきひらた2	高来平田 2	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしたかきおりやま1	高来折山 1		
	いさはやしやかきにしひらばる	高来西平原		
	いさはやしたかきはぎわら	高来萩原		
	いさはやしたかきえのきどう	高来榎堂		
	いさはやしたかきこうち	高来川内		
	いさはやしたかきたかまつ	高来高松		
	いさはやしたかきふなつ	高来船津		
	いさはやしたかきしもおおと	高来下大戸		
	いさはやしこながいひろこうら	小長井広川良		
	いさはやしこながいこうち	小長井川内		
	いさはやしこながいたしろうえ	小長井田代上		
	いさはやしこながいたしろなか	小長井田代中		
	いさはやしこながいたしろした	小長井田代下		
	いさはやしこながいのうえ	小長井尾ノ上		
	いさはやしこながいのおおくぼうえ	小長井大久保上		
	いさはやしこながいのただけほんむら	小長井遠竹本村		
	いさはやしこながいかまいちのに	小長井釜 1 - 2		
	いさはやしこながいかまにのいち	小長井釜 2 - 1		
	いさはやしこながいのりゅうなん	小長井柳南		
	いさはやしこながいのくろにた	小長井黒仁田		
	いさはやしこながいのつつきり	小長井築切		
	いさはやしこながいのいぎきにのに	小長井井崎 2 - 2		
	いさはやしこながいのこがうらいち	小長井小ヶ浦 1		
	いさはやしこながいのこがうらに	小長井小ヶ浦 2		
	いさはやしこながいのこがうらさん	小長井小ヶ浦 3		
	いさはやしこながいのこがうらよん	小長井小ヶ浦 4		
	いさはやしこながいのしんたばる	小長井新田原		
	いさはやしこながいのうじょううえ	小長井農場上		
	いさはやしこながいたばるうえ	小長井田原上		
	いさはやしこながいのしみず	小長井清水		
	いさはやしこながいのまきにのに	小長井牧 2 - 2		
	受信局	いさはやしうづまちしえいやきゅうじょう		市営野球場
いさはやしふくだまちぐりーんびれっじ		福田町グリーンビレッジ		
いさはやしめしろまちしんあおやますいげんち		目代町新青山水源地		
いさはやしめしろまちこやま		目代町小山		
いさはやしめしろまちかみこうや9ぶんだんけんしゅうじょ		第9分団研修所		
いさはやしめしろまち4ごうしゅすいじょう		目代町4号取水場		
いさはやしきゅうかんきょうせんたー		旧環境センター		
いさはやしほんみょうまちもりのした		本明町森の下		
いさはやしほんみょうまちひらまつ		本明町平松		
いさはやしおがわまちおぐりしゅつちょうしよ		小栗出張所		
いさはやしおがわまちおがわだんち		小川団地		
いさはやしひらやままちたらばやし		平山町多良林		
いさはやしはじのおまちはじのおちゅうけいぼんぶじょう		土師野尾中継ポンプ場		
いさはやしはじのおまちやまがしら		土師野尾町山頭		
いさはやしはじのおまちあとこば		土師野尾町後古場		
いさはやしかわとこまちげーとぼーるじょう		川床町ゲートボール場		
いさはやしひらやままちひらやまだんち		平山団地		
いさはやしむなかたしもためいけ		宗方下溜池		
いさはやしむなかたまちたていし		宗方町立石		
いさはやしながのまちこぞの		長野町小園		
いさはやしかわとこまちよぎ		川床町余木		

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
受信局	いさはやしおのじまくろさきだい2げーと	小野島黒崎第2ゲート	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしちゅうおうかんたくえいのうしえんせんたー	中央干拓営農支援センター		
	いさはやしちゅうおうかんたくあいなふあーむ	中央干拓愛菜ファーム		
	いさはやししてんじんまちごこくひろば	天神町五穀広場		
	いさはやしはやみまちなかおうきだい1すいげんち	早見町中尾有喜第1水源地		
	いさはやしうきぎょこう	有喜漁港		
	いさはやしかみおわたのたぬきあな	上大渡野狸穴		
	いさはやしかみおわたのえんのうじ	上大渡野円能寺		
	いさはやしかみおわたのこば	上大渡野古場		
	いさはやしかみおわたのあかみず	上大渡野赤水		
	いさはやしかみおわたのしんだち	上大渡野神立		
	いさはやしとみがわまちふたまたしゅうかいじょ	富川町二股集会所		
	いさはやしとみがわまちおとし	富川町落		
	いさはやしとみがわまちへちまき	富川町平地蒔		
	いさはやしとみがわまちこの	富川町小野		
	いさはやしとみがわまちあかみず	富川町赤水		
	いさはやしゆのおまちやまぐちのぞえばし	湯野尾町山口野副橋		
	いさはやしゆのおまちいわした	湯野尾町岩下		
	いさはやしゆのおまちおおばやし	湯野尾町大林		
	いさはやしおちょうずまちこばやまおちょうずばすてい	御手水町木場山御手水バス停		
	いさはやしおちょうずまちこばせきばすてい	御手水町木場関バス停		
	いさはやししらきみね	白木峰		
	いさはやししらきみねまちつばきはら	白木峰町椿原		
	いさはやしさるざきこうえん	猿崎公園		
	いさはやしこうてんまちだい26ぶんだんけんしゅうじょ	第26分団研修所		
	いさはやししょうきゅうじまち	正久寺町		
	いさはやしくやままちだい20ぶんだんけんしゅうじょ	第20分団研修所		
	いさはやしくやままちきゅうちやや	久山町旧茶屋		
	いさはやしつくばせいぶがっこうきゅうしよくせんたー	西部学校給食センター		
	いさはやしつくばひがしこうえん	津久葉東公園		
	いさはやしわりごいだい2はいすいち	破籠井第2配水地		
	いさはやしふくだまちきゅうえいせいせんたー	福田町旧衛生センター		
	いさはやしみたちやまこうえん	御館山公園		
	いさはやしいさはやししょうぼうしょ	諫早消防署		
	いさはやしおがわまちぼち	小川町墓地		
	いさはやしくれもまちだもり	栗面町駄森		
	いさはやしはじのおさてらいと	土師野尾サテライト		
	いさはやしかわちまち	川内町		
	いさはやしおのまち	小野町		
	いさはやしながのまち	長野町		
	いさはやしもとのしゅっちょうしょ	本野出張所		
	いさはやししもおわたのまちひらき	下大渡野町開		
	いさはやしとみがわまちこの2	富川町小野②		
	いさはやしながたまちほいくしよ	長田町保育所		
	いさはやしながたまちりゅうおうこうえん	長田町龍王公園		
いさはやしくやままちなきりしゅうかいじょ	久山町名切集会所			
いさはやしまわりまちにいさはやだんちだいにじどうこうえん	馬渡町西諫早団地第二児童公園			
いさはやしわかばまちこうさてん	若葉町交差点			
いさはやしまつやましゅっちょうしょ	真津山出張所			
いさはやしたらみにしかわうちかみ	多良見西川内上			
いさはよしたらみにしかわうちしも	多良見西川内下			
いさはよしたらみいちぬのかから	多良見市布山帰来			
いさはよしたらみたらだんこうえん	多良見多良団公園			

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
受信局	いさはやしたらみてんまんぐうこうえん	多良見天満宮公園	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしたらみいちぬのしも	多良見市布下		
	いさはやしたらみきだんにし	多良見喜団西		
	いさはやしたらみきだんきた	多良見喜団北		
	いさはやしたらみなかざとかみ	多良見中里上		
	いさはやしたらみきちゅうまえ	多良見喜中前		
	いさはやしたらみきしょうよこ	多良見喜小横		
	いさはやしたらみいびとおげ	多良見井樋峠		
	いさはやしたらみいびかみ	多良見井樋上		
	いさはやしたらみいびかさやま	多良見井樋笠山		
	いさはやしたらみちゅうおうこうえん	多良見中央公園		
	いさはやしたらみやまぐちだんち	多良見山口団地		
	いさはやしたらみかみあそ	多良見上阿蘇		
	いさはやしたらみふくいだ	多良見福井田		
	いさはやしたらみけやおおはし	多良見化屋大橋		
	いさはやしたらみおおしまにし	多良見大島西		
	いさはやしたらみおおしまひがし	多良見大島東		
	いさはやしたらみシー2	多良見シー2		
	いさはやしたらみシー4	多良見シー4		
	いさはやしたらみかこい	多良見囲		
	いさはやしたらみひがしぞの1	多良見東園1		
	いさはやしたらみひがしぞの2	多良見東園2		
	いさはやしたらみのぞえ2	多良見野副2		
	いさはやしたらみのぞえ3	多良見野副3		
	いさはやしたらみのぞえ4	多良見野副4		
	いさはやしたらみのぞえふるこ	多良見野副古川		
	いさはやしたらみてらばたけ	多良見寺畑		
	いさはやしたらみしももとがま	多良見下元釜		
	いさはやしたらみやまかわうち2	多良見山川内2		
	いさはやしたらみやまかわうち3	多良見山川内3		
	いさはやしたらみなかどおり2	多良見中通2		
	いさはやしたらみたなか	多良見田中		
	いさはやしたらみまるやま	多良見丸山		
	いさはやしたらみひゃっこく	多良見百石		
	いさはやしたらみせめ	多良見勢女		
	いさはやしたらみさきべた	多良見崎辺田		
	いさはやしたらみうわとこ	多良見上床		
	いさはやしたらみおおさきすのせ	多良見大崎須ノ瀬		
	いさはやしたらみおおうら1	多良見大浦1		
	いさはやしたらみおおうら2	多良見大浦2		
	いさはやしもりやますごい	森山巢恋		
	いさはやしもりやまからこひがし2	森山唐比東2		
	いさはやしもりやまからこはま	森山唐比浜		
	いさはやしもりやまたのしま	森山田ノ島		
	いさはやしもりやまかんたくいりぐち	森山千拓入口		
	いさはやしもりやまくらつ	森山倉津		
いさはやしもりやますきざき	森山鋤崎			
いさはやしもりやまちょうけん	森山丁見			
いさはやしいもりおおざき	飯盛大崎			
いさはやしいもりおおひら	飯盛大平			
いさはやしいもりちくざき	飯盛築崎			
いさはやしいもりしらつか	飯盛白塚			
いさはやしいもりこうだ	飯盛香田			

種 別	呼 出 名 称	設 置 場 所 等	管 理 者	備 考
受信局	いさはやしいもりうちだ	飯盛内田	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしいもりあおい	飯盛葵		
	いさはやしいもりこしま	飯盛小島		
	いさはやしいもりたけ	飯盛嵩		
	いさはやしいもりやまのくち	飯盛山ノ口		
	いさはやしいもりにしのくび	飯盛西ノ首		
	いさはやしいもりまきの	飯盛牧野		
	いさはやしいもりまきのだいち	飯盛牧野台地		
	いさはやしいもりやまぐち	飯盛山口		
	いさはやしいもりきょうつか	飯盛経塚		
	いさはやしいもりやまにた	飯盛山新田		
	いさはやしいもりうえはら	飯盛上原		
	いさはやしいもりみなみびら	飯盛南平		
	いさはやしいもりいけしも	飯盛池下		
	いさはやしいもりしみず	飯盛清水		
	いさはやしいもりだいもん	飯盛大門		
	いさはやしいもりざんぎ	飯盛残木		
	いさはやしいもりはちのくぼ	飯盛八ノ久保		
	いさはやしいもりえいさ	飯盛永砂		
	いさはやしいもりほとぎ	飯盛補伽		
	いさはやしたかきとどろき	高来轟		
	いさはやしたかきいこいのむら	高来いこいの村		
	いさはやしたかきひがしひらばる 1	高来東平原 1		
	いさはやしたかきゆえみね	高来湯江峰		
	いさはやしたかきのりがわ	高来法川		
	いさはやしたかきそうごううんどうこうえん	高来総合運動公園		
	いさはやしたかきしたぐみ	高来下与		
	いさはやしたかきひらた 1	高来平田 1		
	いさはやしたかきおりやま 2	高来折山 2		
	いさはやしたかきみね	高来峰		
	いさはやしたかきおえかんたく	高来小江干拓		
	いさはやしたかきにしのお 2	高来西尾 2		
	いさはやしたかきたちやま	高来建山		
	いさはやしたかきふじと	高来富地戸		
	いさはやしこながいたりかど	小長井足角		
	いさはやしこながいうちごし	小長井打越		
	いさはやしこながいふなつ	小長井船津		
	いさはやしこながいおおくぼした	小長井大久保下		
	いさはやしこながいかまいちのいち	小長井釜 1 - 1		
	いさはやしこながいかまにのに	小長井釜 2 - 2		
	いさはやしこながいいざきいち	小長井井崎 1		
	いさはやしこながいいざきに	小長井井崎 2		
	いさはやしこながいいざきさん	小長井井崎 3		
	いさはやしこながいちょうちょう	小長井長々		
	いさはやしこながいのうじょうなか	小長井農場中		
いさはやしこながいのうじょうした	小長井農場下			
いさはやしこながいたばるした	小長井田原下			
いさはやしこながいみさかえ	小長井みさかえ			
いさはやしこながいさざんか	小長井さざんか			
いさはやしこながいまきいち	小長井牧 1			
いさはやしこながいまきにのいち	小長井牧 2 - 1			
いさはやしこながいまきさん	小長井牧 3			
いさはやしこながいまきにのさん	小長井牧 2 - 3			

アマチュア無線局一覧表

【個人局】

コールサイン	氏名	住所	コールサイン	氏名	住所
J A 6 A H T	白川 肇	天満町	J E 6 J Z A	北村 雅史	栄田町
J A 6 E T V	垣内 節男	小野町	J E 6 K M T	原田慎一郎	船越町
J A 6 I E B	馬場 康明	西栄田町	J E 6 X X C	安元 禪透	栄田町
J A 6 J E P	加月 学	城見町	J F 6 A G M	田中 佳子	川床町
J A 6 K N Z	渡辺 克行	福田町	J F 6 Q W V	片平 雄二	栄田町
J A 6 N H R	鶴川 哲郎	小船越町	J G 6 J W S	中田 誠人	泉町
J H 6 J M N	村上 輝義	福田町	J J 6 W D B	天本 徳昭	日の出町
J H 6 O F G	横田 賢一	原口町	J K 6 P T J	川下 剛司	堂崎町
J H 6 S B V	木塚 昭則	高来町	J M 6 A G D	加藤 成昭	小船越町
J H 6 X O D	田中 孝	日の出町	J M 6 C W W	高岡富士雄	多良見町
J R 6 A J K	藤山 正昭	原口町	J M 6 M Y W	池田 康幸	小野島町
J E 6 J Y V	田中 敏郎	川床町	J O 6 F H L	西原 敦	多良見町
J E 6 J Y W	北村千恵子	栄田町	J Q 6 J H E	中村 英作	小川町
J E 6 J Y Y	宮本 明雄	宇都町			

【クラブ局】

コールサイン	クラブの名称	住所
J H 6 Y K X	諫早市役所アマチュア無線クラブ	東小路町
J G 6 Y G A	諫早市役所小栗出張所アマチュア無線クラブ	小川町
J G 6 Y G B	諫早市役所小野出張所アマチュア無線クラブ	黒崎町
J G 6 Y G C	諫早市役所有喜出張所アマチュア無線クラブ	有喜町
J G 6 Y G D	諫早市役所真津山出張所アマチュア無線クラブ	山川町
J G 6 Y G E	諫早市役所本野出張所アマチュア無線クラブ	上大渡野町
J G 6 Y G F	諫早市役所長田出張所アマチュア無線クラブ	長田町
J G 6 Y G G	諫早市役所多良見支所アマチュア無線クラブ	多良見町
J G 6 Y G H	諫早市役所大草出張所アマチュア無線クラブ	多良見町
J G 6 Y G I	諫早市役所伊木力出張所アマチュア無線クラブ	多良見町
J G 6 Y G J	諫早市役所森山支所アマチュア無線クラブ	森山町
J G 6 Y G K	諫早市役所飯盛支所アマチュア無線クラブ	飯盛町
J G 6 Y G L	諫早市役所田結出張所アマチュア無線クラブ	飯盛町
J G 6 Y G M	諫早市役所高来支所アマチュア無線クラブ	高来町
J G 6 Y G N	諫早市役所小江深海出張所アマチュア無線クラブ	高来町
J G 6 Y G O	諫早市役所小長井支所アマチュア無線クラブ	小長井町
J F 6 Y G N	諫早市職員アマチュア無線クラブ	東小路町
J F 6 Y L O	たらみハムクラブ	多良見町
J G 6 Y I R	長崎県赤十字無線奉仕団諫早分団	多良見町

有線放送施設一覽表

【諫早地域】

町名	代表者 (自治会長等)	電話	町名	代表者 (自治会長等)	電話
幸	中山 博光	090-2961-5510	宗方	北島 清充	23-3567
仲沖	森永 泰仁	22-2171	長野	堀 政明	23-4473
西郷	廣田 秀	080-1765-0285	曙	上島 撫一	23-2818
野中	安部 正	23-7538	小野団地	加茂 照吾	090-7169-6635
西小路	山口 知義	23-4337	鶴田	川口 信介	28-6931
福田	古川 利光	090-5940-7016	早見	濱崎 弘一	28-3319
天満	堀口 春記	22-5097	津水	是枝 勇	26-6224
栄田	松本 正則	26-3265	破籠井	黒田 一彦	26-5954
原口	町田 秀夫	22-1897	本野	末次 一裕	25-8917
新道	寺崎 和幸	22-0986	上大渡野	竹野 直之	090-8621-0691
平山	松尾 恭生	22-4272	下大渡野	林 一範	26-7480
平山団地	林田 保	24-0284	小豆崎	堤 良計	23-6387
鷺崎	久保 博	22-2494	西里	松竹 恭貴	22-5243
小川	古賀 昭司	090-8221-5750	中田	岩永 敏則	090-3608-2243
夫婦木	江嶋 孝	24-1029	御手水	川原 義美	090-5738-6051
小栗住宅	向井 弘行	090-9563-0097	白木峰	松本 茂	24-8261
ひばりが丘	中里 利行	080-5242-4787	長田	長濱 猛	24-8452
栗面	松尾 和希	090-8627-8999	正久寺	寺側 厚巳	24-8878
赤崎	西村 一美	22-6490	高天	大石 一郎	24-8856
黒崎	黒田 雅博	090-8835-5318	白浜	西越 和則	24-8702
小野	道辻 肇	090-3321-7497	白原	松浦 正一郎	23-9675
小野島	藤山 巧二	24-2702	猿崎	井手 博樹	24-8359

【多良見地域】

町名 地区名	代表者 (自治会長等)	電話	町名 地区名	代表者 (自治会長等)	電話
大島	嶋田 正幸	43-2513	伊木力中通	滝口 尚志	090-9720-7675
野川内	平 英文	44-1105	伊木力舟津	平井 泉	090-3884-7368
田中	稲塚 敏実	44-1550	丸尾2区	高橋 宏一	43-5686
丸尾1区	山下 彦幸	090-5297-2756			

【森山地域】

町名 地区名	代表者 (自治会長等)	電 話	町名 地区名	代表者 (自治会長等)	電 話
唐比東	池田 寿雄	36-1591	干 拓	平本 強	36-1312
唐比西	君野 洋二	36-1344	井手口	井手 初男	35-2170
巡 川	川久保 員道	36-0587	峰	嶋田 正史	35-2915
本村上	持永 繁昭	35-2104	原	原 耕一	35-2842
本村下	田崎 幹男	36-1264	古 場	杉原 秀夫	36-1773
中仕切	奥野 知浩	36-1104	中 組	黒田 市郎	36-1325
釜	野崎 保人	36-1241	密 頭	宮田 定徳	36-0881
倉 津	福井 正弘	36-2616	江 城	山口 廣三	36-2497
梅 野	曾根 豊次	36-1446	横 山	横田 一寿	090-9590-4326
平 石	真壁 正二郎	36-1022	川 口	土橋 博次	090-7156-8674
鋤 崎	村田 光明	36-1553	中野屋敷	中野 秀則	090-8222-5282

【高来地域】

町名 地区名	代表者 (自治会長等)	電 話	町名 地区名	代表者 (自治会長等)	電 話
神津倉	原口 一成	090-4488-6807	町 名	船岡 徹郎	090-2080-2330
東三部老	前田 俊明	32-3320	黒 崎	立道 輝隆	32-3066
里	宮副 正明	32-3340	善住寺	吉田 建規	32-3032
法 川	小川 供孝	32-5183	湯江峰	西尾 雅博	32-2964
小 峰	小森 誠治	32-6085	東溝口	荒木 和弘	090-8220-7910
水ノ浦	川野 博之	32-4224	西溝口	水野 清治	32-5034
汲 水	橋口 登	32-5382	馬 場	前田 和巳	32-4359
上金崎	西岡 浩一	32-5288	上山道	立山 一郎	32-2094
榎 堂	園 正明	32-4684	坂 元	中村 義廣	32-3577
蟹 喰	木村 正治	32-3925	下金崎	田島 良雄	090-1364-4500
上大戸	久保 政信	32-5189	船 津	福嶋 芳治	32-5326
富地戸	濱崎 茂	090-1089-3454	下大戸	濱崎 康博	32-4622
上三部老	荒木 正人	32-2745	佐古谷	松尾 龍介	090-3073-2603
西三部老	吉田 修治	32-3102			

【小長井地域】

町名 地区名	代表者 (自治会長等)	電 話
小ヶ浦	大瀬 敏之	34-2027

※ 飯盛地域は、有線放送施設無し

消防資機材装備状況表

1. 諫早消防署

区 分		合 計	本部	諫 早 消 防 署					
				本署	西諫早	多良見	飯盛	高来	有喜派出所
車	ポンプ車	5 (1)		2 (1)		1	1	1	
	タンク車	2		1	1				
	救急車	7 (2)	1 (1)	2 (1)	1	1	1	1	
	指揮車	2	1	1					
	防災広報車 (赤)	3		2				1	
	広報車 (白)	5		2	1	1	1		
	梯子車	1		1					
	救助工作車	2 (1)		2 (1)					
	救助用具	救助マット	2	1	1				
救命索発射銃		2		2					
緩降機		3		3					
三連又は二連はしご		13		9	1	1	1	1	
金属製カギ付はしご		4		3	1				
バスケツストレッチャー		3		3					
破壊用具	エンジンカッター	5		2		1	1	1	
	アセチレンガス溶断機	1		1					
	エアソー	3		3					
	削岩機	4	2	2					
	万能斧	28		18	3	3	3	1	
保護用具	耐熱服	2			2				
	耐電衣	8		8					
	耐電手袋	33		17	4	4	4	4	
	耐電長靴	8		8					
	防毒衣	2		2					
	防護服	11		11					
呼吸用具	空気呼吸器	40		27	3	3	3	4	
	空気ポンプ	109		109					
測定用具	可燃性ガス測定器	6		2	1	1	1	1	
	酸素ガス測定器	6		2	1	1	1	1	
	有毒ガス測定器	8		4	1	1	1	1	
水難救助用具	救命浮環	11		6	1	1	1	2	
	救命胴衣	55	5	34	4	4	4	4	
	救命ボート	1		1					
その他	可搬式消火器具 (インパルス)	1		1					
	大型油圧スプレッター	2		2					
	油圧切断機	8		5		1	1	1	
	マット型空気ジャッキ	2		2					
	油圧式救助器具	7		4		1	1	1	
	チルホール	4		4					
	ウインチ	2		2					
	チェンソー	10	1	5	1	1	1	1	
	緊急用防災工具	1		1					
	発動発電機	16	1	11	1	1	1	1	
	投光器	19	1	14	1	1	1	1	
	排煙機	3		3					
	ジェットシューター	25		13	3	3	3	3	
	人工呼吸訓練用人形	77		68	2	2	3	2	
エアータント	2	1	1						
油火災用資機材	高発泡器	8		4	1	1	1	1	
	オイルフェンス ※1	6(6)		6(6)					
	吸着マット ※1	945(620)		825(500)	30(30)	30(30)	30(30)	30(30)	
	泡消火剤 (20㍓) ※1	31		18	5	3	3	2	
油処理剤 (20㍓) ※1	19(19)		17(17)	2(2)					

※ 車両の () 書きは予備車

※1 油処理剤吸着マット及びオイルフェンスの () は危険物安全協会のものを内書

2. 消防団

分 団	ス コ ッ プ	つ る は し	水 槽 (1 t)	水 槽 (5 t)	水 槽 (10 t)	ハ ン ド マ イ ク	チ ェ ン 	ト ラ ロ ー プ	な た	の こ	て こ	発 電 機	投 光 機	チ ェ ン ソ ー
本 部					1	2						2	7	4
第1分団第1部	3	2	1			1			2		2	1	4	1
第1分団第2部	9		1			1	1	2	2			1	1	1
第1分団第3部	5		2			1	1					1	4	1
第1分団第4部	4			1			1					1	2	1
第2分団第1部	9		1						1	2	1	2	2	1
第2分団第2部	1		1			1			1	1		1	1	1
第2分団第3部	8		1					1	1	2		2	5	1
第3分団第1部	6	1	1			5	1		8		1	1	1	2
第3分団第2部	3		2			3			2			3	1	2
第3分団第3部	5	1	2			3			6	2	1	3	2	2
第4分団	8		1			1	1		3			1	4	1
第5分団第1部	2	1	1				2			1		1	6	1
第5分団第2部	3		2			2	1	5	1			1	5	1
第5分団第3部	2	1	1			3	1	6	2	1		2	3	1
第5分団第4部	2	2	1					3	1	2		1	1	1
第6分団第1部	7	1	1				1	1				2	4	1
第6分団第2部	6		2				2	1	2	2	2	3	3	1
第6分団第3部	2		1					1	2			1		1
第7分団第1部	3		1			3	1		1	2		3	2	1
第7分団第2部	4		2	1		1		2		1		3	7	1
第7分団第3部	5	1	2			1	1		2			1	6	1
第8分団第1部	2		1			2	2	1	2			2	6	1
第8分団第2部	6		2				1	2	3	1	2	2	3	1
第8分団第3部	2		1			2				2		2	1	1
第8分団第4部	2	1	1						1	1	1	1	1	1
第9分団第1部	4		1			2	1				1	4	6	1
第9分団第2部	7	1	1	1			1	4	3			1	3	1
第9分団第3部	1		1				2		2		1	1	3	1
第10分団第1部	11	2	1			1	1		6	2	2	3	4	1
第10分団第2部	1		1			1	1			1		1	2	1
第10分団第3部	8	1	1			2	1	4	6		4	1	1	1
第10分団第4部	4		1				2	1	2			1	2	1
第10分団第5部	9	1	1			1		1				2	1	1
第10分団第6部	8	1	1			1	1	6	2	1		1	1	1
第11分団第1部	9		1			1	1	2	2			1	4	1
第11分団第2部	8		1			1	1	1	3			1	1	1
第11分団第3部			1			2		1	3	3		1	2	1
第11分団第4部	6	2	1			1	1	5	4			1	1	1
第11分団第5部	8		1			1	1	2	3			1	1	1
第11分団第6部	9		1			1	1		5			1	3	1
第11分団第7部	11		1			1	1	3	8		1	2	6	1
第11分団第8部	6		1			2			5			2	7	1
第11分団第9部	12		1			1	1	1	3			3	3	1
第12分団第1部	9		2				1		3	1		2	6	2
第12分団第2部	10		1			1	1	1	3	3		2	4	2
第12分団第3部	15	5	2			1	1		3	2		2	5	2
第13分団第1部	13	2	1			1	1	1	2	2		2	4	2
第13分団第2部	7	4	1			1			3	2		2	4	2
第13分団第3部	7	3	2				1	4	3	3	1	1	6	2
第13分団第4部	12		1			1	2				1	1	5	2

分 団	ス コ ッ プ	つ る は し	水 槽 (1 t)	水 槽 (5 t)	水 槽 (1 0 t)	ハ ン ド マ イ ク	チ ェ ー ン	ト ラ ロ ー プ	な た	の こ	て こ	発 電 機	投 光 機	チ ェ ン ソ ー
第14分団第1部	3	1	1			1		9	4			1	2	1
第14分団第2部	1	1	1						1	1	1	1	1	1
第14分団第3部	4		1			1			2			1	1	1
第14分団第4部	5		1			1	1	1	2	1		1	1	1
第14分団第5部	4		2			1			5		1	1	1	1
第15分団第1部	7		1			1		1	4	3		1	2	1
第15分団第2部	4		1			1			4	4	1	1	1	1
第15分団第3部	3		1			1			1			1	2	1
第15分団第4部	4		1			1			2			1	2	1
第16分団第1部	2		1			1	1	2	2	2	2	2	6	2
第16分団第2部	7		1				1	2	3	2		1	5	2
第16分団第3部	7		1			1	1	1	2	2		2	4	2
第17分団第1部	9		2			1	1	1	2	1		2	3	2
第17分団第2部	8		2			1	1	1	5	2	1	2	6	1
第17分団第3部	6		1			1	1	1	3			1	4	2
第18分団第1部	5		1			1	1	5	1			2	3	2
第18分団第2部	6		1				1	1	3	2		2	4	2
第18分団第3部	6					3	1		2	1		2	5	1
第19分団第1部	13		1			2	2	2	6	2		3	11	4
第19分団第2部	5		2			1	1	1	3	3	1	3	5	2
第20分団第1部	7		1			1		1	2	1		2	3	1
第20分団第2部	8		1			1		1	3	1	1	2	4	1
第20分団第3部	6	1	1						2	4		2	6	1
第20分団第4部	5		1			1		1	2	1		2	5	1
第20分団第5部	6		1			1		1	2	1		2	5	1
第20分団第6部	7		1			1		1	1	1		2	3	1
第20分団第7部	7		2			1		1	3	2		2	11	1
合 計	459	36	91	3	1	82	54	96	189	77	29	129	273	102

諫早市消防団幹部名簿

(令和5年4月1日現在)

	職名	氏名
消防団本部	団長	平尾 幸祐
	副団長(総括)	松尾 明人
	副団長(総括)	野副 統一郎
	副団長	橋本 守光
	副団長	眞崎 典晃
	副団長	富田 豊
	副団長	今里 浩士
	本部分団長	濱田 修吾
	本部分団長	山口 浩樹
	本部分団長	釜元 慎一
	本部分団長	松本 康博
	本部分団長	田中 正寛
	本部分団長	前田 洋一郎
	本部分団長	林 勝義
	本部分団長	石場 竜弘
	本部分団長	濱崎 和也
	女性部長	鬼塚 由美

	職名	氏名
分団	第1分団長	山口 庸介
	第2分団長	藤山 和敏
	第3分団長	田中 一行
	第4分団長	岩永 良成
	第5分団長	内田 正信
	第6分団長	西山 竜士
	第7分団長	山口 俊浩
	第8分団長	藤原 一海
	第9分団長	境 貴史
	第10分団長	平古場 新
	第11分団長	稲塚 健一
	第12分団長	森 和也
	第13分団長	山口 幸弘
	第14分団長	横尾 将己
	第15分団長	島田 拓弥
	第16分団長	川根 雄馬
	第17分団長	岡 康之
	第18分団長	田島 豊樹
	第19分団長	増輪 武彦
	第20分団長	山口 健志

諫早市上下水道局協力工事店一覧表

工事店名	代表者名	住 所	電話番号
諫早地域			
諫早市管工業協同組合	辻 正勝	諫早市天満町1-17	0957-23-1763
株式会社 伸工舎	中村 秀行	諫早市川床町376-2	0957-22-5049
量祐設備 株式会社	辻 正勝	諫早市津久葉町5-64	0957-26-3532
諫早水管工業 有限会社	藤山 恒佳	諫早市小野町930-19	0957-22-1271
株式会社 北栄	後田 進	諫早市福田町32-7-101号	0957-22-2988
豊工業 株式会社	小川 清治	諫早市福田町47-15	0957-22-3643
有限会社 大豊工業	野中 裕介	諫早市宗方町643-2	0957-24-4077
ユーアイ設備工業 株式会社	舟津 昭寿	諫早市城見町34-13	0957-23-2302
研進工業 株式会社	八戸 泰道	諫早市小川町1251-1	0957-22-3211
有限会社 野口浄設工業所	野口 浩治	諫早市栄田町365-1	0957-26-1874
株式会社 寺山建設	寺山 和雪	諫早市下大渡野町151-1	0957-49-8311
株式会社 公文建設	吉田 貴博	諫早市西小路町999-32	0957-23-1630
新成設備 株式会社	奥村 暢浩	諫早市福田町2297-43	0957-22-7419
多良見地域			
有限会社 森 商会	森 誠司	諫早市多良見町化屋944-2	0957-43-0239
有限会社 山崎設備	山崎 孝裕	諫早市多良見町舟津1154-1	0957-44-1056
有限会社 生田工業	生田 守	諫早市多良見町木床1599	0957-43-3681
有限会社 本島設備	本島 昇	諫早市多良見町囲523	0957-43-1352
有限会社 ダイメイ設備	大杉 明典	諫早市多良見町囲266-10	0957-43-3921
森山地域			
有限会社 大豊工業	野中 裕介	諫早市宗方町643-2	0957-24-4077
徳永設備工業	徳永 和夫	諫早市小野島町2063	0957-23-8551
後田設備	後田 寛	諫早市有喜町503	0957-28-3607
飯盛地域			
有限会社 飯盛管工	嶋崎 峰樹	諫早市飯盛町久保453-5	0957-48-0316
株式会社 高比良土木	高比良秀文	諫早市飯盛町後田1307-1	0957-48-0025
株式会社 日野建設	菖蒲 正文	諫早市飯盛町平古場1085-5	0957-48-0666
佐々木三水土木工事 有限会社	佐々木 卓	諫早市飯盛町後田1601	0957-48-2090
山本建設 株式会社	山本 勇	諫早市飯盛町平古場86-9	0957-48-0166
中原土木 株式会社	中原 清隆	諫早市飯盛町佐田879-2	0957-48-0617
有限会社 香田建設	香田 敏博	諫早市飯盛町佐田4-1	0957-48-1848
有限会社 川上土木	川上 直	諫早市飯盛町平古場1227-1	0957-48-1913
高来・小長井地域			
高来テック株式会社	溝越 正春	諫早市高来町黒崎457-11	0957-32-2910
荒木商事 有限会社	荒木 浩史	諫早市高来町三部壺382	0957-32-2040
有限会社 エイキ設備	増山喜久男	諫早市高来町三部壺253-3	0957-32-3391
アクアライフ	小柳 武典	諫早市小長井町小川原浦1463	0957-34-4159
有限会社 北高設備	鋤崎 啓司	諫早市高来町下与133	0957-32-4125
有限会社 小柳設備	小柳 和博	諫早市小長井町牧256-48	0957-27-6050

地区別避難場所及び指導者一覧表

(地震災害時には地震災害対策編の第5節「避難対策」を参照のこと)

(諫早 地域)

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
中	東小路町公民館		—	大塚 好弘	159	79	5	有
	幸町公民館		—	中山 博光	282	141	6	有
	仲沖町公民館		23-5898	森永 泰仁	79	39	5	有
	教法寺(上町)		22-1800	秀山 達也	80	40	10	有
	徳養寺(船越町)		22-4193	三浦 道彦	165	82	11	有
	広福寺(船越町)		22-4192	雲山 修平	165	82	13	有
	安勝寺(金谷町)		22-0138	正林 悟朗	248	124	13	有
	明勝寺(八天町)		22-2619	木下 和久	112	56	7	有
	性空寺(原口町)		22-2956	横山 秀道	90	45	13	有
中央	立退指導者及び電話番号	高城町	松本 博行	(22-3675)	網掛は水害時には除く			
		栄町	小林 靖明	(23-1391)				
		上町	清水 富夫	(22-0757)				
		八坂町	古賀 文朗	(090-1516-1876)				
		本町	松原 究	(22-3420)				
		東本町	高森 勤	(22-4649)				
		旭町第1	松下 良朗	(23-4303)				
		旭町第2	今里 浩士	(080-5602-5767)				
		八天町	古川 無逸	(22-2034)				
		東小路町	大塚 好弘	(22-0898)				
		厚生町	森田 正明	(080-1739-5027)				
		幸町	中山 博光	(090-2961-5510)				
		仲沖町	森永 泰仁	(22-2171)				

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
中	西郷町公民館	080-1765-0285	廣田 秀	85 m ²	42 人	12 m	有
	上野町公民館	—	近藤 弘	208	104	13	有
	船越町公民館	—	森 幸太郎	107	53	8	有
	原口町公民館	22-1897	町田 秀夫	159	79	18	有
	野中町公民館	—	安部 正	67	33	17	有
	新道町公民館	22-0986	寺崎 和幸	95	47	6	有
	宇都町公民館	22-1695	辻 弘之	143	71	34	有
	諫早中学校屋内運動場	22-0091	諫早中校長	1,080	540	8	有
	諫早文化会館	25-1500	諫早青年会議所	1,054	527	43	無
	平仙寺（上野町）	22-0712	山下 秀憲	80	40	16	有
	徳養寺（船越町）	22-4193	三浦 道彦	165	82	11	有
	広福寺（船越町）	22-4192	雲山 修平	165	82	13	有
	性空寺（原口町）	22-2956	横山 秀道	90	45	13	有
南	立退 指導者 及び電 話番 号	西郷町	廣田 秀	(080-1765-0285)	網掛は水害時は除く		
		上野町	近藤 弘	(23-3770)			
		船越町	森 幸太郎	(22-2044)			
		原口町	町田 秀夫	(22-1897)			
		野中町	安部 正	(23-7538)			
		新道町	寺崎 和幸	(22-0986)			
		立石町	栄田 元信	(24-0416)			
		西小路町	山口 知義	(23-4337)			
		宇都町	辻 弘之	(22-1695)			

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
中	福田町公民館		23-7254	古川 利光	602 m ²	301 人	6 m	有
	デイサービスいきいきハウス		23-3021	高橋 桂子	300	150	60	有
	泉町公民館		22-5209	村上 文夫	298	149	12	有
	金谷町公民館		24-4686	牛嶋 和憲	47	23	2	有
	天満町公民館		22-5097	堀口 春記	626	313	14	有
	城見町公民館		23-0265	陣野 信明	115	57	24	有
	日の出町公民館		23-7340	平野 博	410	205	67	有
	永昌町公民館		26-3803	道越 芳正	110	55	41	有
	永昌東町公民館		24-6114	西 善次	52	26	15	有
	栄田町公民館		26-3265	松本 正則	418	209	29	有
	西栄田町公民館		26-7488	白川 剛助	46	23	49	有
	本明町公民館		25-0756	中道 正春	108	54	27	有
	目代町公民館		22-0803	福富 力	146	73	147	有
	中央公民館北分館		—	諫早市	173	86	14	無
	明峰中学校屋内運動場		26-0075	明峰中校長	672	336	63	有
	央	安勝寺（金谷町）		22-0138	正林 悟朗	248	124	14
本清寺（城見町）		22-1988	友田 恵隆	250	125	17	有	
慶巖寺（城見町）		22-0136	稲永 俊行	330	165	15	有	
蓮光寺（城見町）		22-0446	三浦 道彦	102	51	13	有	
正応寺（天満町）		22-2651	大木 東一	66	33	19	有	
北	立退指 導者 及 び 電 話 番 号	福田町	古川 利光	(090-5940-7016)	網掛は水害時は除く			
		泉町	村上 文夫	(22-7553)				
		金谷町	牛嶋 和憲	(51-0856)				
		天満町	堀口 春記	(22-5097)				
		城見町	陣野 信明	(23-0265)				
		日の出町	平野 博	(23-7340)				
		永昌町	道越 芳正	(26-3803)				
		永昌東町	西 善次	(24-6114)				
		栄田町	松本 正則	(26-3265)				
		西栄田町	白川 剛助	(26-0262)				
		本明町	中道 正春	(25-0756)				
目代町	福富 力	(22-0803)						
	西部台大さこ町	伊藤 秀俊	(090-2391-0248)					

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力	
小栗	鷺崎町公民館	24-3476	久保 博	291 m ²	145 人	33 m	有	
	小川町公民館	090-8221-5750	古賀 昭司	201	100	7	有	
	ひばりが丘公民館	24-2720	中里 利行	218	109	20	有	
	夫婦木公民館	—	江嶋 孝	45	22	42	有	
	平山町公民館	—	松尾 恭生	200	100	15	有	
	平山団地公民館	—	林田 保	36	18	54	有	
	小ヶ倉町公民館	21-3861	佐藤 厚義	104	52	35	有	
	西林寺 (川床町)	22-0156	貞包 俊雄	99	49	26	有	
	立退指導者及び電話番号	平山町	松尾 恭生	(22-4272)	網掛は水害時は除く			
		土師野尾町	中嶋 哲郎	(090-9562-7424)				
		川床町	松尾 博之	(24-3234)				
		鷺崎町	久保 博	(22-2494)				
		小川町	古賀 昭司	(090-8221-5750)				
		夫婦木	江嶋 孝	(24-1029)				
		小ヶ倉町	佐藤 厚義	(23-8329)				
		栗面町	松尾 和希	(090-8627-8999)				
栗面住宅		濱口 邦宏	(080-5665-2912)					
小栗住宅		向井 弘行	(090-9563-0097)					
小川団地		山崎 勝七	(23-5886)					
ひばりが丘		中里 利行	(080-5242-4787)					
平山団地		林田 保	(24-0284)					
扇		下川 政子	(22-4126)					
刑務所官舎		横山 昌範	(22-1330)					
県住栗面団地	吉武 かずよ	(090-3608-3380)						

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力	
小	黒崎町公民館		—	黒田 雅博	225 m ²	112 人	7 m	有	
	小野島町公民館		—	藤山 巧二	207	103	2	有	
	川内町公民館		—	永尾 正邦	257	128	1	有	
	曙住宅集会所		—	上島 撫一	66	33	2	有	
	小園集落センター		—	堀 政明	50	25	23	有	
	長野会館		—	堀 政明	236	118	4	有	
	桃原寺（赤崎町）		22-2831	緒方 正親	83	41	5	有	
	小野ふれあい会館		21-1297	諫早市	529	264	4	有	
	野	立 退 指 導 者 及 び 電 話 番 号	赤崎町	西村 一美	(22-6490)	網掛は水害時は除く			
			黒崎町	黒田 雅博	(090-8835-5318)				
小野町			道辻 肇	(090-3321-7497)					
小野島町			藤山 巧二	(24-2702)					
川内町			永尾 正邦	(23-8393)					
川内町(新地)			永尾 正邦	(23-8393)					
宗方町			北島 清充	(23-3567)					
長野町			堀 政明	(23-4473)					
曙町			上島 撫一	(23-2818)					
小野団地			加茂 照吾	(090-7169-6635)					

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
有	松里町公民館		—	前田 増雄	41 m ²	20 人	22 m	有
	早見町公民館		—	濱崎 弘一	215	107	19	有
	中通町公民館		—	本田 哲郎	132	66	19	有
	天神高齢者・若者センター		—	酒井 守	101	50	69	有
	恵仁荘		28-3267	松尾 和彦	180	90	51	有
	天恵荘		28-2304	三隅 健	698	349	62	有
	光明荘		28-2963	池永 悟	20	10	51	有
	福寿園		28-2211	田中 康行	117	58	62	有
	諫早療育センター		28-3131	國場 英雄	383	191	54	有
	有喜中学校屋内運動場		28-2223	有喜中校長	578	289	48	有
	明德寺（有喜町第3）		28-2559	大倉 敏朗	178	89	14	有
	浮亀城公民館（有喜町第3）		—	西原 直之	220	110	12	有
喜	立退指導者及び電話番号	松里町第1	前田 増雄	(28-2061)				
		松里町第2	佐藤 武義	(28-3906)				
		有喜町第1	田中 耕治	(28-2225)				
		有喜町第2	東 等	(28-2844)				
		有喜町第3	西原 直之	(28-2645)				
		中通町	本田 哲郎	(28-3978)				
		鶴田町	川口 信介	(28-6931)				
		早見町	濱崎 弘一	(28-3319)				
		天神町	酒井 守	(090-8416-3584)				

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
本 野	二股集会所		—	小川 政吉	20 m ²	10 人	97 m	無
	湯野尾集落センター		—	川副 保光	172	86	183	有
	下組公民館		—	西村 宣昭	24	12	124	有
	二ヶ倉公民館		—	木下 寿幸	66	33	75	有
	円能寺公民館		—	峰 保典	26	13	123	有
	古場公民館		—	瀬崎 明甫	33	16	171	有
	小野公民館（富川町）		—	平 孝	16	8	166	無
	落公民館		—	小森 榮	16	8	200	有
	洞仙公民館		—	宮本 幸治	172	86	137	有
	柳谷公民館		—	山口 繁則	24	12	239	有
	大野構造改善センター		—	村井 孝則	20	10	190	有
	下大渡野構造改善センター		26-8345	林 一範	155	77	51	有
	本野町彦城公民館		—	音なぎ 光司	38	19	65	有
	明峰中学校屋内運動場		26-0075	明峰中校長	672	336	63	有
	明教寺（上大渡野町）		26-2266 26-2123	片山 量海	148	74	93	有
	琴川集落センター		—	中川 年彦	84	42	88	有
平地蒔公民館		—	西谷 繁喜	65	32	185	有	
立 退 指 導 者 及 び 電 話 番 号	本野町	末次 一裕	(25-8917)	網掛は水害時は除く				
	富川町	藤山 徳二	(25-9005)					
	湯野尾町	藤原 廣保	(25-9264)					
	上大渡野町	竹野 直之	(090-8621-0691)					
	下大渡野町	林 一範	(26-7480)					

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
長	小豆崎町第一公民館		—	堤 良計	66 m ²	33 人	25 m	有
	小豆崎町第二公民館		—	堤 良計	26	13	20	有
	西里町公民館		22-5459	松竹 恭貴	247	123	26	有
	中田町公民館		—	岩永 敏則	57	28	50	有
	御手水町第二公民館		—	川原 義美	29	14	127	有
	御手水町第一公民館		—	川原 義美	198	99	148	有
	岩屋川口公民館		—	岩永 吉二郎	33	16	205	有
	大場町公民館		24-8307	堀 秀明	80	40	259	有
	片木構造改善センター		—	碓 保則	33	16	408	有
	白木峰町公民館		24-8261	松本 茂	62	31	250	有
	岩名ふれあいの館		—	岩永 和則	33	16	171	有
	正久寺町公民館		24-8878	寺側 厚巳	145	72	10	有
	高天町公民館		24-8856	大石 一郎	140	70	11	有
	白浜町公民館		24-8702	酉越 和則	121	60	16	有
	白原町公民館		23-9675	松浦 正一郎	62	31	81	有
	長田町公民館		23-9138	長濱 猛	163	74	14	有
	猿崎町公民館		24-8359	井手 博樹	99	49	4	有
	長田中学校屋内運動場		23-9014	長田中校長	578	289	11	有
諫早ゆたか荘		23-9637	中川 浩司	300	150	15	有	
田	立 退 指 導 者 及 び 電 話 番 号	小豆崎町	堤 良計	(23-6387)	網掛は水害時は除く			
		西里町	松竹 恭貴	(22-5243)				
		中田町	岩永 敏則	(090-3608-2243)				
		御手水町	川原 義美	(090-5738-6051)				
		大場町	堀 秀明	(24-8307)				
		白木峰町	松本 茂	(24-8261)				
		長田町	長濱 猛	(24-8452)				
		正久寺町	寺側 厚巳	(24-8878)				
		高天町	大石 一郎	(24-8856)				
		白浜町	酉越 和則	(24-8702)				
		白原町	松浦 正一郎	(23-9675)				
		猿崎町	井手 博樹	(24-8359)				

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
真津山	久山町公民館		26-1206	井手 洋一郎	198 m ²	99 人	10 m	有
	久山台コミュニティセンター		26-5355	池田 正昭	226	113	56	有
	若葉町集会所		26-6368	市橋 晃	148	74	28	有
	貝津町公民館		—	松尾 吉嗣	247	123	15	有
	馬渡町公民館		—	都留 強	148	74	5	有
	小船越町公民館		26-3502	山内 正登	225	112	27	有
	小船越町2区公民館		24-4357	高森 文治	70	35	26	有
	中尾町公民館		—	玉城 保美	70	35	30	有
	山川町公民館		—	山口 薫	144	72	15	有
	山川町第二自治会事務所		—	斉藤 敦子	49	24	32	有
	青葉台集会所		080-8363-2946	中村 修一	275	137	21	有
	西諫早中学校屋内運動場		26-0694	西諫早中校長	749	374	8	有
	デイサービスセンター高望荘		25-5670	石崎 由喜美	399	199	12	有
	立退指導者及び電話番号	久山町	井手 洋一郎	(26-1206)				
久山台ニュータウン		池田 正昭	(26-5355)					
若葉町		市橋 晃	(090-4473-2743)					
貝津町		松尾 吉嗣	(26-1968)					
貝津ヶ丘		横山 竜太	(25-2623)					
小船越町		山内 正登	(26-3502)					
馬渡町第1		川浪 良次	(090-4485-6800)					
馬渡町第2		鉄本 浩一郎	(090-1515-6683)					
馬渡町5番地		都留 強	(26-1585)					
馬渡町9番地		辻 良彦	(25-2335)					
中尾町		玉城 保美	(26-5278)					
山川町第1		山口 薫	(25-2130)					
山川町第2		斉藤 敦子	(26-2853)					
山川町中地区		潮屋 誠次	(090-4999-2811)					
津久葉町	小玉 晋作	(25-3333)						
青葉台	中村 修一	(080-8363-2946)						

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力	
西 諫 早	破籠井町公民館		—	黒田 一彦	66	33	67	有	
	真崎町公民館		26-8358	田苗 隆史	99	49	29	有	
	中井原公民館		—	今里 勇二	66	33	36	有	
	真城中学校屋内運動場		26-0650	真城中校長	1,196	598	5	有	
	明峰中学校屋内運動場		26-0075	明峰中校長	672	336	63	有	
	立 退 指 導 者 及 び 電 話 番 号	津水町	是枝 勇	(26-6224)					
		真崎町	田苗 隆史	(090-1515-5866)					
		破籠井町	黒田 一彦	(26-5954)					
		白岩町東部	根来 博文	(090-2710-8088)					
		白岩町西部	陣内 浩	(090-7926-9701)					
		白岩町南部	竹口 広介	(090-4489-2308)					
		白岩町北部	湯川 順治	(25-5827)					
		堂崎町第1	三重 雅夫	(26-1752)					
堂崎町第2		露谷 寛	(25-0805)						
堂崎町第3		田崎 信幸	(25-2485)						
真崎団地	川瀬 大三	(25-1059)							
西部台堀の内町	森 徹	(25-3926)							
真崎町西部台	前田 和信	(51-0373)							

(多良見 地域)

※網掛は水害時は除く
★印は土砂災害警戒情報発表中は除く

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
西川内	西川内公民館	43-1801	溝上 秀盛	60 m ²	30 人	80 m	有
市布	市布公民館★	43-0826	高柳 伸市	50	25	33	有
	多良見団地公民館	43-2874	中路 義信	63	31	82	有
	喜々津団地公民館	43-4668	小山 明	153	76	49	有
中里	中里公民館★	43-0372	西原 三千男	99	49	15	有
木床 ・ 船津	先木床集会所	080-1704-3503	中路 英憲	55	27	3	有
	木床公民館★	080-1704-3503	中路 英憲	100	50	5	有
	船津公民館	090-8914-4553	川崎 剛	110	55	1	有
	木床2区公民館	090-6897-1365	寺田 和幸	110	55	7	有
化屋 ・ シー サイド	多良見支所	43-1111	諫早市	386	267	4	無
	井樋ノ尾公民館★	43-5695	川口 勉	33	16	19	有
	阿蘇区公民館	43-5629	石丸 昌則	80	40	4	有
	化屋区公民館	43-0160	原口 博道	170	85	1	有
	丸尾1区自治会公民館	090-5297-2756	山下 彦幸	215	107	10	有
	丸尾2区公民館	43-5686	高橋 宏一	146	73	30	有
	化屋公民館	43-2513	嶋田 正幸	90	45	3	有
	大島公民館	43-2513	嶋田 正幸	80	40	1	有
	シーサイド1区公民館	43-4593	白川 利勝	137	68	4	有
	シーサイド2区公民館	51-7741	大牟田 敏晴	138	69	2	有
	シーサイド3区公民館	090-2719-7783	松本 侑子	223	111	3	有
シーサイド4区公民館	43-5772	原田 啓一	133	66	2	有	
東西園	東西園公民館	43-0408	林田 壽人	49	24	21	有
野副	野副公民館★	43-1255	菅原 秀俊	46	23	11	有
元釜	群公民館	44-1026	高比来 稔	35	17	179	有
	元釜公民館★	44-1026	高比来 稔	141	70	2	有
舟津	舟津コミュニティセンター	090-3884-7368	平井 泉	59	29	2	有
	中通防災センター	090-9720-7675	滝口 尚志	200	100	9	有
	田中集落センター	44-1550	稲塚 敏実	52	26	10	有
野川内	野川内公民館	44-1105	平 英文	76	38	29	有
山川内	山川内コミュニティセンター	44-1133	相川 雅美	214	107	30	有
佐瀬	大崎公民館	44-1445	富田 昭則	50	25	73	有
	琴ノ尾公民館	090-3882-5491	中村 昌俊	52	26	302	有

(森山 地域)

★印は土砂災害警戒情報発表中は除く

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
下井牟田	下井牟田公民館	090-7380-9310	田中 克史	107 m ²	53 人	3 m	有
	桃原寺★	22-2831	緒方 正親	83	41	5	有
上井牟田	教専寺★	35-2201	中山 晃憲	350	175	85	有
	中野屋敷公民館	090-8833-9781	前田 俊彦	70	35	81	有
唐比	唐比東公民館	36-1596	佐藤 哲雄	91	45	10	有
杉谷	杉谷公民館	080-5282-2859	秀島 公一郎	107	53	4	有
田尻	田尻公民館	36-1403	西村 清貴	166	83	2	有
	県央農協森山支店 (営業時間中のみ)	36-1211	山崎 誠一郎	500	250	3	有
本村	本村公民館	35-2430	水頭 哲郎	107	53	4	有
慶師野	慶師野公民館	35-2778	田中 雅臣	107	53	3	有

(飯盛 地域)

★印は土砂災害警戒情報発表中は除く

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
後田	後田公民館	48-1286	瀧田 憲夫	158 m ²	79 人	22 m	有
船津	船津公民館	48-0494	松尾 藤次	124	62	4	有
久保	久保公民館★	48-1116	川下 晴満	132	66	13	有
佐田	佐田公民館★	48-0905	本田 哲男	133	66	20	有
小島	小島公民館	48-1938	藤本 健作	182	91	4	有
平古場	平古場公民館	—	平古場 敏則	152	76	14	有
石原	石原公民館	48-0650	山下 和彦	154	77	20	有
山口	山口公民館	48-2083	山口 俊文	154	77	83	有
	野中公民館★	48-0825	木本 薫	87	43	29	有
	牧野営農施設	—	中山 美枝子	98	49	125	有
開	開公民館	—	中山 康久	119	59	19	有
	開営農研修所★	48-1120	園 初喜	71	35	34	有
	宮園公民館	—	馬場 嘉孝	129	64	10	有
上原	上原研修所★	48-0797	上原 薫	152	76	22	有
池下	池下公民館	—	西海 哲郎	137	68	3	有
清水	清水公民館★	—	本田 健一	153	76	35	有
寺平	寺平公民館	—	寺平 博	208	104	37	有
田平	田平公民館	—	田平 満	127	64	10	有
古場	古場公民館★	49-1245	向井 忠通	158	79	77	有

(高来 地域)

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
湯江	光宗寺	32-2284	楠原 智佐利	m ²	200人	16 m	有
	和銅寺	32-2879	宮崎 輝朗		200	19	有
	善住寺自治会長の指示する場所	32-3032	吉田 建規	—	—	—	—
宇良	高来公民館宇良分館	32-3238	諫早市	360	180	17	有
	黒新田地区集会所	32-5158	山田 政和	90	45	285	有
小江	金光寺	32-2183	大峰 信仁		200	30	有
	小船津公民館	32-5541	山口 徳幸	149	74	23	有
	平田公民館	090-3668-3040	山口 隆彦	72	36	70	有
深海	蓮行寺	32-3212	藤海 暁成		200	15	有
	富地戸公民館	090-1089-3454	濱崎 茂	63	31	8	有
	萩原公民館	32-4652	横山 昭利	75	37	218	有
	天初院	32-4058	山口 俊哉	165	82	45	有

(小長井 地域)

★印は土砂災害警戒情報発表中は除く

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
遠竹	遠竹公民館	32-2481	野口 弘繁	143 m ²	71 人	41 m	有
	釜公民館	34-4011	宮崎 武彦	114	57	5	有
	柳南公民館	34-4006	渡部 聖吾	51	25	76	有
	遠竹本村公民館	34-3998	中川 俊弘	103	51	42	有
	黒仁田公民館	34-4048	池田 清	78	39	120	有
築切	築切公民館	34-2384	中村 泰彦	109	54	10	有
小ヶ浦	小長井支所	34-2111	諫早市	30	15	13	有
	小ヶ浦公民館	34-2027	大瀬 敏之	184	92	13	有
	長戸公民館	34-4204	野口 貞明	84	42	3	有
	新田原公民館	34-4137	山本 建次	89.5	44	111	有
田原	農場公民館	34-3021	原尾 茂	106	53	211	有
	田原公民館	34-3908	田川 融	73	36	201	有
	清水公民館★	34-3877	前田 一男	90	45	284	有
牧	牧公民館	090-3738-5206	一ノ瀬 一成	143	71	27	有
長里	足角公民館★	090-8625-5097	徳永 憲明	110	55	4	有
	川内公民館★	34-2492	増山 瑞久	84	42	21	有
	打越公民館	34-2294	矢竹 友喜	84	42	14	有
	船津公民館	34-2289	藤原 安彦	52	26	13	有
	田代1公民館	34-2745	中田 強	49	24	30	有
	田代2公民館	34-3710	新宮 一郎	108	54	16	有
	尾ノ上公民館	34-2925	榎並 信男	104	52	34	有
	大久保公民館	090-8836-5509	吉次 富義	100	50	67	有
	長里小学校屋内運動場	34-2102	長里小校長	432	216	19	有
広川良	広川良公民館	34-3841	佐々木 健馬	30	15	386	有

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(水防法第15条第1項第4号に規定する施設)

○洪水（本明川・半造川）

施設名	所在地	電話番号	備考
(保育所)			
サンタの家保育園	幸町59-1	22-7511	
ともしび保育園	新道町83-8	23-8535	県管理区間
ほなみ保育園	小野島町2057-1	23-3765	
とんぼ保育園	栄町1-1	26-2076	
(認定こども園)			
菜の花こども園	仲沖町543-2	22-5784	
にしぎきこども園	小豆崎町319-3	23-5052	
(子育て支援施設)			
すくすく広場	栄町1-1	46-5276	
(学童クラブ)			
仲沖学童クラブ	仲沖町15-34	22-5784	
学童保育諫小学童クラブ	幸町59-1	24-0444	
なかよし村学童1組	福田町6-40	22-6253	
なかよし村学童2組	福田町6-40	22-6253	
学童保育こどものくに小野	宗方町347-1	21-9510	
みのり学童クラブ	西里町803	23-9185	
(小学校)			
諫早小学校	仲沖町457-4	22-0499	
小野小学校	宗方町365	22-0497	
長田小学校	西里町800	23-9010	体育館のみ
(中学校)			
諫早高等学校附属中学校	東小路町1-7	22-1222	
諫早中学校	西郷町930-1	22-0091	
(高等学校)			
諫早高等学校	東小路町1-7	22-1222	
(特別支援学校)			
諫早東特別支援学校	永昌東町24-2	22-1863	
(有料老人ホーム)			
ひばり	船越町612-3	22-2200	
有料老人ホームふれあい船越	船越町658-1	22-2610	
福の家	福田町38-41	46-3681	
(サービス付き高齢者向け住宅)			
ジャストイン諫早	幸町294-1	21-1255	
ジャストイン諫早2号館	幸町294-1	21-1255	
あんしんハウス諫早	福田町32-2	24-0008	
ウェルケア天満	天満町6-1	47-9612	
(介護老人保健施設)			
ケアホーム・クローバー	長田町2547	24-8810	
(介護医療院)			
あねがわ介護医療院	小野島町2378-2	24-3180	
(介護療養型医療施設)			
犬尾内科医院	泉町14-26	22-0245	
(認知症対応型共同生活介護)			
グループホームくれも	栗面町810-2	24-0811	県管理区間

施設名	所在地	電話番号	備考
(短期入所生活介護)			
ショートステイ 富士山	長野町1413-3	35-4848	
(通所リハビリテーション)			
通所リハ 貝田整形	東小路町12-10	22-0336	
犬尾内科医院	泉町14-26	22-0245	
諫早記念病院介護サービス「ひまわり」	天満町2-21	22-0353	
姉川病院	小野島町2378-2	24-3180	
ケアホーム・クローバー	長田町2547	24-8810	
古川医院	高天町2612-1	24-8300	
(小規模多機能型居宅介護)			
小規模多機能型居宅介護よんしゃい	福田町32-2	22-3202	
(通所介護)			
リハビリテーションあいのわデイサービス	東小路町12-8	56-8669	
デイサービスセンターひなたぼっこ	八天町17-33	22-9000	
デイサービスセンター暖家	幸町64-15	22-7581	
デイサービスよろこび	幸町294-1	21-1255	
遊湯シニアランド	幸町294-1	21-1126	
コンパスイーク栄町	栄町2-11-102	46-3938	
デイサービスセンターひばり	船越町612-3	22-2200	
ふれあい船越デイサービスセンター	船越町658-2	22-2610	
デイサービスセンター第二彩音	西郷町926	47-8401	
まごころデイサービス事業所	福田町23-3	24-0202	
デイサービスいこう	福田町32-2	46-5559	
デイサービス 福の家	福田町38-41	46-3681	
リハビリテーションあいのわ2nd デイサービス	幸町52-7	47-6869	
諫早記念病院通所介護事業所ひまわり	天満町2-26	21-7900	
デイサービスニュートラル・グランド	天満町19-14-101	21-9608	
デイサービスハーモニー・きずな	栗面町176-2	47-9850	県管理区間
デイサービスセンターゆるり	栗面町810-2	24-2818	県管理区間
デイサービスあかり	栗面町814	47-9094	県管理区間
デイサービス 富士山	長野町1413-3	35-4848	
リハビリテーション あいのわ3rd デイサービス	黒崎町106-1	46-3307	
デイサービスさくら草	小豆崎町530-1	47-9430	
デイサービスセンターひだまりの里 a i m	小豆崎町547	47-5853	
(障害福祉サービス事業所)			
ドンキーワールド	八天町6-17	22-9569	
就労支援施設みらい/GENKI	幸町7-27	24-0778	
グループホームあおぞら	幸町65-21	22-6815	
就労支援センターB型あおぞら	幸町65-21	46-5506	
アストルテ	厚生町3-20	35-7521	
CAREER PORT ほんまち	本町2-5	35-4886	
就労支援センター ラポール諫早	福田町5-46	21-8281	
とっとり亭	福田町23-40	47-8562	
さをり工房ながさき	天満町34-5	35-7970	
県立こども医療福祉センター	永昌東町24-3	22-1300	
障害者就労センター ロバの店	川内町524-1	56-9768	
ふわり諫早	西里町1691-2	47-5578	
トアルク	小野町365-1	22-3533	

施設名	所在地	電話番号	備考
クローバー館	川内町136-9	51-5496	
CAREER PORT リンク	本町2-5	47-5659	
さん・さん諫早	天満町5-17	56-8133	
(障害児通所支援事業所)			
にじいろ kids	幸町24-33	56-8321	
第二リタの心 療育学苑	永昌東町22-48	47-6710	
ふわり諫早	西里町1691-2	47-5758	
諫早こどもデイサービスわくわく広場	長田町1470	20-4120	
トアルク	小野町365-1	22-3533	
COMPASS発達支援センター諫早	船越町891-2	56-9328	
サニーキッズいさはや	泉町20-25-1F	42-3239	
(地域活動支援センター)			
地域活動支援センターひまわり	東小路町4-26	22-3717	
さをり工房ながさき	天満町34-5	35-7970	
(病院)			
諫早記念病院	天満町2-21	22-0370	
諫早総合病院	永昌東町24-1	22-1380	
県立こども医療福祉センター	永昌東町24-3	22-1300	
姉川病院	小野島町2378-2	24-3180	
(診療所)			
貝田整形外科	東小路町12-10	22-0336	
出口医院レディースクリニック	東小路町14-33	22-3410	
まつお眼科医院	幸町2-21	24-6604	
コムタ外科・整形外科医院	幸町25-7	22-2597	
森眼科内科医院	八坂町5-3	22-5658	
立石産婦人科医院	栄町7-6	22-0292	
犬尾内科医院	泉町14-26	22-0245	
安永産婦人科医院	泉町17-22	22-0032	
草野内科小児科医院	永昌東町15-1	23-1212	
مامレディースクリニック	永昌東町20-23	22-0678	
しば整形外科クリニック	永昌東町20-25	22-1086	
澤田医院	宗方町16-5	22-1178	
江藤外科消化器科医院	小野島町132-1	21-0202	
野田医院	西里町23	24-1777	
檀野医院	長田町2592	23-9226	
古川医院	高天町2612-1	24-8300	

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第4項に規定する施設)

施設名	所在地	電話番号	備考
(保育所)			
いちご保育園	栗面町315	22-5840	
小野保育園	小野町676-2	23-0120	
有喜保育園	有喜町418-2	28-2052	
遊びの家共同保育園	多良見町西川内1245-1	43-6085	
みどり保育園	多良見町野副73	43-1512	
常香保育園	飯盛町里1893-3	49-1059	
金松園保育所	高来町金崎759	32-2050	
(認定こども園)			
もりやまこども園	森山町慶師野1884-2	35-2760	
(学童クラブ)			
学童保育こどものくに小野	宗方町347-1	21-9510	
学童保育ポケットクラブ	小長井町小川原浦227	34-2716	
(小学校)			
小野小学校	宗方町365	22-0497	
有喜小学校	有喜町800	28-2004	
大草小学校	多良見町野副59	43-1231	
森山東小学校	森山町杉谷2343	36-1006	
飯盛西小学校	飯盛町里620	49-1011	
(中学校)			
小野中学校	小野町1320-1	22-0594	
琴海中学校	多良見町舟津1870	44-1872	
森山中学校	森山町下井牟田455-2	35-2004	
飯盛中学校	飯盛町平古場60	48-1151	
小長井中学校	小長井町小川原浦865	34-2003	
(養護老人ホーム)			
養護老人ホーム 聖フランシスコ園	高来町神津倉41-1	32-2129	
(軽費老人ホーム)			
諫早の里英智園	福田町3320-1	21-1323	
(有料老人ホーム)			
ゆたか荘 みらいホーム	長田町2781-1	23-9680	
住宅型有料老人ホーム ありびお	多良見町元釜5-15	44-1316	
ナーシングホーム小長井	小長井町小川原浦656	34-2007	
(サービス付き高齢者向け住宅)			
真和レジデンス	本野町2-1	25-6335	
森の駅	森山町杉谷2902-1	36-1124	
あじさい	飯盛町後田1644-1	48-1972	
(介護老人福祉施設)			
真和荘	多良見町元釜556	44-1311	
特養いいもり	飯盛町開48	48-2270	
(介護療養型医療施設)			
犬尾内科医院	泉町14-26	22-0245	
(認知症対応型共同生活介護)			
グループホーム 花の里	福田町3316-3	21-7778	
グループホームいさはや	福田町1673-8	35-4011	
グループホームゆたか荘ベルホーム	長田町2781-1	23-9637	

施設名	所在地	電話番号	備考
グループホームゆうき	多良見町元釜5-15	44-1765	
グループホームおおくさ	多良見町元釜555	44-1917	
グループホームあじさいの家	飯盛町後田1643-1	48-1972	
グループホーム コーヒーの家・紅茶の家	森山町杉谷2898-1	36-1670	
グループホームたかき	高来町峰179	32-6617	
グループホームおこんご	小長井町小川原浦656	34-2007	
(短期入所生活介護)			
ショートステイ 富士山	長野町1413-3	35-4848	
(通所リハビリテーション)			
諫早記念病院介護サービス「ひまわり」	天満町2-21	22-0353	
(小規模多機能型居宅介護)			
きらら	本野町2-1	25-3800	
ゆたか荘 サンホーム	長田町2781-1	23-9680	
(通所介護)			
老人デイサービスセンター花の里	福田町3316-3	21-7778	
諫早記念病院通所介護事業所 ひまわり	天満町2-26	21-7900	
リハビリセンターハイタッチ	永昌町42-33	41-4097	
デイサービススマイル	宗方町695-1	56-9673	
デイサービス富士山	長野町1413-3	35-4848	
デイサービスセンター 高望荘	貝津町2661-1	25-5670	
ゆたか荘通所介護	長田町2826-1	23-9680	
通所介護みらい	長田町2781-1	23-9680	
デイサービスセンターひだまりの里吉荘	小豆崎町351	47-5853	
デイサービスみすず	多良見町中里1738-1	51-6206	
デイサービスまりん	多良見町元釜5-15	44-1371	
デイサービス洗心庵	森山町慶師野793	35-2384	
デイサービスセンター森の里	森山町杉谷2899-2	36-3434	
デイサービスあじさい	飯盛町後田1648-2	48-2811	
特養いいもり	飯盛町開48	48-2270	
デイサービスセンターたかき	高来町峰179	32-6619	
(認知症対応型通所介護)			
デイサービスまりんはあと	多良見町元釜5-15	44-1316	
真和荘指定通所介護事業所	多良見町元釜556	44-1344	
特養いいもり	飯盛町開48	48-2270	
(障害福祉サービス事業所)			
ばれっと	川床町127-2	21-6131	
つくしの里	森山町唐比北779	36-7101	
デイサービスカラフル	飯盛町古場846-1	48-1200	
しらぬい学園	高来町黒新田260-2	32-2155	
障害者就労支援事業所さざんか	小長井町小川原浦548	34-2808	
(障害児通所支援事業所)			
カラフル	飯盛町古場846-1	48-1200	
(病院)			
諫早記念病院	天満町2-21	22-0370	
山崎病院	小長井町小川原浦656	34-2007	
(診療所)			
犬尾内科医院	泉町14-26	22-0245	
すばる診療所	多良見町元釜5-15	28-7788	
鬼塚内科医院	飯盛町里179-2	49-1301	

国管理河川重要水防箇所

重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝 ・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

国管理河川 重要水防箇所一覽表

種別	河川名	単位	数量	備考
重要度A	本明川	m	216	
	半造川	m	0	
	福田川	m	236	
合計		m	452	
重要度B	本明川	m	2,458	
	半造川	m	3367	
	福田川	m	320	
合計		m	6,145	
重要注意	本明川	m	1,088	A、Bとの重複は除く
	半造川	m	126	
合計		m	1,214	
重点区間	半造川	m	671	
		m	671	
	合計		m	671
(排・取)水門	重要度A	箇所	1	
	合計	箇所	1	
橋	重要度A	箇所	1	
	合計	箇所	1	
	重要度B	箇所	7	
堰	重要度A	箇所	2	
	合計	箇所	2	
	重要度B	箇所	10	
陸開門	重要度A	箇所	1	
	合計	箇所	1	
	重要注意	箇所	2	
合計		箇所	28	
合計		箇所	28	

国管理河川 重要水防箇所一覽表(重点区間)

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	備考	本明川水系
1	長崎県	半造川	鎌早市川内町	右	14500~14700	0/209	遊水区(水調節)であり、田区間の中でも水防上特に重
2	長崎県	半造川	鎌早市船越町	左	14800~20400	0/199	遊水区(田区間)の中でも水防上特に重
3	長崎県	半造川	鎌早市鷺崎町	右	26400~28400	0/283	遊水区(田区間)の中でも水防上特に重
		計			3	0/671	
計		半造川		左岸	1	0/199	
				右岸	2	0/472	
合計				左岸	1	0/199	
				右岸	2	0/472	
				右岸	3	0/671	

国管理河川 重要水防箇所一覽表(A)

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	本明川水系
1	長崎県	本明川	鎌早市天瀬町	左	68410~74400	0/173	高さ小さく遊水の恐れあり(遊水A)	
2	長崎県	本明川	鎌早市採目町	右	68950~74400	0/643	高さ小さく遊水の恐れあり(遊水A)	
3	長崎県	福田川	鎌早市福田町	左	68300~68700	0/141	高さ小さく遊水の恐れあり(遊水A)	
4	長崎県	福田川	鎌早市泉町	右	66400~66700	0/695	高さ小さく遊水の恐れあり(遊水A)	
		計			4	0/452		
計		本明川		左岸	1	0/173		
				右岸	1	0/643		
		半造川		左岸	0	0/0		
				右岸	0	0/0		
		福田川		左岸	1	0/141		
				右岸	1	0/695		
合計				左岸	2	0/314		
				右岸	2	0/138		
					4	0/452		

国管理河川 重要水防箇所一覽表(A) 工作物

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	備考	本明川水系
1	長崎県	半造川	鎌早市津町・川内町	-	06980	半造快速施設による空溜化の恐れあり	
2	長崎県	福田川	鎌早市福田町	-	06820	落/剛橋、桁下高不足	
		計			2		
計		本明川		左岸	0		
				右岸	0		
		半造川		左岸	0.5		
				右岸	0.5		
		福田川		左岸	0.5		
				右岸	1.0		
合計				左岸	1.0		
				右岸	2		

国管理河川 重要水防箇所一覽表(B)

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	本明川水系
1	長崎県	本明川	鎌早市仲神町	右	28350~28450	0/100	河槽不足のため遊水の恐れあり(遊水B)	
2	長崎県	本明川	鎌早市仲神町~本町	右	44350~46500	0/150	河槽不足のため遊水の恐れあり(遊水B)	
3	長崎県	本明川	鎌早市八木町	左	44350~46500	0/150	河槽不足のため遊水の恐れあり(遊水B)	
4	長崎県	本明川	鎌早市城見町	左	44650~48900	0/277	河槽不足のため遊水の恐れあり(遊水B)	
5	長崎県	本明川	鎌早市高城町	右	44650~46800	0/158	河槽不足のため遊水の恐れあり(遊水B)	
6	長崎県	本明川	鎌早市天瀬町	左	58650~58800	0/737	河槽不足のため遊水の恐れあり(遊水B)	
7	長崎県	本明川	鎌早市高城町~米田東町	右	58250~58800	0/527	河槽不足のため遊水の恐れあり(遊水B)	

番号	県名	河川名	地先名	位置	備考	本道川水系
8	長崎県	本道川	諫早市水島町～栄田町	右	66550～86350	河槽不足のため遊水の恐れあり(遊水B)
9	長崎県	半道川	諫早市能登町～西郷町	左	1k450～3k100	河槽不足のため遊水の恐れあり(遊水B) 堤体から湧水が湧出する恐れあり(遊水B)
10	長崎県	半道川	諫早市長郷町～小川町	右	1k450～3k100	河槽不足のため遊水の恐れあり(遊水B)
11	長崎県	福田川	諫早市泉町	右	0k450～0k600	高3.0の小きく遊水の恐れあり(遊水B)
12	長崎県	福田川	諫早市福田町	左	0k450～0k550	高3.0の小きく遊水の恐れあり(遊水B)
13	長崎県	福田川	諫早市福田町	左	0k900～0k950	高3.0の小きく遊水の恐れあり(遊水B)
14	長崎県	福田川	諫早市泉町	右	0k900～0k950	高3.0の小きく遊水の恐れあり(遊水B)
		計			14	6/145
		本道川		左岸	3	1/164
				右岸	5	1/294
		半道川		左岸	1	1/673
				右岸	1	1/694
		福田川		左岸	2	0/734
				右岸	2	2/97
		合計			8	3/174
					14	6/145

国管理河川 重要水防箇所一覽表(B) 工作物

番号	県名	河川名	地先名	位置	備考	本道川水系
1	長崎県	本道川	諫早市八天町	-	諫早橋	
2	長崎県	本道川	諫早市八天町	4k280	新橋	
3	長崎県	本道川	諫早市八天町	4k340	眼鏡橋	
4	長崎県	本道川	諫早市成見町	4k610	高波橋	
5	長崎県	本道川	諫早市成見町	5k810	公園橋	
6	長崎県	本道川	諫早市天瀬町	5k640	四面橋	
7	長崎県	本道川	諫早市天瀬町	6k810	蔵山橋	
8	長崎県	半道川	諫早市幸町	1k430	半道橋	
9	長崎県	半道川	諫早市幸町	1k520	島原鉄道橋	
10	長崎県	福田川	諫早市福田町	0k530	福田橋	
11	長崎県	本道川	諫早市天瀬町	5k880	公園堰	
12	長崎県	福田川	諫早市福田町	0k500	福田堰	
		計		12		
		本道川		左岸	4	
				右岸	1	
		半道川		左岸	1	
				右岸	1	
		福田川		左岸	1	
				右岸	1	
		合計			6	
					12	

国管理河川 重要水防箇所一覽表(要注意)

番号	県名	河川名	地先名	位置	備考	本道川水系
1	長崎県	本道川	諫早市小豆崎町	延長(m)	0.410	田川跡
2	長崎県	本道川	諫早市福田町	2k400～2k800	0.207	田川跡
3	長崎県	本道川	諫早市福田町	3k200～3k400	0.138	田川跡
4	長崎県	本道川	諫早市福田町	3k400～3k500	0.188	田川跡
5	長崎県	本道川	諫早市成見町	4k400～4k600	0.296	田川跡
6	長崎県	本道川	諫早市成見町	4k600～4k800	0.294	田川跡
7	長崎県	本道川	諫早市天瀬町	5k600～5k800	0.193	田川跡
		本道川	諫早市水島町	6k200～6k400	0.193	田川跡

番号	県名	河川名	地先名	位置	備考	本道川水系
8	長崎県	半道川	諫早市内町	右	1k375～1k507	0/132
9	長崎県	半道川	諫早市能登町	左	1k400～1k650	0/250
10	長崎県	半道川	諫早市長郷町	右	1k564～1k650	0/086
11	長崎県	半道川	諫早市泉町	右	1k775～1k825	0/175
		計			11	2/189
		本道川		左岸	5	1/147
				右岸	2	0/294
		半道川		左岸	1	0/250
				右岸	3	0/293
		合計			6	1/397
					5	0/792
					11	2/189

国管理河川 重要水防箇所一覽表(要注意) 工作物

番号	県名	河川名	地先名	位置	備考	本道川水系
1	長崎県	本道川	諫早市仲神町	右	3k900	旭町第2橋脚
2	長崎県	本道川	諫早市旭町	右	3k960	旭町第3橋脚
3	長崎県	本道川	諫早市旭町	右	4k000	旭町第4橋脚
4	長崎県	本道川	諫早市八天町	右	4k070	八天第1橋脚
5	長崎県	本道川	諫早市八天町	左	4k170	八天第2橋脚
6	長崎県	本道川	諫早市本町	右	4k285	本町第6橋脚
7	長崎県	本道川	諫早市八天町	左	4k290	八天第3橋脚
8	長崎県	本道川	諫早市八天町	左	4k385	八天第4橋脚
9	長崎県	本道川	諫早市高瀬町	右	4k450	本町第7橋脚
10	長崎県	本道川	諫早市高瀬町	右	4k500	高瀬第8橋脚
11	長崎県	本道川	諫早市成見町	左	4k505	橋内名第5橋脚
12	長崎県	本道川	諫早市成見町	左	4k660	橋内名第6橋脚
13	長崎県	本道川	諫早市高瀬町	右	4k700	高瀬第9橋脚
14	長崎県	本道川	諫早市成見町	左	4k740	橋内名第7橋脚
15	長崎県	本道川	諫早市成見町	左	4k790	橋内名第8橋脚
16	長崎県	本道川	諫早市成見町	左	4k840	橋内名第9橋脚
17	長崎県	本道川	諫早市成見町	左	4k920	橋内名第10橋脚
18	長崎県	本道川	諫早市成見町	左	5k070	橋内名第11橋脚
19	長崎県	本道川	諫早市高瀬町	右	5k080	原口第10橋脚
20	長崎県	本道川	諫早市天瀬町	右	5k250	宇都第11橋脚
21	長崎県	本道川	諫早市天瀬町	左	5k315	天瀬第12橋脚
22	長崎県	本道川	諫早市天瀬町	左	5k550	天瀬第13橋脚
23	長崎県	本道川	諫早市宇都町	右	5k562	宇都第12橋脚
24	長崎県	本道川	諫早市宇都町	右	5k571	宇都第13橋脚
25	長崎県	本道川	諫早市水島町	右	5k705	水島第14橋脚
26	長崎県	本道川	諫早市天瀬町	左	5k750	天瀬第14橋脚
27	長崎県	本道川	諫早市天瀬町	左	5k890	天瀬第15橋脚
28	長崎県	本道川	諫早市水島町	右	6k230	水島第15橋脚
		計			28	
		本道川		左岸	15	
				右岸	13	
		合計			13	
					28	

一級河川指定区間

県管理河川 重要水防区域 (河川)

(一級河川指定区間、二級河川)

<重要水防区域採択基準>

- 1 計画高水規模の洪水の水位が現況の堤防を越える箇所
- 2 堤防箇所が基礎地盤の軟弱による法面崩壊や急激な沈下等により決壊する危険が予想されるもの
- 3 水衝部であって洪水時に急激に基礎部が洗掘され、崩壊する危険が予想されるもの
- 4 背後地に市街部(家屋隣接及び商工業地等)があり被害が予想される箇所
- 5 背後地に公共施設(鉄道や主要道路等)があり被害が予想される箇所
- 6 背後地に避難箇所や要配慮者施設があり被害が予想される箇所
- 7 出水期間中に堤防を掘削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所

<重要度について>

重要水防区域 A (水防上最も重要な区間)
未改修区間で堤防又は水衝部があり、背後地に主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1/30規模改修区間で背後地が市街部でかつ主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所等

重要水防区域 B (水防上重要な区間)
未改修区間で背後地が市街部、または、主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1/30改修区間で堤防や水衝部があり背後地に一般市道等がある箇所等

重要水防区域 C (要注意区間)
未改修区間で背後地に一般市道等がある箇所、1/50改修区間で背後地に市街部、または、主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1/30改修区間で背後地に一般市道等がある箇所等

番号	水系名	河川名	延長(m)	町名		重要度	子どまれる車種	水防工法	
				左	右				
1	本明川	本明川	2,700	右	栄田町	C	溢水、決壊	積土のう工	
				左	東河内川合流点上流300mより西谷川合流点				
				右	西谷川合流点より西谷川合流点上流200m				
2	本明川	本明川	2,660	右	栄田町	C	溢水、決壊	積土のう工	
				左	彦成橋下流200mより彦成橋				
				右	西谷川合流点上流200mより昭相橋				
				左	彦成橋より帯田大橋				
				右	本明川合流点より長田新橋				
				左	本明川合流点より長田新橋上流100m				
				右	清水橋上流100mより清水橋上流200m				
				左	100				中田町
				右	100				御手水町
				左	御手水橋下流50mより御手水橋上流50m				
3	本明川	本明川	600	右	西郷町	B	溢水、決壊	積土のう工	
				左	堤岸橋より鬼山橋上流200m				
				右	堤岸橋より鬼山橋上流200m				
4	本明川	本明川	500	右	新道町	A	溢水、決壊	積土のう工	
				左	鬼山橋上流200mより栗原橋上流200m				
				右	半道川合流点より川床橋上流200m				
5	本明川	本明川	1,000	右	長野町	C	溢水、決壊	積土のう工	
				左	川床川				
				右	川床川				
				左	川床川				
				右	川床川				
				左	川床川				
				右	川床川				
				左	川床川				
				右	川床川				
				左	川床川				
6	本明川	本明川	400	右	小ヶ倉川	A	溢水、決壊	積土のう工	
				左	小ヶ倉川				
				右	小ヶ倉川				
				左	小ヶ倉川				
				右	小ヶ倉川				
				左	小ヶ倉川				
				右	小ヶ倉川				
				左	小ヶ倉川				
				右	小ヶ倉川				
				左	小ヶ倉川				
7	本明川	本明川	300	右	福田町	C	溢水、決壊	積土のう工	
				左	福田町				
				右	福田町				
				左	福田町				
				右	福田町				
				左	福田町				
				右	福田町				
				左	福田町				
				右	福田町				
				左	福田町				
8	本明川	本明川	500	右	福田町	A	溢水、決壊	積土のう工	
				左	福田町				
				右	福田町				
				左	福田町				
				右	福田町				
				左	福田町				
				右	福田町				
				左	福田町				
				右	福田町				
				左	福田町				
9	本明川	本明川	300	右	八天町	A	溢水、決壊	積土のう工	
				左	八天町				
				右	八天町				
				左	八天町				
				右	八天町				
				左	八天町				
				右	八天町				
				左	八天町				
				右	八天町				
				左	八天町				
10	本明川	本明川	700	右	東小路町	A	溢水、決壊	積土のう工	
				左	東小路町				
				右	東小路町				
				左	東小路町				
				右	東小路町				
				左	東小路町				
				右	東小路町				
				左	東小路町				
				右	東小路町				
				左	東小路町				
11	本明川	本明川	800	右	高城町	B	溢水、決壊	積土のう工	
				左	高城町				
				右	高城町				
				左	高城町				
				右	高城町				
				左	高城町				
				右	高城町				
				左	高城町				
				右	高城町				
				左	高城町				
12	本明川	本明川	1,400	右	目代町	C	溢水、決壊	積土のう工	
				左	目代町				
				右	目代町				
				左	目代町				
				右	目代町				
				左	目代町				
				右	目代町				
				左	目代町				
				右	目代町				
				左	目代町				
13	本明川	本明川	300	右	東本町	C	溢水、決壊	積土のう工	
				左	東本町				
				右	東本町				
				左	東本町				
				右	東本町				
				左	東本町				
				右	東本町				
				左	東本町				
				右	東本町				
				左	東本町				

県管理河川 重要水防区域

番号	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域		重要度	予想される事態	水防工法
				町名	位置			
14	本明川	西谷川	1,000	下大渡野町	本明川合流点より上流100m	C	洪水	積土のう工
				200	下大渡野町		本明川合流点より上流1200m	洪水、決壊
15	本明川	谷川	700	本野町	本明川合流点より上流600m	B	洪水、決壊	積土のう工
				700	本野町		本明川合流点より上流600m	洪水、決壊
16	本明川	琴川	100	本野町	本明川合流点より上流100m	C	洪水、決壊	積土のう工
				1,300	湯野尾町		本明川合流点より上流1300m	洪水、決壊
17	本明川	湯之尾川	100	本野町	本明川合流点より上流100m	C	洪水、決壊	積土のう工
				600	富川		本明川合流点より上流600m	洪水、決壊
18	本明川	富川	1,100	富川町	本明川合流点より上流1100m	B	洪水、決壊	積土のう工
				2,200	富川町		本明川合流点より上流2200m	洪水
19	本明川	富川	500	富川町	本明川合流点より上流500m	A	洪水、決壊	積土のう工
				600	長田町		本明川合流点より上流600m	洪水、決壊
20	本明川	段堂川	500	長田町	段堂橋より上流500m	A	洪水、決壊	積土のう工
				100	長田町		段堂橋より上流100m	洪水、決壊
21	本明川	段堂川	875	長田町	段堂橋より上流875m	C	洪水、決壊	積土のう工
				975	長田町		段堂橋より上流975m	洪水、決壊
22	本明川	柳刀崎川	2,650	白原町	深瀬川合流点より上流2650m	C	洪水、決壊	積土のう工
				2,650	白原町		深瀬川合流点より上流2650m	洪水、決壊
23	本明川	境川	1,100	高来町	本明川合流点より上流1100m	C	洪水、決壊	積土のう工
				2,200	高来町		本明川合流点より上流2200m	洪水、決壊
24	本明川	境川	500	高来町	境川橋より上流500m	B	洪水、決壊	積土のう工
				500	高来町		境川橋より上流500m	洪水、決壊
25	本明川	境川	1,300	高来町	境川下流100mより境川大橋上流100m	C	洪水、決壊	積土のう工
				1,300	高来町		昭栄橋下流200mより境川大橋下流300m	洪水、決壊
26	本明川	深海川	600	猪俣町	本明川合流点より上流600m	B	洪水、決壊	積土のう工
				600	猪俣町		本明川合流点より上流600m	洪水、決壊
27	本明川	深海川	2,200	猪俣町	本明川合流点より上流2200m	C	洪水、決壊	積土のう工
				400	高来町		川内橋下流500mより川内橋下流100m	洪水、決壊
28	本明川	小江川	600	高来町	河口より猪俣橋上流80m	C	洪水、決壊	積土のう工
				1,600	高来町		河口より猪俣橋下流200m	洪水、決壊
29	本明川	湯江川	800	高来町	本明川合流点より上流800m	B	洪水、決壊	積土のう工
				800	高来町		本明川合流点より上流800m	洪水、決壊
30	本明川	湯江川	2,600	高来町	菅葉田橋上流500mより上流2600m	C	洪水、決壊	積土のう工
				2,600	高来町		菅葉田橋上流500mより上流2600m	洪水、決壊
31	本明川	田島川	2,200	高来町	本明川合流点より上流2200m	C	洪水、決壊	積土のう工
				2,200	高来町		本明川合流点より上流2200m	洪水、決壊
32	本明川	仁反田川	2,000	森山町	河口より万灯水門	C	洪水、決壊	積土のう工
				700	森山町		万灯水門より三ツ橋下流200m	洪水、決壊
33	本明川	仁反田川	200	森山町	万灯水門より三ツ橋下流200m	B	洪水、決壊	積土のう工
				200	森山町		三ツ橋下流200mより三ツ橋	洪水、決壊
34	本明川	仁反田川	1,100	森山町	三ツ橋より川西龍橋	B	洪水、決壊	積土のう工
				1,100	森山町		三ツ橋より川西龍橋	洪水、決壊
35	本明川	仁反田川	600	森山町	川西龍橋より井上上流200m	A	洪水、決壊	積土のう工
				600	森山町		仁反田橋より井上上流200m	洪水、決壊
36	本明川	仁反田川	900	森山町	仁反田橋上流300mより湯絲橋	B	洪水、決壊	積土のう工
				1,100	森山町		仁反田橋上流100mより湯絲橋	洪水、決壊
37	本明川	仁反田川	700	森山町	湯絲橋より湯絲橋上流100m	A	洪水、決壊	積土のう工
				700	森山町		湯絲橋より上流700m	洪水、決壊
38	本明川	仁反田川	600	森山町	湯絲橋上流100mより上流600m	C	洪水、決壊	積土のう工
				700	森山町		湯絲橋上流100mより上流700m	洪水、決壊
39	本明川	長走川	700	森山町	仁反田川合流点より上流700m	C	洪水、決壊	積土のう工
				300	森山町		仁反田川合流点より上流300m	洪水

県管理河川 重要水防区域

番号	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域		重要度	予想される事態	水防工法
				町名	位置			
27	本明川	長走川	100	森山町	鷹師野橋上流100mより鷹師野橋上流200m	A	洪水、決壊	積土のう工
				300	森山町		仁反田川合流点より上流300mより鷹師野橋上流200m	洪水、決壊
28	本明川	長走川	300	森山町	鷹師野橋上流200mより上流300m	C	洪水	積土のう工
				300	森山町		鷹師野橋上流200mより上流300m	洪水、決壊
29	本明川	有明川1/2	2,800	森山町	河口より愛野大橋	B	洪水、決壊	積土のう工
				1,800	森山町		愛野大橋より杉谷橋下流100m	洪水、決壊
30	本明川	有明川1/2	100	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	洪水、決壊	積土のう工
				52,147	103,794m		一級河川	
小計			51,647					

番号	水系名	河川名	延長(m)	町名	重要水防区域		水防工法
					位置	位置	
1	東大川	東大川	1,600	小島越町	東大川橋上流100mより真崎橋上流100m	東大川橋上流100mより真崎橋上流100m	洪水、決壊 積土のう工
	東大川	東大川	1,400	目津町		東大川橋上流100mより目津橋上流100m	洪水、決壊 積土のう工
	東大川	東大川	300	目津町		東大川橋上流100mより目津橋上流200m	洪水、決壊 積土のう工
	東大川	東大川	200	平山町		大川橋上流200mより平山橋上流50m	洪水、決壊 積土のう工
	東大川	東大川	2,300	平山町		黎明橋上流100mから千瀬橋上流50m	洪水、決壊 積土のう工
	東大川	東大川	1,700	上野野尾町		徳島橋上流50mより上流端	洪水、決壊 積土のう工
	東大川	東大川	1,500	上野野尾町		河原屋橋上流50mより上流端	洪水、決壊 積土のう工
2	東大川	真崎川	400	真崎町	今村川合流点より真崎橋下流50m		洪水、決壊 積土のう工
	東大川	真崎川	1,300	波羅井町	真崎橋下流50mより真崎橋上流1250m		洪水、決壊 積土のう工
	東大川	真崎川	600	波羅井町	真崎橋上流1250mより真崎橋上流1850m		洪水、決壊 積土のう工
3	東大川	柳西川	300	上野野尾町	東大川合流点より下柳西橋下流50m	東大川合流点より下柳西橋下流50m	洪水、決壊 積土のう工
	西大川	西大川	400	目津町	河口よりR橋下流100m		洪水、決壊 積土のう工
	西大川	西大川	1,358	目津町	R橋下流100mより上流端		洪水、決壊 積土のう工
	西大川	西大川	1,258	目津町	R橋より上流端		洪水、決壊 積土のう工
5	久山川	久山川	500	久山町	河口より久山橋		洪水、決壊 積土のう工
	久山川	久山川	200	久山町	久山橋より久山橋上流200m		洪水、決壊 積土のう工
	久山川	久山川	1,500	久山町	久山橋より麓川内橋上流50m		洪水、決壊 積土のう工
	久山川	久山川	2,400	久山町	久山橋上流200mより城の元橋		洪水、決壊 積土のう工
	久山川	久山川	470	久山町	城の元橋より上流端		洪水、決壊 積土のう工
	久山川	久山川	1,570	久山町	麓川内橋上流50mより上流端		洪水、決壊 積土のう工
6	有喜川	有喜川	600	有喜町	河口より天神橋下流100m	河口より天神橋下流100m	洪水、決壊 積土のう工
	有喜川	有喜川	100	有喜町	天神橋下流100mより天神橋		洪水、決壊 積土のう工
	有喜川	有喜川	100	有喜町	天神橋下流100mより天神橋		洪水、決壊 積土のう工
	有喜川	有喜川	400	有喜町	天神橋より山本橋下流100m		洪水、決壊 積土のう工
	有喜川	有喜川	800	有喜町	天神橋より中通橋下流50m		洪水、決壊 積土のう工
	有喜川	有喜川	200	有喜町	山本橋下流100mより山本橋上流100m		洪水、決壊 積土のう工
	有喜川	有喜川	1,142	中津町	中通橋下流50mより上流端		洪水、決壊 積土のう工
	有喜川	有喜川	1,342	中津町	山本橋上流100mより上流端		洪水、決壊 積土のう工
7	喜々津川	喜々津川	300	多良見町	河口よりR橋下流50m	河口よりR橋下流50m	洪水、決壊 積土のう工
	喜々津川	喜々津川	2,000	多良見町	R橋下流50mより肥後橋		洪水、決壊 積土のう工
	喜々津川	喜々津川	2,800	多良見町	R橋下流50mより肥後橋上流50m		洪水、決壊 積土のう工
	喜々津川	喜々津川	800	多良見町	肥後橋より肥後橋上流50m		洪水、決壊 積土のう工
	喜々津川	喜々津川	400	多良見町	肥後橋上流50mより上流端		洪水、決壊 積土のう工
	喜々津川	喜々津川	900	多良見町	肥後橋上流50mより多良見橋下流50m		洪水、決壊 積土のう工
	喜々津川	喜々津川	600	多良見町	中橋下流100mより山神橋上流100m		洪水、決壊 積土のう工
8	喜々津川	中里川	500	多良見町	喜々津川合流点より東前橋下流50m		洪水、決壊 積土のう工
	喜々津川	中里川	600	多良見町	喜々津川合流点より東前橋上流50m		洪水、決壊 積土のう工
	喜々津川	中里川	100	多良見町	東前橋下流50mより東前橋上流50m		洪水、決壊 積土のう工
	喜々津川	中里川	970	多良見町	東前橋上流50mより上流端		洪水、決壊 積土のう工
	喜々津川	丸尾川	200	多良見町	東前橋上流50mよりR橋		洪水、決壊 積土のう工
	喜々津川	丸尾川	200	多良見町	喜々津川合流点よりR橋		洪水、決壊 積土のう工
	喜々津川	丸尾川	400	多良見町	R橋より化隆交差点下		洪水、決壊 積土のう工
	喜々津川	丸尾川	400	多良見町	R橋より化隆交差点下		洪水、決壊 積土のう工
	喜々津川	丸尾川	548	多良見町	化隆交差点下より上流端		洪水、決壊 積土のう工
10	伊木力川	伊木力川	400	多良見町	河口より伊木力橋上流100m	河口より伊木力橋上流100m	洪水、決壊 積土のう工
	伊木力川	伊木力川	800	多良見町	河口より伊木力橋上流200m		洪水、決壊 積土のう工

番号	水系名	河川名	延長(m)	町名	重要水防区域		水防工法
					位置	位置	
10	伊木力川	伊木力川	1,414	多良見町	伊木力橋上流100mより上流端	伊木力橋上流100mより上流端	洪水、決壊 積土のう工
	伊木力川	伊木力川	1,014	多良見町	伊木力橋下流200mより上流端	伊木力橋下流200mより上流端	洪水、決壊 積土のう工
11	伊木力川	山内内川	1,200	多良見町	伊木力川合流点より伊木力ダム	伊木力川合流点より伊木力ダム	洪水、決壊 積土のう工
	伊木力川	山内内川	1,200	多良見町	伊木力川合流点より伊木力ダム	伊木力川合流点より伊木力ダム	洪水、決壊 積土のう工
12	長里川	長里川	2,400	小長井町	河口より伊勢橋上流200m	河口より伊勢橋上流200m	洪水、決壊 積土のう工
	長里川	長里川	2,400	小長井町	河口より伊勢橋上流200m	河口より伊勢橋上流200m	洪水、決壊 積土のう工
13	長里川	小川内川	1,100	小長井町	長里川合流点より藤道橋上流500m	長里川合流点より藤道橋上流500m	洪水、決壊 積土のう工
	長里川	小川内川	1,100	小長井町	河口よりR橋上流100m	河口よりR橋上流100m	洪水、決壊 積土のう工
14	今里川	今里川	100	小長井町	R橋よりR橋上流100m		洪水、決壊 積土のう工
	今里川	今里川	1,231	小長井町	R橋上流100mより上流端	R橋上流100mより上流端	洪水、決壊 積土のう工
	今里川	今里川	200	小長井町	河口よりR橋上流50m	河口よりR橋上流50m	洪水、決壊 積土のう工
15	小深井川	小深井川	200	小長井町	河口よりR橋上流50m	河口よりR橋上流50m	洪水、決壊 積土のう工
	小深井川	小深井川	2,100	小長井町	R橋上流50mより上流端	R橋上流50mより上流端	洪水、決壊 積土のう工
	小深井川	小深井川	100	小長井町	河口よりR橋上流100m	河口よりR橋上流100m	洪水、決壊 積土のう工
	小深井川	小深井川	1,900	小長井町	R橋より藤道橋上流500m	R橋より藤道橋上流500m	洪水、決壊 積土のう工
	小深井川	小深井川	1,900	小長井町	R橋より藤道橋上流500m	R橋より藤道橋上流500m	洪水、決壊 積土のう工
17	田結川	田結川	1,800	飯盛町	河口より飯盛町	河口より飯盛町	洪水、決壊 積土のう工
	田結川	田結川	2,300	飯盛町	飯盛町より宇土谷橋	飯盛町より宇土谷橋	洪水、決壊 積土のう工
	田結川	田結川	900	飯盛町	宇土谷橋より山中橋上流100m	宇土谷橋より山中橋上流100m	洪水、決壊 積土のう工
	田結川	田結川	400	飯盛町	山中橋上流100mより伊勢橋	山中橋上流100mより伊勢橋	洪水、決壊 積土のう工
18	江ノ浦川	江ノ浦川	700	飯盛町	河口より飯盛浄化センター	河口より飯盛浄化センター	洪水、決壊 積土のう工
	江ノ浦川	江ノ浦川	800	飯盛町	河口より船通橋	河口より船通橋	洪水、決壊 積土のう工
	江ノ浦川	江ノ浦川	1,700	飯盛町	船通橋より正掛橋	船通橋より正掛橋	洪水、決壊 積土のう工
	江ノ浦川	江ノ浦川	1,400	飯盛町	飯盛浄化センターより国道橋	飯盛浄化センターより国道橋	洪水、決壊 積土のう工
	江ノ浦川	江ノ浦川	2,000	飯盛町	正掛橋より山内川との合流点	正掛橋より山内川との合流点	洪水、決壊 積土のう工
	江ノ浦川	江ノ浦川	2,400	飯盛町	国道橋より山内川との合流点	国道橋より山内川との合流点	洪水、決壊 積土のう工
19	唐比川	唐比川	1,633	森山町	河口より上流端	河口より上流端	洪水、決壊 積土のう工
	唐比川	唐比川	1,633	森山町	河口より上流端	河口より上流端	洪水、決壊 積土のう工
20	東大川	今村川	200	真崎町	河口より今村橋下流100m	河口より今村橋下流100m	洪水、決壊 積土のう工
	東大川	今村川	100	真崎町	今村橋下流100mより今村橋	今村橋下流100mより今村橋	洪水、決壊 積土のう工
	東大川	今村川	100	真崎町	今村橋より今村橋上流100m	今村橋より今村橋上流100m	洪水、決壊 積土のう工
小計	二級河川	20河川	42,566	85,532m			

市管理河川 重要水防区域 (河川)

(準用河川)

<重要水防区域採択基準>

- 1 既往水害で被災した未復旧の箇所
- 2 未改修河川で過去に越水、浸食した箇所
- 3 既設堤防護岸が低く時間雨量60mm程度で浸水、越水の予想される箇所
- 4 土石流の顕著な河川で河床埋没のため、破壊要素の強い箇所
- 5 水衝部であって洪水時急激に基礎部が洗掘され、破壊崩壊要素のつよい箇所
- 6 河川沿いの道路及び鉄道が被災すれば重大な支障をもたらすことが予想される箇所
- 7 改修済みであるが、異常埋垂等により甚だしく河積が縮小されている箇所
- 8 改修済みであるが、宅地開発等により状況変化の著しい箇所

準用河川

市管理河川 重要水防区域

番号	水系名	河川名	重要水防区域	延長(m)	河川工事 内容	河川工事 種別	河川工事 種別	河川工事 種別	河川工事 種別
1	本明川	半邊川	右 宇都町227番地1地先～栗原町50番地1地先 左 宇都町21番地4地先～栗原町82番地1地先	1,560 1,560	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B B
2	本明川	宗方川	右 長野町2197番地先～川内町1348番100地先 左 宗方町1080番1地先～川内町127番13地先	2,387 2,387	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B D
3	本明川	小ヶ倉川	右 天神町213番地先～小ヶ倉町577番地先 左 小ヶ倉町1242番地先～小ヶ倉町1386番3地先	920 920	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B B
4	本明川	田井原川	右 仲神町546番地先～仲神町329番2地先 左 仲神町533番2地先～仲神町476番3地先	252 252	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B B
5	本明川	福田東川	右 福田町251番地先～福田町276番3地先 左 福田町225番地先～福田町225番地先	60 60	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B B
6	本明川	上有明川	右 森山町形谷1646番1地先～森山町形谷1598番1地先 左 森山町康北北84番2地先～森山町野町乙字山玉7番1地先	549 549	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B B
7	本明川	牟田川	右 森山町上井牟田49番1地先～森山町上井牟田2264番1地先 左 森山町上井牟田50番1地先～森山町上井牟田2261番地先	1,205 2,000	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	D B
8	本明川	尾向川	右 長田町1071番地先～長田町1846番4地先 左 長田町583番1地先～長田町1846番1地先	2,000 2,557	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B D
9	本明川	西殿和明川	右 森山町田尻395番地先～森山町田尻2277番地先 左 森山町田尻809番地先～森山町田尻2278番地先	2,557 2,557	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	D D
10	本明川	東殿和明川	右 森山町田尻145番3地先～森山町田尻2527番地先 左 森山町田尻147番1地先～森山町田尻2709番1地先	2,598 2,598	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B D
11	東大川	員津川	右 員津町279番地先～員津町3024番1地先 左 員津町359番6地先～員津町3025番2地先	567 610	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B B
12	西大川	西大川	左 津久敷町1883番2地先～員津町1825番1地先 右 多良見町西川内1054-1～葛々津川合流点	610 712	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B D
13	葛々津川	西川内川	右 多良見町西川内1054-1～葛々津川合流点 左 多良見町西川内1001-2～葛々津川合流点	712 438	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	D B
14	葛々津川	井手口川	右 多良見町西川内1385-1～葛々津川合流点 左 多良見町西川内1305～葛々津川合流点	488 497	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B B
15	葛々津川	源八川	右 多良見町西川内1385-1～葛々津川合流点 左 多良見町中里870-2～葛々津川合流点	497 550	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B B
16	葛々津川	中里川	右 多良見町中里870-2～葛々津川合流点 左 多良見町中里804-1～葛々津川合流点	550 550	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B B
17	葛々津川	井樋/尾川	右 多良見町化屋1563-1～井樋/尾川合流点 左 多良見町化屋1563-1～井樋/尾川合流点	1,133 1,133	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B B
18	伊木力川	野川内川	右 多良見町野川内636-5～伊木力川合流点 左 多良見町野川内896-2～伊木力川合流点	1,486 1,486	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B D
19	伊木力川	幸仏川	右 多良見町野川内3360-1～野川内川合流点 左 多良見町野川内3360-1～野川内川合流点	323 323	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B B
20	唐北川	北森/木川	右 森山町唐北西386番地先～森山町唐北東108番1地先 左 森山町唐北西字権現下216番地先～森山町唐北西6番4番地先	1,266 1,266	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B B
21	早見川	早見川	右 早見町1270番1地先～早見町700番地先 左 早見町1269番1地先～早見町131番1地先	1,639 1,639	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B D
22	木床川	小角川	右 多良見町木床791-9～木床川合流点 左 多良見町木床1116～木床川合流点	327 327	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	D D
23	木床川	木床川	右 多良見町木床546-2～海 左 多良見町木床549-1～海	722 722	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B D
24	東園川	東園川	右 多良見町西園125-2～海 左 多良見町西園1-1～海	473 473	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B D
25	川内川	川内川	右 多良見町野副119-1～海 左 多良見町西園408-1～海	784 784	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B D
26	野副川	野副川	右 多良見町野副284-2～海 左 多良見町野副187-1～海	706 706	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B D
27	浮津川	浮津川	右 多良見町元釜578-1～海 左 多良見町元釜531-1～海	518 518	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B D
28	田中川	田中川	右 多良見町舟津688～海 左 多良見町舟津705～海	429 429	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	D D
29	葛原川	葛原川	右 多良見町舟津307-1～海 左 多良見町舟津505～海	391 391	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	D D
30	浦内川	浦内川	右 多良見町佐瀬2135～海 左 多良見町佐瀬2139-6～海	726 726	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B B
31	百石川	百石川	右 多良見町佐瀬1557-1～海 左 多良見町佐瀬1552-1～海	924 924	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B B
32	五十石川	五十石川	右 多良見町佐瀬1142～海 左 多良見町佐瀬1403-1～海	702 702	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B D
33	大瀬川	大瀬川	右 多良見町佐瀬1058-2～海 左 多良見町佐瀬1177-3～海	616 616	治水 治水	治水 治水	治水 治水	治水 治水	B D
小計		準用河川		30,687m 30,687m					

溜池危険箇所

	名称	所在地	かんがい 面積 (ha)	溜池規模			予想される被害程度		
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	面積 (ha)	住家数 (戸)	人口 (人)
1	菅傘田	福田町	13.8	11.4	109.4	53,529	21.2	14	37
2	中井原	栄田町	1.4	3.0	62.0	8,509	2.6	44	117
3	土師野尾上	土師野尾町	0.6	8.1	51.0	5,062	0.9	4	11
4	仁田野尾上	赤崎町	42.9	8.5	63.0	39,543	45.2	73	195
5	仁田野尾下	赤崎町	42.9	11.3	80.0	59,204	46.8	73	195
6	黒崎上	黒崎町	62.8	14.3	105.0	78,057	47.2	75	200
7	黒崎下	黒崎町	62.8	10.5	100.0	53,658	45.0	75	200
8	本村東	小野町	18.6	9.4	68.8	25,568	19.2	31	83
9	本村西	小野町	18.6	11.7	79.0	18,645	11.8	57	152
10	宗方上	宗方町	57.1	9.4	85.0	110,993	33.3	109	291
11	宗方下	宗方町	54.4	9.7	85.0	101,234	30.4	109	291
12	坊主	宗方町	1.9	3.9	53.5	6,432	4.0	-	-
13	天神	天神町	1.6	3.9	82.6	9,889	8.0	25	113
14	早見	早見町	14.1	3.6	81.0	4,849	0.4	-	-
15	大砂口	久山町	3.5	2.5	11.0	3,834	0.02	1	3
16	広谷	本野町	5.3	9.0	105.7	45,340	20.3	42	113
17	草菖	本野町	3.1	10.1	96.5	25,650	10.4	1	3
18	川頭	湯野尾町	6.1	7.3	83.6	19,420	13.1	1	3
19	西出口	上大渡野町	15.5	11.7	92.0	38,500	23.0	2	5
20	小豆崎	小豆崎町	10.2	8.5	96.7	61,846	14.1	3	8
21	瀬々田	大場町	2.5	6.4	77.0	7,830	7.1	1	3
22	白木峰	白木峰町	6.8	6.8	59.2	3,432	7.3	6	17
23	白浜	白浜町	7.9	7.1	100.0	8,780	8.9	-	-
24	原	白原町	23.4	12.2	172.0	48,900	16.9	9	24
25	西川内上	多良見町西川内	6.1	9.2	87.0	1,764	1.0	-	-
26	西川内下	多良見町西川内	6.1	7.5	81.4	1,762	0.8	-	-
27	勢ノ元	多良見町西園	5.4	6.5	64.0	2,160	0.04	15	41
28	江湖第一	森山町上井牟田	28.6	9.2	73.0	30,000	34.4	-	-
29	江湖第二	森山町上井牟田	11.9	6.3	104.2	13,000	34.4	34	91
30	横山	森山町上井牟田	6.5	2.8	141.0	17,000	14.9	-	-
31	佐尾	森山町唐比東	3.3	2.8	14.2	12,000	1.4	-	-
32	焼川	森山町唐比西	1.9	3.1	30.1	7,000	14.8	-	-
33	杉谷	森山町杉谷	168.0	13.7	125.0	477,000	78.8	41	109
34	白塔	森山町本村	23.7	11.6	74.5	35,000	4.6	51	136
35	黒龍	森山町本村	1.6	5.2	22.5	4,000	2.9	28	75
36	佐田	飯盛町久保	18.1	7.9	48.0	7,000	9.0	3	9
37	大舟	飯盛町平古場	67.7	10.2	104.5	35,000	7.6	48	128
38	小峰江湖	高来町小峰	4.8	11.3	150.0	19,700	20.9	27	72
39	鬼取	高来町小峰	5.8	20.0	79.0	73,600	9.0	9	24
40	柳原	高来町善住寺	4.9	18.0	88.0	42,000	8.7	9	24
41	兵檜谷	高来町坂元	21.8	10.3	89.5	13,300	1.1	3	8
42	前田	高来町坂元	2.4	4.5	44.0	2,660	7.8	45	120
43	大谷	高来町坂元	1.9	5.6	40.5	2,370	3.6	33	89
44	犬木	高来町西尾	20.0	11.2	202.2	43,000	29.3	34	91
45	建山	高来町建山	2.1	9.7	94.1	20,000	8.2	8	21
46	黒仁田	小長井町遠竹	4.5	9.5	72.5	45,000	17.5	1	3
47	山茶花	小長井町遠竹	20.7	22.0	130.2	460,000	33.4	-	-
48	横三川	小長井町井崎	1.0	3.7	61.0	2,350	2.3	-	-
49	田原	小長井町田原	18.9	8.1	75.0	270,000	0.3	6	16
50	牧	小長井町牧	2.4	8.2	63.4	60,000	0.2	30	81
51	山ノ神	小長井町古場	20.7	20.9	123.0	322,200	2.9	-	-
52	田代	小長井町大峰	4.6	3.8	93.8	4,000	4.9	1	3
53	打越	小長井町打越	0.7	5.2	47.5	3,000	5.6	17	45
54	小ヶ倉ダム	小ヶ倉町	895.0	21.1	152.6	2,200,000	277.1	1,120	3,091

※防災重点ため池（農業用ダム及び溜池）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 指定総括表

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

1. 指定した土地の所在地	諫早市土師野尾町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 62 箇所 土石流 35 箇所 合計 97 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 97 箇所 特別警戒区域 97 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 21 年 3 月 24 日（長崎県告示第 401 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市平山町、栗面町、小ヶ倉町、川床町、鷲崎町、小川町、長野町、宗方町、小野町、黒崎町、赤崎町、松里町、有喜町、早見町、天神町、中通町、鶴田町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 174 箇所 土石流 65 箇所 合計 239 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 239 箇所 特別警戒区域 219 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 22 年 4 月 9 日（長崎県告示第 393 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市飯盛町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 312 箇所 土石流 85 箇所 合計 397 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 397 箇所 特別警戒区域 376 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 23 年 3 月 25 日（長崎県告示第 375 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市森山町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 113 箇所 土石流 43 箇所 合計 156 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 156 箇所 特別警戒区域 148 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 24 年 8 月 10 日（長崎県告示第 741 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市高来町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 236 箇所 土石流 14 箇所 合計 250 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 250 箇所 特別警戒区域 242 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 24 年 9 月 28 日（長崎県告示第 853 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市小長井町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 348 箇所 土石流 15 箇所 合計 363 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 363 箇所 特別警戒区域 314 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 25 年 11 月 5 日（長崎県告示第 1014 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市多良見町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 240 箇所 土石流 63 箇所 合計 303 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 303 箇所 特別警戒区域 283 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 27 年 3 月 27 日（長崎県告示第 409 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市久山町、久山台、津久葉町、若葉町、貝津町、小船越町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 144 箇所 土石流 16 箇所 合計 160 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 160 箇所 特別警戒区域 154 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 27 年 12 月 18 日（長崎県告示第 1119 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市天満町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 11 箇所 土石流 0 箇所 合計 11 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 11 箇所 特別警戒区域 10 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 28 年 12 月 2 日（長崎県告示第 842 号）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 指定総括表

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

1. 指定した土地の所在地	諫早市上大渡野町、下大渡野町、富川町、湯野尾町、本野町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 287 箇所 土石流 16 箇所 合計 303 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 303 箇所 特別警戒区域 297 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 29 年 12 月 15 日（長崎県告示第 858 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市小豆崎町、西里町、中田町、御手水町、大場町、白木峰町、長田町、正久寺町、高天町、白浜町、白原町、猿崎町、高来町船津、破籠井町、真崎町、大字真崎本村名、白岩町、堂崎町、高城町、宇都町、西小路町、新道町、西郷町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 284 箇所 土石流 33 箇所 合計 317 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 317 箇所 特別警戒区域 308 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 31 年 3 月 15 日（長崎県告示第 229 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市本明町、目代町、城見町、金谷町、泉町、日の出町、福田町、栄田町、西栄田町、永昌町、貝津町、貝津ヶ丘、中通町、小豆崎町、真崎町、久山町、飯盛町里、飯盛町川下、飯盛町古場、飯盛町平古場、飯盛町久保、飯盛町後田、小長井町川内、小長井町打越
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 254 箇所 土石流 10 箇所 地すべり 9 箇所 合計 273 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 273 箇所 特別警戒区域 237 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	令和元年 7 月 5 日（長崎県告示第 112 号）
1. 指定及び解除した土地の所在地	諫早市久山町、小川町、長野町、下大渡野町、多良見町中里、多良見町囲、多良見町市布、多良見町化屋、多良見町舟津、森山町本村、森山町杉谷、飯盛町古場、飯盛町野中、飯盛町川下、飯盛町久保、高来町船津、高来町大戸、小長井町遠竹、川床町、小野町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 25 箇所 土石流 3 箇所 合計 28 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 28 箇所 特別警戒区域 20 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	指定：令和元年 8 月 2 日（長崎県告示第 180 号） 解除：令和元年 8 月 2 日（長崎県告示第 181 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市下大渡野町、破籠井町、御手水町、白木峰町、久山町、土師野尾町、天神町、川床町、津久葉町、多良見町、小長井町、高来町、飯盛町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	地すべり 59 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 59 箇所
4. 指定告示年月日及び告示番号	令和 2 年 1 月 21 日（長崎県告示第 39 号）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	土師野尾町	康早一(急) - 390	土師野尾(21)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年 3月24日 第401号
2		康早一(急) - 390-2	土師野尾(21)		○	○	
3		康早一(急) - 390-3	土師野尾(21)		○	○	
4		康早一(急) - 391	土師野尾(22)		○	○	
5		康早一(急) - 486	土師野尾(23)		○	○	
6		康早一(急) - 487	土師野尾(24)		○	○	
7		康早一(急) - 488	土師野尾(25)		○	○	
8		康早一(急) - 489	土師野尾(26)		○	○	
9		康早一(急) - 490	山頭(2)		○	○	
10		康早一(急) - 490-2	山頭(2)		○	○	
11		康早一(急) - 490-3	山頭(2)		○	○	
12		康早一(急) - 490-4	山頭(2)		○	○	
13		康早一(急) - 491	土師野尾(27)		○	○	
14		康早一(急) - 491-2	土師野尾(27)		○	○	
15		康早一(急) - 492	土師野尾(18)		○	○	
16		康早一(急) - 493	土師野尾(3)		○	○	
17		康早一(急) - 493-2	土師野尾(3)		○	○	
18		康早一(急) - 494	土師野尾(28)		○	○	
19		康早一(急) - 495	土師野尾(29)		○	○	
20		康早一(急) - 496	山頭(1)		○	○	
21		康早一(急) - 544	土師野尾(30)		○	○	
22		康早一(急) - 545	土師野尾(5)		○	○	
23		康早一(急) - 546	土師野尾(20)		○	○	
24		康早一(急) - 547	土師野尾(6)		○	○	
25		康早一(急) - 548	土師野尾(31)		○	○	
26		康早一(急) - 549	土師野尾(32)		○	○	
27		康早一(急) - 549-2	土師野尾(32)		○	○	
28		康早一(急) - 549-3	土師野尾(32)		○	○	
29		康早一(急) - 550	土師野尾(33)		○	○	
30		康早一(急) - 551	土師野尾(34)		○	○	
31		康早一(急) - 551-2	土師野尾(34)		○	○	
32		康早一(急) - 552	土師野尾(11)		○	○	
33		康早一(急) - 553	土師野尾(7)		○	○	
34		康早一(急) - 554	土師野尾		○	○	
35		康早一(急) - 555	土師野尾(35)		○	○	
36		康早一(急) - 556	土師野尾(2)		○	○	
37		康早一(急) - 557	土師野尾(36)		○	○	
38		康早一(急) - 558	土師野尾(9)		○	○	
39		康早一(急) - 558-2	土師野尾(9)		○	○	
40		康早一(急) - 559	土師野尾(10)		○	○	
41		康早一(急) - 560	土師野尾(37)		○	○	
42		康早一(急) - 562	土師野尾(38)		○	○	
43		康早一(急) - 563	土師野尾(16)		○	○	
44		康早一(急) - 564	土師野尾(8)		○	○	
45		康早一(急) - 565	土師野尾(17)		○	○	
46		康早一(急) - 566	土師野尾(39)		○	○	
47		康早一(急) - 566-2	土師野尾(39)		○	○	
48		康早一(急) - 566-3	土師野尾(39)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号			
49	土師野尾町	康早一(急) - 567	土師野尾(13)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年 3月24日 第401号			
50		康早一(急) - 567-2	土師野尾(13)		○	○				
51		康早一(急) - 568	土師野尾(1)		○	○				
52		康早一(急) - 569	土師野尾(15)		○	○				
53		康早一(急) - 570	土師野尾(40)		○	○				
54		康早一(急) - 571	土師野尾(41)		○	○				
55		康早一(急) - 572	土師野尾(42)		○	○				
56		康早一(急) - 572-2	土師野尾(42)		○	○				
57		康早一(急) - 572-3	土師野尾(42)		○	○				
58		康早一(急) - 573	土師野尾(43)		○	○				
59		康早一(急) - 574	土師野尾(44)		○	○				
60		康早一(急) - 577	土師野尾(46)		○	○				
61		康早一(急) - 679	土師野尾(46)		○	○				
62		康早一(急) - 679-2	土師野尾(46)		○	○				
63		土師野尾町	康早一(土) - 87		四本松川4	土石流		○	○	
64			康早一(土) - 87		四本松川3			○	○	
65			康早一(土) - 88		四本松川5			○	○	
66			康早一(土) - 89		四本松川6			○	○	
67			康早一(土) - 90		四本松川7			○	○	
68			康早一(土) - 91		四本松川			○	○	
69			康早一(土) - 92		四本松川1			○	○	
70			康早一(土) - 93		土師野尾川6			○	○	
71			康早一(土) - 93-2		土師野尾川7			○	○	
72			康早一(土) - 94		土師野尾川8			○	○	
73			康早一(土) - 95		土師野尾川9			○	○	
74			康早一(土) - 95-2		土師野尾川10			○	○	
75			康早一(土) - 96		土師野尾川15			○	○	
76			康早一(土) - 97		土師野尾川11			○	○	
77			康早一(土) - 98		山頭川(ノ)			○	○	
78			康早一(土) - 99		山頭川(ノ)			○	○	
79			康早一(土) - 126		土師野尾川13			○	○	
80			康早一(土) - 127		土師野尾川12			○	○	
81			康早一(土) - 128		土師野尾川13			○	○	
82			康早一(土) - 129		土師野尾川14			○	○	
83			康早一(土) - 130		土師野尾川(ホ)			○	○	
84			康早一(土) - 131		土師野尾川15			○	○	
85			康早一(土) - 132		土師野尾川14			○	○	
86			康早一(土) - 133		土師野尾川16			○	○	
87			康早一(土) - 134		土師野尾川(ノ)			○	○	
88			康早一(土) - 135		土師野尾川17			○	○	
89			康早一(土) - 136		土師野尾川2			○	○	
90			康早一(土) - 137		土師野尾川18			○	○	
91			康早一(土) - 138		土師野尾川2			○	○	
92			康早一(土) - 140		土師野尾川(ノ)			○	○	
93			康早一(土) - 141		土師野尾川1			○	○	
94			康早一(土) - 143		土師野尾川19			○	○	
95			康早一(土) - 143-2		土師野尾川20			○	○	
96			康早一(土) - 145		山頭川			○	○	
97	康早一(土) - 145-2		山頭川(ノ)	○	○					

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
49	川床町	謙早-(急)-533	島崎(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号
50		謙早-(急)-533-5	島崎(1.0)		○	○	
51		謙早-(急)-534	島崎(6)		○	○	
52		謙早-(急)-534-3	島崎(2.0)		○	○	
53		謙早-(急)-536	島崎(3)		○	○	
54		謙早-(急)-536-2	島崎(2.1)		○	○	
55		謙早-(急)-536-3	島崎(2.2)		○	○	
56		謙早-(急)-516	島崎(1.8)		○	○	
59	鷺崎町	謙早-(急)-432	鷺崎		○	○	
57		謙早-(急)-434	鷺崎(3)		○	○	
58		謙早-(急)-434-2	鷺崎(4)		○	○	
60	小川町	謙早-(急)-505	小川(6)		○	○	
61		謙早-(急)-507	小川(8)		○	○	
62		謙早-(急)-515	小川(1.0)		○	○	
63		謙早-(急)-516-2	小川(1.1)		○	○	
64		謙早-(急)-516-3	小川(1.1)		○	○	
65		謙早-(急)-516-4	小川(1.2)		○	○	
66		謙早-(急)-519	矢畑木		○	○	
67		謙早-(急)-519-2	矢畑木(4)		○	○	
68		謙早-(急)-519-3	矢畑木(5)	○	○		
69		謙早-(急)-520	矢畑木(2)	○	○		
70		謙早-(急)-522	矢畑木(3)	○	○		
71	平山町	謙早-(土)-56	平山(イ)	土石流	○	○	平成22年 4月9日 第393号
72	栗面町	謙早-(土)-58	栗面川(イ)		○	○	
73		謙早-(土)-59	栗面川(ロ)		○	○	
74		謙早-(土)-100	駄森川(イ)		○	○	
75		謙早-(土)-100-2	駄森川(ロ)		○	○	
76	小ヶ倉町	謙早-(土)-101	小ヶ倉川(イ)		○	○	
77		謙早-(土)-103	小ヶ倉川(ロ)		○	○	
78	川床町	謙早-(土)-61	川床川(イ)		○	○	
79		謙早-(土)-107	川床川(ロ)		○	○	
80		謙早-(土)-108	川床川(ハ)		○	○	
81		謙早-(土)-109	川床川(ニ)		○	○	
82		謙早-(土)-149	川床川(ホ)		○	○	
83		謙早-(土)-149-2	川床川(ヘ)		○	○	
84		謙早-(土)-149-3	川床川(ト)		○	○	
85		謙早-(土)-150	川床川(チ)		○	○	
86		謙早-(土)-151	川床川(リ)		○	○	
87	小川町	謙早-(土)-60	矢畑木川(イ)		○	○	
88		謙早-(土)-60-2	矢畑木川(ロ)		○	○	
89		謙早-(土)-104	矢畑木川(ハ)		○	○	
90		謙早-(土)-106	矢畑木川(ホ)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	平山町	謙早-(急)-407	平山(6)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号
2		謙早-(急)-408	平山(7)		○	○	
3		謙早-(急)-409-2	平山(9)		○	○	
4		謙早-(急)-412	平山(1)		○	○	
5		謙早-(急)-413-2	四本松(2)		○	○	
6		謙早-(急)-413-3	四本松(3)		○	○	
7		謙早-(急)-413-4	四本松(4)		○	○	
8		謙早-(急)-413-5	四本松(5)		○	○	
9		謙早-(急)-497	四本松(1.0)		○	○	
10		謙早-(急)-497-3	四本松(1.2)		○	○	
11		謙早-(急)-498	四本松(1.3)		○	○	
12		謙早-(急)-501	四本松(1.7)		○	○	
13		謙早-(急)-502	四本松(1.8)		○	○	
14		謙早-(急)-503	平山(4)		○	○	
15	栗面町	謙早-(急)-389	栗面(5)		○	○	
16		謙早-(急)-389-2	栗面(6)		○	○	
17		謙早-(急)-410	栗面(7)		○	○	
18		謙早-(急)-411	栗面(8)		○	○	
19		謙早-(急)-415	栗面(1.0)		○	○	
20		謙早-(急)-415-2	栗面(2.6)		○	○	
21		謙早-(急)-416-3	栗面(1.6)		○	○	
22		謙早-(急)-418	栗面(1.3)		○	○	
23		謙早-(急)-418-2	栗面(1.4)		○	○	
24		謙早-(急)-419	栗面(2.2)		○	○	
25		謙早-(急)-420	栗面(3)		○	○	
26		謙早-(急)-421	栗面(1.7)		○	○	
27		謙早-(急)-422	栗面(4)		○	○	
28		謙早-(急)-423	栗面(1.8)		○	○	
29		謙早-(急)-424	栗面(2)		○	○	
30		謙早-(急)-426	栗面(2.0)		○	○	
31		謙早-(急)-426-2	栗面(2.1)		○	○	
32		謙早-(急)-504	駄森		○	○	
33		謙早-(急)-504-3	駄森(3)	○	○		
34	小ヶ倉町	謙早-(急)-240	小ヶ倉(4)	○	○		
35		謙早-(急)-508	小ヶ倉(3)	○	○		
36		謙早-(急)-510	小ヶ倉(6)	○	○		
37		謙早-(急)-512	小ヶ倉(8)	○	○		
38		謙早-(急)-512-2	小ヶ倉(9)	○	○		
39		謙早-(急)-513-2	小ヶ倉(1.1)	○	○		
40		謙早-(急)-578	小ヶ倉(2)	○	○		
41		謙早-(急)-581	小ヶ倉(1)	○	○		
42	川床町	謙早-(急)-435	川床(2)	○	○		
43		謙早-(急)-435-2	川床(3)	○	○		
44		謙早-(急)-523-2	川床(6)	○	○		
45		謙早-(急)-523-5	川床(9)	○	○		
46		謙早-(急)-528	秀路	○	○		
47		謙早-(急)-528-2	秀路(2)	○	○		
48		謙早-(急)-529	島崎(1)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号	
49	黒崎町	謙早-(急)-462	黒崎 (4)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号	
50		謙早-(急)-463	黒崎		○	○		
51		謙早-(急)-456	黒崎 (5)		○	○		
52		謙早-(急)-457	黒崎 (6)		○	○		
53		謙早-(急)-458	黒崎 (3)		○	○		
54	赤崎町	謙早-(急)-363	石崎 (1)		○	○		
55		謙早-(急)-460	石崎 (2)		○	○		
56		謙早-(急)-462	石崎 (3)		○	○		
59		謙早-(急)-462-2	石崎 (4)		○	○		
57		謙早-(急)-463	石崎 (6)		○	○		
58		謙早-(急)-463-2	石崎 (7)		○	○		
60	長野町	謙早-(土)-62	長野川 (イ)		土石流	○		○
61		謙早-(土)-63	長野川 (ロ)			○		○
62		謙早-(土)-64	長野川 (ハ)			○		○
63		謙早-(土)-110	長野川 (ニ)			○		○
64		謙早-(土)-110-2	長野川 (ホ)			○		○
65		謙早-(土)-110-3	長野川 (ヘ)			○		○
66		謙早-(土)-111	島崎川 (一)			○		○
67		謙早-(土)-112	島崎川	○		○		
68		謙早-(土)-113	島崎川 (ハ)	○		○		
69		謙早-(土)-157	島崎川 (イ)	○		○		
70		謙早-(土)-157-2	島崎川 (ロ)	○		○		
71		謙早-(土)-161	島崎川 (ハ)	○		○		
72		謙早-(土)-162	木秀川	○		○		
73	宗方町	謙早-(土)-69	平川 (イ)	○		○		
74		謙早-(土)-70	平川 (ロ)	○		○		
75		謙早-(土)-71	水の手川 (イ)	○	○			
76		謙早-(土)-72	水の手川 (ロ)	○	○			
77		謙早-(土)-114	柳蔵川 (イ)	○	○			
78		謙早-(土)-115	柳蔵川 (ロ)	○	○			
79		謙早-(土)-116	宗方川 (イ)	○	○			
80		謙早-(土)-117	宗方川 (ロ)	○	○			
81		謙早-(土)-118	宗方川 (ハ)	○	○			
82		謙早-(土)-119	宗方川 (ニ)	○	○			
83		謙早-(土)-120	梅の木川 (イ)	○	○			
84		謙早-(土)-121	梅の木川 (ロ)	○	○			
85		謙早-(土)-122	梅の木川 (ハ)	○	○			
86		謙早-(土)-123	梅の木川 (ニ)	○	○			
87		謙早-(土)-124	柳蔵川 (イ)	○	○			
88		謙早-(土)-125	柳蔵川 (ロ)	○	○			
89		謙早-(土)-163	立石川	○	○			
90	小野町	謙早-(土)-66	小野川 (イ)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第180号 第181号 平成22年4月9日 第393号	
91		謙早-(土)-67	小野川 (ハ)		○	○		
92		謙早-(土)-68	小野川 (ロ)		○	○		
93	黒崎町	謙早-(土)-65	黒崎川 (ロ)		○	○		
94		謙早-(土)-73	黒崎川 (イ)		○	○		
95	赤崎町	謙早-(土)-74	赤崎川		○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号		
1	長野町	謙早-(急)-436	下組 (1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号		
2		謙早-(急)-437	下組 (2)		○	○			
3		謙早-(急)-437-2	下組 (3)		○	○			
4		謙早-(急)-438-2	下組 (5)		○	○			
5		謙早-(急)-439	下組 (6)		○	○			
6		謙早-(急)-441	下組 (7)		○	○			
7		謙早-(急)-441-2	下組 (8)		○	○			
8		謙早-(急)-442	下組 (9)		○	○			
9		謙早-(急)-442-2	下組 (10)		○	○			
10		謙早-(急)-442-3	下組 (11)		○	○			
11		謙早-(急)-442-4	下組 (12)		○	○			
12		謙早-(急)-442-5	下組 (13)		○	○			
13		謙早-(急)-448	長野 (2)		○	○			
14		謙早-(急)-525	長野 (3)		○	○			
15		謙早-(急)-526	長野 (4)		○	○			
16		謙早-(急)-526-2	長野 (5)		○	○			
17		謙早-(急)-527	長野 (6)		○	○			
18		謙早-(急)-531	長野		○	○			
19		謙早-(急)-532	島崎 (7)		○	○			
20		謙早-(急)-540	島崎 (3 1)		○	○			
21		謙早-(急)-540-2	島崎 (3 2)		○	○			
22		謙早-(急)-613	島崎 (4)		○	○			
23		謙早-(急)-613-2	島崎 (2 6)		○	○			
24		謙早-(急)-614	島崎 (5)		○	○			
25		謙早-(急)-630	木秀		○	○			
26		謙早-(急)-630-2	木秀 (2)		○	○			
27		謙早-(急)-631-2	木秀 (4)		○	○			
28		謙早-(急)-631-3	木秀 (5)		○	○			
29		謙早-(急)-634	木秀 (6)		○	○			
30		謙早-(急)-634-2	木秀 (7)		○	○			
31		謙早-(急)-678	木秀 (9)		○	○			
32	宗方町	謙早-(急)-445	水の手 (6)		急傾斜地の崩壊	○		○	令和元年8月2日 第180号 第181号 平成22年 4月9日 第393号
33		謙早-(急)-445-2	水の手 (7)	○		○			
34		謙早-(急)-446	水の手	○		○			
35		謙早-(急)-447	水の手 (2)	○		○			
36		謙早-(急)-541	柳原 (2)	○		○			
37		謙早-(急)-542	柳原	○		○			
38		謙早-(急)-632	立石 (2)	○		○			
39		謙早-(急)-633-3	立石 (6)	○		○			
40		謙早-(急)-636	立石 (8)	○		○			
41		謙早-(急)-637	立石 (3)	○		○			
42		謙早-(急)-637-2	立石 (1)	○		○			
43	小野町	謙早-(急)-443	小野 (4)	急傾斜地の崩壊		○	○	令和元年8月2日 第180号 第181号 平成22年 4月9日 第393号	
44		謙早-(急)-444	小野 (1 0)			○	○		
45		謙早-(急)-449	小野 (1)			○	○		
46		謙早-(急)-450	小野 (3)			○	○		
47		謙早-(急)-451-3	小野 (8)			○	○		
48		謙早-(急)-452	小野 (2)			○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	松里町	謙早-(急)-617	鶴田 (3)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号
2		謙早-(急)-619	松里 (4)		○	○	
3		謙早-(急)-620	下岩崎 (1)		○	○	
4		謙早-(急)-621	西岩崎		○	○	
5		謙早-(急)-622	松里 (2)		○	○	
6		謙早-(急)-623-3	松里 (18)		○	○	
7		謙早-(急)-624	松里 (6)		○	○	
8		謙早-(急)-624-2	松里 (7)		○	○	
9		謙早-(急)-626	六木町		○	○	
10		謙早-(急)-626-2	六木町 (2)		○	○	
11		謙早-(急)-628	大久保		○	○	
12		謙早-(急)-652	六本松		○	○	
13		謙早-(急)-653	第一町		○	○	
14		謙早-(急)-657	松里 (12)		○	○	
15		謙早-(急)-659	松里		○	○	
16		謙早-(急)-659-2	松里 (13)		○	○	
17		謙早-(急)-660	松里 (14)		○	○	
18	謙早-(急)-660-2	松里 (15)	○	○			
19	有喜町	謙早-(急)-603	有喜 (3)	○	○		
20		謙早-(急)-605	有喜 (4)	○	○		
21		謙早-(急)-605-2	有喜 (5)	○	○		
22		謙早-(急)-605-3	有喜 (6)	○	○		
23		謙早-(急)-612	高見	○	○		
24		謙早-(急)-660	下有喜 (2)	○	○		
25		謙早-(急)-651	西盛敷	○	○		
26		謙早-(急)-638	早見 (3)	○	○		
27		謙早-(急)-640-3	早見 (6)	○	○		
28		謙早-(急)-643	早見 (9)	○	○		
29	謙早-(急)-645	早見 (11)	○	○			
30	謙早-(急)-646	早見 (12)	○	○			
31	天神町	謙早-(急)-584-2	天神 (3)	○	○		
32		謙早-(急)-585	天神 (4)	○	○		
33		謙早-(急)-588	天神 (5)	○	○		
34		謙早-(急)-588-2	天神 (6)	○	○		
35	中通町	謙早-(急)-594	中通 (6)	○	○		
36		謙早-(急)-594-2	中通 (13)	○	○		
37		謙早-(急)-595	中通 (2)	○	○		
38		謙早-(急)-596	岩口 (2)	○	○		
39		謙早-(急)-597	岩口 (1)	○	○		
40		謙早-(急)-598	岩口 (3)	○	○		
41		謙早-(急)-599	中通 (1)	○	○		
42		謙早-(急)-600-2	中通 (8)	○	○		
43		謙早-(急)-672-2	中通 (10)	○	○		
44		謙早-(急)-607	鶴田 (5)	○	○		
45	謙早-(急)-609-2	鶴田 (7)	○	○			
46	謙早-(急)-611	鶴田 (4)	○	○			
47	松里町	謙早-(土)-155	鶴田川 (口)	土石流	○	○	
48		謙早-(土)-156	鶴田川 (ハ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
49	中通町	謙早-(土)-146	中通川 (ロ)	土石流	○	○	平成22年 4月9日 第393号
50		謙早-(土)-146-2	中通川 (ハ)		○	○	
51		謙早-(土)-147	中通川 (イ)		○	○	
52		謙早-(土)-148	中通川 (ニ)		○	○	
53		謙早-(土)-152	鶴田川 (ニ)		○	○	
54	鶴田町	謙早-(土)-153	鶴田川 (イ)	○	○		
55		謙早-(土)-154	鶴田川 (ホ)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	森山町下井牟田	藤早(森山)-(急)-1	原	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
2		藤早(森山)-(急)-1-2	下井牟田 (09)		○	○	
3		藤早(森山)-(急)-3	地蔵名		○	○	
4		藤早(森山)-(急)-3	峰 (1)		○	○	
5		藤早(森山)-(急)-4	峰 (2)		○	○	
6		藤早(森山)-(急)-5-2	下井牟田 (01)		○	○	
7	森山町慶師野	藤早(森山)-(急)-6	森山町・下井牟田・石	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年度8月12日 第180号 第81号
8		藤早(森山)-(急)-8	万灯 (2)		○	○	
9	森山町本村	藤早(森山)-(急)-10	万灯 (1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
10		藤早(森山)-(急)-13	鳥越 (2)		○	○	
11		藤早(森山)-(急)-16	本村下 (2)		○	○	
12		藤早(森山)-(急)-17	石転		○	○	
13		藤早(森山)-(急)-17-2	本村 (01)		○	○	
14		藤早(森山)-(急)-17-3	本村 (02)		○	○	
15		藤早(森山)-(急)-18	本村下 (1)		○	○	
16		藤早(森山)-(急)-19	本村 (03)		○	○	
17	藤早(森山)-(急)-20	葛根崎	○	○			
18	藤早(森山)-(急)-22	本村 (04)	○	○			
19	藤早(森山)-(急)-23	白塔	○	○			
20	森山町田尻	藤早(森山)-(急)-23-2	本村 (05)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
21		藤早(森山)-(急)-24	釜		○	○	
22		藤早(森山)-(急)-25	田尻 (01)		○	○	
23		藤早(森山)-(急)-26	倉津		○	○	
24		藤早(森山)-(急)-26-2	田尻 (02)		○	○	
25		藤早(森山)-(急)-27	榎野		○	○	
26		藤早(森山)-(急)-28	平石		○	○	
27		藤早(森山)-(急)-29	駒崎 (2)		○	○	
28		藤早(森山)-(急)-29-2	田尻 (03)		○	○	
29		藤早(森山)-(急)-29-3	田尻 (04)		○	○	
30	藤早(森山)-(急)-30	駒崎 (1)	○	○			
31	藤早(森山)-(急)-30-2	田尻 (05)	○	○			
32	藤早(森山)-(急)-30-3	田尻 (06)	○	○			
33	藤早(森山)-(急)-31	備後崎	○	○			
34	森山町下井牟田	藤早(森山)-(急)-31-2	田尻 (07)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
35		藤早(森山)-(急)-32	下井牟田 (02)		○	○	
36		藤早(森山)-(急)-32-2	下井牟田 (03)		○	○	
37		藤早(森山)-(急)-32-3	下井牟田 (04)		○	○	
38		藤早(森山)-(急)-32-4	下井牟田 (05)		○	○	
39		藤早(森山)-(急)-32-5	下井牟田 (06)		○	○	
40	森山町慶師野	藤早(森山)-(急)-33	慶師野 (01)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年度8月12日 第180号 第81号
41		藤早(森山)-(急)-34	下井牟田 (07)		○	○	
42	森山町下井牟田	藤早(森山)-(急)-34-2	下井牟田 (08)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
43		藤早(森山)-(急)-36	松葉 (2)		○	○	
44		藤早(森山)-(急)-37	上井牟田 (01)		○	○	
45		藤早(森山)-(急)-37-2	上井牟田 (02)		○	○	
46		藤早(森山)-(急)-37-3	上井牟田 (03)		○	○	
47		藤早(森山)-(急)-38	三ツ石		○	○	
48	森山町本村	藤早(森山)-(急)-39	慶師野	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年度8月12日 第180号 第81号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号			
49	森山町本村	藤早(森山)-(急)-40	本村 (05)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号			
50		藤早(森山)-(急)-42	本村 (06)		○	○				
51		藤早(森山)-(急)-43	本村 (07)		○	○				
52		藤早(森山)-(急)-44	本村 (08)		○	○				
53		藤早(森山)-(急)-47	本村 (09)		○	○				
54		藤早(森山)-(急)-47-2	本村 (10)		○	○				
55		藤早(森山)-(急)-47-3	本村 (11)		○	○				
56		森山町慶師野	藤早(森山)-(急)-48-2		慶師野 (02)	急傾斜地の崩壊		○	○	令和元年度8月12日 第180号 第81号
59			藤早(森山)-(急)-50		杉谷 (01)			○	○	
57		森山町杉谷	藤早(森山)-(急)-51		杉谷 (02)	急傾斜地の崩壊		○	○	平成24年 8月10日 第741号
58			藤早(森山)-(急)-52		中組 (1)			○	○	
60	藤早(森山)-(急)-54		中組 (2)	○	○					
61	藤早(森山)-(急)-54-2		杉谷 (03)	○	○					
62	藤早(森山)-(急)-54-3		杉谷 (04)	○	○					
63	藤早(森山)-(急)-55		西ノ浦	○	○					
64	藤早(森山)-(急)-55-2		杉谷 (05)	○	○					
65	藤早(森山)-(急)-56		唐比北 (01)	○	○					
66	藤早(森山)-(急)-56-2		唐比北 (02)	○	○					
67	藤早(森山)-(急)-58		宇土 (1)	○	○					
68	森山町杉谷	藤早(森山)-(急)-59	宇土	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年度8月12日 第180号 第81号			
69		藤早(森山)-(急)-60	藤早(森山)-(急)-60		○	○				
70		藤早(森山)-(急)-60-2	藤早(森山)-(急)-60		○	○				
71		藤早(森山)-(急)-61	杉谷 (06)		○	○				
72		藤早(森山)-(急)-61-2	杉谷 (07)		○	○				
73		藤早(森山)-(急)-61-3	杉谷 (08)		○	○				
74		藤早(森山)-(急)-61-4	杉谷 (09)		○	○				
75		藤早(森山)-(急)-62	郡勢開		○	○				
76		藤早(森山)-(急)-63	江城		○	○				
77		藤早(森山)-(急)-63-2	杉谷 (11)		○	○				
78	藤早(森山)-(急)-63-3	杉谷 (12)	○	○						
79	森山町上井牟田	藤早(森山)-(急)-64	丸山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号			
80		藤早(森山)-(急)-66	古賀		○	○				
81		藤早(森山)-(急)-67	松葉		○	○				
82		藤早(森山)-(急)-68-2	上井牟田 (04)		○	○				
83		藤早(森山)-(急)-68-3	上井牟田 (05)		○	○				
84		藤早(森山)-(急)-68-5	唐比東 (01)		○	○				
85		藤早(森山)-(急)-69	上井牟田 (06)		○	○				
86		藤早(森山)-(急)-71-2	上井牟田 (07)		○	○				
87		藤早(森山)-(急)-71-3	上井牟田 (08)		○	○				
88		藤早(森山)-(急)-72-2	上井牟田 (09)		○	○				
89	森山町上井牟田	藤早(森山)-(急)-73	上井牟田 (10)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号			
90		藤早(森山)-(急)-75	上井牟田 (11)		○	○				
91		藤早(森山)-(急)-75-2	上井牟田 (12)		○	○				
92		藤早(森山)-(急)-76	川口		○	○				
93		藤早(森山)-(急)-76-2	上井牟田 (13)		○	○				
94		藤早(森山)-(急)-80-3	唐比西 (01)		○	○				
95	森山町唐比西	藤早(森山)-(急)-81	唐比西 (02)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年度8月12日 第180号 第81号			
96		藤早(森山)-(急)-81-2	唐比東 (02)		○	○				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	森山町唐比東→唐比西	唐比東(急)-81-3	唐比東(03)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
98	森山町唐比西	唐比東(急)-81-4	唐比東(04)		○	○	
99	森山町唐比西	唐比東(急)-82	休屋		○	○	
100	森山町唐比東→唐比西	唐比東(急)-83	唐比東(05)		○	○	
101	森山町唐比東→唐比西	唐比東(急)-83-2	唐比東(06)		○	○	
102	森山町唐比東→唐比西	唐比東(急)-84	唐比東(07)		○	○	
103	森山町唐比西	唐比東(急)-85	東浜		○	○	
104	森山町唐比東	唐比東(急)-85-3	唐比東(08)		○	○	
105	森山町唐比西	唐比東(急)-85-4	唐比西(03)		○	○	
106	森山町唐比西	唐比東(急)-86	唐比西(04)		○	○	
107	森山町唐比東	唐比東(急)-86-2	唐比西(05)		○	○	
108	森山町唐比東	唐比東(急)-86-3	唐比西(06)		○	○	
109	森山町唐比東	唐比東(急)-86-4	唐比西(07)		○	○	
110	森山町唐比東	唐比東(急)-87	唐比西(08)		○	○	
111	森山町唐比東	唐比東(急)-87-2	唐比西(09)	○	○		
112	森山町唐比東	唐比東(急)-88	唐比西(10)	○	○		
113	森山町唐比東	唐比東(急)-90	東浜	○	○		
114	森山町下井牟田	原の上川	原の上川	土石流	○	○	
115	森山町下井牟田	峰川	峰川		○	○	
116	森山町下井牟田	仁反田川(イ)	仁反田川(イ)		○	○	
117	森山町下井牟田	音響川	音響川		○	○	
118	森山町本村	猿渡川	猿渡川		○	○	
119	森山町下井牟田	本村川(イ)	本村川(イ)		○	○	
120	森山町下井牟田	本村川(ロ)	本村川(ロ)		○	○	
121	森山町下井牟田	井手口川	井手口川		○	○	
122	森山町慶師野	仁反田川(ロ)	仁反田川(ロ)		○	○	
123	森山町慶師野	山下川	山下川		○	○	
124	森山町上井牟田	長走川(イ)	長走川(イ)		○	○	
125	森山町上井牟田	相島尾川	相島尾川		○	○	
126	森山町慶師野	松葉川	松葉川		○	○	
127	森山町慶師野	城下川	城下川		○	○	
128	森山町慶師野	長走川(ロ)	長走川(ロ)	○	○		
129	森山町本村	長走川(ハ)	長走川(ハ)	○	○		
130	森山町本村	鳥越川	鳥越川	○	○		
131	森山町本村	本村川(ハ)	本村川(ハ)	○	○		
132	森山町本村	本村川(ニ)	本村川(ニ)	○	○		
133	森山町本村	黒龍川	黒龍川	○	○		
134	森山町本村	道角川	道角川	○	○		
135	森山町田尻	有明川(イ)	有明川(イ)	○	○		
136	森山町唐比谷	有明川(ロ)	有明川(ロ)	○	○		
137	森山町唐比谷	有明川(ハ)	有明川(ハ)	○	○		
138	森山町唐比谷	有明川(ニ)	有明川(ニ)	○	○		
139	森山町唐比谷	南江城川(ロ)	南江城川(ロ)	○	○		
140	森山町唐比谷	南江城川(イ)	南江城川(イ)	○	○		
141	森山町唐比谷	平山川	平山川	○	○		
142	森山町唐比谷	二俣川	二俣川	○	○		
143	森山町唐比谷	西川内川(イ)	西川内川(イ)	○	○		
144	森山町唐比谷	小柴川	小柴川	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
145	森山町唐比北・杉谷	藤早(森山)-(土)-24	星ヶ原川	土石流	○	○	平成24年 8月10日 第741号
146	森山町唐比北	藤早(森山)-(土)-24-3	上有明川(イ)		○	○	
147	森山町唐比北	藤早(森山)-(土)-24-4	上有明川(ロ)		○	○	
148	森山町唐比東→唐比北	藤早(森山)-(土)-24-5	流川(イ)		○	○	
149	森山町杉谷	藤早(森山)-(土)-25	西浦川		○	○	
150	森山町杉谷	藤早(森山)-(土)-26	徳頭川		○	○	
151	森山町杉谷	藤早(森山)-(土)-27	宇戸川		○	○	
152	森山町唐比東	藤早(森山)-(土)-28	堤元川		○	○	
153	森山町上井牟田	藤早(森山)-(土)-29	中野屋敷川		○	○	
154	森山町唐比東	藤早(森山)-(土)-30	川口川		○	○	
155	森山町唐比東→唐比西	藤早(森山)-(土)-31	唐比川		○	○	
156	森山町唐比西	藤早(森山)-(土)-31-2	北森ノ木川(イ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	飯盛町古場	上園(急)-1	上園(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
2		藤早(飯盛)-(急)-1-2	古場(1)		○	○	
3		藤早(飯盛)-(急)-1-3	古場(2)		○	○	
4		藤早(飯盛)-(急)-1-4	古場(3)		○	○	
5		藤早(飯盛)-(急)-1-5	古場(4)		○	○	
6		藤早(飯盛)-(急)-1-6	古場(5)		○	○	
7		藤早(飯盛)-(急)-1-7	古場(6)		○	○	
8		藤早(飯盛)-(急)-1-8	古場(7)		○	○	
9		藤早(飯盛)-(急)-1-9	上園(2)		○	○	
10		藤早(飯盛)-(急)-3	小屋敷		○	○	
11		藤早(飯盛)-(急)-3-2	古場(8)		○	○	
12		藤早(飯盛)-(急)-3-3	古場(9)		○	○	
13		藤早(飯盛)-(急)-4	向園		○	○	
14		藤早(飯盛)-(急)-5	古場(10)		○	○	
15		藤早(飯盛)-(急)-6	古場(11)		○	○	
16		藤早(飯盛)-(急)-6-2	古場(12)		○	○	
17		藤早(飯盛)-(急)-6-3	古場(13)		○	○	
18		藤早(飯盛)-(急)-7	古場(14)		○	○	
19		藤早(飯盛)-(急)-7-2	松ノ平		○	○	
20		藤早(飯盛)-(急)-7-3	古場(15)		○	○	
21		藤早(飯盛)-(急)-7-4	古場(16)		○	○	
22		藤早(飯盛)-(急)-7-5	古場(17)		○	○	
23		藤早(飯盛)-(急)-8	宇戸河内		○	○	
24		藤早(飯盛)-(急)-8-2	古場(18)		○	○	
25		藤早(飯盛)-(急)-8-3	古場(19)		○	○	
26	飯盛町平古場	藤早(飯盛)-(急)-9	古場(20)		○	○	
27		藤早(飯盛)-(急)-11	平古場(1)		○	○	
28		藤早(飯盛)-(急)-12	平古場(2)		○	○	
29		藤早(飯盛)-(急)-12-2	平古場(3)		○	○	
30		藤早(飯盛)-(急)-13	平古場(4)		○	○	
31		藤早(飯盛)-(急)-13-2	平古場(5)		○	○	
32	飯盛町山口	藤早(飯盛)-(急)-14	山開		○	○	
33	飯盛町野中	藤早(飯盛)-(急)-15	野中(1)		○	○	
34		藤早(飯盛)-(急)-15-2	野中(2)		○	○	
35		藤早(飯盛)-(急)-15-4	野中(3)		○	○	
36	飯盛町平古場	藤早(飯盛)-(急)-16	山口(2)		○	○	
37		藤早(飯盛)-(急)-16-2	山口(3)		○	○	
38		藤早(飯盛)-(急)-17	平古場(6)		○	○	
39	飯盛町野中	藤早(飯盛)-(急)-18	平古場(7)		○	○	
40	飯盛町平古場	藤早(飯盛)-(急)-19	石原		○	○	
41		藤早(飯盛)-(急)-19-2	平古場(8)		○	○	
42		藤早(飯盛)-(急)-20	平古場(9)		○	○	
43		藤早(飯盛)-(急)-20-2	平古場(10)		○	○	
44	飯盛町野中	藤早(飯盛)-(急)-21	平古場(11)		○	○	
45		藤早(飯盛)-(急)-21-2	野中(4)		○	○	
46		藤早(飯盛)-(急)-21-3	野中(5)		○	○	
47		藤早(飯盛)-(急)-21-4	野中(6)		○	○	
48		藤早(飯盛)-(急)-22	野中(7)		○	○	
			野中(8)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
49	飯盛町野中	藤早(飯盛)-(急)-22-2	野中(9)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
50	飯盛町平古場	藤早(飯盛)-(急)-23	平古場(12)		○	○	
51	飯盛町山口	藤早(飯盛)-(急)-24	山口(1)		○	○	
52		藤早(飯盛)-(急)-24-2	山口(3)		○	○	
53	飯盛町野中	藤早(飯盛)-(急)-25	山下		○	○	
54		藤早(飯盛)-(急)-25-2	野中(10)		○	○	
55		藤早(飯盛)-(急)-25-3	野中(11)		○	○	
56		藤早(飯盛)-(急)-25-4	野中(12)		○	○	
57		藤早(飯盛)-(急)-25-5	野中(13)		○	○	
58		藤早(飯盛)-(急)-25-6	野中(14)		○	○	
59		藤早(飯盛)-(急)-25-9	野中(15)		○	○	
60	飯盛町山口	藤早(飯盛)-(急)-26	上野中(1)		○	○	
61	飯盛町平古場	藤早(飯盛)-(急)-27	西ノ又		○	○	
62	飯盛町山口	藤早(飯盛)-(急)-28	山口(4)		○	○	
63		藤早(飯盛)-(急)-29	下野中(1)		○	○	
64		藤早(飯盛)-(急)-29-2	山口(5)		○	○	
65	飯盛町平古場	藤早(飯盛)-(急)-30-2	平古場(13)		○	○	
66		藤早(飯盛)-(急)-30-3	平古場(14)		○	○	
67	飯盛町山口	藤早(飯盛)-(急)-31	下野中(2)		○	○	
68		藤早(飯盛)-(急)-32	下野中(3)		○	○	
69		藤早(飯盛)-(急)-32-2	山口(6)		○	○	
70		藤早(飯盛)-(急)-33	下野中(5)		○	○	
71		藤早(飯盛)-(急)-34	岡		○	○	
72	飯盛町野中	藤早(飯盛)-(急)-35	野中(16)		○	○	
73	飯盛町山口	藤早(飯盛)-(急)-36	山口(7)		○	○	
74	飯盛町開	藤早(飯盛)-(急)-37	開(1)		○	○	
75		藤早(飯盛)-(急)-37-2	開(2)		○	○	
76		藤早(飯盛)-(急)-37-3	開(3)		○	○	
77	飯盛町山口	藤早(飯盛)-(急)-38	山口(8)		○	○	
78		藤早(飯盛)-(急)-39	山口(9)		○	○	
79		藤早(飯盛)-(急)-40	山口(10)		○	○	
80		藤早(飯盛)-(急)-40-2	山口(11)		○	○	
81		藤早(飯盛)-(急)-41	山口(12)		○	○	
82		藤早(飯盛)-(急)-41-2	山口(13)		○	○	
83		藤早(飯盛)-(急)-42	山口(14)		○	○	
84		藤早(飯盛)-(急)-43	山口(15)		○	○	
85		藤早(飯盛)-(急)-44	中山		○	○	
86	飯盛町古場	藤早(飯盛)-(急)-45	古場(21)		○	○	
87		藤早(飯盛)-(急)-45-2	古場(22)		○	○	
88		藤早(飯盛)-(急)-45-3	補伽(1)		○	○	
89		藤早(飯盛)-(急)-45-4	古場(23)		○	○	
90		藤早(飯盛)-(急)-46	古場(24)		○	○	
91		藤早(飯盛)-(急)-46-2	補伽(2)		○	○	
92		藤早(飯盛)-(急)-47	古場(25)		○	○	
93		藤早(飯盛)-(急)-47-2	古場(26)		○	○	
94		藤早(飯盛)-(急)-47-3	古場(27)		○	○	
95		藤早(飯盛)-(急)-48	古場(28)		○	○	
96		藤早(飯盛)-(急)-48-2	古場(29)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
145	飯盛町里	諫早(飯盛)-(急)-70	里(16)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
146	飯盛町佐田	諫早(飯盛)-(急)-71	内田(3)		○	○	
147		諫早(飯盛)-(急)-72	佐田(8)		○	○	
148		諫早(飯盛)-(急)-72-2	佐田(9)		○	○	
149	飯盛町里	諫早(飯盛)-(急)-73	里(17)		○	○	
150		諫早(飯盛)-(急)-73-2	里(18)		○	○	
151		諫早(飯盛)-(急)-74	里(19)		○	○	
152		諫早(飯盛)-(急)-74-2	里(20)		○	○	
153		諫早(飯盛)-(急)-75	里(21)		○	○	
154		諫早(飯盛)-(急)-76	里(22)		○	○	
155		諫早(飯盛)-(急)-77	上原(2)		○	○	
156		諫早(飯盛)-(急)-78	里(23)		○	○	
157		諫早(飯盛)-(急)-79	里(24)		○	○	
158		諫早(飯盛)-(急)-79-2	里(25)		○	○	
159		諫早(飯盛)-(急)-80	里(26)		○	○	
160		諫早(飯盛)-(急)-80-2	里(27)		○	○	
161		諫早(飯盛)-(急)-81	里(28)		○	○	
162		諫早(飯盛)-(急)-81-2	里(29)		○	○	
163		諫早(飯盛)-(急)-81-3	里(30)		○	○	
164		諫早(飯盛)-(急)-82	里(31)		○	○	
165		諫早(飯盛)-(急)-83	清水		○	○	
166		諫早(飯盛)-(急)-84	里(32)		○	○	
167		諫早(飯盛)-(急)-85	小峰		○	○	
168		諫早(飯盛)-(急)-85-2	里(33)		○	○	
169		諫早(飯盛)-(急)-86	鬼塚		○	○	
170		諫早(飯盛)-(急)-87	里(34)		○	○	
171		諫早(飯盛)-(急)-87-2	里(35)		○	○	
172		諫早(飯盛)-(急)-88	里(36)		○	○	
173		諫早(飯盛)-(急)-89	郵便当		○	○	
174		諫早(飯盛)-(急)-90	栄田山		○	○	
175		諫早(飯盛)-(急)-90-2	里(37)		○	○	
176	飯盛町佐田	諫早(飯盛)-(急)-91	拾老山		○	○	
177		諫早(飯盛)-(急)-91-4	佐田(10)		○	○	
178		諫早(飯盛)-(急)-91-5	佐田(11)		○	○	
179		諫早(飯盛)-(急)-91-6	佐田(12)		○	○	
180	飯盛町里	諫早(飯盛)-(急)-93	里(38)		○	○	
181	飯盛町佐田	諫早(飯盛)-(急)-94	佐田(13)		○	○	
182	飯盛町川下	諫早(飯盛)-(急)-95	大平(2)		○	○	
183	飯盛町里	諫早(飯盛)-(急)-95-2	里(39)		○	○	
184	飯盛町川下	諫早(飯盛)-(急)-95-3	川下(1)		○	○	
185	飯盛町里	諫早(飯盛)-(急)-96	里(40)		○	○	
186		諫早(飯盛)-(急)-96-2	坊		○	○	
187		諫早(飯盛)-(急)-96-3	坊田尻		○	○	
188		諫早(飯盛)-(急)-96-4	坊田尻		○	○	
189		諫早(飯盛)-(急)-96-5	里(41)		○	○	
190		諫早(飯盛)-(急)-96-6	里(42)		○	○	
191		諫早(飯盛)-(急)-96-7	里(43)		○	○	
192		諫早(飯盛)-(急)-96-8	里(44)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	飯盛町古場	諫早(飯盛)-(急)-48-3	古場(30)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
98		諫早(飯盛)-(急)-49-2	古場(31)		○	○	
99		諫早(飯盛)-(急)-49-3	古場(32)		○	○	
100		諫早(飯盛)-(急)-50	古場(33)		○	○	
101	飯盛町里	諫早(飯盛)-(急)-51	里(1)		○	○	
102		諫早(飯盛)-(急)-51-2	里(2)		○	○	
103		諫早(飯盛)-(急)-51-3	里(3)		○	○	
104		諫早(飯盛)-(急)-51-4	里(4)		○	○	
105		諫早(飯盛)-(急)-53	里(5)		○	○	
106		諫早(飯盛)-(急)-53-2	里(6)		○	○	
107	飯盛町平古場	諫早(飯盛)-(急)-54	平古場(15)		○	○	
108		諫早(飯盛)-(急)-54-5	平古場(16)		○	○	
109		諫早(飯盛)-(急)-54-6	平古場(17)		○	○	
110		諫早(飯盛)-(急)-54-8	平古場(18)		○	○	
111		諫早(飯盛)-(急)-54-9	平古場(19)		○	○	
112		諫早(飯盛)-(急)-54-10	平古場(20)		○	○	
113		諫早(飯盛)-(急)-54-11	字戸河内		○	○	
114		諫早(飯盛)-(急)-54-12	平古場(21)		○	○	
115		諫早(飯盛)-(急)-55	平古場(22)		○	○	
116		諫早(飯盛)-(急)-56	中山(2)		○	○	
117		諫早(飯盛)-(急)-56-2	平古場(23)		○	○	
118		諫早(飯盛)-(急)-56-3	平古場(24)		○	○	
119		諫早(飯盛)-(急)-56-4	平古場(25)		○	○	
120		諫早(飯盛)-(急)-58	西林		○	○	
121	飯盛町里	諫早(飯盛)-(急)-59	平古場(26)		○	○	
122		諫早(飯盛)-(急)-60	山口(1)		○	○	
123		諫早(飯盛)-(急)-62	残木		○	○	
124		諫早(飯盛)-(急)-63	里(7)		○	○	
125		諫早(飯盛)-(急)-64	東		○	○	
126		諫早(飯盛)-(急)-64-2	里(8)		○	○	
127		諫早(飯盛)-(急)-65	寺坂		○	○	
128		諫早(飯盛)-(急)-65-3	里(9)		○	○	
129	飯盛町佐田	諫早(飯盛)-(急)-66	内田		○	○	
130		諫早(飯盛)-(急)-66-2	佐田(1)		○	○	
131		諫早(飯盛)-(急)-67	佐田(2)		○	○	
132		諫早(飯盛)-(急)-67-2	佐田(3)		○	○	
133		諫早(飯盛)-(急)-67-3	佐田(4)		○	○	
134		諫早(飯盛)-(急)-67-4	佐田(5)		○	○	
135		諫早(飯盛)-(急)-67-5	佐田(6)		○	○	
136	飯盛町平古場	諫早(飯盛)-(急)-67-7	平古場(27)		○	○	
137		諫早(飯盛)-(急)-67-9	平古場(28)		○	○	
138	飯盛町里	諫早(飯盛)-(急)-68	葉山坂		○	○	
139		諫早(飯盛)-(急)-68-3	里(10)		○	○	
140		諫早(飯盛)-(急)-68-4	里(11)		○	○	
141		諫早(飯盛)-(急)-68-5	里(12)		○	○	
142		諫早(飯盛)-(急)-68-7	里(13)		○	○	
143		諫早(飯盛)-(急)-68-8	里(14)		○	○	
144		諫早(飯盛)-(急)-68-9	里(15)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
193	飯盛町里	康早(軽盛)-(急)-96-9	里(45)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
194		康早(軽盛)-(急)-97	西六門				
195		康早(軽盛)-(急)-97-3	前田				
196		康早(軽盛)-(急)-99	里(46)				
197	飯盛町池下	康早(軽盛)-(急)-100	山中				
198		康早(軽盛)-(急)-100-2	池下(1)				
199		康早(軽盛)-(急)-100-3	山中				
200		康早(軽盛)-(急)-100-4	山中				
201	飯盛町川下	康早(軽盛)-(急)-101	人の久保				
202		康早(軽盛)-(急)-101-3	川下(2)				
203		康早(軽盛)-(急)-101-4	川下(3)				
204		康早(軽盛)-(急)-101-5	川下(4)				
205		康早(軽盛)-(急)-102	川下(5)				
206		康早(軽盛)-(急)-103	川下(6)				
207		康早(軽盛)-(急)-104	川下名中				
208		康早(軽盛)-(急)-104-2	中組				
209	飯盛町平古場	康早(軽盛)-(急)-104-6	平瀬				
210		康早(軽盛)-(急)-105	浦山				
211		康早(軽盛)-(急)-106	平古場(29)				
212		康早(軽盛)-(急)-109	石原谷				
213		康早(軽盛)-(急)-109-3	鷲畔				
214		康早(軽盛)-(急)-110	名切				
215	飯盛町開	康早(軽盛)-(急)-111	道原				
216	飯盛町佐田	康早(軽盛)-(急)-112	佐田(14)				
217		康早(軽盛)-(急)-113	佐田(15)				
218		康早(軽盛)-(急)-114	中山(3)				
219		康早(軽盛)-(急)-115	佐田(16)				
220	飯盛町開	康早(軽盛)-(急)-116	開(1)				
221		康早(軽盛)-(急)-116-2	開(4)				
222	飯盛町佐田	康早(軽盛)-(急)-117	佐田(17)				
223	飯盛町中山	康早(軽盛)-(急)-118	開(2)				
224		康早(軽盛)-(急)-118-2	中山(4)				
225	飯盛町佐田	康早(軽盛)-(急)-119	佐田(18)				
226		康早(軽盛)-(急)-120	元道				
227		康早(軽盛)-(急)-120-2	佐田(19)				
228		康早(軽盛)-(急)-120-3	佐田(20)				
229		康早(軽盛)-(急)-120-4	佐田(21)				
230		康早(軽盛)-(急)-120-5	佐田(22)				
231		康早(軽盛)-(急)-120-6	佐田(23)				
232		康早(軽盛)-(急)-120-7	佐田(24)				
233	飯盛町中山	康早(軽盛)-(急)-121	中山(4)				
234		康早(軽盛)-(急)-121-2	中山(5)				
235		康早(軽盛)-(急)-121-3	中山(6)				
236		康早(軽盛)-(急)-121-4	中山(7)				
237		康早(軽盛)-(急)-121-5	中山(8)				
238		康早(軽盛)-(急)-121-6	中山(9)				
239	飯盛町佐田	康早(軽盛)-(急)-122	佐田				
240		康早(軽盛)-(急)-122-2	佐田(25)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
241	飯盛町上原	康早(軽盛)-(急)-123	吉野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
242		康早(軽盛)-(急)-124	上原(2)				
243		康早(軽盛)-(急)-125	上原(4)				
244		康早(軽盛)-(急)-126	吉野(2)				
245		康早(軽盛)-(急)-127	上山新田				
246		康早(軽盛)-(急)-127-3	上原(5)				
247		康早(軽盛)-(急)-128	上原(3)				
248		康早(軽盛)-(急)-128-2	上原(6)				
249		康早(軽盛)-(急)-129	上原				
250		康早(軽盛)-(急)-129-2	上原(7)				
251		康早(軽盛)-(急)-129-3	上原(8)				
252		康早(軽盛)-(急)-130	金鷹場				
253		康早(軽盛)-(急)-132	上原(9)				
254		康早(軽盛)-(急)-133	上原(10)				
255		康早(軽盛)-(急)-135	上原(11)				
256	飯盛町後田	康早(軽盛)-(急)-135-2	後田(1)				
257		康早(軽盛)-(急)-135-3	後田(2)				
258		康早(軽盛)-(急)-136	後田(3)				
259		康早(軽盛)-(急)-136-2	後田(4)				
260		康早(軽盛)-(急)-136-3	後田(5)				
261		康早(軽盛)-(急)-137	大崎				
262		康早(軽盛)-(急)-138	後田(6)				
263		康早(軽盛)-(急)-138-2	後田(7)				
264		康早(軽盛)-(急)-139	後田(8)				
265		康早(軽盛)-(急)-139-2	後田(9)				
266		康早(軽盛)-(急)-140-2	後田(10)				
267		康早(軽盛)-(急)-140-3	後田(11)				
268	飯盛町佐田	康早(軽盛)-(急)-141	池田(1)				
269		康早(軽盛)-(急)-141-2	佐田(26)				
270		康早(軽盛)-(急)-142	佐田(27)				
271		康早(軽盛)-(急)-143	池田(2)				
272		康早(軽盛)-(急)-146	佐田(28)				
273	飯盛町久保	康早(軽盛)-(急)-148	久保(1)				
274		康早(軽盛)-(急)-149	久保(2)				
275		康早(軽盛)-(急)-150	久保(3)				
276		康早(軽盛)-(急)-150-2	久保(4)				
277		康早(軽盛)-(急)-151	久保(5)				
278		康早(軽盛)-(急)-151-2	久保(6)				
279		康早(軽盛)-(急)-152	久保(7)				
280		康早(軽盛)-(急)-152-2	久保(8)				
281		康早(軽盛)-(急)-154	久保(9)				
282		康早(軽盛)-(急)-155	久保(10)				
283		康早(軽盛)-(急)-156	香田(2)				
284		康早(軽盛)-(急)-157	兼平				
285		康早(軽盛)-(急)-159	久保(11)				
286		康早(軽盛)-(急)-159-3	香田(1)				
287		康早(軽盛)-(急)-161	万話(1)				
288		康早(軽盛)-(急)-161-2	万話(2)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号	
289	飯盛町後田	藤早(飯盛)-(急)-162	後田名西船津	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号	
290	飯盛町下釜	下釜(1)	下釜(1)		○	○		
291		藤早(飯盛)-(急)-163-2	永打		○	○		
292		藤早(飯盛)-(急)-163-3	上井樋		○	○		
293		藤早(飯盛)-(急)-163-4	下釜(2)		○	○		
294	飯盛町後田	藤早(飯盛)-(急)-164	後田名三軒屋		○	○		
295		藤早(飯盛)-(急)-164-2	後田(1,2)		○	○		
296	飯盛町下釜	藤早(飯盛)-(急)-165	下釜(3)		○	○		
297		藤早(飯盛)-(急)-166	西泊		○	○		
298		藤早(飯盛)-(急)-167-2	大木不動山		○	○		
299		藤早(飯盛)-(急)-167-3	下釜(4)		○	○		
300		藤早(飯盛)-(急)-168	大木不動山(2)		○	○		
301	飯盛町後田	藤早(飯盛)-(急)-169	大平		○	○		
302		藤早(飯盛)-(急)-169-3	堀		○	○		
303		藤早(飯盛)-(急)-170	堀第二地区		○	○		
304		藤早(飯盛)-(急)-171	後田(1,3)		○	○		
305		藤早(飯盛)-(急)-172	湯穴(2)		○	○		
306		藤早(飯盛)-(急)-172-2	湯穴(1)		○	○		
307		藤早(飯盛)-(急)-172-3	後田(1,4)		○	○		
308		藤早(飯盛)-(急)-173	後田(1,5)		○	○		
309	飯盛町池下	藤早(飯盛)-(急)-175	池下(2)		○	○		
310		藤早(飯盛)-(急)-176	池下(3)		○	○		
311		藤早(飯盛)-(急)-176-2	池下(4)		○	○		
312		藤早(飯盛)-(急)-176-3	池下(5)		○	○		
313	飯盛町古場	藤早(飯盛)-(土)-1	田結川(イ)		土石流	○		○
314		藤早(飯盛)-(土)-2	田結川(ロ)			○		○
315		藤早(飯盛)-(土)-3	田結川(ハ)			○		○
316		藤早(飯盛)-(土)-4	田結川(ニ)			○		○
317		藤早(飯盛)-(土)-6	上原川(イ)			○		○
318		藤早(飯盛)-(土)-7	田結川(ホ)			○		○
319	飯盛町野中	藤早(飯盛)-(土)-8	石原川(ハ)	○		○		
320		藤早(飯盛)-(土)-9	石原川(ロ)	○		○		
321		藤早(飯盛)-(土)-10	大久保川(イ)	○		○		
322		藤早(飯盛)-(土)-11	石原川(イ)	○		○		
323		藤早(飯盛)-(土)-11-2	石原川(ニ)	○		○		
324		藤早(飯盛)-(土)-11-3	石原川(ホ)	○		○		
325	飯盛町山口	藤早(飯盛)-(土)-12	上野中川(イ)	○		○		
326		藤早(飯盛)-(土)-13	川良平川(イ)	○		○		
327		藤早(飯盛)-(土)-14	上野中川(ロ)	○		○		
328		藤早(飯盛)-(土)-15	下野中川(イ)	○		○		
329		藤早(飯盛)-(土)-15-2	江ノ浦川(ハ)	○		○		
330	飯盛町開	藤早(飯盛)-(土)-16	江ノ浦川(ニ)	○		○		
331		藤早(飯盛)-(土)-17	江ノ浦川(ロ)	○	○			
332		藤早(飯盛)-(土)-18	一宅川(イ)	○	○			
333	飯盛町山口	藤早(飯盛)-(土)-19	柴野口川(イ)	○	○			
334		藤早(飯盛)-(土)-20-2	山口川(ロ)	○	○			
335		藤早(飯盛)-(土)-20-3	山口川(イ)	○	○			
336		藤早(飯盛)-(土)-21	中山川(イ)	○	○			

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
337	飯盛町開	藤早(飯盛)-(土)-22-3	中山川(ロ)	土石流	○	○	平成23年 3月25日 第375号
338		藤早(飯盛)-(土)-23	江ノ浦川(イ)		○	○	
339	飯盛町古場	藤早(飯盛)-(土)-24	補伽川(イ)		○	○	
340		藤早(飯盛)-(土)-26	田結川(ハ)		○	○	
341		藤早(飯盛)-(土)-26-2	田結川(ト)		○	○	
342		藤早(飯盛)-(土)-26-3	田結川(チ)		○	○	
343		藤早(飯盛)-(土)-28	補伽川(ロ)		○	○	
344		藤早(飯盛)-(土)-29	補伽川(ハ)		○	○	
345		藤早(飯盛)-(土)-30	補伽川(ニ)		○	○	
346		藤早(飯盛)-(土)-30-2	補伽川(ホ)		○	○	
347		藤早(飯盛)-(土)-31	田結川(リ)		○	○	
348	飯盛町里	藤早(飯盛)-(土)-32	田結川(ヌ)		○	○	
349		藤早(飯盛)-(土)-33	田結川(水)		○	○	
350	飯盛町平古場	藤早(飯盛)-(土)-34	天神川(ハ)		○	○	
351		藤早(飯盛)-(土)-34-2	天神川(ホ)		○	○	
352		藤早(飯盛)-(土)-34-3	天神川(ニ)		○	○	
353		藤早(飯盛)-(土)-34-4	天神川(ロ)		○	○	
354		藤早(飯盛)-(土)-34-5	天神川(イ)		○	○	
355		藤早(飯盛)-(土)-34-6	天神川(ハ)		○	○	
356		藤早(飯盛)-(土)-35	天神川(ト)		○	○	
357	飯盛町里	藤早(飯盛)-(土)-37	田結川(イ)		○	○	
358		藤早(飯盛)-(土)-38	田結川(ウ)		○	○	
359	飯盛町平古場	藤早(飯盛)-(土)-39	内田川(イ)		○	○	
360	飯盛町佐田	藤早(飯盛)-(土)-40	天神川(チ)		○	○	
361	飯盛町里	藤早(飯盛)-(土)-42	上原川(イ)		○	○	
362	飯盛町佐田	藤早(飯盛)-(土)-43	小島川(イ)		○	○	
363		藤早(飯盛)-(土)-44	佐田江川(ロ)		○	○	
364	飯盛町里	藤早(飯盛)-(土)-45	清水川(イ)		○	○	
365		藤早(飯盛)-(土)-45-2	田結川(ホ)	○	○		
366		藤早(飯盛)-(土)-46	幸平川(ロ)	○	○		
367		藤早(飯盛)-(土)-47	幸平川(イ)	○	○		
368		藤早(飯盛)-(土)-48	里川(イ)	○	○		
369		藤早(飯盛)-(土)-49	幸平川(ハ)	○	○		
370		藤早(飯盛)-(土)-49-2	幸平川(ニ)	○	○		
371		藤早(飯盛)-(土)-50	鶴治ヶ坂川(イ)	○	○		
372		藤早(飯盛)-(土)-50-2	鶴治ヶ坂川(ロ)	○	○		
373	飯盛町佐田	藤早(飯盛)-(土)-51	佐田江川(イ)	○	○		
374	飯盛町久保	藤早(飯盛)-(土)-51-2	堂ノ上川(ロ)	○	○		
375		藤早(飯盛)-(土)-51-3	堂ノ上川(ハ)	○	○		
376	飯盛町里	藤早(飯盛)-(土)-52	鶴治ヶ坂川(ハ)	○	○		
377	飯盛町川下	藤早(飯盛)-(土)-53	川下川(ロ)	○	○		
378		藤早(飯盛)-(土)-54	川下川(イ)	○	○		
379	飯盛町開	藤早(飯盛)-(土)-57	飯原川(イ)	○	○		
380		藤早(飯盛)-(土)-57-2	江ノ浦川(ホ)	○	○		
381	飯盛町上原	藤早(飯盛)-(土)-58	上原川(ロ)	○	○		
382		藤早(飯盛)-(土)-59	釘崎頭川(イ)	○	○		
383		藤早(飯盛)-(土)-60-2	上原川(ハ)	○	○		
384		藤早(飯盛)-(土)-60-3	上原川(ニ)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
385	飯盛町上原	諫早(飯盛)-(土)-60-4	上原川(ホ)	土石流	○	○	平成23年 3月25日 第375号
386	飯盛町後田	諫早(飯盛)-(土)-62	後田川(ロ)				
387		諫早(飯盛)-(土)-63	後田川(イ)				
388		諫早(飯盛)-(土)-64	釘崎川(イ)				
389	飯盛町久保	諫早(飯盛)-(土)-65	堂ノ上川(ニ)				
390	飯盛町後田	諫早(飯盛)-(土)-66	江ノ浦川(ハ)				
391		諫早(飯盛)-(土)-67	後田川(ハ)				
392	飯盛町久保	諫早(飯盛)-(土)-68	香田川(イ)				
393		諫早(飯盛)-(土)-69	堂ノ上川(ホ)				
394		諫早(飯盛)-(土)-69-2	堂ノ上川(ハ)				
395		諫早(飯盛)-(土)-70	堂ノ上川(イ)				
396	飯盛町下釜	諫早(飯盛)-(土)-71	西泊川(イ)				
397	飯盛町後田	諫早(飯盛)-(土)-72	大平川(イ)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	高来町善住寺	諫早(高来)-(急)-2	善住寺(6)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
2		諫早(高来)-(急)-2-2	善住寺(6)				
3		諫早(高来)-(急)-4	善住寺(7)				
4	高来町黒新田	諫早(高来)-(急)-9-2	黒新田(6)				
5		諫早(高来)-(急)-10	黒新田(9)				
6	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-11	神津倉(1)				
7	高来町善住寺	諫早(高来)-(急)-12	善住寺(8)				
8	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-13	神津倉(2)				
9	高来町東平原	諫早(高来)-(急)-15	東平原(1)				
10	高来町黒新田	諫早(高来)-(急)-18	黒新田(12)				
11		諫早(高来)-(急)-18-5	黒新田(15)				
12		諫早(高来)-(急)-18-6	黒新田(16)				
13		諫早(高来)-(急)-18-9	黒新田(18)				
14	高来町古場	諫早(高来)-(急)-19-2	古場(1)				
15		諫早(高来)-(急)-20-2	古場(4)				
16		諫早(高来)-(急)-24	古場(6)				
17		諫早(高来)-(急)-31	古場(9)				
18		諫早(高来)-(急)-32	古場(10)				
19	高来町善住寺	諫早(高来)-(急)-36	善住寺(11)				
20		諫早(高来)-(急)-36-2	善住寺(12)				
21		諫早(高来)-(急)-39	善住寺(13)				
22	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-49-4	神津倉(9)				
23		諫早(高来)-(急)-49-5	神津倉(10)				
24	高来町坂元	諫早(高来)-(急)-51-4	坂元(10)				
25		諫早(高来)-(急)-52	坂元(11)				
26	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-53-2	神津倉(14)				
27		諫早(高来)-(急)-55-4	神津倉(19)				
28		諫早(高来)-(急)-55-5	神津倉(20)				
29	高来町山道	諫早(高来)-(急)-58-2	山道(4)				
30	高来町平田	諫早(高来)-(急)-59-2	平田(1)				
31	高来町古場	諫早(高来)-(急)-60	古場(12)				
32	高来町折山	諫早(高来)-(急)-61-2	折山(3)				
33	高来町建山	諫早(高来)-(急)-66	建山(1)				
34		諫早(高来)-(急)-66-2	建山(2)				
35		諫早(高来)-(急)-67-2	建山(4)				
36		諫早(高来)-(急)-69	建山(6)				
37	高来町折山	諫早(高来)-(急)-73-2	折山(6)				
38	高来町西平原	諫早(高来)-(急)-76-2	西平原(3)				
39	高来町西尾	諫早(高来)-(急)-77	西尾(2)				
40		諫早(高来)-(急)-77-2	西尾(3)				
41	高来町小峰	諫早(高来)-(急)-78	小峰(1)				
42		諫早(高来)-(急)-78-2	小峰(2)				
43		諫早(高来)-(急)-78-3	小峰(3)				
44		諫早(高来)-(急)-78-4	小峰(4)				
45		諫早(高来)-(急)-79-3	小峰(7)				
46		諫早(高来)-(急)-79-5	小峰(8)				
47	高来町平田	諫早(高来)-(急)-81	平田(7)				
48	高来町上与	諫早(高来)-(急)-82	上与(1)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
49	高来町黒崎	黒早(高来)-(急)-83-3	黒崎(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
50	高来町神津倉	黒早(高来)-(急)-83-4	黒崎(3)		○	○	
51	高来町神津倉	黒早(高来)-(急)-90-4	神津倉(2)		○	○	
52	高来町法川	黒早(高来)-(急)-91-2	法川(1)		○	○	
53	高来町小峰	黒早(高来)-(急)-91-6	小峰(9)		○	○	
54	高来町富地戸	黒早(高来)-(急)-103	富地戸(1)		○	○	
55	高来町下与	黒早(高来)-(急)-112-2	下与(1)		○	○	
56	高来町富地戸	黒早(高来)-(急)-115	富地戸(2)		○	○	
57	高来町富地戸	黒早(高来)-(急)-116	富地戸(3)		○	○	
58	高来町水ノ浦	黒早(高来)-(急)-122-6	西平		○	○	
59	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-12-2	善住寺(9)		○	○	
60	高来町神津倉	黒早(高来)-(急)-49-2	神津倉(7)		○	○	
61	高来町黒新田	黒早(高来)-(急)-5	黒新田(1)		○	○	
62	高来町黒新田	黒早(高来)-(急)-7	黒新田(2)		○	○	
63	高来町黒新田	黒早(高来)-(急)-7-2	黒新田(3)		○	○	
64	高来町黒新田	黒早(高来)-(急)-7-3	黒新田(4)		○	○	
65	高来町小峰	黒早(高来)-(急)-8	黒新田(5)		○	○	
66	高来町小峰	黒早(高来)-(急)-9	黒新田(7)		○	○	
67	高来町富地戸	黒早(高来)-(急)-10-2	黒新田(10)		○	○	
68	高来町富地戸	黒早(高来)-(急)-10-4	黒新田(11)		○	○	
69	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-16	善住寺(4)		○	○	
70	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-16-2	善住寺(10)		○	○	
71	高来町黒新田	黒早(高来)-(急)-18-2	黒新田(13)		○	○	
72	高来町黒新田	黒早(高来)-(急)-18-3	黒新田(14)		○	○	
73	高来町黒新田	黒早(高来)-(急)-18-8	黒新田(17)		○	○	
74	高来町古場	黒早(高来)-(急)-19	黒新田(5)		○	○	
75	高来町古場	黒早(高来)-(急)-19-3	古場(2)		○	○	
76	高来町古場	黒早(高来)-(急)-20	古場(3)		○	○	
77	高来町古場	黒早(高来)-(急)-26	黒新田(1)		○	○	
78	高来町古場	黒早(高来)-(急)-28-2	古場(7)		○	○	
79	高来町古場	黒早(高来)-(急)-29	古場(8)		○	○	
80	高来町古場	黒早(高来)-(急)-30	黒新田(2)		○	○	
81	高来町古場	黒早(高来)-(急)-32-2	黒新田(4)		○	○	
82	高来町古場	黒早(高来)-(急)-34	古場(11)		○	○	
83	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-37-2	古場		○	○	
84	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-37-3	岩下		○	○	
85	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-39-2	善住寺(14)		○	○	
86	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-39-3	善住寺(15)		○	○	
87	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-40	善住寺(16)		○	○	
88	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-41	善住寺(17)		○	○	
89	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-42	善住寺(17)		○	○	
90	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-43	善住寺(3)		○	○	
91	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-43-3	善住寺(18)		○	○	
92	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-43-4	善住寺(19)		○	○	
93	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-44	田平(1)		○	○	
94	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-44-2	田平(1)		○	○	
95	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-44-3	田平(1)		○	○	
96	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-44-5	田平(1)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	高来町神津倉	黒早(高来)-(急)-45	神津倉(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
98	高来町神津倉	黒早(高来)-(急)-45-2	神津倉(4)		○	○	
99	高来町東平原	黒早(高来)-(急)-45-4	東平原(2)		○	○	
100	高来町神津倉	黒早(高来)-(急)-45-5	神津倉(6)		○	○	
101	高来町坂元	黒早(高来)-(急)-46	黒新田		○	○	
102	高来町坂元	黒早(高来)-(急)-46-2	坂元(1)		○	○	
103	高来町坂元	黒早(高来)-(急)-46-3	坂元(2)		○	○	
104	高来町坂元	黒早(高来)-(急)-46-4	坂元(3)		○	○	
105	高来町坂元	黒早(高来)-(急)-47	坂元(4)		○	○	
106	高来町坂元	黒早(高来)-(急)-47-2	坂元(6)		○	○	
107	高来町善住寺	黒早(高来)-(急)-48-2	善住寺(20)		○	○	
108	高来町神津倉	黒早(高来)-(急)-49-3	神津倉(8)		○	○	
109	高来町神津倉	黒早(高来)-(急)-50-2	神津倉(12)		○	○	
110	高来町坂元	黒早(高来)-(急)-51-3	坂元(9)		○	○	
111	高来町神津倉	黒早(高来)-(急)-53	神津倉(13)		○	○	
112	高来町神津倉	黒早(高来)-(急)-55	神津倉(16)		○	○	
113	高来町神津倉	黒早(高来)-(急)-55-2	神津倉(17)		○	○	
114	高来町坂元	黒早(高来)-(急)-56-2	坂元(13)		○	○	
115	高来町山道	黒早(高来)-(急)-58	山道(3)		○	○	
116	高来町山道	黒早(高来)-(急)-63-2	山道(5)		○	○	
117	高来町山道	黒早(高来)-(急)-64	山道(6)		○	○	
118	高来町山道	黒早(高来)-(急)-64-3	山道(6)		○	○	
119	高来町山道	黒早(高来)-(急)-64-4	山道(6)		○	○	
120	高来町山道	黒早(高来)-(急)-67	山道(7)		○	○	
121	高来町折山	黒早(高来)-(急)-73	折山(2)		○	○	
122	高来町折山	黒早(高来)-(急)-74	川内		○	○	
123	高来町小峰	黒早(高来)-(急)-83-2	小峰(6)		○	○	
124	高来町黒崎	黒早(高来)-(急)-87-2	黒崎(1)		○	○	
125	高来町黒崎	黒早(高来)-(急)-90-2	黒崎(4)		○	○	
126	高来町東平原	黒早(高来)-(急)-90-3	東平原(4)		○	○	
127	高来町東平原	黒早(高来)-(急)-90-5	東平原(6)		○	○	
128	高来町東平原	黒早(高来)-(急)-90-8	東平原(7)		○	○	
129	高来町法川	黒早(高来)-(急)-91-7	田平(2)		○	○	
130	高来町山道	黒早(高来)-(急)-93-3	山道(6)		○	○	
131	高来町山道	黒早(高来)-(急)-93-4	山道(7)		○	○	
132	高来町東平原	黒早(高来)-(急)-95-2	東平原(9)		○	○	
133	高来町水ノ浦	黒早(高来)-(急)-97-3	水ノ浦(1)		○	○	
134	高来町金崎	黒早(高来)-(急)-97-4	金崎(2)		○	○	
135	高来町金崎	黒早(高来)-(急)-99	金崎(3)		○	○	
136	高来町金崎	黒早(高来)-(急)-99-2	金崎(4)		○	○	
137	高来町金崎	黒早(高来)-(急)-100	金崎(5)		○	○	
138	高来町金崎	黒早(高来)-(急)-106-2	川内西(3)		○	○	
139	高来町大戸	黒早(高来)-(急)-108	漆巻(2)		○	○	
140	高来町大戸	黒早(高来)-(急)-113-2	下与(2)		○	○	
141	高来町大戸	黒早(高来)-(急)-113-2	下与(2)		○	○	
142	高来町大戸	黒早(高来)-(急)-113-2	下与(2)		○	○	
143	高来町大戸	黒早(高来)-(急)-113-2	下与(2)		○	○	
144	高来町大戸	黒早(高来)-(急)-113-2	下与(2)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
145	高来町船津	謙早(高来)-(急)-118	佐古谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
146	高来町大戸	謙早(高来)-(急)-120	大戸国道端				
147		謙早(高来)-(急)-121	大戸(3)				
148	高来町古場	謙早(高来)-(急)-25	深海(1)				
149	高来町折山	謙早(高来)-(急)-61-4	折山(4)				
150	高来町西平原	謙早(高来)-(急)-70-2	西平原(1)				
151	高来町建山	謙早(高来)-(急)-71	川内西(2)				
152	高来町黒新田	謙早(高来)-(急)-8-2	黒新田(6)				
153	高来町古場	謙早(高来)-(急)-21	古場(5)				
154		謙早(高来)-(急)-23	深海(3)				
155		謙早(高来)-(急)-25-2	深海(1)				
156		謙早(高来)-(急)-28	榎堂(1)				
157	高来町西尾	謙早(高来)-(急)-35	西尾(1)				
158	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-37	岩下				
159		謙早(高来)-(急)-38	善住寺(2)				
160	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-49	神津倉(6)				
161	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-51-2	坂元(8)				
162	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-55-3	神津倉(18)				
163	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-56	坂元(12)				
164	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-57-2	神津倉(21)				
165	高来町平田	謙早(高来)-(急)-59	梅林				
166		謙早(高来)-(急)-59-3	平田				
167	高来町折山	謙早(高来)-(急)-61	折山(1)				
168	高来町平田	謙早(高来)-(急)-62	平田西				
169		謙早(高来)-(急)-62-2	平田(2)				
170		謙早(高来)-(急)-62-3	平田(3)				
171		謙早(高来)-(急)-63	平田(4)				
172	高来町折山	謙早(高来)-(急)-65	折山(5)				
173	高来町建山	謙早(高来)-(急)-69-2	建山				
174		謙早(高来)-(急)-69-3	建山				
175	高来町西平原	謙早(高来)-(急)-70	平原				
176	高来町黒崎	謙早(高来)-(急)-84-2	椎の木山				
177	高来町小船津	謙早(高来)-(急)-88-5	小船津(4)				
178		謙早(高来)-(急)-89	小船津(3)				
179	高来町山道	謙早(高来)-(急)-93-2	山道(5)				
180	高来町水ノ浦	謙早(高来)-(急)-95	城ノ下				
181	高来町金崎	謙早(高来)-(急)-97	館中				
182	高来町船津	謙早(高来)-(急)-118-2	佐古谷				
183		謙早(高来)-(急)-118-3	佐古谷				
184	高来町水ノ浦	謙早(高来)-(急)-122	西平				
185		謙早(高来)-(急)-122-3	水ノ浦(2)				
186	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-3	善住寺(1)				
187		謙早(高来)-(急)-6	善住寺(1)				
188	高来町古場	謙早(高来)-(急)-33	榎堂(3)				
189	高来町坂元	謙早(高来)-(急)-51	坂元(7)				
190	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-53-4	神津倉(15)				
191	高来町東平原	謙早(高来)-(急)-54	東平原(3)				
192	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-57-3	夫婦石				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
193	高来町平田	謙早(高来)-(急)-64-2	平田西	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
194	高来町黒崎	謙早(高来)-(急)-84	椎の木山				
195	高来町小嶺	謙早(高来)-(急)-85	田島川				
196	高来町山道	謙早(高来)-(急)-92	山道(1)				
197		謙早(高来)-(急)-93	山道(2)				
198	高来町金崎	謙早(高来)-(急)-96-2	金崎(1)				
199	高来町大戸	謙早(高来)-(急)-108-2	大戸(1)				
200	高来町峰	謙早(高来)-(急)-109	峰				
201	高来町水ノ浦	謙早(高来)-(急)-122-5	西平				
202	高来町峰	謙早(高来)-(急)-111-3	尾崎				
203	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-6-2	善住寺(1)				
204	高来町建山	謙早(高来)-(急)-67-3	建山(5)				
205		謙早(高来)-(急)-72	川内西(1)				
206	高来町西平原	謙早(高来)-(急)-75	西平原				
207	高来町小嶺	謙早(高来)-(急)-79	小嶺(6)				
208	高来町小船津	謙早(高来)-(急)-88-3	小船津(1)				
209	高来町法川	謙早(高来)-(急)-91	田平(2)				
210	高来町東平原	謙早(高来)-(急)-94-2	東平原(8)				
211	高来町金崎	謙早(高来)-(急)-96	上揚				
212		謙早(高来)-(急)-98	金崎				
213	高来町船津	謙早(高来)-(急)-102	船津(1)				
214		謙早(高来)-(急)-106	深海(2)				
215	高来町峰	謙早(高来)-(急)-111	峰(1)				
216	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-57	夫婦石				
217	高来町金崎	謙早(高来)-(急)-97-5	館中				
218	高来町船津	謙早(高来)-(急)-107	深ノ海船津				
219	高来町小船津	謙早(高来)-(急)-110	小船津				
220	高来町下与	謙早(高来)-(急)-112	下与				
221	高来町善住寺	謙早(高来)-(急)-37-5	岩下				
222	高来町東平原	謙早(高来)-(急)-90	尾ノ上				
223	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-90-6	神津倉(23)				
224	高来町船津	謙早(高来)-(急)-105	蟹喰				
225	高来町下与	謙早(高来)-(急)-114	下与				
226	高来町大戸	謙早(高来)-(急)-119	大戸(2)				
227	高来町里	謙早(高来)-(急)-94	寺ノ下				
228	高来町黒崎	謙早(高来)-(急)-83	鯨治屋尾				
229	高来町法川	謙早(高来)-(急)-91-4	法川(2)				
230	高来町船津	謙早(高来)-(急)-107-2	深ノ海船津				
231	高来町峰	謙早(高来)-(急)-111-2	田淵				
232	高来町雷地戸	謙早(高来)-(急)-117	川端				
233	高来町神津倉	謙早(高来)-(急)-50	神津倉(11)				
234	高来町金崎	謙早(高来)-(急)-97-2	館中				
235	高来町西平原	謙早(高来)-(急)-76	西平原(2)				
236	高来町下与	謙早(高来)-(急)-113	内蔵床				
237	高来町	謙早(高来)-(土)-2	境川(1)				
238		謙早(高来)-(土)-7	境川(6)				
239		謙早(高来)-(土)-8	境川(6)				
240		謙早(高来)-(土)-9	境川(2)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
241	高来町	謙早(高来)-(土)-9-2	境川(※)	土石流	○	○	平成24年 9月28日 第853号
242		謙早(高来)-(土)-10	湯江川(†)				
243		謙早(高来)-(土)-10-2	湯江川(†)				
244		謙早(高来)-(土)-10-3	湯江川(†)				
245		謙早(高来)-(土)-10-4	湯江川(†)				
246		謙早(高来)-(土)-10-5	湯江川(†)				
247		謙早(高来)-(土)-10-6	湯江川(†)				
248		謙早(高来)-(土)-13	寺ノ前川(†)				
249		謙早(高来)-(土)-13-2	寺ノ前川(†)				
250		謙早(高来)-(土)-15-3	深徳川(†)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	小長井町古場	謙早(小長井)-(急)-1	古場(19)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
2	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-3	速竹(8)				
3		謙早(小長井)-(急)-5	速竹(4)				
4		謙早(小長井)-(急)-5-2	速竹(6)				
5	小長井町古場	謙早(小長井)-(急)-8	古場(5)				
6		謙早(小長井)-(急)-8-3	古場(4)				
7		謙早(小長井)-(急)-8-4	古場(1)				
8		謙早(小長井)-(急)-9	古場(6)				
9		謙早(小長井)-(急)-9-3	古場(3)				
10		謙早(小長井)-(急)-9-4	古場(2)				
11		謙早(小長井)-(急)-10	古場(7)				
12		謙早(小長井)-(急)-11	古場(8)				
13		謙早(小長井)-(急)-12	古場(9)				
14		謙早(小長井)-(急)-13	古場(10)				
15		謙早(小長井)-(急)-14	古場(11)				
16		謙早(小長井)-(急)-15	古場(13)				
17		謙早(小長井)-(急)-15-2	古場(12)				
18		謙早(小長井)-(急)-16	中古場(1)				
19		謙早(小長井)-(急)-16-2	古場(16)				
20		謙早(小長井)-(急)-16-3	古場(15)				
21		謙早(小長井)-(急)-16-4	古場(14)				
22		謙早(小長井)-(急)-17	古場(17)				
23		謙早(小長井)-(急)-18	古場(20)				
24	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-19	古場(21)				
25		謙早(小長井)-(急)-20-2	田原(30)				
26		謙早(小長井)-(急)-20-3	田原(31)				
27	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-21	川内(18)				
28		謙早(小長井)-(急)-21-2	川内(19)				
29		謙早(小長井)-(急)-21-3	川内(20)				
30	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-22-2	田原(32)				
31	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-23	川内(1)				
32		謙早(小長井)-(急)-23-2	川内(2)				
33	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-23-3	田原(7)				
34		謙早(小長井)-(急)-23-4	田原(5)				
35		謙早(小長井)-(急)-24	田原(4)				
36		謙早(小長井)-(急)-25	田原(6)				
37	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-26	川内(3)				
38	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-27	田原(8)				
39	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-28	川内(4)				
40	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-29	速竹(3)				
41		謙早(小長井)-(急)-30	速竹				
42		謙早(小長井)-(急)-31	速竹(6)				
43		謙早(小長井)-(急)-33	速竹(3)				
44	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-35	田原(4)				
45		謙早(小長井)-(急)-36	田原(26)				
46		謙早(小長井)-(急)-36-2	田原(27)				
47		謙早(小長井)-(急)-36-3	田原(28)				
48		謙早(小長井)-(急)-38	田原(3)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
49	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-40	田原(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
50	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-40-2	田原(2)		○	○	
51	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-41	速竹(46)		○	○	
52	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-42	田原(9)		○	○	
53	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-43	田原		○	○	
54	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-46	速竹(7)		○	○	
55	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-47	速竹(2)		○	○	
56	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-48	速竹(11)		○	○	
57	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-49	速竹(40)		○	○	
58	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-50	速竹(41)		○	○	
59	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-51	釜(3)		○	○	
60	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-51-2	速竹(2)		○	○	
61	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-51-3	速竹(2)		○	○	
62	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-52	雨平		○	○	
63	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-52-2	雨平		○	○	
64	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-53	速竹(16)		○	○	
65	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-54	釜原		○	○	
66	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-55	速竹(17)		○	○	
67	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-56	釜(4)		○	○	
68	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-57	釜		○	○	
69	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-57-2	釜		○	○	
70	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-57-3	釜		○	○	
71	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-59	速竹(42)		○	○	
72	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-60	釜(1)		○	○	
73	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-61	釜(2)		○	○	
74	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-62	速竹(19)		○	○	
75	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-63	速竹(43)		○	○	
76	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-64	速竹(21)		○	○	
77	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-64-2	速竹(22)		○	○	
78	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-64-3	速竹(23)		○	○	
79	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-65	速竹(26)		○	○	
80	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-66	柳谷(1)		○	○	
81	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-68	速竹(31)		○	○	
82	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-69	古場(18)		○	○	
83	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-69-2	川内(5)		○	○	
84	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-70	田原(10)		○	○	
85	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-71	田原(12)		○	○	
86	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-71-2	田原(16)		○	○	
87	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-71-3	川内(6)		○	○	
88	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-71-5	田原(23)		○	○	
89	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-71-6	田原(11)		○	○	
90	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-72	田原(18)		○	○	
91	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-72-3	田原(25)		○	○	
92	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-72-4	田原(24)		○	○	
93	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-72-5	田原(22)		○	○	
94	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-72-6	田原(21)		○	○	
95	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-72-7	田原(19)		○	○	
96	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-72-8	田原(16)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-72-8	田原(14)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
98	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-72-9	田原(17)		○	○	
99	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-72-10	田原(20)		○	○	
100	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-73	川内(10)		○	○	
101	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-73-2	川内(7)		○	○	
102	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-73-3	川内(11)		○	○	
103	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-73-4	打越(1)		○	○	
104	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-73-5	川内(9)		○	○	
105	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-74	田原(1)		○	○	
106	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-74-2	田原(1)		○	○	
107	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-75	田原(1)		○	○	
108	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-75-3	田原(13)		○	○	
109	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-76	田原(2)		○	○	
110	小長井町田原	謙早(小長井)-(急)-76-2	田原(2)		○	○	
111	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-77	井崎(20)		○	○	
112	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-81	井崎(25)		○	○	
113	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-82	井崎(26)		○	○	
114	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-86	井崎(27)		○	○	
115	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-87	小川原浦(4)		○	○	
116	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-88	小川原浦(5)		○	○	
117	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-90	速竹(34)		○	○	
118	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-91	速竹(36)		○	○	
119	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-92	井崎(31)		○	○	
120	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-93	速竹(39)		○	○	
121	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-94	速竹(37)		○	○	
122	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-95	井崎(4)		○	○	
123	小長井町築切	謙早(小長井)-(急)-96	築切(2)		○	○	
124	小長井町築切	謙早(小長井)-(急)-96-2	築切(2)		○	○	
125	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-99	築切(3)		○	○	
126	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-101	井崎(9)		○	○	
127	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-102	井崎(8)		○	○	
128	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-105	上場		○	○	
129	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-105-2	上場		○	○	
130	小長井町速竹	謙早(小長井)-(急)-105-3	上場		○	○	
131	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-106	小川原浦(6)		○	○	
132	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-109	井崎(20)		○	○	
133	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-110	辻殿(1)		○	○	
134	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-110-2	辻殿(2)		○	○	
135	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-110-3	辻殿(3)		○	○	
136	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-110-4	川内(14)		○	○	
137	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-110-5	川内(13)		○	○	
138	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-110-6	川内(12)		○	○	
139	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-110-7	川内(8)		○	○	
140	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-112-2	川内(15)		○	○	
141	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-112-3	川内(16)		○	○	
142	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-112-4	川内(17)		○	○	
143	小長井町大淵	謙早(小長井)-(急)-113	大淵(8)		○	○	
144	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-114	土井の内		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
145	小長井町川内	謙早(小長井)-(急)-114-2	土井の内	急傾斜地の崩壊	○		平成25年 11月5日 第1014号
146		謙早(小長井)-(急)-114-3	土井の内				
147		謙早(小長井)-(急)-114-4	土井の内				
148	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-114-5	土井の内				
149		謙早(小長井)-(急)-114-6	土井の内				
150		謙早(小長井)-(急)-114-7	土井の内				
151		謙早(小長井)-(急)-114-8	土井の内				
152	小長井町大堀	謙早(小長井)-(急)-115	大堀(7)				
153		謙早(小長井)-(急)-117	大堀(1)				
154		謙早(小長井)-(急)-117-2	大堀(2)				
155		謙早(小長井)-(急)-117-3	大堀(3)				
156		謙早(小長井)-(急)-117-4	大堀(4)				
157	小長井町牧	謙早(小長井)-(急)-119	上牧(1)				
158		謙早(小長井)-(急)-119-2	上牧(2)				
159		謙早(小長井)-(急)-121	牧(5)				
160		謙早(小長井)-(急)-122	小川原浦(31)				
161		謙早(小長井)-(急)-123	牧(24)				
162	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-124	西久保				
163	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-125	石瀨				
164		謙早(小長井)-(急)-125-2	石瀨				
165	小長井町牧	謙早(小長井)-(急)-126	下牧				
166		謙早(小長井)-(急)-126-2	下牧				
167		謙早(小長井)-(急)-126-3	下牧				
168		謙早(小長井)-(急)-127	牧(8)				
169		謙早(小長井)-(急)-128	牧(23)				
170		謙早(小長井)-(急)-130	牧(9)				
171		謙早(小長井)-(急)-131	牧(2)				
172	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-132	井崎(16)				
173	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-133	小川原浦(2)				
174		謙早(小長井)-(急)-134	小川原浦(8)				
175		謙早(小長井)-(急)-134-2	小川原浦(7)				
176	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-135	井崎(10)				
177		謙早(小長井)-(急)-135-2	井崎(11)				
178		謙早(小長井)-(急)-136	井崎(15)				
179		謙早(小長井)-(急)-137	井崎船津				
180		謙早(小長井)-(急)-139	井崎(1)				
181		謙早(小長井)-(急)-139-2	井崎(1)				
182		謙早(小長井)-(急)-139-3	井崎(1)				
183		謙早(小長井)-(急)-140	井崎(12)				
184		謙早(小長井)-(急)-141	井崎(14)				
185	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-142	井崎(13)				
186		謙早(小長井)-(急)-142-2	井崎(17)				
187		謙早(小長井)-(急)-142-3	小川原浦(1)				
188	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-143	小川原浦(1)				
189		謙早(小長井)-(急)-144	小川原浦(1)				
190	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-145	小川原浦(9)				
191	小長井町井崎	謙早(小長井)-(急)-146	竹崎				
192		謙早(小長井)-(急)-147	井崎(3)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
193	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-148	長浜(1)	急傾斜地の崩壊	○		平成25年 11月5日 第1014号
194		謙早(小長井)-(急)-148-2	長浜(1)				
195		謙早(小長井)-(急)-151	小川原浦(15)				
196		謙早(小長井)-(急)-153	小川原浦(3)				
197		謙早(小長井)-(急)-154	小川原浦(10)				
198		謙早(小長井)-(急)-155	小川原浦(11)				
199		謙早(小長井)-(急)-156	小川原浦(16)				
200		謙早(小長井)-(急)-157	小川原浦(33)				
201		謙早(小長井)-(急)-159	長浜(2)				
202		謙早(小長井)-(急)-159-2	長浜(2)				
203		謙早(小長井)-(急)-159-3	長浜(2)				
204		謙早(小長井)-(急)-159-4	長浜(2)				
205		謙早(小長井)-(急)-160	出口(1)				
206		謙早(小長井)-(急)-160-2	出口(1)				
207		謙早(小長井)-(急)-161	出口(2)				
208		謙早(小長井)-(急)-161-2	出口(2)				
209		謙早(小長井)-(急)-162	小川原浦(22)				
210		謙早(小長井)-(急)-162-2	小川原浦(21)				
211		謙早(小長井)-(急)-163	目島				
212	小長井町大堀	謙早(小長井)-(急)-164	大堀(5)				
213	小長井町大峰	謙早(小長井)-(急)-165	田代(2)				
214		謙早(小長井)-(急)-166	田代				
215		謙早(小長井)-(急)-166-2	田代				
216		謙早(小長井)-(急)-166-3	田代				
217		謙早(小長井)-(急)-166-4	田代				
218		謙早(小長井)-(急)-167	大峰(6)				
219	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-168	足角				
220		謙早(小長井)-(急)-168-2	足角				
221		謙早(小長井)-(急)-168-3	足角				
222		謙早(小長井)-(急)-168-4	足角				
223		謙早(小長井)-(急)-169	牧(21)				
224	小長井町牧	謙早(小長井)-(急)-170	圃				
225		謙早(小長井)-(急)-170-2	圃				
226		謙早(小長井)-(急)-170-3	圃				
227	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-171	足角第二				
228	小長井町牧	謙早(小長井)-(急)-172	牧(4)				
229		謙早(小長井)-(急)-173	牧				
230		謙早(小長井)-(急)-173-2	牧				
231	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-174	風生(4)				
232		謙早(小長井)-(急)-174-2	風生(4)				
233		謙早(小長井)-(急)-174-3	風生(4)				
234		謙早(小長井)-(急)-174-4	風生(4)				
235		謙早(小長井)-(急)-174-5	風生(4)				
236		謙早(小長井)-(急)-175	風生(4)				
237	小長井町牧	謙早(小長井)-(急)-176	牧(3)				
238	小長井町打越	謙早(小長井)-(急)-177	打越(5)				
239		謙早(小長井)-(急)-178	風生(4)				
240	小長井町小川原浦	謙早(小長井)-(急)-179	小川原浦(28)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
241	小長井町大峰	康早(小長井)-(急)-180	舟津	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
242	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-180-2	舟津		○	○	
243	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-181	打越(4)		○	○	
244	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-182	打越(2)		○	○	
245	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-182-2	打越(3)		○	○	
246	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-182-3	打越(1)		○	○	
247	小長井町牧	康早(小長井)-(急)-184	牧(20)		○	○	
248	小長井町小川原浦	康早(小長井)-(急)-185	小川原浦(27)		○	○	
249	小長井町牧	康早(小長井)-(急)-186	牧(19)		○	○	
250	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-187	牧(16)		○	○	
251	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-188	小川原浦(26)		○	○	
252	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-189	牧(22)		○	○	
253	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-190	丸尾(1)		○	○	
254	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-190-2	丸尾(1)		○	○	
255	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-190-3	丸尾(1)		○	○	
256	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-190-4	丸尾(1)		○	○	
257	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-191	牧(15)		○	○	
258	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-191-2	牧(14)		○	○	
259	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-192	丸尾(2)		○	○	
260	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-193	船崎(1)		○	○	
261	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-193-2	船崎(1)		○	○	
262	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-193-3	船崎(1)		○	○	
263	小長井町大峰	康早(小長井)-(急)-194	船崎(1)		○	○	
264	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-195	牧(12)		○	○	
265	小長井町大峰	康早(小長井)-(急)-196	東林		○	○	
266	小長井町小川原浦	康早(小長井)-(急)-197	小川原浦(25)		○	○	
267	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-198	長戸(1)		○	○	
268	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-198-2	長戸(1)		○	○	
269	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-199	長戸(2)		○	○	
270	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-200	遠竹(52)		○	○	
271	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-201	遠竹(51)		○	○	
272	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-202	遠竹(50)		○	○	
273	小長井町田原	康早(小長井)-(急)-203	田原(5)		○	○	
274	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-204	井崎(28)	○	○		
275	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-204-2	井崎(29)	○	○		
276	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-205	遠竹(49)	○	○		
277	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-205-2	遠竹(48)	○	○		
278	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-205-3	遠竹(47)	○	○		
279	小長井町田原	康早(小長井)-(急)-206	田原(6)	○	○		
280	小長井町小川原浦	康早(小長井)-(急)-207	小川原浦(34)	○	○		
281	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-207-2	小川原浦(35)	○	○		
282	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-208	井崎(22)	○	○		
283	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-209	井崎(23)	○	○		
284	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-210	井崎(24)	○	○		
285	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-211	遠竹(3)	○	○		
286	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-212	遠竹(4)	○	○		
287	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-213	遠竹(5)	○	○		
288	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-213-2	遠竹(6)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
289	小長井町遠竹	康早(小長井)-(急)-214	遠竹(54)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
290	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-215	遠竹(8)		○	○	
291	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-216	遠竹(9)		○	○	
292	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-216-2	遠竹(10)		○	○	
293	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-217	遠竹(44)		○	○	
294	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-218	遠竹(46)		○	○	
295	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-219	遠竹(25)		○	○	
296	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-220	遠竹(27)		○	○	
297	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-221	遠竹(13)		○	○	
298	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-222	遠竹(16)		○	○	
299	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-223	遠竹(14)		○	○	
300	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-223-2	遠竹(12)		○	○	
301	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-224	遠竹(18)		○	○	
302	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-225	遠竹(20)		○	○	
303	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-226	遠竹(24)		○	○	
304	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-227	遠竹(28)		○	○	
305	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-228	遠竹(29)		○	○	
306	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-229	遠竹(30)		○	○	
307	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-230	遠竹(32)		○	○	
308	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-231	遠竹(38)		○	○	
309	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-231-2	遠竹(36)		○	○	
310	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-232	井崎(6)		○	○	
311	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-233	井崎(7)		○	○	
312	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-234	井崎(21)		○	○	
313	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-235	井崎(19)		○	○	
314	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-236	井崎(2)		○	○	
315	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-237	井崎(5)		○	○	
316	小長井町川内	康早(小長井)-(急)-238	川内(1)		○	○	
317	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-239	打越(8)		○	○	
318	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-239-2	打越(7)		○	○	
319	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-240	打越(6)		○	○	
320	小長井町大峰	康早(小長井)-(急)-241	大峰(10)		○	○	
321	小長井町大淵	康早(小長井)-(急)-241-2	大淵(6)		○	○	
322	小長井町大峰	康早(小長井)-(急)-242	大峰(1)	○	○		
323	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-243	大峰(3)	○	○		
324	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-243-2	大峰(2)	○	○		
325	小長井町牧	康早(小長井)-(急)-244	牧(6)	○	○		
326	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-245	牧(6)	○	○		
327	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-246	牧(10)	○	○		
328	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-247	牧(11)	○	○		
329	小長井町小川原浦	康早(小長井)-(急)-248	小川原浦(18)	○	○		
330	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-248-2	小川原浦(17)	○	○		
331	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-249	小川原浦(30)	○	○		
332	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-250	小川原浦(29)	○	○		
333	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-251	牧(11)	○	○		
334	小長井町小川原浦	康早(小長井)-(急)-252	小川原浦(20)	○	○		
335	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-253	小川原浦(24)	○	○		
336	小長井町打越	康早(小長井)-(急)-254	小川原浦(19)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
49	多良見町西川内	諫早(多良見)-(急)-38	源八(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 3月27日 第409号
50		諫早(多良見)-(急)-39	西川内(2)		○	○	
51		諫早(多良見)-(急)-39-2	友ノ尾		○	○	
52	多良見町中里	諫早(多良見)-(急)-40-2	中里(1)		○	○	
53		諫早(多良見)-(急)-41	榑ノ口(2)		○	○	
54		諫早(多良見)-(急)-42	榑ノ口(1)		○	○	
55		諫早(多良見)-(急)-42-2	中里(3)		○	○	
56		諫早(多良見)-(急)-43	中里(4)		○	○	
57		諫早(多良見)-(急)-43-2	榑ノ口(3)		○	○	
58		諫早(多良見)-(急)-43-3	中里(5)		○	○	
59	多良見町西川内	諫早(多良見)-(急)-44	井手口		○	○	
60		諫早(多良見)-(急)-45	西川内(3)		○	○	
61		諫早(多良見)-(急)-46	西川谷(2)		○	○	
62		諫早(多良見)-(急)-48	西川内		○	○	
63		諫早(多良見)-(急)-49-2	除平(2)		○	○	
64		諫早(多良見)-(急)-50	除平(1)		○	○	
65	多良見町市布	諫早(多良見)-(急)-52-3	市布(4)		○	○	
66		諫早(多良見)-(急)-53	上田中(2)		○	○	
67		諫早(多良見)-(急)-54	西平		○	○	
68		諫早(多良見)-(急)-54-2	西平		○	○	
69		諫早(多良見)-(急)-54-3	西平		○	○	
70		諫早(多良見)-(急)-54-4	西平		○	○	
71		諫早(多良見)-(急)-55	竹ノ山		○	○	
72		諫早(多良見)-(急)-56	市布(2)		○	○	
73		諫早(多良見)-(急)-57	市布(1)		○	○	
74		諫早(多良見)-(急)-58	鷹ノ巣(1)		○	○	
75		諫早(多良見)-(急)-59	鷹ノ巣(2)		○	○	
76		諫早(多良見)-(急)-59-2	上田中(2)		○	○	
77		諫早(多良見)-(急)-60	山柳菜川内		○	○	
78		諫早(多良見)-(急)-61-2	山中(1)		○	○	
79		諫早(多良見)-(急)-61-3	山中(2)		○	○	
80		諫早(多良見)-(急)-62	山口		○	○	
81		諫早(多良見)-(急)-62-2	山口		○	○	
82		諫早(多良見)-(急)-63	白岩		○	○	
83		諫早(多良見)-(急)-63-2	白岩		○	○	
84		諫早(多良見)-(急)-63-3	白岩		○	○	
85		諫早(多良見)-(急)-65	東前		○	○	
86	多良見町中里	諫早(多良見)-(急)-66	東前		○	○	
87		諫早(多良見)-(急)-66-2	東前		○	○	
88		諫早(多良見)-(急)-66	中里(6)		○	○	
89		諫早(多良見)-(急)-66-2	堀化		○	○	
90		諫早(多良見)-(急)-66-3	中里(7)		○	○	
91		諫早(多良見)-(急)-66-4	堀化		○	○	
92		諫早(多良見)-(急)-67	日当		○	○	
93	多良見町市布	諫早(多良見)-(急)-68-3	上田中		○	○	
94		諫早(多良見)-(急)-69	開		○	○	
95		諫早(多良見)-(急)-69-2	開(2)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
96	多良見町木床	諫早(多良見)-(急)-72	東舟津(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 3月27日 第409号
97		諫早(多良見)-(急)-73	元釜		○	○	
98		諫早(多良見)-(急)-73-2	元釜		○	○	
99	多良見町化屋	諫早(多良見)-(急)-74	シーサイド(1)		○	○	
100		諫早(多良見)-(急)-74-2	シーサイド(2)		○	○	
101		諫早(多良見)-(急)-75	化屋大橋		○	○	
102		諫早(多良見)-(急)-77	下阿蘇		○	○	
103		諫早(多良見)-(急)-78	福井田		○	○	
104		諫早(多良見)-(急)-79	化屋		○	○	
105		諫早(多良見)-(急)-80	化屋ノ上		○	○	
106		諫早(多良見)-(急)-80-2	化屋ノ上		○	○	
107		諫早(多良見)-(急)-82	合戦場		○	○	
108		諫早(多良見)-(急)-82-2	合戦場		○	○	
109	多良見町中里	諫早(多良見)-(急)-84-2	上除平(1)		○	○	
110		諫早(多良見)-(急)-84-3	上除平(1)		○	○	
111		諫早(多良見)-(急)-85	上除平(2)		○	○	
112		諫早(多良見)-(急)-85-2	中里(8)		○	○	
113		諫早(多良見)-(急)-86	馬場		○	○	
114	多良見町開	諫早(多良見)-(急)-88	天砂(1)		○	○	
115	多良見町市布	諫早(多良見)-(急)-90	下糶木		○	○	
116	多良見町開	諫早(多良見)-(急)-91	天砂(2)		○	○	
117	多良見町化屋	諫早(多良見)-(急)-92	井樋ノ尾(3)		○	○	
118		諫早(多良見)-(急)-92-2	釜淵(2)		○	○	
119		諫早(多良見)-(急)-93	多々良田(3)		○	○	
120		諫早(多良見)-(急)-94	多々良田(2)		○	○	
121		諫早(多良見)-(急)-94-2	多々良田(1)		○	○	
122		諫早(多良見)-(急)-95	多々良田		○	○	
123		諫早(多良見)-(急)-95-2	井樋ノ尾(4)		○	○	
124		諫早(多良見)-(急)-96	釜淵(1)		○	○	
125		諫早(多良見)-(急)-97	笠山		○	○	
126		諫早(多良見)-(急)-98	井樋ノ尾(2)		○	○	
127		諫早(多良見)-(急)-99	井樋ノ尾		○	○	
128		諫早(多良見)-(急)-100-2	上野		○	○	
129		諫早(多良見)-(急)-100-4	丸尾(7)		○	○	
130		諫早(多良見)-(急)-101	化屋上野		○	○	
131	多良見町市布	諫早(多良見)-(急)-200	上田中(3)		○	○	
132		諫早(多良見)-(急)-201	上田中(4)		○	○	
133		諫早(多良見)-(急)-202	上田中(5)		○	○	
134		諫早(多良見)-(急)-203	上田中(6)		○	○	
135		諫早(多良見)-(急)-205	上田中(8)		○	○	
136		諫早(多良見)-(急)-209	上田中(12)		○	○	
137		諫早(多良見)-(急)-210	上田中(13)		○	○	
138		諫早(多良見)-(急)-211	上田中(14)		○	○	
139		諫早(多良見)-(急)-213	日当平		○	○	
140		諫早(多良見)-(急)-214	上田中(16)		○	○	
141	多良見町西川内	諫早(多良見)-(急)-215	西川内(4)		○	○	
142	多良見町市布	諫早(多良見)-(急)-217	下田中(1)		○	○	
143		諫早(多良見)-(急)-218	下田中(2)		○	○	
144	多良見町中里	諫早(多良見)-(急)-219	中里(9)		○	○	
145		諫早(多良見)-(急)-220	中里(10)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
146	多良見町中里	謙早(多良見)-(急)-221	中里(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 3月27日 第409号
147	多良見町東園	謙早(多良見)-(急)-222	中里(12)				
148	多良見町東園	謙早(多良見)-(急)-225	東園(1)				
149	多良見町西園	謙早(多良見)-(急)-226	東園(2)				
150	多良見町西園	謙早(多良見)-(急)-227	東園(3)				
151	多良見町西園	謙早(多良見)-(急)-228	西園(2)				
152	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-229	西園(3)				
153	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-231	元釜(5)				
154	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-232	元釜(6)				
155	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-233	元釜(7)				
156	多良見町西川内	謙早(多良見)-(急)-234	西川内(6)				
157	多良見町山川内	謙早(多良見)-(急)-235	山川内(1)				
158	多良見町山川内	謙早(多良見)-(急)-236	山川内(2)				
159	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-238	山川内(4)				
160	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-240	元釜(9)				
161	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-241	元釜(10)				
162	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-242	元釜(11)				
163	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-243	元釜(12)				
164	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-244	元釜(13)				
165	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-245	元釜(14)				
166	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-246	元釜(15)				
167	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-247	舟津(6)				
168	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-248	舟津(7)				
169	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-249	舟津(8)				
170	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-250	舟津(9)				
171	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-251	舟津(10)				
172	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-253	舟津(12)				
173	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-254	舟津(13)				
174	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-257	佐瀬(6)				
175	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-258	佐瀬(7)				
176	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-259	佐瀬(8)				
177	多良見町野川内	謙早(多良見)-(急)-262	野川内(3)				
178	多良見町野川内	謙早(多良見)-(急)-264	野川内(5)				
179	多良見町野川内	謙早(多良見)-(急)-265	野川内(6)				
180	多良見町野川内	謙早(多良見)-(急)-266	野川内(7)				
181	多良見町野川内	謙早(多良見)-(急)-267	野川内(8)				
182	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-270	佐瀬(10)				
183	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-271	佐瀬(11)				
184	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-272	佐瀬(12)				
185	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-274	佐瀬(14)				
186	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-275	佐瀬(15)				
187	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-276	佐瀬(16)				
188	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-277	佐瀬(17)				
189	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-279	佐瀬(18)				
190	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-280	佐瀬(19)				
191	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-282	佐瀬(20)				
192	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-282	佐瀬(22)				
193	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-283	佐瀬(23)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
194	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-284	佐瀬(24)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 3月27日 第409号
195	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-285	佐瀬(25)				
196	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-286	佐瀬(26)				
197	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-288	佐瀬(28)				
198	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-289	佐瀬(29)				
199	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-290	佐瀬(30)				
200	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-291	佐瀬(31)				
201	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-292	佐瀬(32)				
202	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-293	佐瀬(33)				
203	多良見町野川内	謙早(多良見)-(急)-294	佐瀬(34)				
204	多良見町野川内	謙早(多良見)-(急)-296	野川内(12)				
205	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-297	舟津(16)				
206	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-299	舟津(18)				
207	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-300	佐瀬(35)				
208	多良見町市布	謙早(多良見)-(急)-301	市布(17)				
209	多良見町野副	謙早(多良見)-(急)-302	野副(3)				
210	多良見町西川内	謙早(多良見)-(急)-304	西川内(7)				
211	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-305	佐瀬(37)				
212	多良見町市布	謙早(多良見)-(急)-306	下市(3)				
213	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-307	佐瀬(38)				
214	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-401	井樋ノ尾(5)				
215	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-402	井樋ノ尾(6)				
216	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-403	井樋ノ尾(7)				
217	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-404	井樋ノ尾(8)				
218	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-405	井樋ノ尾(9)				
219	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-406	丸尾(1)				
220	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-407	丸尾(2)				
221	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-408	丸尾(3)				
222	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-409	丸尾(4)				
223	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-410	丸尾(5)				
224	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-411	丸尾(6)				
225	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-412	丸尾(8)				
226	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-413	福井田(2)				
227	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-414	福井田(3)				
228	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-415	化屋(2)				
229	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-416	化屋(3)				
230	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-417	シーサイド(3)				
231	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-418	シーサイド(4)				
232	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-419	木床(2)				
233	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-420	木床(3)				
234	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-421	木床(4)				
235	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-422	木床(5)				
236	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-423	木床(6)				
237	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-424	木床(7)				
238	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-425	木床(8)				
239	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-426	木床(9)				
240	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-427	木床(10)				
241	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-428	木床(11)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
242	多良見町佐瀬	練早(多良見)-(土)-1	大浦川(ロ)	土石流	○	○	平成27年 3月27日 第409号
243		練早(多良見)-(土)-2	大浦川(イ)				
244		練早(多良見)-(土)-4	百石川(イ)				
245		練早(多良見)-(土)-5	百石川(ロ)				
246	多良見町野川内	練早(多良見)-(土)-9	佛石川				
247		練早(多良見)-(土)-10	梅木池川(イ)				
248		練早(多良見)-(土)-12	本重尾川				
249		練早(多良見)-(土)-14	幸弘川				
250		練早(多良見)-(土)-15	樽間川				
251		練早(多良見)-(土)-16	樽間川				
252	多良見町山川内	練早(多良見)-(土)-17	山川内川(イ)				
253	多良見町元釜	練早(多良見)-(土)-19	田ノ平川				
254		練早(多良見)-(土)-20	土ノ谷川				
255		練早(多良見)-(土)-21	中谷川				
256		練早(多良見)-(土)-22	寺畑川				
257		練早(多良見)-(土)-23	森瀬川				
258	多良見町野副	練早(多良見)-(土)-24	古川川				
259		練早(多良見)-(土)-25	米山川				
260	多良見町舟津	練早(多良見)-(土)-26	田ノ上川				
261		練早(多良見)-(土)-27	元釜川(イ)				
262	多良見町山川内	練早(多良見)-(土)-30	樋ノ口川				
263		練早(多良見)-(土)-31	長野川				
264	多良見町野副	練早(多良見)-(土)-33	野副川(イ)				
265		練早(多良見)-(土)-34	立宿川				
266		練早(多良見)-(土)-35	川内川				
267	多良見町西園	練早(多良見)-(土)-38	西園川				
268		練早(多良見)-(土)-38-2	西園川				
269	多良見町野副	練早(多良見)-(土)-39-2	大佐古川(ロ)				
270		練早(多良見)-(土)-40	大佐古川(イ)				
271	多良見町東園	練早(多良見)-(土)-42	麓ノ巖川				
272		練早(多良見)-(土)-43	西ノ浦川(ロ)				
273		練早(多良見)-(土)-44	西ノ浦川(イ)				
274		練早(多良見)-(土)-45	白岩川				
275	多良見町山川内	練早(多良見)-(土)-46	神山川				
276		練早(多良見)-(土)-47	ムベノ川				
277	多良見町西川内	練早(多良見)-(土)-49	井手口川				
278		練早(多良見)-(土)-50	井手川内川(ロ)				
279		練早(多良見)-(土)-51	源八川(イ)				
280		練早(多良見)-(土)-52	源八川(ロ)				
281	多良見町中里	練早(多良見)-(土)-56	不津原川				
282		練早(多良見)-(土)-56	蒲池川(イ)				
283		練早(多良見)-(土)-58	樋口川(ロ)				
284		練早(多良見)-(土)-60	樋口川(ニ)				
285	多良見町木床	練早(多良見)-(土)-63	小角川				
286	多良見町中里	練早(多良見)-(土)-66	浦田川(ニ)				
287		練早(多良見)-(土)-68	浦田川(イ)				
288	多良見町野副	練早(多良見)-(土)-73	圃川				
289	多良見町西川内	練早(多良見)-(土)-75	井手口川				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
290	多良見町西川内	練早(多良見)-(土)-77	小川谷川(ハ)	土石流	○	○	平成27年 3月27日 第409号
291		練早(多良見)-(土)-79	小川谷川(イ)				
292	多良見町中里	練早(多良見)-(土)-80	陰平川				
293	多良見町市布	練早(多良見)-(土)-81	西平川				
294	多良見町西川内	練早(多良見)-(土)-82	森ノ木川				
295	多良見町市布	練早(多良見)-(土)-83	小久保川				
296		練早(多良見)-(土)-84	竹之砂川				
297		練早(多良見)-(土)-85	樺木川				
298	多良見町化屋	練早(多良見)-(土)-86	笠山川(イ)				
299		練早(多良見)-(土)-90	井樋ノ尾川(ロ)				
300		練早(多良見)-(土)-91	井樋ノ尾川(イ)				
301		練早(多良見)-(土)-94	丸尾川(イ)				
302		練早(多良見)-(土)-95	山床川				
303	多良見町中里	練早(多良見)-(土)-100	中里川				
304	多良見町野副	練早(多良見)-(土)-101	野副川(ロ)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
49	津久葉町	津久(急)-400-4	津久葉(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
50		津久(急)-400-6	津久葉(4)		○	○	
51	貝津町	貝津(急)-401	貝津(15)		○	○	
52		貝津(急)-402	貝津(16)		○	○	
53		貝津(急)-405	貝津(17)		○	○	
54		貝津(急)-405-2	貝津(18)		○	○	
55		貝津(急)-405-3	貝津(19)		○	○	
56	久山町	久山(急)-464	久山(20)		○	○	
57		田茶(急)-465	田茶(7)		○	○	
58		久山(急)-465-2	久山(6)		○	○	
59		久山(急)-465-3	久山(21)		○	○	
60		田茶(急)-466	田茶(8)		○	○	
61		久山(急)-466-2	久山(22)		○	○	
62		久山(急)-467	久山(23)		○	○	
63		久山(急)-468	久山(7)		○	○	
64		花ノ木(急)-470	花ノ木(2)		○	○	
65	津久葉町	津久(急)-471	津久葉(5)		○	○	
66		津久(急)-472	津久葉(6)		○	○	
67		津久(急)-472-2	津久葉(7)		○	○	
68		津久(急)-473	津久葉(8)		○	○	
69		津久(急)-474	津久葉(9)		○	○	
70		津久(急)-475	津久葉(10)		○	○	
71		津久(急)-476	津久葉(11)		○	○	
72		津久(急)-476-3	津久葉(12)		○	○	
73		津久(急)-477	津久葉(13)		○	○	
74	久山町	津久(急)-478	久山(24)		○	○	
75		津久(急)-480-2	津久葉(14)	○	○		
76		津久(急)-480-3	津久葉(15)	○	○		
77		津久(急)-481	津久葉(16)	○	○		
78		津久(急)-482	津久葉(17)	○	○		
79		津久(急)-483	津久葉(18)	○	○		
80		津久(急)-483-2	津久葉(19)	○	○		
81		津久(急)-484-2	津久葉(20)	○	○		
82		津久(急)-484-3	津久葉(21)	○	○		
83		津久(急)-484-4	津久葉(22)	○	○		
84	久山町	花ノ木(急)-543	花ノ木	○	○		
85		花ノ木(急)-543-2	花ノ木	○	○		
86		久山(急)-701	久山(25)	○	○		
87		久山(急)-702	久山(26)	○	○		
88		久山(急)-703	久山(27)	○	○		
89		久山(急)-704	久山(28)	○	○		
90		久山(急)-705	久山(29)	○	○		
91		久山(急)-706	久山(30)	○	○		
92		久山(急)-707	久山(31)	○	○		
93		久山(急)-708	久山(32)	○	○		
94		久山(急)-709	久山(33)	○	○		
95		久山(急)-710	久山(34)	○	○		
96		久山(急)-711	久山(35)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
1	貝津町	貝津(急)-305	貝津(5)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
2		貝津(急)-306	貝津(6)		○	○	
3		貝津(急)-306-2	貝津(7)		○	○	
4		貝津(急)-309	貝津(8)		○	○	
5		貝津(急)-310	貝津(4)		○	○	
6		貝津(急)-310-2	貝津(9)		○	○	
7		貝津(急)-312	貝津(2)		○	○	
8		貝津(急)-313	貝津(10)		○	○	
9		貝津(急)-314	貝津(11)		○	○	
10		貝津(急)-314-2	貝津(12)		○	○	
11	小船越町	小船(急)-328	小船越(5)		○	○	
12		小船(急)-330	小船越(6)		○	○	
13		小船(急)-331	小船越(7)		○	○	
14		小船(急)-331-2	小船越(8)		○	○	
15		小船(急)-333	小船越(1)		○	○	
16		小船(急)-333-2	小船越(9)		○	○	
17		小船(急)-333-3	小船越(10)		○	○	
18		小船(急)-335	小船越(14)		○	○	
19		小船(急)-335-2	小船越(15)		○	○	
20	久山町	久山(急)-364	久山(8)		○	○	
21		赤島(急)-365	赤島(1)		○	○	
22		赤島(急)-366	赤島(2)		○	○	
23		久山(急)-367	久山(9)		○	○	
24		久山(急)-367-2	久山(10)		○	○	
25		久山(急)-368	久山(11)		○	○	
26		名切(急)-369	名切(1)		○	○	
27		久山(急)-369-2	久山(12)		○	○	
28		名切(急)-370	名切(2)		○	○	
29		久山(急)-370-2	久山(13)		○	○	
30		久山(急)-371	久山(1)		○	○	
31		久山(急)-374	久山(3)		○	○	
32		久山(急)-375	久山(14)		○	○	
33		赤島(急)-375-3	赤島(4)		○	○	
34		赤島(急)-375-4	赤島(4)		○	○	
35		赤島(急)-375-5	赤島(4)		○	○	
36	久山台	久山(急)-376-2	久山台(1)		○	○	
37	久山町	久山(急)-377	久山(16)		○	○	
38		田茶(急)-378	田茶(2)		○	○	
39	久山台	久山(急)-379	久山台(2)		○	○	
40	久山町	久山(急)-380	久山(5)		○	○	
41		田茶(急)-381	田茶(1)		○	○	
42		久山(急)-381-2	久山(18)		○	○	
43		久山(急)-385	久山(19)		○	○	
44		久山(急)-387	久山(4)		○	○	
45	若葉町	若葉(急)-393	若葉	○	○		
46	貝津町	貝津(急)-394	貝津(14)	○	○		
47	津久葉町	津久(急)-396	津久葉(1)	○	○		
48		津久(急)-400	津久葉(2)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	久山町	謙早(急)-712	久山(36)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
98		謙早(急)-713	久山(37)		○	○	
99		謙早(急)-714	久山(38)		○	○	
100		謙早(急)-715	久山(39)		○	○	
101		謙早(急)-716	久山(40)		○	○	
102		謙早(急)-717	久山(41)		○	○	
103		謙早(急)-718	久山(42)		○	○	
104		謙早(急)-719	久山(43)		○	○	
105		謙早(急)-720	久山(44)		○	○	
106		謙早(急)-721	久山(45)		○	○	
107		謙早(急)-722	久山(46)		○	○	
108		謙早(急)-723	久山(47)		○	○	
109		謙早(急)-724	久山(48)		○	○	
110		謙早(急)-725	久山(50)		○	○	
111	久山台	謙早(急)-727	久山台(3)		○	○	
112		謙早(急)-728	久山台(4)		○	○	
113	津久葉町	謙早(急)-730	津久葉(24)	○	○		
114		謙早(急)-731	津久葉(25)	○	○		
115		謙早(急)-732	津久葉(26)	○	○		
116		謙早(急)-733	津久葉(27)	○	○		
117		謙早(急)-734	津久葉(28)	○	○		
118		謙早(急)-735	津久葉(29)	○	○		
119		謙早(急)-736	津久葉(30)	○	○		
120		謙早(急)-737	津久葉(31)	○	○		
121		謙早(急)-738	津久葉(32)	○	○		
122		謙早(急)-739	津久葉(33)	○	○		
123		謙早(急)-740	津久葉(34)	○	○		
124		謙早(急)-741	津久葉(35)	○	○		
125		謙早(急)-742	津久葉(36)	○	○		
126		謙早(急)-743	津久葉(37)	○	○		
127		謙早(急)-744	津久葉(38)	○	○		
128		謙早(急)-745	津久葉(39)	○	○		
129		謙早(急)-746	津久葉(40)	○	○		
130		謙早(急)-747	津久葉(41)	○	○		
131		謙早(急)-748	津久葉(42)	○	○		
132	貝津町	謙早(急)-751	貝津(13)	○	○		
133	小船越町	謙早(急)-752	小船越(11)	○	○		
134		謙早(急)-753	小船越(12)	○	○		
135		謙早(急)-754	小船越(13)	○	○		
136	貝津町	謙早(急)-755	貝津(20)	○	○		
137		謙早(急)-756	貝津(21)	○	○		
138		謙早(急)-757	貝津(22)	○	○		
139		謙早(急)-758	貝津(23)	○	○		
140		謙早(急)-759	貝津(24)	○	○		
141		謙早(急)-760	貝津(25)	○	○		
142		謙早(急)-761	貝津(26)	○	○		
143		謙早(急)-762	貝津(27)	○	○		
144		謙早(急)-763	貝津(28)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
145	貝津町	謙早(土)-54	貝津川(イ)	土石流	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
146	久山町	謙早(土)-76	花ノ木川(ホ)		○	○	
147		謙早(土)-77	田茶屋川		○	○	
148		謙早(土)-78	花ノ木川(ニ)		○	○	
149		謙早(土)-79	花ノ木川(ハ)		○	○	
150		謙早(土)-80	久山川(ロ)		○	○	
151	津久葉町	謙早(土)-81	津久葉川(イ)		○	○	
152		謙早(土)-83	津久葉川(ハ)		○	○	
153		謙早(土)-84	津久葉川(ニ)		○	○	
154		謙早(土)-85	津久葉川(ホ)		○	○	
155	久山町	謙早(土)-158	花ノ木川(イ)		○	○	
156		謙早(土)-159	花ノ木川(ハ)		○	○	
157		謙早(土)-160	花ノ木川(イ)		○	○	
158		謙早(土)-171	久山川(イ)		○	○	
159	津久葉町	謙早(土)-172	津久葉川(ロ)		○	○	
160	貝津町	謙早(土)-173	貝津川(ロ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	天満町	謙早-(急)-1601	上字戸(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年 12月2日 第842号
2		謙早-(急)-1602	上字戸(2)		○	○	
3		謙早-(急)-1603	上字戸(3)		○	○	
4		謙早-(急)-1604	天瀬(3)		○	○	
5		謙早-(急)-1605	西深山久保		○	○	
6		謙早-(急)-1606	天瀬		○	○	
7		謙早-(急)-1607	天瀬(2)		○	○	
8		謙早-(急)-1608	天瀬(5)		○	○	
9		謙早-(急)-1609	天瀬(6)		○	○	
10		謙早-(急)-1610	天瀬(4)		○	○	
11		謙早-(急)-1611	天瀬(7)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	上大渡野町	謙早-(急)-770	広谷(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
2		謙早-(急)-772	広谷(3)		○	○	
3		謙早-(急)-774	広谷(4)		○	○	
4		謙早-(急)-775	広谷(6)		○	○	
5		謙早-(急)-776	広谷		○	○	
6		謙早-(急)-779	広谷(6)		○	○	
7		謙早-(急)-780	広谷(7)		○	○	
8		謙早-(急)-782	広谷(8)		○	○	
9		謙早-(急)-783	広谷(9)		○	○	
10		謙早-(急)-784	神立		○	○	
11		謙早-(急)-785	神立(2)		○	○	
12		謙早-(急)-786	神立(3)		○	○	
13		謙早-(急)-787	神立(4)		○	○	
14		謙早-(急)-788	神立(5)		○	○	
15		謙早-(急)-796	円能寺(2)		○	○	
16		謙早-(急)-797	円能寺(3)		○	○	
17		謙早-(急)-799	円能寺(4)		○	○	
18		謙早-(急)-800	円能寺(6)		○	○	
19		謙早-(急)-801	円能寺(6)		○	○	
20		謙早-(急)-802	円能寺		○	○	
21		謙早-(急)-803	円能寺(7)		○	○	
22		謙早-(急)-805	円能寺(6)		○	○	
23		謙早-(急)-806	円能寺(9)		○	○	
24		謙早-(急)-808	円能寺(10)		○	○	
25		謙早-(急)-809	円能寺(11)		○	○	
26		謙早-(急)-810	円能寺(12)		○	○	
27		謙早-(急)-811	円能寺(13)		○	○	
28		謙早-(急)-812	円能寺(14)		○	○	
29		謙早-(急)-813	円能寺(15)		○	○	
30		謙早-(急)-815	円能寺(16)		○	○	
31		謙早-(急)-816	円能寺(17)		○	○	
32		謙早-(急)-817	円能寺(18)		○	○	
33		謙早-(急)-819	古場(3)		○	○	
34		謙早-(急)-820	古場(4)		○	○	
35		謙早-(急)-821	古場(5)		○	○	
36		謙早-(急)-823	古場(6)		○	○	
37		謙早-(急)-826	古場(2)		○	○	
38		謙早-(急)-827	古場		○	○	
39		謙早-(急)-828	古場(7)		○	○	
40		謙早-(急)-834	円能寺(19)		○	○	
41		謙早-(急)-835	二野ヶ倉(2)		○	○	
42		謙早-(急)-835-2	二野ヶ倉(12)		○	○	
43		謙早-(急)-837	二野ヶ倉(3)		○	○	
44		謙早-(急)-840	二野ヶ倉(4)		○	○	
45		謙早-(急)-841	二野ヶ倉(5)		○	○	
46		謙早-(急)-842	二野ヶ倉(6)		○	○	
47		謙早-(急)-843	二野ヶ倉(7)		○	○	
48		謙早-(急)-845	二野ヶ倉		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号		
49	上大渡野町	謙早-(急)-847	二野ヶ倉(8)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号		
50		謙早-(急)-848	二野ヶ倉(9)		○	○			
51		謙早-(急)-849	二野ヶ倉(10)		○	○			
52		謙早-(急)-850	二野ヶ倉(11)		○	○			
53		謙早-(急)-851	狸穴(2)		○	○			
54		謙早-(急)-852	寺平(2)		○	○			
55		謙早-(急)-854	狸穴(3)		○	○			
56		謙早-(急)-855	狸穴(4)		○	○			
57		謙早-(急)-856	狸穴(5)		○	○			
58		謙早-(急)-857	狸穴		○	○			
59		謙早-(急)-857-2	狸穴(10)		○	○			
60		謙早-(急)-858	狸穴(6)		○	○			
61		下大渡野町	謙早-(急)-859		狸穴(7)	○		○	
62			謙早-(急)-860		狸穴(8)	○		○	
63		上大渡野町	謙早-(急)-862		二野ヶ倉(12)	○		○	
64			謙早-(急)-864		狸穴(9)	○		○	
65			謙早-(急)-865		神立(6)	○		○	
66			謙早-(急)-866		神立(7)	○		○	
67			謙早-(急)-867		神立(8)	○		○	
68			謙早-(急)-868		古場(8)	○		○	
69			謙早-(急)-869		上大渡野(1)	○		○	
70			謙早-(急)-870		上大渡野(2)	○		○	
71			謙早-(急)-870-2		上大渡野(3)	○		○	
72			謙早-(急)-871		上大渡野(4)	○		○	
73			謙早-(急)-873		上大渡野(6)	○		○	
74			下大渡野町		謙早-(急)-876	花高(3)		○	○
75					謙早-(急)-878	花高(4)		○	○
76					謙早-(急)-879	花高(5)		○	○
77		謙早-(急)-880			花高(6)	○		○	
78		謙早-(急)-881			花高(7)	○		○	
79		謙早-(急)-884			花高(8)	○		○	
80		謙早-(急)-885			花高(9)	○		○	
81		謙早-(急)-886			花高(10)	○		○	
82		謙早-(急)-887			藤の内(3)	○		○	
83		謙早-(急)-888			藤の内(5)	○		○	
84		謙早-(急)-889			藤の内(8)	○		○	
85		謙早-(急)-890			藤の内(9)	○		○	
86		謙早-(急)-891			藤の内(10)	○		○	
87		謙早-(急)-892			花高(11)	○		○	
88		謙早-(急)-892-2	花高(15)		○	○			
89		謙早-(急)-894	花高(1)		○	○			
90		謙早-(急)-895	花高(2)		○	○			
91		謙早-(急)-898	藤の内(11)		○	○			
92		謙早-(急)-899	藤の内(6)		○	○			
93		謙早-(急)-900	藤の内(2)		○	○			
94		謙早-(急)-901	藤の内(12)		○	○			
95		謙早-(急)-902	藤の内(13)		○	○			
96		謙早-(急)-903	藤の内(14)		○	○			

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	下大渡野町	謙早-(急)-906	田ノ平	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
98		謙早-(急)-907	田ノ平(2)		○	○	
99		謙早-(急)-908	田ノ平(3)		○	○	
100		謙早-(急)-909	田ノ平(4)		○	○	
101		謙早-(急)-910	平		○	○	
102		謙早-(急)-912	平(2)		○	○	
103		謙早-(急)-913	平(3)		○	○	
104		謙早-(急)-914	平(4)		○	○	
105		謙早-(急)-915	平(5)		○	○	
106		謙早-(急)-916	平(6)		○	○	
107		謙早-(急)-917	高園		○	○	
108		謙早-(急)-918	峰(2)		○	○	
109		謙早-(急)-919	峰(3)		○	○	
110		謙早-(急)-920	峰(1)		○	○	
111	謙早-(急)-921	峰(4)	○	○			
112	謙早-(急)-922	藤の内(15)	○	○			
113	謙早-(急)-923	藤の内(16)	○	○			
114	謙早-(急)-924	藤の内(17)	○	○			
115	謙早-(急)-925	藤の内(4)	○	○			
116	謙早-(急)-926	藤の内	○	○			
117	謙早-(急)-927	藤の内(18)	○	○			
118	謙早-(急)-929	藤の内(7)	○	○			
119	謙早-(急)-922	寺平(3)	○	○			
120	謙早-(急)-933	寺平(4)	○	○			
121	謙早-(急)-934	寺平	○	○			
122	謙早-(急)-936	花高(12)	○	○			
123	謙早-(急)-937	花高(13)	○	○			
124	謙早-(急)-938	花高(14)	○	○			
125	富川町	謙早-(急)-940	赤水	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月12日 第859号 平成29年 12月15日 第858号
126		謙早-(急)-941	赤水(2)		○	○	
127		謙早-(急)-942	赤水(5)		○	○	
128		謙早-(急)-943	赤水(4)		○	○	
129		謙早-(急)-944	赤水(3)		○	○	
130		謙早-(急)-945	富川(1)		○	○	
131		謙早-(急)-946	赤水(2)		○	○	
132		謙早-(急)-947	富川(2)		○	○	
133		謙早-(急)-948	坊主谷(1)		○	○	
134		謙早-(急)-949	坊主谷(2)		○	○	
135		謙早-(急)-951	富川(3)		○	○	
136		謙早-(急)-952	富川(4)		○	○	
137		謙早-(急)-953	富川(5)		○	○	
138		謙早-(急)-954	富川(6)		○	○	
139	謙早-(急)-955	富川(7)	○	○			
140	謙早-(急)-956	富川(8)	○	○			
141	謙早-(急)-957	富川(9)	○	○			
142	謙早-(急)-958	富川(10)	○	○			
143	謙早-(急)-959	富川(11)	○	○			
144	謙早-(急)-960	富川(12)	○	○			

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号		
145	富川町	富早(急)-961	富川(13)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号		
146		富早(急)-962	富川(14)		○	○			
147		富早(急)-963	平地謫(2)		○	○			
148		富早(急)-964	富川(15)		○	○			
149		富早(急)-965	落(3)		○	○			
150		富早(急)-966	富川(16)		○	○			
151		富早(急)-967	酒仙(1)		○	○			
152		富早(急)-968	酒仙(2)		○	○			
153		富早(急)-969	酒仙(3)		○	○			
154		富早(急)-970	酒仙(4)		○	○			
155		富早(急)-971	富川(17)		○	○			
156		富早(急)-972	富川(18)		○	○			
157		富早(急)-972-2	帯田(1)		○	○			
158		富早(急)-973	富川(19)		○	○			
159		富早(急)-973-2	帯田(2)		○	○			
160		富早(急)-974	富川(20)		○	○			
161		富早(急)-975	富川(21)		○	○			
162		富早(急)-976	富川(22)		○	○			
222	湯野尾町	富早(急)-977	湯野尾(42)		急傾斜地の崩壊	○		○	
163		富早(急)-978	富川(23)			○		○	
164		富早(急)-978-2	富川(24)	○		○			
165		富早(急)-980	富川(25)	○		○			
166		富早(急)-981	富川(26)	○		○			
167		富早(急)-982	富川(27)	○		○			
168		富早(急)-983	落(2)	○		○			
169		富早(急)-984	富川(28)	○		○			
170		富早(急)-985	落(1)	○		○			
171		富早(急)-986	落(4)	○		○			
172		富早(急)-986-2	落(5)	○		○			
173		富早(急)-987	富川(29)	○		○			
174		富早(急)-988	富川(30)	○		○			
175		富早(急)-989	富川(31)	○		○			
223	湯野尾町	富早(急)-990	湯野尾(43)	急傾斜地の崩壊		○	○		
176	本野町	富早(急)-991	本野(1)			○	○		
177		富早(急)-992	琴川(2)			○	○		
178		富早(急)-993	本野(2)			○	○		
179		富早(急)-993-2	本野(3)			○	○		
180		富早(急)-994	琴川(1)		○	○			
181		富早(急)-995	琴川(3)		○	○			
182		富早(急)-996	本野(4)		○	○			
183		富早(急)-997	谷川(1)		○	○			
184		富早(急)-997-2	谷川(2)		○	○			
185		富早(急)-999	彦城(1)		○	○			
186		富早(急)-1000	彦城(2)		○	○			
187		富早(急)-1001	彦城(3)		○	○			
188		富早(急)-1002	彦城(4)		○	○			
189		富早(急)-1003	本野(5)		○	○			
190		富早(急)-1003-2	彦城(5)		○	○			

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号		
191	本野町	富早(急)-1004	広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号		
192		富早(急)-1006	大野		○	○			
193		富早(急)-1007	本野(6)		○	○			
194		富早(急)-1008	本野(7)		○	○			
195		富早(急)-1009	本野(8)		○	○			
196		富早(急)-1009-2	本野(9)		○	○			
197		富早(急)-1010	本野(10)		○	○			
198		富早(急)-1011	本野(11)		○	○			
199		富早(急)-1012	本野(12)		○	○			
200		富早(急)-1013	本野(13)		○	○			
201		富早(急)-1014	本野(14)		○	○			
202		富早(急)-1015	本野(15)		○	○			
203		富早(急)-1016	本野(16)		○	○			
204		富早(急)-1017	本野(17)		○	○			
205		富早(急)-1018	本野(18)		○	○			
206		富早(急)-1019	本野(19)		○	○			
224	湯野尾町	富早(急)-1020	湯野尾(44)		急傾斜地の崩壊	○		○	
207	本野町	富早(急)-1021	本野(20)			○		○	
208		富早(急)-1021-2	本野(21)			○		○	
209		富早(急)-1022	本野(22)			○		○	
210		富早(急)-1022-2	本野(23)			○		○	
211		富早(急)-1023	本野(24)			○		○	
212		富早(急)-1024	本野(25)			○		○	
213		富早(急)-1025	本野(26)			○		○	
214		富早(急)-1026	柳谷	○		○			
215		富早(急)-1027	彦城(6)	○		○			
216		富早(急)-1028	本野(27)	○		○			
217		富早(急)-1029	本野(28)	○		○			
218		富早(急)-1031	本野(29)	○		○			
219		富早(急)-1032	本野(30)	○		○			
220		富早(急)-1033	本野(31)	○		○			
221		富早(急)-1034	本野(32)	○		○			
225	湯野尾町	富早(急)-1035	山副	急傾斜地の崩壊		○	○		
226		富早(急)-1037	湯野尾(1)			○	○		
227		富早(急)-1037-2	湯野尾(2)			○	○		
228		富早(急)-1038	山口			○	○		
229		富早(急)-1039	岩下		○	○			
230		富早(急)-1041	湯野尾(3)		○	○			
231		富早(急)-1042	湯野尾(4)		○	○			
232		富早(急)-1043	湯野尾(5)		○	○			
233		富早(急)-1044	棚掛		○	○			
234		富早(急)-1044-2	湯野尾(6)		○	○			
235		富早(急)-1045	湯野尾(7)		○	○			
236		富早(急)-1046	湯野尾(8)		○	○			
237		富早(急)-1047	湯野尾(9)		○	○			
238		富早(急)-1048	中島(3)		○	○			
239		富早(急)-1049	中島		○	○			
240		富早(急)-1050	湯野尾(10)		○	○			

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
241	湯野尾町	謙早-(急)-1051	湯野尾 (11)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
242		謙早-(急)-1052	湯野尾 (12)		○	○	
243		謙早-(急)-1053	大林 (3)		○	○	
244		謙早-(急)-1054	湯野尾 (13)		○	○	
245		謙早-(急)-1055	大林		○	○	
246		謙早-(急)-1056	大林 (2)		○	○	
247		謙早-(急)-1057	湯野尾 (14)		○	○	
248		謙早-(急)-1059	中島 (2)		○	○	
249		謙早-(急)-1060	湯野尾 (15)		○	○	
250		謙早-(急)-1061	車木 (1)		○	○	
251		謙早-(急)-1063	湯野尾 (16)		○	○	
252		謙早-(急)-1064	車木 (3)		○	○	
253		謙早-(急)-1066	湯野尾 (17)		○	○	
254		謙早-(急)-1067	車木 (2)		○	○	
255		謙早-(急)-1068	湯野尾 (18)		○	○	
256		謙早-(急)-1069	湯野尾 (19)		○	○	
257		謙早-(急)-1070	湯野尾 (20)		○	○	
258		謙早-(急)-1071	湯野尾 (21)		○	○	
259		謙早-(急)-1072	湯野尾 (22)		○	○	
260		謙早-(急)-1073	湯野尾 (23)		○	○	
261		謙早-(急)-1074	湯野尾 (24)		○	○	
262		謙早-(急)-1075	秋床 (2)		○	○	
263		謙早-(急)-1076	湯野尾 (25)		○	○	
264		謙早-(急)-1077	秋床		○	○	
265		謙早-(急)-1078	湯野尾 (26)		○	○	
266		謙早-(急)-1080	湯野尾 (27)		○	○	
267		謙早-(急)-1081	湯野尾 (28)		○	○	
268		謙早-(急)-1081-2	与木 (1)		○	○	
269	謙早-(急)-1082	与木 (2)	○	○			
270	謙早-(急)-1083	与木 (3)	○	○			
271	謙早-(急)-1084	湯野尾 (29)	○	○			
272	謙早-(急)-1085	湯野尾 (30)	○	○			
273	謙早-(急)-1086	川頭	○	○			
274	謙早-(急)-1087	湯野尾 (31)	○	○			
275	謙早-(急)-1088	湯野尾 (32)	○	○			
276	謙早-(急)-1088-2	湯野尾 (33)	○	○			
277	謙早-(急)-1089	湯野尾 (34)	○	○			
278	謙早-(急)-1090	湯野尾 (35)	○	○			
279	謙早-(急)-1091	湯野尾 (36)	○	○			
280	謙早-(急)-1092	湯野尾 (37)	○	○			
281	謙早-(急)-1093	湯野尾 (38)	○	○			
282	謙早-(急)-1095	湯野尾 (39)	○	○			
283	謙早-(急)-1096	湯野尾 (40)	○	○			
284	謙早-(急)-1097	湯野尾 (41)	○	○			
285	上大渡野町	謙早-(急)-1631	公谷 (10)	土石流	○	○	
286		謙早-(急)-1632	円能寺(20)		○	○	
287		謙早-(急)-1633	寺平(5)		○	○	
288	下大渡野町	謙早-(土)-163	藤ノ内川		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号	
289	下大渡野町	謙早-(土)-196	宮園川(口)	土石流	○	○	平成29年 12月15日 第858号	
290		謙早-(土)-197	宮園川(イ)		○	○		
291		謙早-(土)-198	宮園川(ハ)		○	○		
292		謙早-(土)-199	本明川		○	○		
293		謙早-(土)-202	坊子谷川		○	○		
294		謙早-(土)-204	雷川(イ)		○	○		
295		謙早-(土)-205	雷川(ロ)		○	○		
296		本野町	謙早-(土)-208		柳谷川	○		○
297			謙早-(土)-210		彦成川	○		○
298		湯野尾町	謙早-(土)-211		大杉川(イ)	○		○
299		謙早-(土)-212	湯野尾川(イ)	○	○			
300		謙早-(土)-213	大杉川(ロ)	○	○			
301		謙早-(土)-216	山口谷川	○	○			
302		謙早-(土)-222	目代川	○	○			
303		謙早-(土)-223	湯野尾川(ロ)	○	○			

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	小豆崎町	謙早-(急)-1102	小豆崎(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
2		謙早-(急)-1104	小豆崎(2)		○	○	
3		謙早-(急)-1105	小豆崎(3)		○	○	
4		謙早-(急)-1106	小豆崎(4)		○	○	
5		謙早-(急)-1108	小豆崎(6)		○	○	
6		謙早-(急)-1109	小豆崎(7)		○	○	
7		謙早-(急)-1110	小豆崎(8)		○	○	
8		謙早-(急)-1111	小豆崎(9)		○	○	
9		謙早-(急)-1112	小豆崎(10)		○	○	
10		謙早-(急)-1113	小豆崎(11)		○	○	
11		謙早-(急)-1114	小豆崎(12)		○	○	
12		謙早-(急)-1116	小豆崎(13)		○	○	
13		謙早-(急)-1118	小豆崎(14)		○	○	
14		謙早-(急)-1119	西里(3)		○	○	
15	西里町	謙早-(急)-1120	西里(1)	○	○		
16		謙早-(急)-1121	西里(2)	○	○		
17		謙早-(急)-1122	西里(4)	○	○		
18	中田町	謙早-(急)-1123	西里(5)	○	○		
19		謙早-(急)-1125	小園(1)	○	○		
20		謙早-(急)-1126	小園(2)	○	○		
21		謙早-(急)-1127	小園(3)	○	○		
22		謙早-(急)-1128	中田(4)	○	○		
23		謙早-(急)-1129	中田(5)	○	○		
24		謙早-(急)-1132	中田(6)	○	○		
25		謙早-(急)-1133	中田(7)	○	○		
26		謙早-(急)-1134	中田(1)	○	○		
27		謙早-(急)-1135	中田(8)	○	○		
28	謙早-(急)-1135-2	中田(9)	○	○			
29	謙早-(急)-1136	中田(10)	○	○			
30	謙早-(急)-1137	中田(11)	○	○			
31	謙早-(急)-1138	古場間(1)	○	○			
32	謙早-(急)-1139	古場間(2)	○	○			
33	謙早-(急)-1143	中田(2)	○	○			
34	謙早-(急)-1145	中田(12)	○	○			
35	謙早-(急)-1147	中田(3)	○	○			
36	謙早-(急)-1147-2	中田(13)	○	○			
37	御手水町	謙早-(急)-1153	御手水(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
38		謙早-(急)-1154	御手水(2)		○	○	
39		謙早-(急)-1155	御手水(3)		○	○	
40		謙早-(急)-1156	御手水(4)		○	○	
41		謙早-(急)-1157	御手水(5)		○	○	
42		謙早-(急)-1159	御手水(6)		○	○	
43		謙早-(急)-1160	御手水(7)		○	○	
44		謙早-(急)-1161	御手水(8)		○	○	
45		謙早-(急)-1162	御手水(9)		○	○	
46		謙早-(急)-1163	古場間(3)		○	○	
47		謙早-(急)-1163-2	御手水(10)		○	○	
48		謙早-(急)-1164	御手水(11)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号			
49	御手水町	謙早-(急)-1165	御手水(12)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号			
50		謙早-(急)-1166	古場間(4)		○	○				
51		謙早-(急)-1168	御手水(13)		○	○				
52		謙早-(急)-1169	古場山(2)		○	○				
53		謙早-(急)-1170	御手水(14)		○	○				
54		謙早-(急)-1174	御手水(15)		○	○				
55		謙早-(急)-1175	御手水(16)		○	○				
56		謙早-(急)-1176	御手水(17)		○	○				
57		謙早-(急)-1176-2	御手水(18)		○	○				
58		謙早-(急)-1177	古場山(1)		○	○				
59		謙早-(急)-1178	御手水(19)		○	○				
60		謙早-(急)-1179	御手水(20)		○	○				
61		謙早-(急)-1180	御手水(21)		○	○				
62		大場町	謙早-(急)-1181		大場(3)	急傾斜地の崩壊		○	○	平成31年 3月15日 第229号
63			謙早-(急)-1182		岩屋川口(6)			○	○	
64			謙早-(急)-1183		岩屋川口(3)			○	○	
65	謙早-(急)-1183-2		大場(4)	○	○					
66	謙早-(急)-1184		大場(5)	○	○					
67	謙早-(急)-1185		岩屋川口(1)	○	○					
68	謙早-(急)-1186		岩屋川口(4)	○	○					
69	謙早-(急)-1187		岩屋川口(5)	○	○					
70	謙早-(急)-1189		片木(1)	○	○					
71	謙早-(急)-1189-2		大場(6)	○	○					
72	謙早-(急)-1189-3		片木(2)	○	○					
73	謙早-(急)-1190		岩屋川口(2)	○	○					
74	謙早-(急)-1191		瀬々田(1)	○	○					
75	謙早-(急)-1192		瀬々田(2)	○	○					
76	謙早-(急)-1193	瀬々田(4)	○	○						
77	謙早-(急)-1194	大場(7)	○	○						
78	謙早-(急)-1195	大場(8)	○	○						
79	謙早-(急)-1196	大場(9)	○	○						
80	謙早-(急)-1197	大場(10)	○	○						
81	謙早-(急)-1198	大場(11)	○	○						
82	謙早-(急)-1199	大場(12)	○	○						
83	謙早-(急)-1200	大場(13)	○	○						
84	謙早-(急)-1201	大場(1)	○	○						
85	謙早-(急)-1202	大場(2)	○	○						
86	謙早-(急)-1203	大場(14)	○	○						
87	白木峰町	謙早-(急)-1204	白木峰(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号			
88		謙早-(急)-1205	白木峰(3)		○	○				
89		謙早-(急)-1207	白木峰(4)		○	○				
90		謙早-(急)-1208	白木峰(5)		○	○				
91		謙早-(急)-1209	白木峰(6)		○	○				
92		謙早-(急)-1210	白木峰(7)		○	○				
93		謙早-(急)-1210-2	白木峰(8)		○	○				
94		謙早-(急)-1211	白木峰(1)		○	○				
95		謙早-(急)-1211-2	白木峰(9)		○	○				
96		謙早-(急)-1213	白木峰(10)		○	○				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	白木峰町	謙早- (急) -1213-2	白木峰 (11)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
98		謙早- (急) -1214	白木峰 (12)				
99		謙早- (急) -1215	白木峰 (13)				
100		謙早- (急) -1215-2	白木峰 (14)				
101		謙早- (急) -1216	白木峰 (15)				
102		謙早- (急) -1217	白木峰 (16)				
103		謙早- (急) -1218	白木峰 (17)				
104		謙早- (急) -1220	白木峰 (18)				
105		謙早- (急) -1221	長田 (4)				
106		謙早- (急) -1222	長田 (5)				
107		謙早- (急) -1223	長田 (6)				
108		謙早- (急) -1224	長田 (7)				
109		謙早- (急) -1225	長田 (8)				
110		謙早- (急) -1226	長田 (9)				
111	謙早- (急) -1227	長田 (10)					
112	謙早- (急) -1228	尾向 (1)					
113	謙早- (急) -1228-2	長田 (11)					
114	謙早- (急) -1229	長田 (12)					
115	謙早- (急) -1230	長田 (13)					
116	謙早- (急) -1232	長田 (14)					
117	謙早- (急) -1233	長田 (2)					
118	謙早- (急) -1233-2	長田 (15)					
119	謙早- (急) -1234	長田 (3)					
120	謙早- (急) -1234-2	長田 (16)					
121	謙早- (急) -1235	長田 (1)					
122	謙早- (急) -1236	長田 (17)					
123	謙早- (急) -1237	長田 (18)					
124	謙早- (急) -1240	長田 (19)					
125	謙早- (急) -1242	長田 (20)					
126	謙早- (急) -1243	長田 (21)					
127	謙早- (急) -1245	長田 (22)					
128	謙早- (急) -1246	長田 (23)					
129	謙早- (急) -1247	長田 (24)					
130	謙早- (急) -1248	長田 (25)					
131	謙早- (急) -1249	長田 (26)					
132	謙早- (急) -1250	長田 (27)					
133	謙早- (急) -1251	長田 (28)					
134	謙早- (急) -1252	長田 (29)					
135	謙早- (急) -1253	正久寺 (1)					
136	謙早- (急) -1254	正久寺 (2)					
137	謙早- (急) -1257	正久寺					
138	謙早- (急) -1258	正久寺 (3)					
139	謙早- (急) -1259	正久寺 (4)					
140	謙早- (急) -1260	正久寺 (5)					
141	謙早- (急) -1261	正久寺 (6)					
142	謙早- (急) -1262	正久寺 (7)					
143	謙早- (急) -1263	正久寺 (8)					
144	謙早- (急) -1263-2	正久寺 (9)					

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
145	高天町	謙早- (急) -1264	尾首 (1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
146		謙早- (急) -1265	高天 (1)				
147		謙早- (急) -1265-2	高天 (2)				
148		謙早- (急) -1266	高天 (3)				
149		謙早- (急) -1267	高天 (4)				
150		謙早- (急) -1268	高天 (5)				
151		謙早- (急) -1269	高天 (6)				
152		謙早- (急) -1270	高天 (7)				
153		謙早- (急) -1271	高天 (8)				
154		謙早- (急) -1272	高天 (9)				
155		謙早- (急) -1273	高天 (10)				
156		謙早- (急) -1274	高天 (11)				
157		謙早- (急) -1275	高天 (12)				
158		謙早- (急) -1276	高天 (13)				
159		謙早- (急) -1277	高天 (14)				
160		白浜町	謙早- (急) -1278		白浜 (1)		
161			謙早- (急) -1279		白浜 (2)		
162			謙早- (急) -1280		白浜 (3)		
163		白原町	謙早- (急) -1282		白浜 (4)	急傾斜地の崩壊	
164	謙早- (急) -1283		白原 (1)				
165	謙早- (急) -1283-2		白原 (2)				
166	謙早- (急) -1283-3		白原 (3)				
167	謙早- (急) -1283-4		白原 (4)				
168	謙早- (急) -1283-5		白原 (5)				
169	謙早- (急) -1283-6		白原 (6)				
170	謙早- (急) -1283-7		白原 (7)				
171	謙早- (急) -1283-8		白原 (8)				
172	謙早- (急) -1283-9		白原 (9)				
173	謙早- (急) -1284		白原 (10)				
174	謙早- (急) -1284-2		白原 (11)				
175	謙早- (急) -1285		白原 (12)				
176	謙早- (急) -1286		白原 (13)				
177	謙早- (急) -1286-2	白原 (14)					
178	謙早- (急) -1287	白原 (15)					
179	謙早- (急) -1288	白原 (16)					
180	謙早- (急) -1289	白原 (17)					
181	謙早- (急) -1289-2	白原 (18)					
182	謙早- (急) -1290	白原 (19)					
183	謙早- (急) -1291	白原 (20)					
184	謙早- (急) -1292	白原 (21)					
185	謙早- (急) -1292-2	白原 (22)					
186	謙早- (急) -1292-3	白原 (23)					
187	謙早- (急) -1293	白原 (24)					
188	謙早- (急) -1294	白原 (25)					
189	謙早- (急) -1295	白原 (26)					
190	謙早- (急) -1298	白原 (27)					
191	謙早- (急) -1299	白原 (28)					
192	謙早- (急) -1301	猿崎 (1)					

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
193	猿崎町	謙早(急)-1302	猿崎(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
194		謙早(急)-1303	猿崎(3)				
195		謙早(急)-1304	猿崎(4)				
196		謙早(急)-1305	猿崎(5)				
197		謙早(急)-1305-2	猿崎(6)				
198		謙早(急)-1306	猿崎(7)				
199	高来町船津	謙早(急)-1306-2	船津(1)				
200	破籠井町	謙早(急)-1401	破籠井(2)				
201		謙早(急)-1402	破籠井(3)				
202		謙早(急)-1404	破籠井(4)				
203		謙早(急)-1405	破籠井(5)				
204		謙早(急)-1407	破籠井(6)				
205		謙早(急)-1407-2	破籠井(7)				
206		謙早(急)-1408	破籠井(8)				
207		謙早(急)-1409	破籠井(9)				
208		謙早(急)-1411	破籠井(10)				
209		謙早(急)-1412	破籠井(11)				
210		謙早(急)-1412-2	破籠井(12)				
211		謙早(急)-1413	破籠井(13)				
212		謙早(急)-1414	破籠井(14)				
213		謙早(急)-1416	破籠井(15)				
214		謙早(急)-1416-2	破籠井(16)				
215		謙早(急)-1416-3	破籠井(17)				
216		謙早(急)-1417	破籠井(18)				
217		謙早(急)-1418	破籠井(19)				
218		謙早(急)-1419	破籠井(20)				
219		謙早(急)-1421	真崎(1)				
220	真崎町	謙早(急)-1423	真崎(2)				
221		謙早(急)-1425	真崎(3)				
222		謙早(急)-1426	真崎(4)				
223		謙早(急)-1427	真崎(5)				
224		謙早(急)-1429	真崎(6)				
225		謙早(急)-1430	真崎(7)				
226		謙早(急)-1432	真崎(8)				
227	白岩町	謙早(急)-1434	白岩(1)				
228	真崎町	謙早(急)-1439	真崎(9)				
229		謙早(急)-1440	真崎(10)				
230		謙早(急)-1441	真崎(11)				
231	大字真崎本村名	謙早(急)-1443	真崎本村名				
232	堂崎町	謙早(急)-1445	堂崎(1)				
233		謙早(急)-1447	堂崎(2)				
234		謙早(急)-1449	堂崎(3)				
235		謙早(急)-1450	堂崎(4)				
236		謙早(急)-1450-2	堂崎(5)				
237		謙早(急)-1451	堂崎(6)				
238		謙早(急)-1452	堂崎(7)				
239		謙早(急)-1453	堂崎(8)				
240		謙早(急)-1456	堂崎(9)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
241	堂崎町	謙早(急)-1459	堂崎(9)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
242		謙早(急)-1459-2	堂崎(10)				
243	真崎町	謙早(急)-1460	真崎(12)				
244	白岩町	謙早(急)-1461	白岩(1)				
245		謙早(急)-1461-2	白岩(2)				
246	宇都町	謙早(急)-1465	宇都(3)				
247		謙早(急)-1465-2	宇都(5)				
248		謙早(急)-1467	宇都(8)				
249		謙早(急)-1469	宇都(10)				
250		謙早(急)-1471	宇都(6)				
251		謙早(急)-1472	宇都(12)				
252		謙早(急)-1473	宇都(13)				
253		謙早(急)-1474	宇都(14)				
254		謙早(急)-1475	宇都(30)				
255		謙早(急)-1476	宇都(11)				
256		謙早(急)-1478	宇都(15)				
257		謙早(急)-1479	宇都(16)				
258		謙早(急)-1480	宇都(17)				
259		謙早(急)-1481	宇都(18)				
260		謙早(急)-1482	宇都(19)				
261		謙早(急)-1485	宇都(9)				
262		謙早(急)-1486	宇都(20)				
263		謙早(急)-1486-2	宇都(21)				
264		謙早(急)-1487	宇都(22)				
265		謙早(急)-1488	宇都(2)				
266		謙早(急)-1489	宇都(23)				
267		謙早(急)-1490	宇都(24)				
268		謙早(急)-1491	宇都(25)				
269	新道町	謙早(急)-1493	新道(2)				
270		謙早(急)-1494	新道(3)				
271	宇都町	謙早(急)-1495	宇都(26)				
272		謙早(急)-1496	宇都(27)				
273		謙早(急)-1497	宇都(28)				
274	高城町	謙早(急)-1500	高城				
275	西小路町	謙早(急)-1501	西小路				
276	宇都町	謙早(急)-1502	宇都(29)				
277	西小路町	謙早(急)-1505	宇都(4)				
278		謙早(急)-1506	西小路(2)				
279		謙早(急)-1507	西小路(3)				
280	新道町	謙早(急)-1510	原口				
281		謙早(急)-1513	新道(4)				
282		謙早(急)-1515	新道				
283		謙早(急)-1516	新道(5)				
284	西郷町	謙早(急)-1517	西郷				
285	御手水町	謙早(士)-301	長田川(イ)				
286	大場町	謙早(士)-305	長田川(ロ)				
287		謙早(士)-306	長田川(ハ)				
288		謙早(士)-308	長田川(ニ)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
289	大場町	謙早(土)-309	長田川(右)	土石流	○	○	平成31年 3月15日 第229号
290		謙早(土)-310	岩屋川(口)				
291		謙早(土)-311	長田川(へ)				
292		謙早(土)-312	長田川(下)				
293		謙早(土)-313	長田川(手)				
294		謙早(土)-314	長田川(り)				
295		謙早(土)-318	大湯川(口)				
296	白木峰町	謙早(土)-321	白木峰川				
297		謙早(土)-322	松尾川				
298	白原町	謙早(土)-326	柳刀峰川(イ)				
299		謙早(土)-327	柳刀峰川(ロ)				
300	破籠井町	謙早(土)-401	真崎川				
301		謙早(土)-403	真崎川(イ)				
302		謙早(土)-404	真崎川(ロ)				
303	宇都町	謙早(土)-407	宇都川(1)				
304		謙早(土)-408	宇都川(二)				
305		謙早(土)-409	宇都川(口)				
306		謙早(土)-410	宇都川(へ)				
307		謙早(土)-411	宇都川(下)				
308		謙早(土)-412	宇都川(手)				
309		謙早(土)-413	原口川(イ)				
310		謙早(土)-414	原口川				
311		謙早(土)-415	原口川(ロ)				
312	西小路町	謙早(土)-416	西小路川				
313		謙早(土)-417	西小路川(イ)				
314	宇都町	謙早(土)-418	宇都川(右)				
315		謙早(土)-419	宇都川(り)				
316		謙早(土)-421	宇都川(イ)				
317		謙早(土)-422	宇都川(へ)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	本明町	謙早(急)-1621	井手(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号
2		謙早(急)-1622	井手(3)				
3		謙早(急)-1623	井手				
4		謙早(急)-1625	井手(4)				
5		謙早(急)-1701	本明(3)				
6		謙早(急)-1702	広瀬				
7		謙早(急)-1703	広瀬(3)				
8		謙早(急)-1704	広瀬(2)				
9		謙早(急)-1705	本明(4)				
10		謙早(急)-1706	本明(5)				
11		謙早(急)-1707	本明(6)				
12		謙早(急)-1708	渡瀬(3)				
13		謙早(急)-1709	渡瀬(2)				
14		謙早(急)-1710	本明(7)				
15		謙早(急)-1711	本明(8)				
16		謙早(急)-1712	本明(9)				
17		謙早(急)-1713	本明(10)				
18		謙早(急)-1714	本明(11)				
19		謙早(急)-1715	本明(12)				
20		謙早(急)-1716	渡瀬(1)				
21		謙早(急)-1717	本明(13)				
22		謙早(急)-1718	本明(14)				
23		謙早(急)-1719	本明(15)				
24		謙早(急)-1720	本明(16)				
25		謙早(急)-1721	本明(17)				
26		謙早(急)-1722	本明(18)				
27		謙早(急)-1723	本明(19)				
28		謙早(急)-1724	本明(20)				
29		謙早(急)-1725	本明(21)				
30		謙早(急)-1726	本明(22)				
31		謙早(急)-1727	森下				
32		謙早(急)-1728	森下(2)				
33		謙早(急)-1729	森下(3)				
34		謙早(急)-1730	森下(4)				
35		謙早(急)-1731	本明(23)				
36		謙早(急)-1732	本明(24)				
37		謙早(急)-1733	本明				
38		謙早(急)-1734	本明(2)				
39		謙早(急)-1735	本明(25)				
40		謙早(急)-1736	本明(26)				
41		謙早(急)-1737	前河内				
42		謙早(急)-1738	前河内(3)				
43		謙早(急)-1739	本明(27)				
44		謙早(急)-1740	本明(28)				
45		謙早(急)-1741	本明(29)				
46		謙早(急)-1742	前河内(2)				
47		謙早(急)-1743	本明(30)				
48		謙早(急)-1744	本明(31)				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号	
49	本明町	謙早- (急) -1745	森下(5)	急傾斜地の崩壊	○		令和元年 7月5日 第112号	
50		謙早- (急) -1746	森下(6)		○			
51		謙早- (急) -1747	本明(32)		○	○		
52		謙早- (急) -1748	本明(33)		○	○		
53		謙早- (急) -1749	本明(34)		○	○		
54		謙早- (急) -1750	本明(35)		○	○		
55		謙早- (急) -1751	本明(36)		○	○		
56		謙早- (急) -1752	本明(37)		○	○		
57		謙早- (急) -1753	本明(38)		○	○		
58		謙早- (急) -1754	本明(39)		○	○		
59		謙早- (急) -1755	本明(40)		○	○		
60		謙早- (急) -1756	本明(41)		○	○		
61		謙早- (急) -1757	本明(42)		○	○		
62		目代町	謙早- (急) -1758		目代(4)	○		○
63			謙早- (急) -1759		目代(5)	○		○
64			謙早- (急) -1760		目代(6)	○		○
65			謙早- (急) -1761		目代(7)	○		○
66			謙早- (急) -1762		仏供田(4)	○		○
67			謙早- (急) -1763		目代(8)	○		○
68			謙早- (急) -1764		目代(9)	○		○
69			謙早- (急) -1765		目代(10)	○		○
70			謙早- (急) -1766		仏供田(10)、仏供田(3)	○		○
71			謙早- (急) -1767		目代(11)	○		○
72			謙早- (急) -1768		目代(12)	○		○
73			謙早- (急) -1769		仏供田(2)	○		○
74			謙早- (急) -1770		目代(13)	○		○
75			謙早- (急) -1771		目代(14)	○		○
76			謙早- (急) -1772		音法師(1)	○		○
77			謙早- (急) -1773		音法師(2)	○		○
78			謙早- (急) -1774		音法師(4)	○		○
79			謙早- (急) -1775		目代(15)	○		○
80			謙早- (急) -1776		音法師(5)	○		○
81			謙早- (急) -1777		山ノ木(5)	○		○
82		謙早- (急) -1778	山ノ木(6)		○	○		
83		謙早- (急) -1779	山ノ木(4)		○	○		
84		謙早- (急) -1780	山ノ木		○	○		
85		謙早- (急) -1781	山ノ木(7)		○	○		
86		謙早- (急) -1782	山ノ木(8)		○	○		
87		謙早- (急) -1783	目代(16)		○	○		
88		謙早- (急) -1784	山ノ木(9)		○	○		
89		謙早- (急) -1785	目代(1)		○	○		
90		謙早- (急) -1786	目代(2)		○	○		
91		謙早- (急) -1787	目代(17)		○	○		
92		謙早- (急) -1788	目代(3)		○	○		
93		謙早- (急) -1789	目代(18)		○	○		
94		謙早- (急) -1790	目代(19)		○	○		
95		謙早- (急) -1791	目代(20)		○	○		
96		謙早- (急) -1792	目代(21)		○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
97	目代町	謙早- (急) -1793	目代(22)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号
98		謙早- (急) -1794	目代(23)		○	○	
99		謙早- (急) -1795	目代(24)		○	○	
100		謙早- (急) -1796	小山		○	○	
101		謙早- (急) -1797	目代(25)		○	○	
102		謙早- (急) -1798	目代(26)		○	○	
103		謙早- (急) -1799	目代(27)		○	○	
104		謙早- (急) -1800	目代(28)		○	○	
105		謙早- (急) -1801	目代(29)		○	○	
106		謙早- (急) -1802	目代(30)		○	○	
107		謙早- (急) -1803	目代(31)		○	○	
108		謙早- (急) -1804	目代(32)		○	○	
109		謙早- (急) -1805	目代(33)		○	○	
110		謙早- (急) -1806	青山		○	○	
111		謙早- (急) -1807	目代(34)		○	○	
112		謙早- (急) -1808	目代(35)		○	○	
113		謙早- (急) -1809	青山(2)		○	○	
114		謙早- (急) -1810	青山(1)		○	○	
115		謙早- (急) -1811	目代(36)		○	○	
116		謙早- (急) -1812	目代(37)		○	○	
117		謙早- (急) -1813	目代(38)		○	○	
118		謙早- (急) -1814	目代(39)		○	○	
119		謙早- (急) -1815	目代(40)		○	○	
120		謙早- (急) -1816	目代(41)		○	○	
121		謙早- (急) -1817	目代(42)		○	○	
122		謙早- (急) -1818	目代(43)		○	○	
123		謙早- (急) -1819	目代(44)		○	○	
124		謙早- (急) -1820	目代(45)		○	○	
125	謙早- (急) -1821	目代(46)	○	○			
126	謙早- (急) -1822	目代(47)	○	○			
127	謙早- (急) -1823	目代(48)	○	○			
128	謙早- (急) -1824	目代(49)	○	○			
129	謙早- (急) -1825	目代(50)	○	○			
130	本明町	謙早- (急) -1826	本明(43)	○	○		
131		謙早- (急) -1827	本明(44)	○	○		
132	目代町	謙早- (急) -1828	目代(51)	○	○		
133		謙早- (急) -1829	目代(52)	○	○		
134	城見町	謙早- (急) -1830	城見	○	○		
135	金谷町	謙早- (急) -1831	金谷	○	○		
136		謙早- (急) -1832	金屋町	○	○		
137		謙早- (急) -1833	金谷(2)	○	○		
138	謙早- (急) -1834	金谷(3)	○	○			
139	泉町	謙早- (急) -1835	泉(3)	○	○		
140		謙早- (急) -1836	泉(4)	○	○		
141		謙早- (急) -1837	泉(2)	○	○		
142		謙早- (急) -1838	泉(5)	○	○		
143		謙早- (急) -1839	泉(6)	○	○		
144		謙早- (急) -1840	泉(1)	○	○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号			
145	泉町	謙早- (急)-1841	泉 (7)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号			
146		謙早- (急)-1842	泉 (8)		○	○				
147		謙早- (急)-1843	泉 (9)		○	○				
148		謙早- (急)-1844	泉 (10)		○	○				
149		謙早- (急)-1845	泉 (11)		○	○				
150		謙早- (急)-1846	泉 (12)		○	○				
151		日の出町	謙早- (急)-1847		日の出 (2)	○		○		
152			謙早- (急)-1848		日の出 (3)	○		○		
153			謙早- (急)-1849		日の出	○		○		
154			謙早- (急)-1850		香田 (1)	○		○		
155		謙早- (急)-1851	香田 (2)		○	○				
156		謙早- (急)-1852	日の出 (4)		○	○				
157		謙早- (急)-1853	日の出 (5)		○	○				
158		福田町	謙早- (急)-1854		香田 (2)	急傾斜地の崩壊		○	○	令和元年 7月5日 第112号
159			謙早- (急)-1855		福田 (3)			○	○	
160	謙早- (急)-1856		福田 (4)	○	○					
161	謙早- (急)-1857		上平田 (2)	○	○					
162	謙早- (急)-1858		上平田	○	○					
163	謙早- (急)-1859		上平田 (3)	○	○					
164	謙早- (急)-1860		福田 (5)	○	○					
165	謙早- (急)-1861		福田 (6)	○	○					
166	謙早- (急)-1862		福田 (7)	○	○					
167	謙早- (急)-1863		福田 (8)	○	○					
168	謙早- (急)-1864		福田 (9)	○	○					
169	謙早- (急)-1865		福田 (10)	○	○					
170	謙早- (急)-1866		福田 (11)	○	○					
171	謙早- (急)-1867		福田 (12)	○	○					
172	謙早- (急)-1868	福田 (13)	○	○						
173	謙早- (急)-1869	福田 (14)	○	○						
174	謙早- (急)-1870	福田 (15)	○	○						
175	謙早- (急)-1871	福田 (16)	○	○						
176	謙早- (急)-1872	福田 (17)	○	○						
177	謙早- (急)-1873	福田 (18)	○	○						
178	謙早- (急)-1874	福田 (19)	○	○						
179	謙早- (急)-1875	福田 (20)	○	○						
180	謙早- (急)-1876	福田 (21)	○	○						
181	謙早- (急)-1877	福田 (22)	○	○						
182	謙早- (急)-1878	中山	○	○						
183	謙早- (急)-1879	福田 (23)	○	○						
184	謙早- (急)-1880	中山 (3)	○	○						
185	謙早- (急)-1881	福田	○	○						
186	謙早- (急)-1882	福田 (24)	○	○						
187	謙早- (急)-1883	福田 (2)	○	○						
188	謙早- (急)-1884	福田 (25)	○	○						
189	謙早- (急)-1885	中山 (2)	○	○						
190	謙早- (急)-1886	福田 (26)	○	○						
191	謙早- (急)-1887	福田 (27)	○	○						
192	謙早- (急)-1888	福田 (28)	○	○						

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号			
193	福田町	謙早- (急)-1889	福田 (29)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号			
194		謙早- (急)-1890	福田 (30)		○	○				
195		謙早- (急)-1891	福田 (31)		○	○				
196		謙早- (急)-1892	福田 (32)		○	○				
197		謙早- (急)-1893	福田 (33)		○	○				
198		謙早- (急)-1894	福田 (34)		○	○				
199		謙早- (急)-1895	福田 (35)		○	○				
200		謙早- (急)-1896	福田 (36)		○	○				
201		謙早- (急)-1897	福田 (37)		○	○				
202		謙早- (急)-1898	福田 (38)		○	○				
203		謙早- (急)-1899	福田 (39)		○	○				
204		謙早- (急)-1900	福田 (40)		○	○				
205		謙早- (急)-1901	福田 (41)		○	○				
206		栄田町	謙早- (急)-1902		栄田 (3)	急傾斜地の崩壊		○	○	令和元年 7月5日 第112号
207			謙早- (急)-1903		栄田 (2)			○	○	
208			謙早- (急)-1904		栄田 (4)			○	○	
209			謙早- (急)-1905		栄田 (5)			○	○	
210			謙早- (急)-1906		栄田 (6)			○	○	
211			謙早- (急)-1907		栄田 (7)			○	○	
212	謙早- (急)-1908		栄田 (8)	○	○					
213	謙早- (急)-1909		栄田 (9)	○	○					
214	謙早- (急)-1910		栄田 (10)	○	○					
215	謙早- (急)-1911		栄田 (11)	○	○					
216	謙早- (急)-1912		栄田 (12)	○	○					
217	謙早- (急)-1913		栄田 (13)	○	○					
218	謙早- (急)-1914		栄田 (14)	○	○					
219	謙早- (急)-1915		栄田 (15)	○	○					
220	謙早- (急)-1916	栄田 (16)	○	○						
221	謙早- (急)-1917	栄田 (17)	○	○						
222	謙早- (急)-1918	栄田 (18)	○	○						
223	謙早- (急)-1919	栄田 (19)	○	○						
224	謙早- (急)-1920	栄田	○	○						
225	謙早- (急)-1921	栄田 (20)	○	○						
226	謙早- (急)-1922	栄田 (21)	○	○						
227	謙早- (急)-1923	栄田 (22)	○	○						
228	謙早- (急)-1924	栄田 (23)	○	○						
229	謙早- (急)-1925	栄田 (24)	○	○						
230	西栄田町	謙早- (急)-1926	西栄田	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号			
231		謙早- (急)-1927	栄田 (25)		○	○				
232		謙早- (急)-1928	栄田 (26)		○	○				
233	栄田町	謙早- (急)-1929	栄田 (27)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号			
234		謙早- (急)-1930	栄田 (28)		○	○				
235	永昌町	謙早- (急)-1931	永昌	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号			
236		謙早- (急)-1932	永昌 (2)		○	○				
237		謙早- (急)-1933	永昌 (3)		○	○				
238		謙早- (急)-1934	永昌 (4)		○	○				
239		謙早- (急)-1935	永昌 (5)		○	○				
240		謙早- (急)-1936	永昌 (6)		○	○				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
241	永昌町	謙早-(急)-1937	永昌(7)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号
242		謙早-(急)-1938	永昌(8)				
243		謙早-(急)-1939	永昌(9)				
244		謙早-(急)-1940	永昌(10)				
245		謙早-(急)-1941	小船越(3)				
246	貝津町	謙早-(急)-1942	貝津(29)				
247		謙早-(急)-1943	貝津(30)				
248		謙早-(急)-1944	貝津(31)				
249		謙早-(急)-1945	貝津(32)				
250	貝津ヶ丘	謙早-(急)-1946	貝津ヶ丘				
251	中通町	謙早-(急)-398-2	中通(14)				
252	小豆崎町	謙早-(急)-1107	小豆崎(5)				
253	真崎町	謙早-(急)-1428	真崎(7)				
254	飯盛町里	謙早(飯盛)-(急)-0070-2	里(47)				
255	本明町	謙早-(土)-501	綿打川(イ)	土石流	○	○	
256		謙早-(土)-502	東河内川(ロ)				
257		謙早-(土)-503	東河内川				
258		謙早-(土)-504	東河内川(イ)				
259		謙早-(土)-505	前河内川				
260	目代町	謙早-(土)-506	青山川				
261		謙早-(土)-507	青山川(イ)				
262		謙早-(土)-508	目代川(イ)				
263		謙早-(土)-509	目代川				
264	永昌町	謙早-(土)-510	宇都川(ホ)				
265	久山町	謙早(地)-1	花ノ木	地すべり	○	○	
266	飯盛町川下	謙早(飯盛)-(地)-1	川下				
267	飯盛町古場	謙早(飯盛)-(地)-2	古場				
268	飯盛町平古場	謙早(飯盛)-(地)-3	穴越				
269	飯盛町里	謙早(飯盛)-(地)-4	寺坂				
270	飯盛町久保	謙早(飯盛)-(地)-5	久保				
271	飯盛町久保	謙早(飯盛)-(地)-6	万詰				
272	飯盛町後田	謙早(飯盛)-(地)-7	釘崎				
273	小長井町川内、打越	謙早(小長井)-(地)-1	打越				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
1	下大渡野町	謙早-(地)-11	下大渡野	地すべり	○	○	令和2年 1月21日 第39号
2	破籠井町	謙早-(地)-12	破籠井				
3	御手水町	謙早-(地)-13	御手水1				
4		謙早-(地)-14	御手水2				
5	白木峰町	謙早-(地)-15	白木峰				
6	久山町	謙早-(地)-17	久山				
7		謙早-(地)-25	田茶屋				
8	土師野尾町	謙早-(地)-18	土師野尾1				
9		謙早-(地)-19	土師野尾2				
10	天神町	謙早-(地)-20	天神1				
11		謙早-(地)-21	天神2				
12		謙早-(地)-22	天神3				
13		謙早-(地)-23	天神4				
14	川床町	謙早-(地)-24	川床				
15	津久薬町	謙早-(地)-26	棉原				
16	多良見町	謙早(多良見)-(地)-11	四ツ杖				
17		謙早(多良見)-(地)-12	大山				
18		謙早(多良見)-(地)-13	清水				
19		謙早(多良見)-(地)-14	木床				
20		謙早(多良見)-(地)-15	日当				
21		謙早(多良見)-(地)-16	井樋ノ尾				
22		謙早(多良見)-(地)-17	合戦場				
23	小長井町	謙早(小長井)-(地)-11	七曲り				
24		謙早(小長井)-(地)-12	中古場				
25		謙早(小長井)-(地)-13	櫛ノ木				
26		謙早(小長井)-(地)-14	狛塚				
27		謙早(小長井)-(地)-15	本裏木				
28		謙早(小長井)-(地)-16	城山				
29		謙早(小長井)-(地)-17	三ツ石				
30		謙早(小長井)-(地)-18	小川原浦				
31	高来町	謙早(高来)-(地)-11	萩原				
32		謙早(高来)-(地)-12	土持場				
33		謙早(高来)-(地)-13	定谷				
34		謙早(高来)-(地)-14	坂下				
35		謙早(高来)-(地)-15	下箱山				
36		謙早(高来)-(地)-16	東野				
37		謙早(高来)-(地)-17	小中尾				
38		謙早(高来)-(地)-18	三反田				
39		謙早(高来)-(地)-19	早稲田				
40		謙早(高来)-(地)-20	神津倉				
41	飯盛町	謙早(飯盛)-(地)-12	東				
42		謙早(飯盛)-(地)-13	山口				
43		謙早(飯盛)-(地)-14	清水				
44		謙早(飯盛)-(地)-15	清水前田				
45		謙早(飯盛)-(地)-16	上畔				
46		謙早(飯盛)-(地)-17	小更				
47		謙早(飯盛)-(地)-18	本源平				
48		謙早(飯盛)-(地)-20	大久保				

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒	特別警戒	告示年月日 告示番号
49	飯盛町	藤早(飯盛)-(地)-21	鬼塚	地すべり	○		令和2年 1月21日 第39号
50		藤早(飯盛)-(地)-22	尾崎		○		
51		藤早(飯盛)-(地)-25	松木園		○		
52		藤早(飯盛)-(地)-26	山閉		○		
53		藤早(飯盛)-(地)-27	藤ノ峰		○		
54		藤早(飯盛)-(地)-28	中山		○		
55		藤早(飯盛)-(地)-29	上瀬泉田		○		
56		藤早(飯盛)-(地)-30	用		○		
57		藤早(飯盛)-(地)-31	上西ノ首		○		
58		藤早(飯盛)-(地)-32	高平		○		
59		藤早(飯盛)-(地)-34	界ノ尾		○		

急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）に基づく指定

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地崩壊危険区域に指定された地域は次のとおりである。

急傾斜地崩壊危険区域の集計表

諫早地域	多良見地域	森山地域	飯盛地域	高来地域	小長井地域	合計(箇所)
50	15	19	32	8	17	141

(諫早地域)

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	宇都	宇都町	46m 12m	0.07ha	23戸 69人	H12.1.14 第58号	県一般公共 H10	完成
2	宇都(2)	宇都町	51m 7m	0.10ha	5戸 15人	H17.3.31 第352号18	市県費補助 H11	完成
3	泉	泉町	120m 7.5m	0.48ha	5戸 20人	S57.3.2 第204号	県緊急 S57	完成
4	泉町第2	泉町	40m 9.2m	0.20ha	5戸 20人	S61.1.10 第7号	県緊急 S60～	完成
			75m 10m	0.11ha	15戸 45人	H14.10.11 第1155号	県・市 H13～H14	完成
			37m 7m	0.033ha	2戸	H25.9.20 第941号	市県費補助 H24～H25	完成
5	泉(3)	泉町	32.5m 5m	0.03ha	5戸 15人	H14.10.11 第1156号	市県費補助 H13～H14	完成
6	泉(1)	泉町	67m 9m	0.11ha	10戸	H28.9.6 第652号	市県費補助 H27～R2	完成
7	西深山久保	天満町 城見町	100m 6.5m	0.45ha	15戸 66人	S55.3.21 第234号	市県費補助 S55～S56	完成
8	上宇戸	天満町	110m 20m	0.55ha	36戸 55人	S53.6.6 第454号	県一般公共 S53～S56	完成
			100m 7.5m	0.44ha	13戸 42人	S58.4.8 第344号	市県費補助 S57～S59	完成
9	上宇戸(3)	天満町	395m 13～38m	1.00ha	41戸 123人	H8.10.15 第921号	県一般公共 H7～H9	完成
10	本明	本明町	120m 8m	0.50ha	5戸 15人	S62.10.2 第872号	県緊急 S61	完成
			87m 7m	0.03ha	0戸	H21.1.6 第7号	県・市 H17～H19	完成
11	下本明	本明町	355m 5.8m	0.52ha	12戸 36戸	H6.5.20 第566号	県一般公共 H6～H10	完成
			110m 7.0m	0.26ha	11戸	H24.12.11 第1014号	県 H22～H24	完成
12	前河内	本明町	192.8m 6m	1.25ha	7戸 28人	H6.8.16 第812号	市県費補助 H6～H16	完成
13	森の下	本明町	570m 30m	1.70ha	30戸	H18.3.31 第483号	県・市 H18～H20	完成
			30m 19m	0.12ha	2戸	H18.12.19 第1215号	県・市	完成
14	広瀬	本明町	170m 7m	0.23ha	8戸	H20.12.12 第1076号	市県費補助 H19～H23	完成
			140m 9m	0.35ha	4戸	H24.1.17 第56号	市県費補助 H24～H28	完成
15	山ノ木	目代町	390m 23m	0.84ha	11戸 33人	H10.12.8 第1331号	県一般公共 H10	完成
16	仲間	目代町	170m 10m	0.33ha	5戸	H31.4.23 第356号	市県費補助 H31～	一部完成
17	土師野尾	土師野尾町	135m 6.8m	0.51ha	7戸 21人	H4.12.8 第1107号	県緊急 H3	完成
18	土師野尾(2)	土師野尾町	170m 13m	0.45ha	7戸	H34.2.15 第88号	市県費補助 R2～	一部完成
19	夫婦木	小川町	82m 36m	0.09ha	6戸 18人	H17.3.31 第352号17	市県費補助 H15～	完成

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
20	鷺崎	鷺崎町	70m 12m	0.30ha	11戸 35人	S63.3.4 第208号	県一般公共 S63	完成
21	石崎	赤崎町	245m 44m	0.97ha	13戸	H18.9.1 第905号	県一般公共 H16~H19	完成
22	石崎(2)	赤崎町	250m 14m	0.65ha	12戸	H22.6.22 第594号	県一般公共 H21~H23	完成
23	黒崎	黒崎町	30m 11.4m	0.135ha	6戸 18人	H4.12.8 第1108号	県緊急 H3	完成
			260m 22m	0.70ha	11戸 33人	H15.2.4 第113号	県・市 H12~H16	完成
24	木秀	長野町	98m 13m	0.26ha	5戸	H25.7.16 第774号	市県費補助 H24~R1	完成
25	六本松	松里町	160m 8.5m	0.56ha	14戸 52人	S58.4.8 第347号	市県費補助 S57~S63	完成
			65m	0.35ha	6戸	S62.9.4	県緊急 S61	完成
			12m		23人	第786号	市県費補助 S63~H2	完成
26	六本松(2)	松里町	42m 7.8m	0.14ha	10戸 30人	H4.12.8 第1113号	県緊急 H3	完成
27	西岩崎	松里町	186m 7.9m	0.48ha	6戸 18人	H5.7.20 第754号	市県費補助 H4~H14	完成
28	西屋敷	有喜町	320m 19.5m	1.52ha	78戸 243人	S45.12.1 第810号	県一般公共 S55~S55	完成
29	高見	有喜町	170m	1.60ha	36戸	S55.3.21	県緊急 S55	完成
			14m		165人	第234号	県一般公共 S65~H2	完成
								市県費補助 S59~S63
30	下岩崎	有喜町	190m 12m	0.69ha	12戸 48人	S57.3.2 第205号	県緊急 S57	完成
31	早見	早見町	26m	0.518ha	11戸	S56.3.13 第252号	県緊急 S56	完成
			7m		11人	S58.3.22 第286号	県一般公共	完成
32	岩ノ口	中通町	300m 44m	0.35ha	12戸 36人	H17.3.31 第352号19	県・市 H14~H15	完成
33	岩ノ口(2)	中通町	109m 15~50m	0.60ha	10戸	H26.2.25 第200号	県一般公共 H25~R1	完成
34	鶴田	鶴田町	65m 8m	0.19ha	6戸 27人	S63.3.4 第207号	市県費補助 S63~H3	完成
35	堂崎	堂崎町 津水町	280m 25m	1.80ha	15戸 63人	S62.9.18 第843号	県一般公共 S63~H1	完成
			50m 13~23m	0.23ha	5戸	H26.10.3 第921号	県一般公共 H25~H29	完成
36	平地蒔	富川町	180m 23m	0.34ha	5戸	H20.12.12 第1074号	市県費補助 H18~H25	完成
			101m 5.9m	0.11ha	2戸	H23.6.21 第660号		完成
37	山副	湯野尾町	200m 7m	1.00ha	5戸 21人	S60.4.2 第358号	県緊急 S59~H5	完成
38	岩下	湯野尾町	120m 10m	0.49ha	6戸 24人	H4.12.8 第1109号	県緊急 H3	完成
			350m 12m	0.95ha	10戸 30人	H10.10.30 第1203号	県一般公共 H8~H11	完成
39	棚掛	湯野尾町	290m 100m	0.46ha	13戸 39人	H14.1.25 第94号	県一般公共 H10~H13	完成
40	山口	湯野尾町	60m 30m	0.08ha	6戸 18人	H14.2.8 第132号	市県費補助 H10~H11	完成
41	中島	湯野尾町	270m 32m	1.41ha	11戸	H18.6.30 第718号	県一般公共 H16~H21	完成
42	田の平	下大渡野町	270m 12m	0.62ha	11戸 33人	H10.9.25 第1107号	県一般公共 H6~H10	完成

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
43	峰	下大渡野町	180m 30m	0.71ha	25戸	H18.12.19 第1219号	県一般公共 H17～H20	完成
44	西里	西里町	70m	0.20ha	5戸	S61.4.11 第346号	県緊急 S30・S63	完成
			10m		20人		市県費補助 S63	完成
45	中田	中田町	174m 15m	0.51ha	6戸 18人	H14.10.11 第1157号	市県費補助 H11～H24	完成
46	尾向	長田町	280m 13.5m	1.05ha	14戸 56人	H2.7.6 第681号	県一般公共 H2～H7	完成
47	長田(1)	長田町	200m 10m	0.32ha	13戸	H18.12.19 第1218号	県・市 H17～	完成
48	草原	長田町	50m 13m	0.09ha	6戸	H33.8.17 第582号	市県費補助 R2～R4	完成
49	尾首	高天町	87m 8.5m	0.28ha	7戸 21人	H3.11.26 第1115号	市県費補助 H3～H5	完成
50	香田(2)	福田町	142m 25m	0.76ha	5戸	H35.3.14 第187号	市県費補助 H4～	一部完成

(多良見地域)

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	西川内	多良見町 西川内	180m 8m	0.30ha	10戸	H13.4.3 第480号	県・市 H11～H13	完成
2	源八(1)	多良見町 西川内	50m 12m	0.11ha	2戸	H31.10.18 第336号	市県費補助 H31～R2	完成
3	市布	多良見町 市布	90m 13m	0.21ha	6戸	H13.3.30 第458号	市県費補助 H11～H12	完成
4	化屋	多良見町 化屋	75m 10m	0.42ha	5戸	S58.3.11 第254号	県一般公共 S57～	完成
5	化屋上野	多良見町 化屋	84m 66m	0.46ha	7戸	S58.7.1 第547号	県一般公共 S60～S62	完成
			148m 13～50m	0.40ha	27戸	H24.12.7 第1008号	県一般公共 H24～H29	完成
6	化屋大島	多良見町 化屋	150m 12m	0.34ha	25戸	H4.1.21 第59号	県・市 H3～H6	完成
7	圃	多良見町 圃	335m	1.01ha	5戸	S58.3.4 第236号	県一般公共 S57	完成
			52m	1.50ha	17戸	S60.7.12 第597号	県一般公共 S60～S62	完成
			430m 49m	1.63ha	33戸	H23.4.22 第480号	県一般公共 H21～H30	完成
8	天砂	多良見町 圃	85m 25m	0.19ha	5戸	H12.12.22 第1262号	市県費補助 H12～H17	完成
9	船津	多良見町 木床	190m	0.18ha	13戸	S56.4.3 第353号	県一般公共	完成
10	木床	多良見町 木床	105m 38m	0.57ha	5戸	S58.4.1 第326号	県一般公共 S57～	完成
11	中網代	多良見町 舟津	42m 9m	0.04ha	6戸	H20.12.12 第1075号	市県費補助 H19～H20	完成
12	浦川内	多良見町 佐瀬	240m 101m	1.49ha	6戸	S56.4.3 第353号	市県費補助 S53～S57	完成
13	草木田	多良見町 佐瀬	40m 25m	1.02ha	5戸	S56.4.3 第353号	市県費補助 S53～H2	完成
14	百石(1)	多良見町 佐瀬	180m 46m	0.57ha	7戸	S63.4.15 第425号	市県費補助 S59～H5	完成
15	百石(2)	多良見町 佐瀬	110m 79m	0.31ha	5戸	S63.4.26 第454号	市県費補助 H4～H7	完成

(森山地域)

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	原	森山町 下井牟田	206m	0.21ha	7戸	H4.12.8 第1122号	県・市 H4~H15	完成
			18m	0.03ha	1戸	H18.6.30 第717号		完成
2	休屋	森山町 唐比西	165m	0.79ha	10戸	S56.6.23 第619号	県一般公共 S57~S60	完成
			5m	0.22ha	3戸	S59.2.17 第157号		完成
3	備後崎	森山町 杉谷	200m 30m	0.96ha	10戸	S56.1.27 第72号	県一般公共 S56~S58	完成
4	江城	森山町 杉谷	340m 20m	1.12ha	12戸	H6.12.27 第1221号	県一般公共 H6~H12	完成
5	西ノ浦	森山町 杉谷	140m 38m	0.41ha	11戸	H11.1.18 第66号	県一般公共 H10~H12	完成
6	丸山	森山町 杉谷	210m 72m	0.60ha	17戸	H14.10.11 第1154号	県一般公共 H13~H16	完成
7	郡勢開	森山町 杉谷	232m 24m	0.64ha	21戸	H20.2.15 第123号	県一般公共 H19~H21	完成
8	釜	森山町 田尻	150m 24m	1.50ha	7戸	S46.2.23 第139号	県一般公共 H6	完成
9	倉津	森山町 田尻	390m	1.25ha	23戸	S54.1.26 第59号	県一般公共 S54~S61	完成
			54m	0.19ha	23戸	S58.3.22 第286号		完成
10	白塔	森山町 田尻	190m 54m	1.60ha	11戸	S58.1.18 第63号	県・市 S57~H13	完成
11	梅野	森山町 田尻	460m 56m	0.50ha	13戸	S62.9.4 第793号	県一般公共 S62~H2	完成
12	平石	森山町 田尻	680m 44m	3.86ha	20戸	H2.8.31 第834号	県一般公共 H3~H10	完成
13	鋤崎	森山町 田尻	320m 40m	2.10ha	13戸	H14.6.21 第801号	県・市 H12~H18	完成
14	葛根崎	森山町 本村	200m 30m	0.53ha	11戸	H14.10.11 第1153号	県・市 H13~H16	完成
15	本村下(2)	森山町 本村	107m 12m	0.18ha	7戸	H24.8.3 第729号	市県費補助 H23~H28	完成
16	水谷	森山町 慶師野	604m	1.09ha	10戸	S54.1.26 第59号	県一般公共 S54~H8	完成
				0.88ha	7戸	S62.10.27 第979号		完成
			0.16ha	2戸	S63.9.24 第860号	完成		
			32m	0.09ha	2戸	H6.8.16 第811号		完成
				0.05ha	1戸	H9.6.24 第859号		完成
17	万灯	森山町 慶師野	200m	0.56ha	10戸	S54.1.26 第59号	県一般公共 S57~S60	完成
			28m	0.97ha	5戸	S58.8.9 第649号		完成
18	水谷(2)	森山町 慶師野	253m	1.22ha	10戸	H9.9.26 第1213号	県一般公共 S62~H13	完成
			48m	0.18ha	2戸	H11.12.21 第1252号		完成
19	灯中	森山町 慶師野	34m 18m	0.07ha	5戸	H14.10.11 第1158号	県・市 H13~	完成
			185m	0.32ha	7戸	H18.6.30 第716号	県・市 H13~	完成
			55m 9m	0.07ha	2戸	H18.8.1 第821号	県・市 H13~	完成

(飯盛地域)

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	湯穴	飯盛町 後田	311m 10m	4.10ha	41戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
			80m 10m	0.50ha	12戸	S47.12.19 第865号	県一般公共	完成
2	後田名西船津	飯盛町 後田	330m 20m	1.20ha	18戸	S49.8.9 第1832号	県一般公共	完成
3	三軒屋	飯盛町 後田	75m 8m	0.40ha	7戸	S55.12.19 第1006号	市県費補助 S56	完成
4	堀	飯盛町 後田	45m 7m	0.16ha	5戸	S58.4.8 第342号	市県費補助 S58	完成
5	西船津	飯盛町 後田	330m 20m	0.62ha	4戸	H4.12.8 第1120号	県一般公共	完成
6	堀第2	飯盛町 後田	24m 5m	0.058ha	5戸	H7.3.31 第340号	市県費補助 H7	完成
7	上井樋	飯盛町 下釜	290m 65m	1.78ha	21戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
8	大木不動山	飯盛町 下釜	312m 12m	1.85ha	34戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
			32m 13m	0.13ha	30戸	S58.3.22 第287号	県一般公共	完成
9	永汀	飯盛町 下釜	291m	1.35ha	24戸	S51.12.28 第1063号	県一般公共	完成
				0.12ha	6戸	H1.10.24 第1026号	市県費補助	完成
			40m	0.11ha	2戸	H10.7.24 第911号	市県費補助	完成
10	西泊	飯盛町 下釜	80m 5m	0.18ha	6戸	H6.7.8 第655号	—	指定のみ
11	香田	飯盛町 久保	57m 22m	0.21ha	5戸	S61.4.11 第346号	県・市 S61	完成
12	香田第2	飯盛町 久保	34m 40m	0.17ha	5戸	H9.8.5 第1037号	市県費補助 H9～H10	完成
13	佐田	飯盛町 佐田	73m 8m	0.48ha	4戸	H6.5.20 第561号	市県費補助 H5～H8	完成
14	蔦畔	飯盛町 平古場	130m 35m	0.67ha	7戸	S58.8.9 第647号	市県費補助 S58	完成
15	石原	飯盛町 野中	90m 54m	0.93ha	4戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
16	上野中	飯盛町 野中	63m 40m	0.17ha	6戸	H4.12.8 第1119号	県一般公共	完成
17	囲	飯盛町 中山	160m 10m	0.48ha	7戸	S54.10.16 第762号	県一般公共 S54	完成
18	中山	飯盛町 中山	150m 30m	1.60ha	10戸	S57.2.12 第132号	県一般公共	完成
19	囲第2	飯盛町 中山	100m 30m	0.66ha	6戸	S58.8.9 第647号	県一般公共	完成
20	道原	飯盛町 中山	75m 7m	0.50ha	7戸	S58.8.9 第647号	市県費補助 S58	完成
21	古野	飯盛町 上原	100m 10m	0.86ha	6戸	S58.8.9 第647号	市県費補助 S58	完成
22	上原	飯盛町 上原	90m 15m	0.40ha	1戸	S59.1.20 第81号	市県費補助 S58～S62	完成
23	坊	飯盛町 里	120m 80m	1.80ha	12戸	S49.8.9 第1832号	県一般公共	完成
24	田尻	飯盛町 里	185m	0.70ha	10戸	S58.2.22 第192号	県一般公共	完成
			80m	0.23ha	1戸	S63.7.5 第609号		完成
25	西大門	飯盛町 里	300m 57m	1.50ha	11戸	S58.8.9 第647号	県一般公共	完成

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数人口	法指定年月日告示番号	事業主体施行期間	備考
26	清水	飯盛町里	45m 15m	0.70ha	1戸	S61.2.4 第75号	県一般公共	完成
27	中	飯盛町川下	95m 35m	0.80ha	6戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
28	八の久保	飯盛町川下	170m 40m	2.00ha	10戸	S49.8.9 第1832号	県一般公共	完成
29	濱ノ端	飯盛町川下	99m 12m	1.60ha	6戸	H21.7.24 第717号	市県費補助 H20～H24	完成
番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数人口	法指定年月日告示番号	事業主体施行期間	備考
30	上園	飯盛町古場	420m	3.14ha	18戸	S58.7.15 第590号	県緊急 S57	完成
			20m				県一般公共 H25～R1	完成
			50m 35m	0.05ha	2戸	H26.9.19 第891号	県一般公共 H25～R1	完成
31	補伽(2)	飯盛町古場	280m 60m	1.35ha	10戸	S58.8.26 第714号	県一般公共	完成
32	宇戸川内	飯盛町古場	120m 19m	0.42ha	6戸	H21.7.24 第716号	市県費補助 H20～H26	完成

(高来地域)

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数人口	法指定年月日告示番号	事業主体施行期間	備考
1	善住寺	高来町善住寺	49m	0.05ha	6戸	H19.8.31 第798号	市県費補助 H15～H17	完成
2	岩下	高来町善住寺	62m 13m	0.15ha	5戸	H34.3.18 第223号	市県費補助 R4～	一部完成
3	西平	高来町水ノ浦	41m 6m	0.07ha	5戸	H33.1.5 第14号	市県費補助 R2～R3	完成
4	城ノ下	高来町金崎	167m 12m	0.20ha	10戸	H14.8.9 第940号	県・市	完成
5	深海	高来町古場	440m 7m	5.95ha	15戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
6	深海船津	高来町船津	140m 12m	0.17ha	10戸	S62.10.27 第978号	県一般公共	完成
			36m 6m	0.05ha	2戸	H26.9.16 第874号	市県費補助	完成
7	深海(2)	高来町船津	290m	0.40ha	13戸	H8.2.27 第205号	県一般公共	完成
			15m	0.22ha	4戸	H22.7.13 第646号	県一般公共	完成
8	大戸	高来町大戸	127m 7m	0.33ha	11戸	H14.2.8 第130号	市県費補助	完成

(小長井地域)

番号	危険区域	位置	延長高さ	面積	人家戸数人口	法指定年月日告示番号	事業主体施行期間	備考
1	釜	小長井町遠竹	120m 11m	0.72ha	5戸	S47.1.28 第52号	市県費補助 S57～S60	完成
2	南平	小長井町遠竹	200m 15m	1.83ha	5戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
3	柳谷	小長井町遠竹	230m 20m	1.50ha	6戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
4	釜(1)	小長井町遠竹	58m 10m	0.08ha	6戸	H20.6.10 第579号	市県費補助 H18～H20	完成
5	釜(2)	小長井町遠竹	111m 9m	0.08ha	5戸	H30.6.29 第488号	市県費補助 H30～R2	完成
6	竹崎	小長井町井崎	130m 7m	0.13ha	5戸	H5.8.31 第893号	県・市	完成
7	小川原浦	小長井町小川原浦	325m 30m	3.90ha	14戸	S47.1.28 第52号	県・市	完成

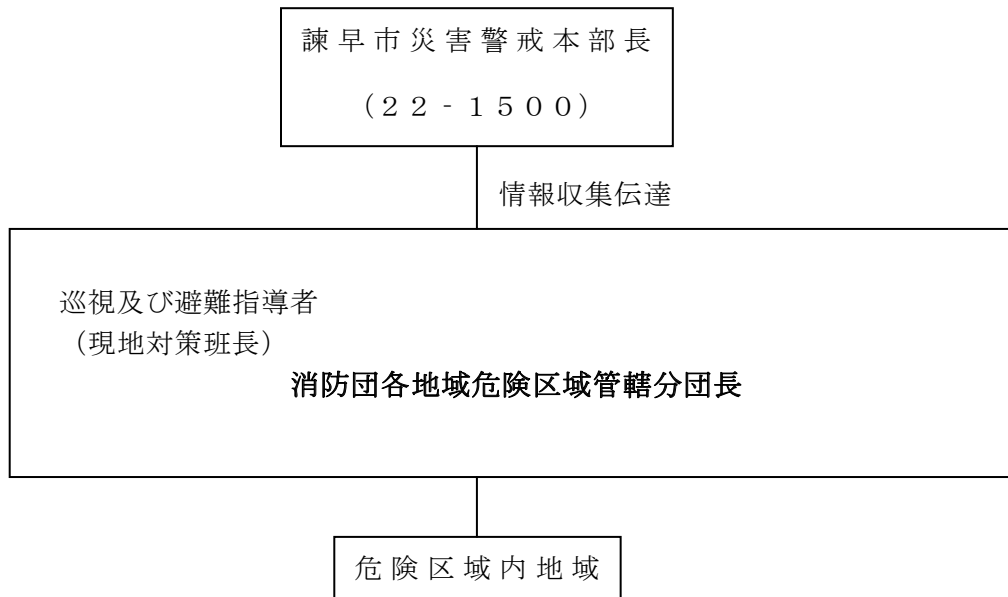
番号	危険区域	位置	延長 高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
8	出口	小長井町 小川原浦	360m 20m	3.60ha	10戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
9	長浜第1	小長井町 小川原浦	120m 9m	0.14ha	11戸	H5.8.31 第894号	県・市	完成
10	開	小長井町 牧	130m 10m	0.13ha	7戸	H5.8.31 第892号	県・市	完成
11	牧	小長井町 牧	307m	0.28ha	10戸	H9.6.24 第861号	県・市	完成
			15m	0.04ha	10戸	H11.11.24 第1148号	県・市	完成
12	丸尾	小長井町 牧	240m 10m	0.42ha	7戸	H11.7.16 第762号	市県費補助 H10～H23	完成
13	赤岩	小長井町 打越	160m 16m	1.89ha	5戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
14	足角	小長井町 打越	250m 5m	1.00ha	13戸	S63.6.28 第589号	県一般公共	完成
15	足角第2	小長井町 打越	257m	1.24ha	10戸	H4.12.8 第1121号	県一般公共	完成
			34m	0.28ha	10戸	H9.6.24 第858号	県一般公共	完成
16	風生(4)	小長井町 打越	290m	0.72ha	12戸	H6.10.28 第1014号	県・市	完成
			20m	0.04ha	11戸	H18.4.14 第522号	市県費補助 S56	完成
17	舟津	小長井町 大峰	520m 5m	3.80ha	9戸	S47.1.28 第52号	県一般公共	完成

2 予想される災害

連続的降雨又は集中豪雨等による急傾斜地の崩壊、これに伴う家屋の倒壊、埋没及び人的災害の発生。

3 情報収集及び伝達

(1) 情報収集及び伝達



- (2) 危険区域内の地表水、湧水、亀裂の有無、竹木等の傾倒、人家の損壊などの情報収集を現地対策班長が行う。
- (3) 雨量の測定は、諫早市役所の雨量計によって測定する。
- (4) 気象情報は、本部長から巡視及び避難指導者へ行い、危険区域内住民へは、巡視及び避難指導者から行う。

4 警戒配備体制

諫早市災害警戒本部、水防本部設定に準ずる。

5 避難計画

- (1) 急傾斜崩壊の危険が増大した時は、警察官の避難命令又は本部長の避難指示により避難を行う。住民への伝達は、避難信号のサイレン又は口頭で行う。

避難信号	サイレン	60 秒 —————	5 秒 休止	60 秒 —————	5 秒 休止
------	------	---------------	-----------	---------------	-----------

- (2) 緊急避難場所等

※緊急避難場所等については、「地区別避難場所及び指導者一覧表（各地域）」を参照

6 救助計画

災害に伴う救出、救護については、諫早消防署、消防団、警察等関係機関の協力を得て実施する。

急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所名	町名	延長 (m)	斜面 高さ (m)	傾斜度 (度)	人家 戸数 (戸)	間接する急傾斜地崩壊危険区域の指定日	避難所	避難に使用する道路	
									国・県道	市道
1	1-1816 3-1-1 尾山(1)	長田町	270	11	65	12	H02/07/06	長田いこいの広場	県道濃早多真岳線	浜の上線 段堂川線 川地線 多良岳線 中島線 長田町浜田線 野里御手水線 坂ノ下中田線 中田線 西里御手水線 中田線
2	1-1818 3-1-3 中田(3)	中田町	220	8	67	5		中田町公民館	-	西里御手水線
3	1-1819 3-1-4 中田(2)	中田町	200	10	55	9		中田町公民館	-	西里御手水線
4	1-1821 3-1-6 片木	大瀬町	190	80	32	7		片木構造改善センター	-	目代片木線
5	1-1822 3-1-7 岩屋川口(3)	大瀬町	135	84	40	2		白木峰町公民館	県道濃早多真岳線	御手水岩屋川口線 白木峰岩屋川口線 柳刀峰白木峰線 正久寺白木峰線
6	1-1824 3-1-9 小園	中田町	250	14	38	8		中田町公民館	-	野里御手水線
7	1-1825 3-1-10 小峰	小豆崎町	100	6	83	5		小豆崎町第二公民館	-	小園線
8	1-1826 3-1-11 上平田	福田町	170	12	35	5		ダイサー・ピス いきいきハウス	-	福田川頭線 福田香田線
9	1-1827 3-1-12 香田(2)	日の出町	130	32	31	7		日の出町公民館	-	金谷目代線 香田後谷線 福田香田線
10	1-1828 3-1-13 香田(1)	日の出町	120	8	70	4		日の出町公民館	-	金谷目代線 香田後谷線 日の出東線
11	1-1829 3-1-14 泉(1)	泉町	110	10	38	15	H28/09/06	泉町公民館	-	清仙寺線
12	1-1830 3-1-15 泉(2)	泉町	110	10	80	14	H25/09/20	泉町公民館	-	配水池堂の前線 清仙寺線
13	1-1831 3-1-16 泉(3)	泉町	260	10	59	33	S57/03/02	泉町公民館	-	配水池堂の前線 清仙寺線 天瀧本明線
14	1-1832 3-1-17 上宇戸(3)	天瀧町	380	28	58	29	H06/10/15	北濃早中学校 屋内運動場	-	永目東福田線 裏山線 裏山折山頭線 天瀧町4号線 城見町2号線
15	1-1833 3-1-18 天瀧(2)	天瀧町	84	15	48	19		北濃早中学校 屋内運動場	-	裏山線 裏山折山頭線
16	1-1834 3-1-19 西深山久保	天瀧町、城見町	100	7	66	14	S55/03/21	北濃早中学校 屋内運動場	-	裏山線 天瀧本明線 深山西線
17	1-1835 3-1-20 上宇戸	天瀧町	240	21	51	38	S58/04/08	北濃早中学校 屋内運動場	-	永目東福田線 裏山折山頭線 宇戸の上線 下内清住線 天瀧配水池線 東山北濃早中学校線

番号	箇所名	町名	延長 (m)	斜面 高さ (m)	傾斜度 (度)	人家 戸数 (戸)	間接する急傾斜地崩壊危険区域の指定日	避難所	避難に使用する道路	
									国・県道	市道
18	1-1837 3-1-22 青山	目代町	80	32	36	3		目代構造改善センター	-	金谷目代線 目代片木線 青山線
19	1-1838 3-1-23 山ノ木	目代町	390	50	30	10	H10/12/08	目代構造改善センター	-	金谷目代線 後谷目代線 本明本野線 森の下線 本明堤防線 一町田線 大向線
20	1-1840 3-1-25 本明	本明町	590	50	63	28	H21/01/06	本明町公民館	-	本明本野線 本明町高川内線 森の下線 本明堤防線 一町田線 大向線
21	1-1841 3-1-26 森下	本明町	680	30	35	34	H18/12/19	本明町公民館	-	本明本野線 森の下線 本明堤防線 一町田線 大向線
22	1-1844 3-1-29 広瀬	本明町	310	5	35	11	H24/01/17	本明町公民館	-	本明本野線 本明堤防線
23	1-1845 3-1-30 彦城	本野町	360	9	73	18		本野ふれあい会館	県道富川溪線	本明本野線 彦城峠谷線 本野出溜所前線
24	1-1846 3-1-31 谷川	本野町	180	16	45	9		本野ふれあい会館	県道富川溪線	本明本野線 本野出溜所前線
25	1-1848 3-1-33 大林	湯野尾町	120	100	38	4		二股集会所	-	湯野尾線 湯野尾北線
26	1-1849 3-1-34 中島	湯野尾町	200	180	35	7	H18/06/30	二股集会所	-	湯野尾線 湯野尾北線
27	1-1850 3-1-35 榎掛	湯野尾町	380	100	35	13	H14/01/25	二股集会所	-	湯野尾線 湯野尾北線
28	1-1851 3-1-36 岩下	湯野尾町	350	98	35	10	H10/10/20	二股集会所	-	湯野尾線
29	1-1852 3-1-37 山崩	湯野尾町	430	66	34	8	S60/04/02	二股集会所	-	湯野尾線
30	1-1853 3-1-38 清仙	富門町	500	70	32	11		二股集会所	県道富川溪線	湯野尾線
31	1-1854 3-1-39 平地峠(2)	富門町	280	70	30	7	H23/06/21	二股集会所	県道富川溪線	湯野尾線
32	1-1855 3-1-40 古場	上大瀬町	80	30	35	5		本野ふれあい会館	県道富川溪線	大瀬野古崩線 湖山古崩線
33	1-1857 3-1-42 円能寺	上大瀬町	140	22	38	5		本野ふれあい会館	県道富川溪線	赤水線 円能寺神立線
34	1-1858 3-1-43 二野ヶ倉	上大瀬町	150	16	36	13		本野ふれあい会館	県道富川溪線	寺平ニヶ倉線 ニヶ倉線
35	1-1860 3-1-45 寺平	上大瀬町	400	32	42	14		本野ふれあい会館	県道富川溪線	寺平ニヶ倉線 上ヶ平線
36	1-1862 3-1-47 田ノ平(1)	下大瀬町	260	14	60	8	H10/09/25	本野ふれあい会館	国道34号 県道富川溪線	上ヶ平線
37	1-1863 3-1-48 田ノ平(2)	下大瀬町	80	10	38	5		本野ふれあい会館	国道34号 県道富川溪線	-
38	1-1864 3-1-49 平	下大瀬町	190	54	40	8		本野ふれあい会館	国道34号 県道富川溪線	宮園平線
39	1-1866 3-1-51 峰(1)	下大瀬町	500	22	39	34	H18/12/19	本野ふれあい会館	国道34号 県道富川溪線	永昌下大瀬野線 西菜田下大瀬野線
40	1-1867 3-1-52 栄田	栄田町	130	9	51	9		御前山の学校 屋内運動場	-	西菜田線 栄田線
41	1-1869 3-1-54 宇都(4)	宇都町	95	20	30	0		諏訪南高等学校 屋内運動場	主要地方道 諏訪西15号線 諏訪南高等学校 屋内運動場	諏訪西15号線 諏訪南高等学校 屋内運動場

番号	箇所名	町名	延長 (m)	斜面 高さ (m)	傾斜度 (度)	人家 戸数 (戸)	開通する急傾 地帯指定 区域の指定日	避難所	避難に使用する道路	
									国・県道	市道
63	赤島(1)	久山町	200	6	56	9		久山町公民館	国道34号	久山中央線 久山山口線 久山西線
64	田茶壘(2)	久山町	150	20	34	9		久山町公民館		久山中央線 久山山口線 久山西線
65	田茶壘(1)	久山町	200	20	46	9		久山町公民館		久山中央線
66	赤島(2)	久山町	115	8	42	9		久山町公民館	国道34号	久山中央線
67	若葉	若葉町	100	20	40	11		若葉町集会所		若葉田圃1号線 若葉田圃2号線 若葉田圃4号線
68	平山	平山町	150	40	34	6		みはる台小学校 屋内運動場		平山線 みはる台小学校線 中道線 上浦谷線
69	土師野尻(2)	土師野尻町	130	28	42	7	R04/02/15	みはる台小学校 屋内運動場	主要地方道 瀬早飯盛線	平山線 土師野尻線 みはる台小学校線 仁田原下後古掛線
70	四本松	平山町	90	14	47	0		みはる台小学校 屋内運動場	主要地方道 瀬早飯盛線	平山線 西瀬早中央線
71	覚蔵(2)	覚蔵町	160	10	33	12		西瀬早ふれあい会 館		白岩野渡線 覚蔵町1号線 覚蔵町5号線
72	覚蔵(1)	覚蔵町	280	18	47	31	SS2/09/18	西瀬早ふれあい会 館		西瀬早中央線 永昌原津水線 貝津津水線 覚蔵町16号線
73	長田(2)	長田町	110	20	39	0		長田みのり会館	県道多良岳線	東長田蘆ヶ田線 長田中学校線
74	城見(2)	城見町	110	6	56	16		金谷町公民館	国道207号	東小路城見線 宇戸安藤寺土庫川線 金谷六浦線 金谷久保線
75	金谷町	金谷町	180	10	59	22		金谷町公民館		東小路城見線 金谷六浦線 慶隆寺下北小線 金谷久保線
76	城見	城見町	130	14	30	20		北瀬早中学校 屋内運動場		北瀬早小学校東門線 金谷町1号線
77	前河内(2)	本明町	70	10	38	0		本明町公民館		北瀬早中学校東門線 采田菅幸田長田線 塊塚出口線
78	宇都(7)	宇都町	170	10	59	12		瀬早高岩高等学校 屋内運動場		瀬早高岩高等学校 屋内運動場
79	中通	中通町	50	15	45	15		中通町公民館		横平小多ノ坂線 中通中央線 中通田圃線
80	下有喜	下有喜町	120	8	58	0		下有喜ふれあい会館	国道251号	瀬早高岩高等学校 屋内運動場 瀬早高岩線 瀬早高岩線 瀬早高岩線

番号	箇所名	町名	延長 (m)	斜面 高さ (m)	傾斜度 (度)	人家 戸数 (戸)	開通する急傾 地帯指定 区域の指定日	避難所	避難に使用する道路	
									国・県道	市道
42	原口	原口町	85	12	35	6		瀬早市社会福祉会館	町小野原口線 会下の坂7号の三線	原口新道線 原口新道線
43	新道	新道町	80	15	50	15		瀬早市社会福祉会館	国道207号 主要地方道 瀬早飯盛線	原口新道線 原口新道線 西瀬早飯盛線
44	宇都(8)	宇都町	200	6	65	17	H17.3.2	瀬早市社会福祉会館 屋内運動場	国道207号 主要地方道 瀬早飯盛線	原口新道線 原口新道線 西瀬早飯盛線
45	夫婦木	小川町	75	36	35	7	H17/03/31	小野小学校 屋内運動場		原口新道線 夫婦木有喜線
46	下瀬(1)	長野町	100	12	40	5		小野小学校 屋内運動場	国道57号	原口新道線 宗方線 川原宗方線 総人原半道線
47	木秀	長野町	330	38	34	8	H25/07/16	小野小学校 屋内運動場		長野半道線 宗方線 木秀宗方線 本村黒崎線
48	黒崎	黒崎町	550	22	35	23	H15/02/04	小野体育館		赤崎黒崎線 新川良西線 黒崎黒崎線
49	石崎(1)	赤崎町	520	44	35	27	H18/09/01	小野体育館		赤崎黒崎線 仁田野尻線
50	石崎(3)	赤崎町	120	12	39	10	H22/06/22	小野体育館		赤崎黒崎線 小野体育館前線
51	六本松	松里町	220	14	49	26	SS2/09/04	松里一町公民館	国道251号	瀬早有喜線 経路早見松里線 六本松線
52	西岩崎	有喜町	168	8	76	7	H05/07/20	松里一町公民館	国道251号 県道有喜本瀬 岩崎車線	松里線
53	下岩崎(1)	有喜町	130	8	60	8	SS7/03/02	松里一町公民館	国道251号 県道有喜本瀬 岩崎車線	
54	鶴田	鶴田町	110	17	34	6	SS3/03/04	中通町公民館		中通田圃線 中通中央線
55	岩口(1)	中通町	130	24	45	7	H17/03/31	中通町公民館	横平小多ノ坂線 中通中央線	中通田圃線 中通中央線
56	岩口(2)	中通町	250	44	32	11	H26/02/05	中通町公民館		夫婦木有喜線 中通田圃線 中通中央線
57	有喜(2)	有喜町	45	15	34	1		有喜ふれあい会館		夫婦木有喜線 中通田圃線 中通中央線 瀬早有喜線
58	有喜(1)	有喜町	60	8	45	0		有喜ふれあい会館		有喜小学校東門線 有喜小学校東門線
59	高見	有喜町	320	18	39	26	SS5/02/21	有喜ふれあい会館		船津正部田圃線 瀬早有喜線
60	西屋敷	有喜町	430	20	45	65	S45/12/01	有喜ふれあい会館		船津正部田圃線 船津正部田圃線
61	花ノ木	久山町	160	148	32	6		久山町公民館	国道34号 瀬早田圃久 山線	久山中央線 花の木線 花の木中央線 花の木古掛線
62	赤島(3)	久山町	220	40	30	12		久山町公民館	国道34号	赤島線 久山中央線

番号	箇所名	町名	延長 (m)	斜面 向き (m)	傾斜度 (度)	人家 入数 (戸)	開通する急傾斜 地帯の指定日	避難所	避難に使用する道路	
									国・県道	市道
100	1-5172	覚峰(6)	70	20	45	12		西瀬早公民館	国道57号 主要地方道 瀬早飯盛線	真崎員津線 白岩尾渡線 山田白岩尾渡町中央線
101	1-5173	平山(1)	90	14	35	15		平山町公民館	国道57号 主要地方道 瀬早飯盛線	平山町中央線
102	1-5174	栗面(1)	110	15	40	5		小栗ふれあい会館	国道57号 主要地方道 瀬早飯盛線	小栗出揃所前線
103	1-5175	小川	110	30	30	10		小川町公民館		瀬早有喜線
104	1-5176	小野(3)	40	12	50	8		小野体育館		本村黒崎線 新山員津線 小野体育館前線 小野本村線 弁土線
105	1-5177	中通(2)	60	7	50	5		中通町公民館		天崎木有喜線 中通町中央線 中通中央線
106	1-5178	大久保	70	6	70	5		松里一町公民館	国道251号	経塚早見松里線 松里線
107	1-5179	第一町	90	55	54	0		松里一町公民館		経塚早見松里線 松里線
108	1-5180	田茶屋(3)	250	30	30	10		久山台コミュニティ ティセセンター		久山台中央線 久山台2号線 久山台4号線 久山台10号線 久山台19号線 久山台20号線 久山台21号線 久山台1号線 久山台2号線 久山台3号線 久山台4号線 久山台8号線 久山台11号線 久山台12号線 久山台13号線 久山台14号線
109	1-5181	田茶屋(4)	340	33	30	13		久山台コミュニティ ティセセンター		久山津久業線 貝津1号線 駒崎線
110	1-5182	貝津(3)	150	10	40	0		真津山小学校 屋内運動場	国道34号	久山津久業線 貝津1号線 駒崎線
111	1-5183	平山(2)	100	15	30	0		平山町公民館		久山津久業線 平山線
112	1-5184	平山(3)	110	9	30	0		平山町公民館		久山津久業線 平山線
113	1-5185	栗面(2)	70	35	30	23		小栗ふれあい会館	国道57号 主要地方道 瀬早飯盛線	久山津久業線 平山線 久山津久業線 平山線 久山津久業線 平山線
114	1-5186	有喜(3)	40	20	40	0		中通町公民館		瀬早有喜線 中通町中央線 有喜小学校裏門線
115	1-5187	有喜(4)	50	7	70	1		有喜ふれあい会館	国道251号	瀬早有喜線 有喜小学校裏門線
116	1-5188	松里	100	13	45	0		中野飯敷公民館	国道251号	瀬早有喜線 有喜小学校裏門線 横山線 上名線
117	1-5631	城見(1)	210	6	50	22		金谷町公民館	国道207号	天瀬町3号線 深山線 金谷天瀬線 正林線 慶誠寺下北小学校

番号	箇所名	町名	延長 (m)	斜面 向き (m)	傾斜度 (度)	人家 入数 (戸)	開通する急傾斜 地帯の指定日	避難所	避難に使用する道路	
									国・県道	市道
81	1-1921	貝津(2)	92	8	32	0		真津山小学校 屋内運動場	国道27号 主要地方道 真津山貝津線	貝津1号線
82	1-1922	貝津(1)	120	16	36	0		真津山小学校 屋内運動場	国道34号	貝津1号線 貝津前道通り号線
83	1-1924	覚峰(4)	160	30	31	14		西瀬早ふれあい会 館		西瀬早中央線 白岩尾渡線 山田白岩尾渡町中央線
84	1-4855	西里(2)	80	6	45	9	06/04/11	西里町公民館		西里線 花道西線 大坊線
85	1-4856	覚峰	90	12	45	5	06/03/04	小栗小学校 屋内運動場		小川天崎木線 覚峰線 覚峰中央線 覚峰小栗住宅線
86	1-4857	早見	105	7	53	5	08/03/22	早見町公民館		経塚早見松里線 早見線 瀬早有喜線 経塚早見松里線 松里線
87	1-5094	六本松(2)	40	8	57	9	04/12/08	松里一町公民館	国道251号	松里線
88	1-5095	土師町尾	120	7	33	7	04/12/08	みはる台小学校 屋内運動場	主要地方道 瀬早飯盛線 みはる台小学校線 仁田閣下後古崎線	平山線 土師町尾線 みはる台小学校線
89	1-5161	秋庄	100	15	30	5		二股集会所		湯野尾線 余木線 野間平松線
90	1-5162	山口	110	12	50	4	04/02/08	二股集会所		野間平松線
91	1-5163	藤の内	50	17	40	4		本野ふれあい会館	国道27号 主要地方道 真津山貝津線	藤の内平野上線
92	1-5164	前河内	200	30	42	8	06/08/16	本明町公民館		本明町野線 前川内線 本明町防線 本明町平線
93	1-5165	天瀬(4)	80	30	35	5		天瀬町公民館		天瀬本明線
94	1-5166	福田	120	20	50	5		福田町公民館		白浜白所線 福田町中山線 福田藤東線
95	1-5167	中山	150	6	55	10		福田町公民館		久島東福田線 福田町中山線 中山藤線 福田藤東線
96	1-5168	宇都(10)	40	8	65	10		瀬早飯敷高等学校 屋内運動場	国道207号 主要地方道 瀬早飯盛線	瀬早飯敷線 立山傍山線
97	1-5169	宇都(11)	60	15	45	0		瀬早飯敷高等学校 屋内運動場	国道207号 主要地方道 瀬早飯盛線	瀬早飯敷線 立山傍山線
98	1-5170	宇都(2)	140	7	51	16	03/31	小船越町公民館	国道207号	小船越線 小船越中線
99	1-5171	覚峰(5)	130	30	40	23		西瀬早公民館		真崎員津線 白岩尾渡線 山田白岩尾渡町中央線

番号	箇所名	町名	延長 (m)	斜面 高さ (m)	傾斜度 (度)	人家 戸数 (戸)	開通する急傾斜 地帯の指定日	避難所	避難に使用する道路	
									国・県道	市道
139	1-1203	中通り	220	52	30	4		中通防災センター	国・県道	百石中通線
140	1-1204	尾崎	520	89	62	12		野川内公民館	主要地方道長 崎多良見線	山形線
141	1-1205	本重尾	175	65	32	6		野川内公民館		重尾線
142	1-1207	上ノ谷	105	54	30	4		琴海中学校 屋内運動場	国道207号	浮津江回線
143	1-1208	浮津	170	65	35	11		琴海中学校 屋内運動場	国道207号	浮津線
144	1-1209	東寺間	105	18	35	5		琴海中学校 屋内運動場	国道207号	浮津江回線
145	1-1210	木沢	130	38	42	12	S56/04/01	先木沢集会所	寺下ノ分線	小崎線
146	1-1211	舟津	210	10	40	18	S56/04/03	船津公民館		木沢区田線
147	1-1212	東舟津(1)	100	8	34	9		船津公民館		船津1号線
148	1-1213	寺ノ元(1)	45	20	40	0		木沢2区公民館		船津2号線
149	1-1214	寺ノ元(2)	195	24	31	10		木沢2区公民館		船津5号線
150	1-1215	元釜	220	8	39	11		木沢2区公民館		船津中線
151	1-1216	圃	335	52	30	28	H23/04/22	多良見福祉 センター たらの園遊園 多良見体育 センター		東船津線
152	1-1217	廻化	80	38	35	7		琴々津中学校 屋内運動場		船津本林線
153	1-1218	東前	165	68	40	7		琴々津中学校 屋内運動場		木沢田線
154	1-1219	白岩	145	103	31	8		琴々津公民館		木沢14号線
155	1-1220	馬場	50	14	40	10		琴々津小学校 屋内運動場		元釜線

番号	箇所名	町名	延長 (m)	斜面 高さ (m)	傾斜度 (度)	人家 戸数 (戸)	開通する急傾斜 地帯の指定日	避難所	避難に使用する道路	
									国・県道	市道
118	1-5622	天瀬	80	12	50	14		天瀬町公民館	天瀬本町線	天瀬本町線
119	1-5623	花原(1)	190	8	45	7		本野ふれあい会館	上戸戸住宅線	宇野の上線
120	1-5624	神立	120	12	35	0		本野ふれあい会館	国道207号 東通河原線 瀬早西部 3期東部 西田分	宇野御船山線
121	1-5625	宇都(8)	75	10	45	6		瀬早中学校 屋内運動場	国道207号	瀬早西部 3期東部 西田分
122	1-5626	壺崎	270	16	56	27		馬渡町公民館	真崎百津線	真崎百津線
123	1-5627	壺崎(3)	140	18	48	11		西瀬早公民館	壺崎町1号線	壺崎町1号線
124	1-5628	小野(1)	110	10	62	7		小野体育館	壺崎町9号線	壺崎町9号線
125	1-5629	小野(2)	90	10	55	1		小野体育館	壺崎町12号線	壺崎町12号線
126	1-5713	瀬々田(1)	210	18	85	5		白木峰町公民館	馬渡町16号線	馬渡町16号線
127	1-5714	藤の内(2)	40	18	44	2		小野体育館	山田庄田線 中山線	山田庄田線 中山線
128	1-5715	小ヶ倉(1)	83	10	60	5		小ヶ倉町公民館	瀬早有喜線	瀬早有喜線
129	1-5716	立石(1)	126	8	65	5		小園集落センター	小ヶ倉太田線	小ヶ倉太田線
130	1-5717	壺崎(2)	75	6	65	8		壺崎町公民館	宗方線	宗方線
131	1-5718	壺崎(3)	120	6	65	7		壺崎町公民館	長野線	長野線
132	1-5719	長田町	30	10	65	0		長田町の広場	川床小園線	川床小園線
133	1-1197	草木田	140	25	38	5	S56/04/03	大崎公民館	立石上井庄田線	立石上井庄田線
134	1-1198	百石(2)	295	46	30	8	S63/04/28	佐瀬コミュニティ センター	壺崎小栗住宅線	壺崎小栗住宅線
135	1-1199	百石(1)	280	79	32	5	S63/04/15	佐瀬コミュニティ センター	壺崎公民館線	壺崎公民館線
136	1-1200	浦川内	240	101	54	6	S56/04/03	佐瀬コミュニティ センター	壺崎小栗住宅線	壺崎小栗住宅線
137	1-1201	中瀬代	70	16	53	6	H20/12/12	舟津コミュニティ センター	東長田瀬々田線	東長田瀬々田線
138	1-1202	大崎舟津	110	34	31	7		舟津コミュニティ センター	壺崎公民館線	壺崎公民館線

番号	箇所名	町名	延長 (m)	幅面 高さ (m)	傾斜度 (度)	人家 戸数 (戸)	開通する急傾斜 地帯の指定日	避難所	避難に使用する道路	
									国・県道	市道
166	1-1231	合戦場	多良見町 化屋	180	34	31		多良見福祉センター たらのみ図書館 多良見体育センター	国道34号	喜々津縦貫線
167	1-1232	福井田	多良見町 化屋	145	21	14		多良見福祉センター たらのみ図書館 多良見体育センター	国道34号	中央地区東線 福井田線 中央地区8号線
168	1-1233	下阿蘇	多良見町 化屋	120	9	14		多良見福祉センター たらのみ図書館 多良見体育センター	国道34号	喜々津縦貫線 喜々津駅前線 中央地区8号線
169	1-1234	化屋大島	多良見町 化屋	120	12	9	104/01/21	化屋公民館	-	丸尾沼松線 大船江回線 化屋名切線 化屋公民館線 堤底支線
170	1-1236	崎ノ谷	多良見町 元釜	50	31	1		琴浦中学校 屋内運動場	国道207号	浮津江回線
171	1-1237	川原敷	多良見町 元釜	125	53	2		琴浦中学校 屋内運動場	国道207号	浮津江回線
172	1-1239	古殿治屋	多良見町 市布	130	14	7		多良見団地公民館	-	多良見団地1号線 多良見団地3号線 多良見団地5号線 喜々津縦貫線
173	1-1240	上野	多良見町 化屋	160	40	21		多良見福祉センター たらのみ図書館 多良見体育センター	国道34号	丸尾沼松線 中央地区東線 丸尾団地8号線 丸尾団地9号線 丸尾団地12号線 丸尾ダム下線 中央地区8号線
174	1-1241	シーサイド ニュータウン (1)	多良見町 化屋	115	17	13		シーサイド2区 公民館	-	シーサイド中央線 シーサイド1号線 シーサイド2号線 シーサイド3号線 シーサイド16号線 シーサイド23号線 シーサイド25号線
175	1-1242	シーサイド ニュータウン (2)	多良見町 化屋	190	17	31		シーサイド2区 公民館	-	シーサイド中央線 シーサイド1号線 シーサイド14号線 シーサイド15号線 シーサイド18号線 シーサイド19号線 シーサイド20号線 シーサイド21号線 シーサイド22号線 シーサイド23号線 シーサイド25号線
176	1-5810	陸平(1)	多良見町 西川内	95	70	1		西川内公民館	-	西川内バス通線
177	1-5811	陸平(2)	多良見町 西川内	80	34	1		西川内公民館	-	西川内バス通線
178	1-5812	西川内	多良見町 西川内	130	8	51	113/04/03	西川内公民館	-	西川内バス通線
179	1-5813	源八(1)	多良見町 西川内	55	6	2	101/10/18	西川内公民館	-	西川内バス通線

番号	箇所名	町名	延長 (m)	幅面 高さ (m)	傾斜度 (度)	人家 戸数 (戸)	開通する急傾斜 地帯の指定日	避難所	避難に使用する道路	
									国・県道	市道
156	1-1221	下靴木	多良見町 市布	140	14	14		喜々津団地公民館	-	市布線 喜々津団地中央線 現塚出口線 下靴木線
157	1-1222	西平	多良見町 市布	190	27	30	7	多良見団地公民館	-	喜々津団地1号線 喜々津団地2号線 喜々津団地6号線 喜々津団地9号線 喜々津団地22号線
158	1-1223	山口	多良見町 市布	170	10	9		多良見団地公民館	国道34号	西川内バス通線 山崎菜川内線 古殿治屋線
159	1-1224	天砂(1)	多良見町 團	120	25	45	H12/12/22	多良見福祉センター たらのみ図書館 多良見体育センター	国道34号	喜々津縦貫線 中央地区東線
160	1-1225	天砂(2)	多良見町 團	130	26	41		多良見福祉センター たらのみ図書館 多良見体育センター	国道34号	喜々津縦貫線 井瀬ノ尾線 中央地区東線 多々良田線 中央地区8号線
161	1-1226	釜瀬(1)	多良見町 團	85	17	7		多良見福祉センター たらのみ図書館 多良見体育センター	国道34号	喜々津縦貫線 井瀬ノ尾線 中央地区東線
162	1-1227	多々良田	多良見町 化屋	90	25	36	7	多良見福祉センター たらのみ図書館 多良見体育センター	国道34号	喜々津縦貫線 中央地区8号線
163	1-1228	釜瀬(2)	多良見町 團	95	22	10		多良見福祉センター たらのみ図書館 多良見体育センター	国道34号	喜々津縦貫線 井瀬ノ尾線 中央地区東線 多々良田線 中央地区8号線
164	1-1229	化屋	多良見町 化屋	95	10	32	S58/02/11	多良見福祉センター たらのみ図書館 多良見体育センター	国道34号	喜々津縦貫線 丸尾沼松線 中央地区東線
165	1-1230	化屋上野	多良見町 化屋	220	66	50	H24/12/07	多良見福祉センター たらのみ図書館 多良見体育センター	国道34号	喜々津縦貫線 丸尾沼松線 中央地区東線 丸尾団地1号線 丸尾団地2号線 丸尾団地3号線 丸尾団地4号線 丸尾団地5号線 丸尾団地6号線 丸尾団地7号線 丸尾団地8号線 丸尾団地10号線 中央地区8号線

番号	箇所名	町名	延長 (m)	斜道 高さ (m)	傾斜度 (度)	人家 戸数 (戸)	開設する急傾 危崖の指定日	避難所	避難に使用する道路	
									国・県道	市道
199	1-1959	倉津	森山町 田尻	170	54	31	S58/03/22	田尻公民館	国道57号	仕塚線 梅野峠線 田尻線
200	1-1960	梅野	森山町 田尻	470	56	38	S62/09/04	田尻公民館	国道57号	梅野線 仕塚線 梅野峠線
201	1-4859	釜	森山町 田尻	340	20	11	S46/02/20	田尻公民館	国道57号	仕塚線 梅野峠線 田尻線
202	1-5097	江藏	森山町 杉谷	150	10	11	H06/12/27	杉谷公民館	-	杉谷線 長兵衛線 村山江坂線
203	1-5191	本村下(1)	森山町 本村	90	10	5	-	森山公民館 森山老人福祉 センター	-	東玄菟線 下白塔線 敷根崎線 外千々線
204	1-5192	本村下(2)	森山町 本村	80	24	40	H24/08/03	森山公民館 森山老人福祉 センター	-	東玄菟線 下白塔線 敷根崎線 本村東線 本村線
205	1-5193	原口	森山町 本村	110	10	45	-	森山公民館 森山老人福祉 センター	-	東玄菟線 下白塔線 敷根崎線
206	1-5194	万灯(2)	森山町 慶師野	110	10	40	-	森山スポーツ 交流館	-	長巻線 水谷万灯線 万灯外置線 大庭線
207	1-5195	川口	森山町 上井幸田	190	54	39	-	中野鳥獣公民館	-	備川線 上名線
208	1-5640	白塔	森山町 田尻	180	24	32	S58/01/18	森山老人福祉 センター	-	下白塔線 本村線
209	1-5798	東底	森山町 唐比	80	12	50	-	唐比軍公民館	-	唐比東線 唐比線
210	1-1963	後田名西船津	飯盛町 後田	150	20	42	S49/08/09	月の港会館	-	新地線 立屋線
211	1-1964	後田名三軒屋	飯盛町 後田	90	8	7	S55/12/19	後田公民館	-	後田線 高尾線
212	1-1965	大平	飯盛町 後田	200	15	48	-	後田公民館	-	後田線 来山線 三本松線 上原線 経原線
213	1-1966	團(2)	飯盛町 中山	140	30	32	S58/08/09	飯盛ふれあい会館	主要地方道 膳早飯盛線	中山飯原線
214	1-1968	上井樋	飯盛町 下釜	270	65	35	S46/05/04	月の港会館	主要地方道 膳早飯盛線	新地線 六丁分線 新地線
215	1-1969	永汀	飯盛町 下釜	200	40	70	H10/07/24	月の港会館	主要地方道 膳早飯盛線	井樋線 初地線
216	1-1970	大木不動山	飯盛町 下釜	110	12	45	S58/03/22	月の港会館	主要地方道 膳早飯盛線	初地線 下釜中道線

番号	箇所名	町名	延長 (m)	斜道 高さ (m)	傾斜度 (度)	人家 戸数 (戸)	開設する急傾 危崖の指定日	避難所	避難に使用する道路	
									国・県道	市道
180	1-1940	平石	森山町 田尻	550	44	31	H02/08/31	田尻公民館	田尻線	梅野峠線 梅野字石線 平石線
181	1-1941	御蔵(2)	森山町 田尻	410	40	34	H14/06/21	田尻公民館	-	梅野峠線 御蔵線
182	1-1942	御蔵(1)	森山町 田尻	106	74	37	-	田尻公民館	-	梅野峠線 御蔵線
183	1-1943	備後崎	森山町 杉谷	430	30	36	S56/01/27	膳早東高校 屋内運動場	-	備後崎線 五重葎1号線
184	1-1944	郡勢開	森山町 杉谷	320	26	38	H20/02/15	膳早東高校 屋内運動場	-	田尻線 五重葎1号線 五重葎2号線
185	1-1945	丸山	森山町 杉谷	180	72	36	H14/10/11	杉谷公民館	-	杉谷線 長兵衛線 密頭堀田線
186	1-1946	宇戸	森山町 杉谷	70	22	38	-	杉谷公民館	-	杉谷線 長兵衛線 密頭堀田線
187	1-1947	重頭	森山町 杉谷	135	70	32	-	杉谷公民館	-	杉谷線 長巻線 密頭堀田線
188	1-1948	西ノ浦	森山町 杉谷	156	38	32	H11/01/18	杉谷公民館	-	杉谷線 長巻線 密頭堀田線
189	1-1949	休屋	森山町 唐比西	165	5	35	S59/02/17	唐比公民館	-	唐比線 休屋線
190	1-1950	原	森山町 下井幸田	140	10	60	H18/06/30	森山スポーツ 交流館	県道大里線 山形町長田 停車場線	長巻線 丁見線
191	1-1951	地藏名	森山町 下井幸田	110	6	30	-	森山スポーツ 交流館	県道大里線 山形町長田 停車場線	北尾東線 下名線
192	1-1952	松葉	森山町 上井幸田	28	16	34	-	中野鳥獣公民館	-	下井幸田原線 上名線
193	1-1953	万灯(1)	森山町 慶師野	330	28	32	S58/08/09	森山スポーツ 交流館	-	長巻線 水谷万灯線 水谷万灯線
194	1-1954	灯中	森山町 慶師野	145	18	34	H18/08/01	森山スポーツ 交流館	-	長巻線 水谷万灯線 土井下万灯線 城下三ツ橋線 灯中線
195	1-1955	水谷(1)	森山町 慶師野	330	32	33	H09/06/24	森山スポーツ 交流館	-	長巻線 水谷万灯線 下名へこ橋線
196	1-1956	水谷(2)	森山町 慶師野	570	48	39	H11/12/21	森山スポーツ 交流館	-	長巻線 水谷万灯線 下名へこ橋線
197	1-1957	石転	森山町 本村	170	24	30	-	森山公民館 森山老人福祉 センター	-	本村線 東玄菟線 下白塔線 敷根崎線
198	1-1958	敷根崎	森山町 本村	190	30	40	H14/10/11	森山公民館 森山老人福祉 センター	-	本村線 東玄菟線 下白塔線 敷根崎線 上白塔線

番号	箇所名	町名	延長 (m)	斜面 高さ (m)	傾斜度 (度)	人家 戸数 (戸)	開通する急傾斜 地帯の指定日	避難所	避難に使用する道路	
									国・県道	市道
282	1-5201	土井の内	250	16	38	14		田代一公民館	-	-
283	1-5202	舟津	400	5	35	5	S47/01/28	長里小学校 屋内運動場	-	-
284	1-4833	東林	75	10	35	6		長里小学校 屋内運動場	-	-
285	1-5207	田代	220	20	35	10		長里小学校 屋内運動場	-	-
286	1-5208	牧	320	15	68	12	H11/11/24	長戸公民館	-	-
287	1-5209	井崎(1)	130	6	48	5		井崎公民館	-	-
288	1-5210	釜(2)	120	7	43	5	H30/06/29	釜公民館	-	-
289	1-5211	選竹	80	10	70	0		田原公民館	-	-
290	1-5212	釜(3)	220	10	50	9		釜公民館	国道207号	-
291	1-5213	西久保	60	8	60	7		小長井文化ホール	国道207号	-
292	1-5214	丸尾(2)	170	30	75	10		長戸公民館	国道207号	-
293	1-5802	釜	130	11	50	5	S47/01/28	釜公民館	-	-
294	1-5803	目島	130	8	52	7		小長井文化ホール	国道207号	-
295	1-5804	下牧	170	15	63	5		長戸公民館	国道207号	-
296	1-5805	選竹(2)	100	18	50	7		釜公民館	国道207号	-
297	1-5806	選竹(3)	80	12	42	5		田原公民館	-	-

番号	箇所名	町名	延長 (m)	斜面 高さ (m)	傾斜度 (度)	人家 戸数 (戸)	開通する急傾斜 地帯の指定日	避難所	避難に使用する道路	
									国・県道	市道
261	1-5199	黒崎	140	6	63	8		長里小学校 屋内運動場	-	田島川小幡線
262	1-5200	小幡津	100	7	60	6		小幡津公民館	-	田島川小幡線 小幡津線
263	1-5201	下夕	330	6	55	13		高菜町小学校 屋内運動場	-	舟津安中線 小江折山線 下夕一里松線
264	1-5202	佐古谷	110	6	90	9		運行寺	-	運行寺線 大目一里松線 佐古谷線 佐古谷西線
265	1-5203	下大戸	440	6	57	56		運行寺	国道207号	運行寺線 大戸東山線 大戸通線 大戸海井線
266	1-5204	平田西	380	50	70	5		金光寺	-	小江幡線 田原線 小江折山線 折山平田線 平田西線 平田線
267	1-5205	高松	240	8	60	11		運行寺	-	運行寺線 大戸東山線 高野戸川内線
268	1-5206	田島川	100	8	60	9		高菜町 54 あい会館	国道207号	田島川東線 田島川線
269	1-5801	善住寺(1)	150	200	65	0	H19/08/31	長里小学校 屋内運動場	国道207号	東邊多良岳 公民館線
270	1-2008	釜(1)	80	10	55	8	H20/06/10	釜公民館	-	釜公民館線 友丘線
271	1-2009	竹崎	240	7	30	7	H05/08/31	井崎公民館	-	船津良村線 井崎2号線
272	1-2010	長底(1)	110	9	55	11	H05/08/31	小ヶ浦公民館	-	下川線
273	1-2011	小川原浦(1)	360	30	31	10	S47/01/28	小ヶ浦公民館	国道207号 国道小長井 線	出口平味線
274	1-2012	長底(2)	110	10	30	0		小ヶ浦公民館	国道207号	-
275	1-2013	出口(1)	250	20	30	12	S47/01/28	小長井文化ホール	-	出口平味線 新田原線
276	1-2014	出口(2)	230	30	30	1		小長井文化ホール	国道207号	小牧線
277	1-2015	圃	280	10	40	12	H05/08/31	長戸公民館	-	舟津線 風生東原線
278	1-2016	丸尾(1)	190	10	32	7	H11/07/16	長戸公民館	-	舟津線 風生東原線 丸尾1号線
279	1-2018	風生(4)	220	20	40	12	H18/04/14	長里小学校 屋内運動場	国道207号	城崎津線
280	1-2019	足角第二	140	34	34	10	H09/06/24	長里小学校 屋内運動場	国道207号	城崎津線 城崎線 田代1号線 川内1号線
281	1-2020	足角	245	5	45	11	S63/06/28	長里小学校 屋内運動場	国道207号	城崎津線 城崎線 田代1号線 川内1号線

土石流発生危険渓流

番号	①水系名 ②河川名 ③溪流名 ④町名	渓流状況			保全対象		耕地面積 (ha)
		①渓流長(km) ②川幅(m) ③流域面積(k㎡)	戸数(戸) 人口(人)	公共施設等	公共施設等		
204-I-01	①本明川 ②黒崎川 ③黒崎川 ④黒崎町	①0.26 ②2.50 ③0.07	15戸 44人			0.29	
204-I-02	①本明川 ②本明川 ③小野川 ④小野町	①0.46 ②2.00 ③0.05	15戸 44人	公民館 保育園 国道	1箇所 1箇所 90m	0.36	
204-I-03	①本明川 ②本明川 ③小野川 ④小野町	①0.29 ②2.00 ③0.06	53戸 154人	国道 郵便局 駐在所	90m 1箇所 1箇所	0.17	
204-I-04	①本明川 ②宗方川 ③平川 ④宗方町	①0.37 ②3.00 ③0.07	22戸 64人	集会所 公民館 集落センター	1箇所 1箇所 1箇所	0.42	
204-I-05	①本明川 ②宗方川 ③平川 ④宗方町	①0.08 ②2.00 ③0.04	10戸 29人			1.04	
204-I-06	①本明川 ②宗方川 ③水の手 ④黒崎町	①0.19 ②5.00 ③0.02	10戸 29人			1.06	
204-I-07	①本明川 ②宗方川 ③地蔵 ④黒崎町	①0.08 ②1.00 ③0.02	5戸 14人			0.11	
204-I-08	①本明川 ②宗方川 ③地蔵 ④黒崎町	①0.16 ②2.00 ③0.03	0戸 0人			0.01	
204-I-09	①本明川 ②宗方川 ③柳原川 ④宗方町	①0.55 ②3.00 ③0.16	6戸 17人	公民館	1箇所	0.81	
204-I-10	①本明川 ②宗方川 ③長野川 ④長野町	①0.10 ②2.00 ③0.04	10戸 29人			0.10	
204-I-11	①本明川 ②川床川 ③川床川 ④川床町	①0.30 ②2.00 ③0.08	8戸 23人	国道	80m	0.64	
204-I-12	①本明川 ②半造川 ③字都川 ④字都町	①0.12 ②6.00 ③0.01	16戸 46人	国道	10m	0.00	
204-I-13	①本明川 ②半造川 ③字都川 ④字都町	①0.09 ②8.00 ③0.03	17戸 49人	J R	40m	0.00	
204-I-14	①本明川 ②半造川 ③字都川 ④字都町	①0.15 ②5.00 ③0.07	15戸 44人	J R	60m	0.00	
204-I-15	①本明川 ②半造川 ③字都川 ④字都町	①0.05 ②8.00 ③0.01	12戸 35人			0.01	
204-I-16	①本明川 ②本明川 ③原口川 ④原口町	①0.28 ②3.00 ③0.13	14戸 41人	国道 指定避難場所	140m 1箇所	0.00	

番号	①水系名 ②河川名 ③溪流名 ④町名	渓流状況			保全対象		耕地面積 (ha)
		①渓流長(km) ②川幅(m) ③流域面積(k㎡)	戸数(戸) 人口(人)	公共施設等	公共施設等		
204-I-17	①本明川 ②本明川 ③西小路川 ④西小路町	①0.15 ②6.00 ③0.02	13戸 38人	国道	50m	0.00	
204-I-18	①本明川 ②本明川 ③字都川 ④字都町	①0.15 ②8.00 ③0.02	5戸 14人			0.00	
204-I-19	①本明川 ②本明川 ③宮園川 ④下大渡野町	①0.15 ②6.00 ③0.02	8戸 23人	J R 国道	120m 100m	0.70	
204-I-20	①本明川 ②本明川 ③宮園川 ④下大渡野町	①0.34 ②2.00 ③0.07	8戸 23人	J R 国道	120m 100m	0.70	
204-I-21	①本明川 ②本明川 ③下大渡野川 ④下大渡野町	①0.32 ②2.00 ③0.11	7戸 20人			0.08	
204-I-22	①本明川 ②富川 ③富川 ④富川町	①3.50 ②8.00 ③2.20	1戸 3人	公民館	1箇所	0.30	
204-I-23	①本明川 ②湯野尾川 ③山口谷川 ④富川町	①0.40 ②1.50 ③0.46	12戸 35人	公民館	1箇所	0.00	
204-I-24	①本明川 ②湯野尾川 ③大林川 ④湯野尾町	①0.72 ②3.00 ③0.33	5戸 14人	集落センター	1箇所	0.91	
204-I-25	①本明川 ②本明川 ③彦城川 ④本野町	①0.18 ②2.00 ③0.07	7戸 20人	公民館	1箇所	0.35	
204-I-26	①本明川 ②東河内川 ③東河内川 ④本野町	①1.23 ②3.00 ③0.27	14戸 41人			0.32	
204-I-27	①本明川 ②長田川 ③古湯川 ④細手水町	①0.08 ②1.50 ③0.02	7戸 20人			0.08	
204-I-28	①本明川 ②長田川 ③古湯山川 ④細手水町	①0.23 ②0.50 ③0.03	6戸 18人			0.01	
204-I-29	①本明川 ②長田川 ③岩屋川 ④大湯町	①0.47 ②2.00 ③0.12	4戸 12人	公民館	1箇所	0.39	
204-I-30	①本明川 ②長田川 ③片木川 ④大湯町	①0.07 ②1.50 ③0.04	4戸 12人	公民館	1箇所	0.51	
204-I-31	①本明川 ②段室川 ③大湯川 ④大湯町	①0.17 ②2.00 ③0.06	9戸 26人			3.06	
204-I-32	①本明川 ②段室川 ③大湯川 ④大湯町	①0.17 ②0.50 ③0.05	3戸 9人			0.00	
204-I-33	①本明川 ②尾向川 ③白木峰川 ④白木峰町	①0.11 ②2.00 ③0.06	7戸 20人			11.22	

番号	①水系名 ②河川名 ③溪流名 ④町名	浸没状況		保全対象		耕地面積 (ha)
		①浸流量(k m) ②山幅(m) ③流域面積(k m ²)	戸数(戸) 人口(人)	公共施設等	公共施設等	
204-I-34	①東大川 ②東大川 ③土師野尾川(イ) ④土師野尾町	①0.29 ②2.00 ③0.04	6戸 17人	寺 1箇所		0.03
204-I-35	①東大川 ②東大川 ③土師野尾川(3) ④土師野尾町	①0.53 ②5.00 ③0.40	5戸 14人			0.50
204-I-36	①東大川 ②東大川 ③土師野尾川(ホ) ④土師野尾町	①0.10 ②2.00 ③0.01	7戸 20人			0.42
204-I-37	①東大川 ②東大川 ③平山川 ④平山町	①0.09 ②10.00 ③0.02	6戸 17人			0.42
204-I-38	①久山川 ②久山川 ③花ノ木川(ニ) ④久山町	①0.15 ②10.00 ③0.04	8戸 23人	集会施設 県道 1箇所 110m		3.00
204-I-39	①久山川 ②久山川 ③花ノ木川(ホ) ④久山町	①0.77 ②2.00 ③0.20	7戸 20人			0.01
204-I-40	①赤島川 ②赤島川 ③赤島川 ④久山町	①0.05 ②2.00 ③0.01	7戸 20人			0.05
204-I-41	①有喜川 ②有喜川 ③中通川 ④中通町	①0.11 ②1.50 ③0.02	12戸 35人			2.00
204-I-42	①有喜川 ②有喜川 ③鶴田川(イ) ④鶴田町	①0.26 ②1.00 ③0.03	3戸 9人	指定避難場所 1箇所		0.41
204-II-01	①本明川 ②宗方川 ③水の手(2) ④黒崎町	①0.18 ②1.00 ③0.02	0戸 0人			0.29
204-II-02	①本明川 ②宗方川 ③宗方川 ④黒崎町	①0.18 ②3.00 ③0.07	0戸 0人			0.07
204-II-03	①本明川 ②宗方川 ③梅ノ木川(イ) ④宗方町	①0.17 ②1.50 ③0.02	4戸 12人			0.11
204-II-04	①本明川 ②宗方川 ③梅ノ木川(ロ) ④宗方町	①0.22 ②2.00 ③0.03	2戸 6人			0.02
204-II-05	①本明川 ②宗方川 ③柳原川(2) ④宗方町	①0.05 ②4.00 ③0.08	2戸 6人			0.53
204-II-06	①本明川 ②宗方川 ③水手川 ④長野町	①0.17 ②2.00 ③0.04	4戸 12人			0.30
204-II-07	①本明川 ②宗方川 ③長野川 ④長野町	①0.22 ②2.00 ③0.04	1戸 3人			0.06
204-II-08	①本明川 ②宗方川 ③宗方川 ④長野町	①0.13 ②1.50 ③0.04	4戸 12人			0.11

番号	①水系名 ②河川名 ③溪流名 ④町名	浸没状況		保全対象		耕地面積 (ha)
		①浸流量(k m) ②山幅(m) ③流域面積(k m ²)	戸数(戸) 人口(人)	公共施設等	公共施設等	
204-II-09	①本明川 ②川床川 ③島崎川 ④島野町	①0.21 ②7.00 ③0.06	3戸 9人			0.76
204-II-10	①本明川 ②川床川 ③島崎川(イ) ④長野町	①0.13 ②2.00 ③0.05	1戸 3人			0.46
204-II-11	①本明川 ②川床川 ③島崎川(ニ) ④長野町	①0.15 ②1.00 ③0.02	0戸 0人			0.41
204-II-12	①本明川 ②本明川 ③宮園川(ハ) ④下大渡野町	①0.03 ②5.00 ③0.01	0戸 0人	J R 国道 120m 100m		0.00
204-II-13	①本明川 ②目代川 ③青山川 ④目代町	①0.24 ②2.00 ③0.09	3戸 9人			0.88
204-II-14	①本明川 ②長田川 ③古湯山川(ハ) ④瀬手水町	①0.17 ②1.50 ③0.03	0戸 0人			1.03
204-II-15	①東大川 ②東大川 ③山頭川(イ) ④土師野尾町	①0.24 ②1.00 ③0.04	2戸 6人	県道 60m		0.00
204-II-16	①東大川 ②東大川 ③山頭川(ロ) ④土師野尾町	①0.17 ②6.00 ③0.02	2戸 6人	県道 40m		0.07
204-II-17	①東大川 ②東大川 ③山頭川 ④土師野尾町	①0.34 ②5.00 ③0.19	2戸 6人	県道 30m		0.11
204-II-18	①東大川 ②東大川 ③土師野尾川(ロ) ④土師野尾町	①0.12 ②5.00 ③0.01	4戸 12人			0.05
204-II-19	①東大川 ②東大川 ③土師野尾川(1) ④土師野尾町	①0.04 ②1.00 ③0.01	4戸 12人			0.11
204-II-20	①東大川 ②東大川 ③土師野尾川(ハ) ④土師野尾町	①0.39 ②3.00 ③0.06	2戸 6人			0.75
204-II-21	①東大川 ②東大川 ③土師野尾川(ニ) ④土師野尾町	①0.40 ②2.00 ③0.07	0戸 0人			0.08
204-II-22	①東大川 ②東大川 ③土師野尾川(ニ) ④土師野尾町	①0.08 ②1.00 ③0.02	3戸 9人			0.00
204-II-23	①東大川 ②東大川 ③土師野尾川(ハ) ④土師野尾町	①0.37 ②5.00 ③0.10	1戸 3人			0.08
204-II-24	①東大川 ②東大川 ③四本松川 ④土師野尾町	①0.05 ②10.00 ③0.01	1戸 3人			0.11
204-II-25	①東大川 ②東大川 ③四本松川(1) ④土師野尾町	①0.39 ②4.00 ③0.04	1戸 3人			0.18

番号	水系名 ①水系名 ②河川名 ③溪流名 ④町名	溪流状況			保全対象		耕地面積 (ha)
		①溪流長(km) ②溪流幅(m) ③流域面積(k㎡)	戸数(戸) 人口(人)	公共施設等			
204-II-26	①西大川 ②西大川 ③津久葉川(1) ④津久葉町	①0.13 ②6.00 ③0.02	0戸 0人		0.00		
204-II-27	①西大川 ②西大川 ③津久葉川(2) ④津久葉町	①0.35 ②2.00 ③0.06	0戸 0人		0.00		
204-II-28	①西大川 ②西大川 ③津久葉川(3) ④津久葉町	①0.46 ②1.00 ③0.16	0戸 0人		0.00		
204-II-29	①滑川 ②滑川 ③滑川 ④久山町	①0.12 ②8.00 ③0.02	2戸 6人		0.11		
204-II-30	①名切川 ②名切川 ③名切川 ④久山町	①0.17 ②6.00 ③0.03	3戸 9人		0.27		
204-II-31	①有喜川 ②有喜川 ③鶴田川(口) ④鶴田町	①0.28 ②1.00 ③0.07	2戸 6人		0.29		
204-III-01	①東大川 ②東大川 ③土師野尾川(2) ④土師野尾町	①0.31 ②0.00 ③0.09	0戸 0人		0.00		
204-III-02	①東大川 ②東大川 ③土師野尾川(4) ④土師野尾町	①0.12 ②0.00 ③0.05	0戸 0人		0.00		
204-III-03	①東大川 ②東大川 ③四本松川(2) ④土師野尾町	①0.60 ②0.00 ③0.03	0戸 0人		0.00		
204-III-04	①久山川 ②久山川 ③花ノ木川(1) ④久山町	①0.13 ②0.00 ③0.06	0戸 0人		0.00		
204-III-05	①久山川 ②久山川 ③花ノ木川(2) ④久山町	①0.50 ②0.00 ③0.14	0戸 0人		0.00		
204-III-06	①久山川 ②久山川 ③花ノ木川(3) ④久山町	①0.16 ②0.00 ③0.04	0戸 0人		0.00		
204-III-07	①久山川 ②久山川 ③花ノ木川(4) ④久山町	①0.34 ②0.00 ③0.10	0戸 0人		0.00		
204-III-08	①久山川 ②久山川 ③旧茶屋川 ④久山町	①0.11 ②0.00 ③0.09	0戸 0人		0.00		
306-I-001	①喜々津川 ②知尾川 ③上野川 ④多良見町化屋	①0.06 ②1.0 ③0.01	16戸 52人	市道 0.10km	0.00		
306-I-002	①喜々津川 ②井樋ノ尾川 ③多々良田川(イ) ④多良見町化屋	①0.09 ②2.2 ③0.02	9戸 30人	市道 0.08km	0.08		
306-I-003	①喜々津川 ②井樋ノ尾川 ③八ヶ代川 ④多良見町化屋	①0.16 ②0.4 ③0.04	2戸 7人		0.11		

番号	水系名 ①水系名 ②河川名 ③溪流名 ④町名	溪流状況			保全対象		耕地面積 (ha)
		①溪流長(km) ②溪流幅(m) ③流域面積(k㎡)	戸数(戸) 人口(人)	公共施設等			
306-I-004	①喜々津川 ②井樋ノ尾川 ③密山川(イ) ④多良見町化屋	①0.48 ②4.6 ③0.13	5戸 16人	市道 0.47km	0.52		
306-I-005	①喜々津川 ②井樋ノ尾川 ③井樋ノ尾川(イ) ④多良見町化屋	①1.31 ②6.2 ③0.61	9戸 30人	市道 0.49km	1.72		
306-I-006	①喜々津川 ②井樋ノ尾川 ③井樋ノ尾川(口) ④多良見町化屋	①0.50 ②2.4 ③0.06	5戸 16人	市道 0.22km	1.20		
306-I-007	①喜々津川 ②喜々津川 ③小川谷川(イ) ④多良見町西川内	①0.39 ②1.8 ③0.05	8戸 26人	市道 0.01km	1.80		
306-I-008	①喜々津川 ②喜々津川 ③小川谷川(口) ④多良見町西川内	①0.11 ②0.8 ③0.03	8戸 26人	市道 0.01km	1.75		
306-I-009	①喜々津川 ②喜々津川 ③小川谷川(ハ) ④多良見町西川内	①0.43 ②2.8 ③0.09	8戸 26人	市道 0.01km	1.97		
306-I-010	①喜々津川 ②西川内川 ③西川内川 ④多良見町西川内	①1.25 ②6.4 ③0.79	6戸 20人	市道 0.62km	0.99		
306-I-011	①喜々津川 ②喜々津川 ③森ノ木川 ④多良見町市布	①0.37 ②2.6 ③0.11	12戸 39人	市道 0.13km	0.47		
306-I-012	①喜々津川 ②喜々津川 ③小久保川 ④多良見町市布	①0.10 ②1.0 ③0.03	14戸 46人	市道 0.13km	0.47		
306-I-013	①喜々津川 ②喜々津川 ③竹砂古川 ④多良見町市布	①0.30 ②3.2 ③0.06	28戸 92人	市道 市布公民館 0.61km	1.05		
306-I-014	①喜々津川 ②喜々津川 ③根木川 ④多良見町市布	①0.18 ②1.2 ③0.06	25戸 82人	市道 0.17km	0.26		
306-I-015	①喜々津川 ②中里川 ③蒲池川(イ) ④多良見町中里	①0.12 ②1.0 ③0.01	3戸 10人	市道 0.13km	0.35		
306-I-016	①喜々津川 ②中里川 ③蒲池川(口) ④多良見町中里	①0.13 ②1.4 ③0.01	3戸 10人	市道 0.13km	0.37		
306-I-017	①喜々津川 ②中里川 ③蒲池川(ハ) ④多良見町中里	①0.18 ②1.2 ③0.03	3戸 10人	市道 0.13km	0.43		
306-I-018	①喜々津川 ②中里川 ③不津原川 ④多良見町中里	①0.56 ②2.4 ③0.19	3戸 10人	市道 0.13km	0.54		
306-I-019	①喜々津川 ②中里川 ③蒲田川(口) ④多良見町中里	①0.30 ②0.6 ③0.03	7戸 23人	市道 0.05km 中里公民館	0.17		
306-I-020	①喜々津川 ②中里川 ③蒲田川(ハ) ④多良見町中里	①0.28 ②1.0 ③0.04	7戸 23人	市道 0.05km 中里公民館	0.17		

番号	①水系名 ②河川名 ③支流名 ④町名	保全対象		①流域長(k m) ②山幅(m) ③流域面積(k m ²)	戸数(戸) 人口(人)	公共施設等	耕地面積 (ha)
		市道	中里公民館				
306-I-021	①喜々津川 ②中里川 ③浦田川(イ) ④多良見町中里	市道	中里公民館	① 0.30 ② 3.2 ③ 0.06	12戸 39人	0.08 k m	0.25
306-I-022	①喜々津川 ②中里川 ③日当川(イ) ④多良見町中里	市道		① 0.08 ② 1.2 ③ 0.01	17戸 56人		0.56
306-I-023	①喜々津川 ②中里川 ③日当川(ロ) ④多良見町中里	市道		① 0.10 ② 0.6 ③ 0.01	15戸 49人		0.61
306-I-024	①喜々津川 ②中里川 ③日当川(ハ) ④多良見町中里	市道		① 0.24 ② 1.0 ③ 0.02	6戸 20人		0.89
306-I-025	①喜々津川 ②喜々津川 ③開川 ④多良見町開	市道		① 0.21 ② 1.2 ③ 0.05	12戸 39人	0.27 k m	0.02
306-I-026	①木床川 ②小角川 ③日徳川 ④多良見町木床	国道207号線	0.17 k m	① 0.19 ② 1.2 ③ 0.02	32戸 105人		0.70
306-I-027	①木床川 ②小角川 ③小角川 ④多良見町木床	国道207号線	0.11 k m	① 0.55 ② 1.5 ③ 0.21	25戸 82人		0.50
306-I-028	①木床川 ②木床川 ③原ノ上川 ④多良見町木床	国道207号線	0.06 k m	① 0.21 ② 1.8 ③ 0.05	6戸 20人		0.31
306-I-029	①下真崎川 ②下真崎川 ③下真崎川 ④多良見町東園	国道207号線	0.03 k m	① 0.09 ② 0.6 ③ 0.02	8戸 26人		0.08
306-I-030	①川内川 ②川内川 ③西園川 ④多良見町西園	市道	0.15 k m	① 0.71 ② 3.2 ③ 0.61	23戸 75人		0.35
306-I-031	①川内川 ②川内川 ③川内川(イ) ④多良見町西園	市道	0.36 k m	① 0.12 ② 1.0 ③ 0.01	17戸 56人		2.17
306-I-032	①川内川 ②川内川 ③川内川 ④多良見町西園	市道	0.40 k m	① 1.11 ② 3.0 ③ 0.82	27戸 89人		2.24
306-I-033	①野副川 ②野副川 ③野副川 ④多良見町野副	市道	0.56 k m	① 0.61 ② 4.0 ③ 0.62	19戸 62人	0.56 k m	1.63
306-I-034	①野副川 ②野副川(イ) ③野副川(イ) ④多良見町野副	市道	0.56 k m	① 0.48 ② 2.4 ③ 0.23	19戸 62人	0.56 k m	1.63
306-I-035	①寺畑川 ②寺畑川 ③寺畑川 ④多良見町元釜	国道207号線	0.18 k m	① 0.85 ② 3.6 ③ 0.24	26戸 85人		0.12
306-I-036	①崎ノ谷川 ②崎ノ谷川 ③崎ノ谷川 ④多良見町元釜	国道207号線	0.12 k m	① 0.46 ② 3.8 ③ 0.25	18戸 59人		0.12
306-I-037	①下ノ谷川 ②下ノ谷川 ③下ノ谷川 ④多良見町元釜	国道207号線	0.15 k m (みどり園)	① 0.30 ② 2.2 ③ 0.15	16戸 52人		0.12

番号	①水系名 ②河川名 ③支流名 ④町名	保全対象		①流域長(k m) ②山幅(m) ③流域面積(k m ²)	戸数(戸) 人口(人)	公共施設等	耕地面積 (ha)
		市道	J R長崎本線				
306-I-038	①浮津川 ②浮津川 ③田ノ平川 ④多良見町元釜	市道	明生会タリニソク 特別養護老人ホーム真和荘 国道207号線 0.73 k m 市立琴海中学校	① 0.58 ② 3.4 ③ 0.24	20戸 66人	0.15 k m 0.04 k m	0.90
306-I-039	①伊木力川 ②伊木力川 ③森徳川 ④多良見町元釜	市道	J R長崎本線	① 0.68 ② 3.2 ③ 0.25	戸 人		0.85
306-I-040	①伊木力川 ②伊木力川 ③上森徳川 ④多良見町山川内	市道	J R長崎本線	① 0.76 ② 2.8 ③ 0.15	7戸 23人	0.09 k m 0.04 k m	0.52
306-I-041	①伊木力川 ②山川内川 ③樋ノ口川(イ) ④多良見町山川内	市道	J R長崎本線	① 0.26 ② 2.4 ③ 0.11	5戸 16人	0.11 k m 0.07 k m	0.08
306-I-042	①伊木力川 ②山川内川 ③柳山川 ④多良見町山川内	市道		① 0.84 ② 3.2 ③ 0.50	5戸 16人	0.05 k m	0.20
306-I-043	①伊木力川 ②山川内川 ③山川内川 ④多良見町山川内	市道		① 0.79 ② 3.6 ③ 0.70	7戸 23人	0.30 k m	0.30
306-I-044	①伊木力川 ②山川内川 ③ハゴ原川 ④多良見町山川内	市道		① 0.84 ② 4.0 ③ 0.36	7戸 23人	0.15 k m	0.30
306-I-045	①伊木力川 ②山川内川 ③ムベノ川 ④多良見町山川内	市道		① 0.77 ② 3.4 ③ 0.41	7戸 23人	0.15 k m	0.22
306-I-046	①伊木力川 ②伊木力川 ③白岩川 ④多良見町舟津	国道207号線	0.14 k m	① 0.35 ② 1.4 ③ 0.22	9戸 30人		0.20
306-I-047	①田中川 ②田中川 ③田中川 ④多良見町舟津	国道207号線	0.09 k m	① 0.25 ② 2.5 ③ 0.20	15戸 49人		0.49
306-I-048	①藤根原川 ②藤根原川 ③藤根原川 ④多良見町舟津	国道207号線	0.10 k m	① 0.18 ② 2.6 ③ 0.18	6戸 20人		0.21
306-I-049	①浦川内川 ②浦川内川 ③浦川内川 ④多良見町佐瀬	市道	0.30 k m	① 0.67 ② 5.6 ③ 0.52	6戸 20人		0.56
306-I-050	①大浦川(ロ) ②大浦川(ロ) ③大浦川(ロ) ④多良見町佐瀬	国道207号線	0.06 k m	① 0.25 ② 0.6 ③ 0.11	7戸 23人		0.78
306-II-001	①喜々津川 ②丸尾川 ③山内川 ④多良見町化屋	市道	0.04 k m	① 0.24 ② 1.6 ③ 0.07	1戸 3人		0.62
306-II-002	①喜々津川 ②丸尾川 ③丸尾川(イ) ④多良見町化屋	市道	0.13 k m	① 0.26 ② 1.8 ③ 0.07	1戸 3人		0.21
306-II-003	①喜々津川 ②丸尾川 ③丸尾川(ロ) ④多良見町化屋			① 0.07 ② 0.6 ③ 0.01	1戸 3人		0.05
306-II-004	①喜々津川 ②丸尾川 ③丸尾川(ハ) ④多良見町化屋	市道	0.17 k m	① 0.14 ② 0.4 ③ 0.01	4戸 13人		0.26

番号	①水系名 ②河川名 ③溪流名 ④町名	溪流状況			保全対象		耕地面積 (ha)
		① 溪流長 (k m) ② 川幅 (m) ③ 流域面積 (k m ²)	戸数 (戸) 人口 (人)	公共施設等			
306-II-005	①喜々津川 ②井樋ノ尾川 (口) ③多々良田川 (口) ④多良見町化屋	① 0.04 ② 0.8 ③ 0.01	2戸 7人	市道 0.04 k m	0.00		
306-II-006	①喜々津川 ②井樋ノ尾川 ③井樋ノ尾川 (ハ) ④多良見町化屋	① 0.17 ② 1.4 ③ 0.02	3戸 10人	市道 0.12 k m	0.04		
306-II-007	①喜々津川 ②井手口川 ③井手口川 ④多良見町西川内	① 0.96 ② 5.4 ③ 0.38	4戸 13人	市道 0.12 k m	0.55		
306-II-008	①喜々津川 ②井手口川 ③井手口川 ④多良見町西川内	① 0.31 ② 2.2 ③ 0.38	4戸 13人	市道 0.12 k m	0.55		
306-II-009	①喜々津川 ②井手口川 ③井手口川 ④多良見町西川内	① 0.17 ② 2.4 ③ 0.08	4戸 13人	市道 0.12 k m	0.55		
306-II-010	①喜々津川 ②源八川 ③源八川 (イ) ④多良見町西川内	① 0.76 ② 3.2 ③ 0.53	3戸 10人	市道 0.03 k m	0.54		
306-II-011	①喜々津川 ②喜々津川 ③源八川 (口) ④多良見町西川内	① 0.45 ② 2.4 ③ 0.21	3戸 10人	市道 0.03 k m	0.05		
306-II-012	①喜々津川 ②喜々津川 ③西平川 ④多良見町市布	① 0.08 ② 2.2 ③ 0.01	3戸 10人	市道 0.05 k m	0.16		
306-II-013	①喜々津川 ②中里川 ③藤平川 ④多良見町中里	① 0.38 ② 1.6 ③ 0.08	4戸 13人	市道 0.03 k m	0.15		
306-II-014	①喜々津川 ②中里川 ③樋口川 (イ) ④多良見町中里	① 0.68 ② 2.8 ③ 0.37	1戸 3人	市道 0.06 k m	0.10		
306-II-015	①喜々津川 ②中里川 ③樋口川 (口) ④多良見町中里	① 0.36 ② 1.2 ③ 0.04	1戸 3人	市道 0.04 k m	0.05		
306-II-016	①喜々津川 ②中里川 ③樋口川 (ハ) ④多良見町中里	① 0.24 ② 0.6 ③ 0.03	1戸 3人	市道 0.05 k m	0.00		
306-II-017	①喜々津川 ②中里川 ③樋口川 (二) ④多良見町中里	① 0.21 ② 2.7 ③ 0.03	1戸 3人	市道 0.04 k m	0.05		
306-II-018	①喜々津川 ②中里川 ③浦田川 (二) ④多良見町中里	① 0.11 ② 1.2 ③ 0.01	2戸 7人	市道 0.04 k m	0.20		
306-II-019	①喜々津川 ②中里川 ③日当川 ④多良見町中里	① 0.04 ② 0.8 ③ 0.01	2戸 7人	市道 0.04 k m	0.22		
306-II-020	①木床川 ②木床川 ③木床川 ④多良見町木床	① 0.87 ② 2.2 ③ 0.52	4戸 13人	国道207号線 0.05 k m	0.36		
306-II-021	①川内川 ②川内川 ③勢ノ元川 ④多良見町西園	① 0.21 ② 0.9 ③ 0.02	2戸 7人	市道 0.09 k m	0.35		

番号	①水系名 ②河川名 ③溪流名 ④町名	溪流状況			保全対象		耕地面積 (ha)
		① 溪流長 (k m) ② 川幅 (m) ③ 流域面積 (k m ²)	戸数 (戸) 人口 (人)	公共施設等			
306-II-022	①野副川 ②野副川 ③早坂川 ④多良見町野副	① 0.39 ② 1.6 ③ 0.06	1戸 3人	国道207号線 0.02 k m	0.24		
306-II-023	①大佐古川 (イ) ②大佐古川 (イ) ③大佐古川 (イ) ④多良見町野副	① 0.10 ② 1.4 ③ 0.02	2戸 7人	国道207号線 0.02 k m	0.00		
306-II-024	①大佐古川 (口) ②大佐古川 (口) ③大佐古川 (口) ④多良見町野副	① 0.14 ② 0.8 ③ 0.08	1戸 3人	市道 0.09 k m J R長崎本線 0.11 k m	0.27		
306-II-025	①伊木力川 ②山川内川 ③樋口川 ④多良見町山川内	① 0.66 ② 1.6 ③ 0.14	4戸 13人	市道 0.08 k m	0.13		
306-II-026	①伊木力川 ②山川内川 ③長野川 ④多良見町山川内	① 0.46 ② 2.4 ③ 0.19	1戸 3人	市道 0.05 k m	0.12		
306-II-027	①伊木力川 ②野川内川 ③横間川 ④多良見町野川内	① 0.86 ② 3.8 ③ 0.53	3戸 10人	市道 0.12 k m	0.24		
306-II-028	①伊木力川 ②野川内川 ③佛石川 ④多良見町野川内	① 0.53 ② 3.5 ③ 0.33	1戸 3人	県道長崎多良見線 0.01 k m	1.12		
306-II-029	①伊木力川 ②野川内川 ③梅木池川 (イ) ④多良見町野川内	① 0.28 ② 2.2 ③ 0.07	3戸 10人	県道長崎多良見線 0.01 k m	1.26		
306-II-030	①伊木力川 ②野川内川 ③梅木池川 (口) ④多良見町野川内	① 0.22 ② 1.6 ③ 0.07	3戸 10人	県道長崎多良見線 0.01 k m	1.32		
306-II-031	①伊木力川 ②野川内川 ③本重尾川 ④多良見町野川内	① 0.13 ② 2.5 ③ 0.08	3戸 10人	県道長崎多良見線 0.03 k m	1.39		
306-II-032	①伊木力川 ②幸弘川 ③幸弘川 (イ) ④多良見町野川内	① 0.49 ② 2.8 ③ 0.32	3戸 10人	県道長崎多良見線 0.02 k m	0.81		
306-II-033	①伊木力川 ②幸弘川 ③幸弘川 (口) ④多良見町野川内	① 0.32 ② 1.6 ③ 0.15	3戸 10人	国道207号線 0.05 k m	0.89		
306-II-034	①百石川 ②百石川 ③百石川 (口) ④多良見町佐瀬	① 0.63 ② 5.8 ③ 0.24	2戸 7人	国道207号線 0.12 k m	6.87		
306-II-035	①百石川 ②百石川 ③百石川 (イ) ④多良見町佐瀬	① 1.32 ② 2.2 ③ 0.84	2戸 7人	国道207号線 0.12 k m	6.85		
306-II-036	①五十石川 ②五十石川 ③五十石川 ④多良見町佐瀬	① 1.55 ② 3.7 ③ 0.99	1戸 3人	農道 0.04 k m	5.10		
306-II-037	①大浦川 (イ) ②大浦川 (イ) ③大浦川 (イ) ④多良見町佐瀬	① 0.56 ② 2.4 ③ 0.25	2戸 7人	国道207号線 0.03 k m	1.12		
	①中里川 ②中里川 ③中里川 ④多良見町中里	① ② ③ 0.55	1戸 人	砂防指定地			

番号	①水系名 ②河川名 ③溪流名 ④町名	保全対象		浸没状況			耕地面積 (ha)	
		戸数(戸)	公共施設等	①浸流量(k m) ②山幅(m) ③流域面積(k m ²)	①0.33 ②2.00 ③0.13	古場集会所、治山ダム1	0.11	
								人口(人)
341-I-01	①本明川 ②有明川 ③小柴川 ④森山町杉谷	2戸 4人	古場集会所、治山ダム1	①0.33 ②2.00 ③0.13	0.11			
341-I-02	①本明川 ②有明川 ③平山川 ④森山町藤師野	6戸 11人	古場集会所	①0.22 ②1.50 ③0.04	0.31			
341-I-03	①本明川 ②有明川 ③西ノ浦川 ④森山町杉谷	5戸 16人	市道	①0.18 ②1.00 ③0.08	0.10			
341-I-04	①本明川 ②有明川 ③西ノ浦川 ④森山町杉谷	11戸 31人	中組集会所	①0.26 ②2.00 ③0.10	0.64			
341-I-05	①本明川 ②有明川 ③蟹頭川 ④森山町杉谷	7戸 18人	森山東小学校	①0.31 ②2.00 ③0.09	0.56			
341-I-06	①本明川 ②有明川 ③宇戸川 ④森山町杉谷	1戸 3人	密頭集会所	①0.06 ②1.50 ③0.03	0.05			
341-I-07	①本明川 ②有明川 ③堤元川 ④森山町杉谷	6戸 22人	市道	①0.12 ②1.00 ③0.05	0.28			
341-I-08	①本明川 ②仁反田川 ③横渡川 ④森山町本村	10戸 34人	市道	①0.20 ②1.00 ③0.05	0.18			
341-I-09	①本明川 ②仁反田川 ③黒龍川 ④森山町本村	7戸 20人	市道	①0.23 ②2.00 ③0.09	0.41			
341-I-10	①本明川 ②仁反田川 ③道角川 ④森山町本村	12戸 31人	市道	①0.22 ②1.50 ③0.04	0.12			
341-I-11	①本明川 ②長老川 ③城下川 ④森山町藤師野	7戸 26人	商工会館、郷土資料館、古民家	①0.17 ②2.00 ③0.03	0.53			
341-I-12	①本明川 ②長老川 ③山下川 ④森山町藤師野	10戸 35人	市道 治山ダム2	①0.16 ②2.00 ③0.06	0.31			
341-I-13	①本明川 ②仁反田川 ③松葉川 ④森山町上井牟田	9戸 30人	松葉集会所	①0.04 ②3.00 ③0.05	0.44			
341-I-14	①本明川 ②仁反田川 ③中野屋敷川 ④森山町上井牟田	5戸 21人	市道 治山ダム1	①0.19 ②5.00 ③0.18	0.26			
341-I-15	①本明川 ②仁反田川 ③川口川 ④森山町上井牟田	7戸 20人	川口集会所	①0.34 ②7.00 ③0.09	0.78			
341-I-16	①本明川 ②仁反田川 ③音響川 ④森山町上井牟田	22戸 81人	郵便局、駐在所、電話交換所	①0.18 ②1.00 ③0.06	0.53			
341-I-17	①本明川 ②仁反田川 ③峰川 ④森山町上井牟田	51戸 141人	集会所、電話交換所、砂防ダム2 市道	①0.14 ②2.00 ③0.06	0.73			

番号	①水系名 ②河川名 ③溪流名 ④町名	保全対象		浸没状況			耕地面積 (ha)	
		戸数(戸)	公共施設等	①浸流量(k m) ②山幅(m) ③流域面積(k m ²)	①0.12 ②2.00 ③0.03	市道	0.39	
								人口(人)
341-I-18	①本明川 ②原の上川 ③原の上川 ④森山町下井牟田	17戸 47人	市道	①0.12 ②2.00 ③0.03	0.39			
341-I-19	①唐比川 ②唐比川 ③唐比川 ④森山町唐比北	12戸 32人	市道 治山ダム2	①0.55 ②3.00 ③0.33	0.40			
341-II-01	①有明川 ②有明川 ③星ヶ原川 ④森山町唐比北	2戸 4人	市道	①0.62 ②7.00 ③0.33	0.34			
341-II-02	①本明川 ②有明川 ③二股川 ④森山町杉谷	1戸 3人	市道	①0.11 ②1.00 ③0.02	0.19			
341-II-03	①本明川 ②有明川 ③西川内川(イ) ④森山町杉谷	2戸 4人	市道	①0.15 ②3.00 ③0.02	0.23			
341-II-04	①本明川 ②有明川 ③南江城川(イ) ④森山町杉谷	3戸 14人	市道	①0.15 ②1.00 ③0.02	0.23			
341-II-05	①本明川 ②有明川 ③南江城川(ロ) ④森山町杉谷	3戸 12人	市道	①0.15 ②1.00 ③0.02	0.30			
341-II-06	①本明川 ②仁反田川 ③鳥越川 ④森山町本村	3戸 9人	市道	①0.26 ②1.20 ③0.05	0.21			
341-II-07	①本明川 ②長老川 ③三ツ石川 ④森山町藤師野	2戸 8人	市道	①0.03 ②2.00 ③0.02	0.40			
341-II-08	①本明川 ②仁反田川 ③相良尾川 ④森山町上井牟田	2戸 2人	市道 治山ダム2	①0.36 ②2.00 ③0.22	0.18			
342-I-01	①田結川 ②田結川 ③里川 ④飯盛町池下	6戸 人	国道 砂防ダム1	①0.33 ②4.00 ③0.12	0.37			
342-I-02	①田結川 ②田結川 ③清水川(ロ) ④飯盛町池下	8戸 人	国道	①0.15 ②1.00 ③0.03	0.47			
342-I-03	①田結川 ②田結川 ③清水川(イ) ④飯盛町古場	8戸 人	飯盛西小学校 国道 治山ダム1	①0.20 ②2.00 ③0.06	0.23			
342-I-04	①田結川 ②田結川 ③備前川(ハ) ④飯盛町古場	5戸 人	治山ダム2	①0.10 ②4.00 ③0.01	0.24			
342-I-05	①田結川 ②田結川 ③備前川(ロ) ④飯盛町古場	9戸 人	砂防ダム1	①0.12 ②2.00 ③0.01	0.24			
342-I-06	①田結川 ②田結川 ③備前川(イ) ④飯盛町古場	9戸 人	砂防ダム2	①0.14 ②3.00 ③0.09	0.34			
342-I-07	①田結川 ②田結川 ③備前川(ニ) ④飯盛町古場	8戸 人	砂防ダム1	①0.09 ②1.00 ③0.06	0.24			

番号	①水系名 ②河川名 ③溪流名 ④町名	保全対象		戸数(戸) 人口(人)	公共施設等	耕地面積 (ha)
		溪流状況				
		①溪流長(km) ②川幅(m) ③流域面積(k㎡)				
342- I -08	①田結川 ②田結川 ③上園川 ④飯盛町古場	① 0.15 ② 1.00 ③ 0.02	県道	5戸 人	30m	0.12
342- I -09	①田結川 ②田結川 ③上原川 ④飯盛町里	① 0.30 ② 2.00 ③ 0.06	保育園、寺 国道	3戸 人	90m	0.05
342- I -10	①田結川 ②田結川 ③寺平川 ④飯盛町里	① 0.24 ② 2.00 ③ 0.11		6戸 人		0.78
342- I -11	①川下川 ②川下川 ③川下川 ④飯盛町山下	① 0.29 ② 3.00 ③ 0.07	消防倉庫	4戸 人		0.12
342- I -12	①香田川 ②香田川 ③香田川 ④飯盛町久保	① 0.23 ② 2.00 ③ 0.05	砂防ダム1	6戸 人		0.11
342- I -13	①西泊川 ②西泊川 ③西泊川 ④飯盛町下釜	① 0.09 ② 1.00 ③ 0.03		20戸 人		0.01
342- I -14	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③堂ノ上川 ④飯盛町下釜	① 0.12 ② 1.00 ③ 0.03	治山ダム1	10戸 人		0.05
342- I -15	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③松木園川 ④飯盛町平古場	① 0.03 ② 1.00 ③ 0.01	飯盛中学校	0戸 人		0.11
342- I -16	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③石原川 ④飯盛町野中	① 0.23 ② 3.00 ③ 0.04	砂防ダム1、消防倉庫	8戸 人		0.44
342- I -17	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③川島平川 ④飯盛町野中	① 0.13 ② 3.00 ③ 0.04	野中公民館、砂防ダム1	4戸 人		0.53
342- I -18	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③上野中川(イ) ④飯盛町野中	① 0.22 ② 4.00 ③ 0.11	野中公民館、砂防ダム1	9戸 人		0.56
342- I -19	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③上野中川(ロ) ④飯盛町野中	① 0.10 ② 1.00 ③ 0.01	野中公民館	12戸 人		0.48
342- I -20	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③藤ノ峰川 ④飯盛町下山	① 0.09 ② 1.00 ③ 0.02	県道	5戸 人	50m	0.30
342- I -21	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③中山川 ④飯盛町下山	① 0.08 ② 1.00 ③ 0.02	中山公民館 国道	6戸 人	80m	0.32
342- I -22	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③一七川 ④飯盛町下山	① 0.19 ② 3.00 ③ 0.07	県道 砂防ダム1	6戸 人	60m	0.16
342- I -23	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③野崎川 ④飯盛町上原	① 0.11 ② 1.00 ③ 0.01	県道	7戸 人	60m	0.13
342- II -01	①田結川 ②田結川 ③鎌治ヶ坂川 ④飯盛町里	① 0.19 ② 1.00 ③ 0.03	国道	3戸 人	40m	0.10

番号	①水系名 ②河川名 ③溪流名 ④町名	保全対象		戸数(戸) 人口(人)	公共施設等	耕地面積 (ha)
		溪流状況				
		①溪流長(km) ②川幅(m) ③流域面積(k㎡)				
342- II -02	①田結川 ②田結川(3) ③浦伽川 ④飯盛町古場	① 0.11 ② 2.50 ③ 0.01	砂防ダム1	2戸 人		0.24
342- II -03	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③内田川 ④飯盛町佐田	① 0.10 ② 1.00 ③ 0.02		0戸 人		0.00
342- II -04	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③大久保川 ④飯盛町平古場	① 0.18 ② 1.00 ③ 0.03		2戸 人		0.37
342- II -05	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③下野中川 ④飯盛町野中	① 0.20 ② 2.00 ③ 0.06		2戸 人		0.17
342- II -06	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③朱野口川 ④飯盛町野中	① 0.21 ② 1.00 ③ 0.02	県道	1戸 人	80m	0.09
342- II -07	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③飯尾川 ④飯盛町中山	① 0.27 ② 3.00 ③ 0.05	県道 砂防ダム1	1戸 人	50m	0.04
342- II -08	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③紅崎頭川 ④飯盛町後田	① 0.06 ② 1.00 ③ 0.01	県道	3戸 人	30m	0.13
342- II -09	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③大平川(イ) ④飯盛町後田	① 0.09 ② 1.00 ③ 0.03		1戸 人		0.35
342- II -10	①江ノ浦川 ②江ノ浦川 ③大平川(ロ) ④飯盛町後田	① 0.02 ② 1.00 ③ 0.01	県道	3戸 人		0.13
343- I -01	①勝江川 ②勝江川 ③幸ノ前川 ④高来町善住寺	① 0.64 ② 3.00 ③ 0.14	治山ダム1	8戸 人		0.65
	①境川 ②境川 ③境川(1) ④高来町黒新田	① ② ③ 0.09	砂防指定地	戸 人		
	①本明川 ②境川 ③境川(2) ④高来町神津倉	① ② ③ 0.01	砂防指定地	戸 人		
	①本明川 ②境川 ③境川(3) ④高来町神津倉	① ② ③ 0.38	砂防指定地	戸 人		
	①本明川 ②勝江川 ③勝江川 ④高来町善住寺	① ② ③ 0.03	砂防指定地	戸 人		
	①本明川 ②田島川 ③田島川 ④高来町	① ② ③ 0.04	砂防指定地	戸 人		
	①本明川 ②田島川 ③荒正津川 ④高来町	① ② ③ 0.01	砂防指定地	戸 人		
	①本明川 ②小江川 ③小江川 ④高来町	① ② ③ 0.10	砂防指定地	戸 人		

番号	①水系名 ②河川名 ③溪流名 ④町名	養流状況			保全対象		耕地面積 (ha)
		①養流量(km) ②川幅(m) ③流域面積(km ²)	戸数(戸) 人口(人)	公共施設等			
	①本明川 ②深海川 ③深海川(1) ④高来町古場	① 0.15	戸 人	砂防指定地			
	①本明川 ②深海川 ③深海川(2) ④高来町古場	① 0.05	戸 人	砂防指定地			
	①本明川 ②鶴川 ③黒新田川 ④高来町蕨新田	① 13戸 ② ③	13戸 人				
	①本明川 ②澁江川 ③澁江川 ④高来町善住寺	① 10戸 ② ③	10戸 人				
	①本明川 ②小江川 ③小江川 ④高来町平田	① 6戸 ② ③	6戸 人				
	①本明川 ②小江川 ③小江川 ④高来町平田	① 11戸 ② ③	11戸 人				
344-I-01	①長里川 ②長里川 ③寺ノ元川 ④小長井町川内	① 0.49 ② 5.00 ③ 0.51	15戸 人	治山ダム3		0.70	
344-I-02	①長里川 ②長里川 ③民角川 ④小長井町打越	① 0.57 ② 2.00 ③ 0.19	9戸 人			0.33	
344-I-03	①出口川 ②出口川 ③出口川 ④小長井町小川原浦	① 0.18 ② 3.00 ③ 0.05	14戸 人	小長井歌舎 J R 国 道	130m 120m	0.00	
344-II-01	①長里川 ②長里川 ③水取川 ④小長井町川内	① 0.12 ② 1.00 ③ 0.12	4戸 人			0.71	
344-II-02	①船津川 ②船津川 ③田原川 ④小長井町田原	① 0.35 ② 1.00 ③ 0.19	4戸 人			1.30	

地すべり危険箇所

番号	箇所名	町・区域名	溪流名等	保全対象	
				人口(人)	人口戸数(戸)
1	百石 四ツ枝	多良見町佐瀬	百石川	28	7
2	山川内 天山	多良見町山川内	山川内川		
3	山川内 清水	多良見町山川内	山川内川	72	18
4	木床	多良見町木床		584	146
5	日当	多良見町日当	中里川	112	28
6	井樋ノ尾	多良見町化屋	井樋ノ尾川	108	27
7	合戦場	多良見町化屋	丸尾川	20	5
17-1	下大渡野	下大渡野町	西谷川	474	150
17-2	破籠井	破籠井町	真崎川	161	51
17-3	御手水 1	御手水町	長田川	92	23
17-4	御手水 2	御手水町	長田川	60	19
17-5	白木峰	白木峰町	段巻川	60	19
17-6	花ノ木	久山町	久山川	92	29
17-7	久山	久山町	久山川	16	5
17-8	土師野尾 1	土師野尾町	東大川	152	48
17-9	土師野尾 2	土師野尾町	東大川	344	109
17-10	天神 1	天神町	有喜川	130	41
17-11	天神 2	天神町	有喜川	35	11
17-12	天神 3	天神町	有喜川	145	46
17-13	天神 4	天神町	有喜川	114	36
17-14	川床	川床町	川床川	76	24
17-15	旧茶屋	久山町	久山川	35	11
17-16	楠原	津久薬町	楠原川	0	0
20-1	古場	飯盛町古場	田結川		72
20-2	東	飯盛町里	田結川		31
20-3	山口	飯盛町里	弊ノ尾川		18
20-4	清水	飯盛町里	田結川		28
20-5	清水前田	飯盛町里	田結川		23
20-6	上畔	飯盛町古場	田結川		6
20-7	小更	飯盛町古場	田結川		11
20-8	水原平	飯盛町平古場	天神川		24
20-9	寺坂	飯盛町里	田結川		55
20-10	大久保	飯盛町里	田結川		45
20-11	鬼塚	飯盛町里	田結川		40
20-12	尾崎	飯盛町里	田結川		26
20-13	川下	飯盛町川下	川下川		33
20-14	人の久保	飯盛町川下	面ノ元川		48
20-15	松木園	飯盛町平古場	天神川		56
20-16	山開	飯盛町山口	山口川		51
20-17	藤ノ峰	飯盛町中山	山口川		1
20-18	中山	飯盛町中山	山口川		56
20-19	上温泉田	飯盛町中山	山口川		25
20-20	圃	飯盛町中山	上原川		185
20-21	上西ノ首	飯盛町野中	石原川		24
20-22	高平	飯盛町平古場	天神川		5
20-23	六越	飯盛町平古場	平古場川		69
20-24	堺ノ尾	飯盛町里	田結川		29
20-25	古場 2	飯盛町古場	田結川		市道95m
20-26	古場 3	飯盛町古場	田結川		市道430m
21-1	萩原	高来町萩原	深海川	72	19
21-2	土持場	高来町古場	深海川	0	0

番号	箇所名	町・区域名	溪流名等	保全対象	
				人口(人)	人口戸数(戸)
21-3	定谷	高来町建山	深海川	8	2
21-4	坂下	高来町折山	小江川	57	13
21-5	下猫山	高来町下与		19	5
21-6	東野	高来町善住寺	湯江川	4	1
21-7	小中尾	高来町畠新田	境川	15	4
21-8	三反田	高来町津倉	境川	15	4
21-9	早稲田	高来町善住寺		171	45
21-10	神津倉	高来町神津倉	境川	4	1
22-1	七曲り	小長井町古場		0	0
22-2	中古場	小長井町古場		15	3
22-3	楓ノ木	小長井町内		0	0
22-4	畑察	小長井町打越		15	5
22-5	木裏木	小長井町田原		10	2
22-6	坂山	小長井町田原		80	20
22-7	三ツ石	小長井町田原		40	12
22-8	小川原浦	小川原浦		80	20

山腹崩壊危険地区一覽表

危険地区番号	市町村	大字	字	地区名	位置			山腹崩壊危険度	被災危険度	備考
					市町村	大字	字			
52	鎌早市森山町	井手田下名		清水川			A	a1	a2	
53	鎌早市森山町	高勝手		高勝手			A	a1	a2	
54	鎌早市森山町	密頭		密頭			B	a1	a2	
55	鎌早市森山町	杉谷		杉谷			A	a1	a2	
56	鎌早市森山町	南江城		南江城			A	a1	a2	
57	鎌早市森山町	洗郷		洗郷			A	a1	a2	
58	鎌早市森山町	姥石		姥石			A	b1	a2	
59	鎌早市森山町	久保		久保			C	c1	c2	
60	鎌早市森山町	正津		正津			A	a1	a2	
61	鎌早市飯盛町	上呼		上呼			C	c1	b2	
62	鎌早市飯盛町	補伽		補伽			B	b1	b2	
63	鎌早市飯盛町	飯盛山		飯盛山			A	a1	b2	
64	鎌早市飯盛町	松ノ平		松ノ平			B	c1	a2	
65	鎌早市飯盛町	平古場名		大師			C	c1	c2	
66	鎌早市飯盛町	平木場名		柿朗			B	c1	a2	
67	鎌早市飯盛町	野中名		石原谷			A	a1	b2	
68	鎌早市飯盛町	平古場名		高平			B	c1	a2	
69	鎌早市飯盛町	野中名		岡			B	c1	a2	
70	鎌早市飯盛町	野中名		下野中			B	c1	a2	
71	鎌早市飯盛町	里名		岡山			A	a1	a2	
72	鎌早市飯盛町	里名		柴田山			A	a1	b2	
73	鎌早市飯盛町	里名		西大門			B	c1	a2	
74	鎌早市飯盛町	里名		寺の上			A	a1	a2	
75	鎌早市飯盛町	里名		小峰			A	a1	a2	
76	鎌早市飯盛町	川下名		底の端			A	a1	a2	
77	鎌早市飯盛町	川下名		捨巻山			A	a1	b2	
78	鎌早市飯盛町	川下名		大平			B	c1	a2	
79	鎌早市飯盛町	下釜名		万詰			A	a1	a2	
80	鎌早市飯盛町	佐田名		光源寺			C	c1	b2	
81	鎌早市飯盛町	後田名		後田			B	c1	a2	
82	鎌早市飯盛町	里名		清水東			A	a1	a2	
83	鎌早市飯盛町	深瀬津名		櫻敷			A	a1	b2	
84	鎌早市飯盛町	小江平田名		高松			A	b1	a2	
85	鎌早市飯盛町	小江平田名		平田			C	c1	c2	
86	鎌早市飯盛町	小江平田名		小江2			A	b1	a2	
87	鎌早市飯盛町	小江平田名		小江3			C	c1	c2	
88	鎌早市飯盛町	鎌江善住寺名		善住寺2			A	b1	a2	
89	鎌早市飯盛町	田原名		田原権原			A	b1	a2	
90	鎌早市小長井町	田原名		田原			A	b1	a2	
91	鎌早市小長井町	速竹名		速竹権原			A	a1	a2	
92	鎌早市小長井町	川内名		寺元			C	c1	b2	
93	鎌早市小長井町	川内名		長里			A	b1	a2	
94	鎌早市小長井町	川内名		足角1			A	a1	a2	
95	鎌早市小長井町	速竹名		土井崎			B	b1	b2	
96	鎌早市小長井町	小川原浦		目島			A	b1	a2	
97	鎌早市小長井町	善住寺		大山			A	a1	a2	
98	鎌早市飯盛町									
99	鎌早市飯盛町									

山腹崩壊危険地区一覽表

危険地区番号	市町村	大字	字	地区名	位置			山腹崩壊危険度	被災危険度	備考
					市町村	大字	字			
1	鎌早市	赤水町中本明古場	大山	赤水3			B	a1	c2	
2	鎌早市	赤水町中本明古場	大山	赤水2			C	c1	c2	
3	鎌早市	藤掛・中島		藤掛・中島			A	a1	a2	
4	鎌早市	片木		片木			A	a1	b2	
5	鎌早市	吹谷		古場			A	b1	a2	
6	鎌早市	上帯田		帯田			C	c1	c2	
7	鎌早市	本野町中本明本村	下帯田	下帯田1			A	a1	a2	
8	鎌早市	湯野尾町中本明湯	上野	丹木			A	a1	a2	
9	鎌早市	目代町大字目代名	岩下	曹山1			B	a1	c2	
10	鎌早市	大場町大字西長田	欄田	岩屋口2			A	a1	b2	
11	鎌早市	清水第2町	大谷	瀬々田2			B	c1	a2	
12	鎌早市	白木嶺町	要メ	古場名			C	c1	b2	
13	鎌早市	柳手水町	小岩	要メ			C	c1	c2	
14	鎌早市	赤崎	神松山	上山1			B	c1	a2	
15	鎌早市	赤崎町大字赤崎名	石崎	赤崎			A	a1	a2	
16	鎌早市	久山町大字久山	平原	城山			A	b1	a2	
17	鎌早市	平山町大字栗面木	湖ノ谷	久山			C	c1	c2	
18	鎌早市	平山町大字栗面木	上浦谷	上浦谷			C	c1	b2	
19	鎌早市	土師野尾	野郎	土師野尾			B	c1	a2	
20	鎌早市	川床大字小川床	野木	野郎			C	c1	b2	
21	鎌早市	宗方町	木秀	柳原			B	b1	b2	
22	鎌早市	宗方町大字長野	中尾口	木秀			C	c1	b2	
23	鎌早市	土師野尾町	下野中	中尾口			C	c1	c2	
24	鎌早市	土師野尾町	アラビノ谷	下野中			B	b1	b2	
25	鎌早市	土師野尾町	アラビノ谷	アラビノ谷			B	c1	a2	
26	鎌早市	本野町	野々倉	大林			B	a1	c2	
27	鎌早市	宗方町	花の木	野々倉			C	c1	c2	
28	鎌早市	中田町大字西長田	宗方	宗方			A	a1	a2	
29	鎌早市	小園	古場間	古場間			A	a1	a2	
30	鎌早市	大浦	大浦	大浦			A	a1	b2	
31	鎌早市	下元釜	下元釜	下元釜			A	a1	a2	
32	鎌早市	即ノ上	即ノ上	即ノ上			A	a1	a2	
33	鎌早市	元釜名	元釜1	元釜名			A	a1	a2	
34	鎌早市	元釜名	元釜2	元釜名			B	c1	a2	
35	鎌早市	元釜名	元釜	元釜名			A	a1	a2	
36	鎌早市	野郎名	風神山	野郎名			A	a1	a2	
37	鎌早市	中里名	上樋口	中里名			A	b1	a2	
38	鎌早市	先木床	先木床	先木床			B	a1	c2	
39	鎌早市	給津	給津	給津			A	a1	a2	
40	鎌早市	源八	源八	源八			A	a1	b2	
41	鎌早市	井樋ノ尾1	井樋ノ尾	井樋ノ尾1			B	a1	c2	
42	鎌早市	市布	市布	市布			A	a1	b2	
43	鎌早市	井手田下名	井手田下名	井手田下名			A	a1	a2	
44	鎌早市	木村名	木村名	木村名			A	b1	a2	
45	鎌早市	本村名	本村名	本村名			A	b1	a2	
46	鎌早市	田原名	八郎	田原名			A	a1	a2	
47	鎌早市	杉谷名	備後崎	杉谷名			A	b1	a2	

前 撮 土 砂 流 出 危 険 地 区 一 覧 表

危 険 地 区 番 号	位 置				危 険 地 区 の 危 険 度	前 撮 土 砂 流 出 危 険 度	被 災 危 険 度	備 考
	市 町 村	大 字	字	地 区 名				
1	鎌 早 市	霧 川 町		赤水	A	a1	a2	
2	鎌 早 市	霧 川 町		坊主谷	A	a1	a2	
3	鎌 早 市	霧 川 町		小野	A	a1	a2	
4	鎌 早 市	大 野 町		片木	A	a1	a2	
5	鎌 早 市	白 木 峰 町		梅原	C	b1	c2	
6	鎌 早 市	久 山 町		久山(1)	A	a1	a2	
7	鎌 早 市	久 山 町		久山(2)	A	b1	a2	
8	鎌 早 市	久 山 町		花木	B	b1	b2	
9	鎌 早 市	祭 方 町		平	A	a1	a2	
10	鎌 早 市	祭 方 町		小野黒崎名	A	b1	a2	
11	鎌 早 市	黒 崎 町		小野黒崎名	A	b1	a2	
12	鎌 早 市	湯 之 尾 町		湯ノ尾(1)	A	a1	a2	
13	鎌 早 市	矢 野 町		片木	A	a1	a2	
14	鎌 早 市	白 木 峰 町		白木峰	C	c1	c2	
15	鎌 早 市	白 木 峰 町		梅原(2)	B	c1	a2	
16	鎌 早 市	本 野 町		田ノ平	B	c1	a2	
17	鎌 早 市	久 山 町		久山(3)	A	b1	a2	
18	鎌 早 市	久 山 町		久山(5)	B	c1	a2	
19	鎌 早 市	久 山 町		久山(6)	A	b1	a2	
20	鎌 早 市	土 師 野 尾		土師野尾	B	c1	a2	
21	鎌 早 市	祭 方 町		小野(1)	B	c1	a2	
22	鎌 早 市	湯 之 尾 町		湯ノ尾(1)	A	b1	a2	
23	鎌 早 市	小 野 町		小野(2)	A	b1	a2	
24	鎌 早 市	祭 方 町		柳原	B	c1	a2	
25	鎌 早 市	山 川 内 郷		本谷	A	a1	a2	
26	鎌 早 市	山 川 内 郷		大山	A	a1	a2	
27	鎌 早 市	元 釜 名		山川内3	A	b1	a2	
28	鎌 早 市	野 副 名		野副	A	a1	a2	
29	鎌 早 市	野 副 名		川内	A	a1	a2	
30	鎌 早 市	勢 の 元		勢の元	A	a1	a2	
31	鎌 早 市	源 八		源八	A	a1	a2	
32	鎌 早 市	先 木 床		先木床	A	a1	a2	
33	鎌 早 市	井 手 口		井手口	A	a1	a2	
34	鎌 早 市	西 川 内		西川内	A	a1	a2	
35	鎌 早 市	西 川 内		市布名	C	c1	b2	
36	鎌 早 市	化 屋 名		井樋尾	A	b1	a2	
37	鎌 早 市	化 屋 名		井樋ノ尾川	A	b1	a2	
38	鎌 早 市	化 屋 名		八ヶ代川	A	a1	a2	
39	鎌 早 市	化 屋 名		峠	A	a1	a2	
40	鎌 早 市	井 手 田 下 名		塗手	B	c1	a2	
41	鎌 早 市	相 良 尾		相良尾	A	b1	a2	
42	鎌 早 市	下 千 々		下千々	A	b1	a2	
43	鎌 早 市	阿 弥 陀		阿弥陀	C	c1	c2	
44	鎌 早 市	寺 番 名		寺番名	C	c1	c2	
45	鎌 早 市	鳥 越		鳥越	A	b1	a2	
46	鎌 早 市	吉 谷 名		吉谷	C	c1	c2	
47	鎌 早 市	宿 山		宿山	B	c1	a2	
48	鎌 早 市	杉 谷 名		杉谷	B	c1	a2	
49	鎌 早 市	寺 林		寺林	B	c1	a2	
50	鎌 早 市	藤 比 北 名		藤比	A	b1	a2	
51	鎌 早 市	下 井 手 田 名		大平	B	c1	a2	
52	鎌 早 市	立 石		立石	B	c1	a2	

前 撮 土 砂 流 出 危 険 地 区 一 覧 表

危 険 地 区 番 号	位 置				危 険 地 区 の 危 険 度	前 撮 土 砂 流 出 危 険 度	被 災 危 険 度	備 考
	市 町 村	大 字	字	地 区 名				
53	鎌 早 市	古 場 名		平山	B	a1	c2	
54	鎌 早 市	古 場 名		宇戸河内	A	a1	a2	
55	鎌 早 市	古 場 名		小原敷	A	a1	b2	
56	鎌 早 市	古 場 名		補加	A	a1	a2	
57	鎌 早 市	古 場 名		峠	B	c1	a2	
58	鎌 早 市	古 場 名		上園(1)	B	c1	a2	
59	鎌 早 市	古 場 名		上園(2)	B	c1	a2	
60	鎌 早 市	古 場 名		飯盛山	C	c1	c2	
61	鎌 早 市	石 原 名		西大船	A	a1	a2	
62	鎌 早 市	石 原 名		上西首	B	c1	a2	
63	鎌 早 市	野 中 名		野中	C	c1	b2	
64	鎌 早 市	中 山 名		野田	C	c1	c2	
65	鎌 早 市	里 名		平上岩	B	c1	a2	
66	鎌 早 市	里 名		藤岩	C	c1	c2	
67	鎌 早 市	里 名		矢櫃	C	c1	b2	
68	鎌 早 市	里 名		長谷	A	a1	a2	
69	鎌 早 市	里 名		清水	A	b1	a2	
70	鎌 早 市	池 下 名		宇戸山	C	c1	b2	
71	鎌 早 市	池 下 名		赤穂谷	B	a1	c2	
72	鎌 早 市	里 名		園田	A	b1	a2	
73	鎌 早 市	里 名		里名	B	c1	a2	
74	鎌 早 市	川 下 名		川下	B	c1	a2	
75	鎌 早 市	久 保 名		香田	C	c1	b2	
76	鎌 早 市	山 口 名		尻無岳	B	c1	c2	
77	鎌 早 市	中 山 名		水神	C	c1	c2	
78	鎌 早 市	佐 田 名		佐田	C	c1	c2	
79	鎌 早 市	方 詰		方詰	B	c1	a2	
80	鎌 早 市	野 中 名		野中	B	c1	a2	
81	鎌 早 市	佐 田 名		佐田2	B	c1	a2	
82	鎌 早 市	湯 江 黒 新 田 名		雨堤	B	a1	c2	
83	鎌 早 市	湯 江 善 住 寺 名		大山(1)	A	a1	a2	
84	鎌 早 市	湯 江 善 住 寺 名		大山(3)	B	a1	c2	
85	鎌 早 市	深 海 古 場 名		榎堂	A	a1	a2	
86	鎌 早 市	小 江 平 田 名		平田	A	a1	a2	
87	鎌 早 市	小 江 西 ノ 尾 名		西野	A	b1	a2	
88	鎌 早 市	湯 江 善 住 寺 名		大山(2)	A	a1	b2	
89	鎌 早 市	湯 江 善 住 寺 名		落合	B	a1	c2	
90	鎌 早 市	湯 江 善 住 寺 名		善住寺(2)	A	a1	a2	
91	鎌 早 市	湯 江 善 住 寺 名		善住寺川(1)	A	b1	a2	
92	鎌 早 市	湯 江 善 住 寺 名		西野(2)	B	c1	a2	
93	鎌 早 市	善 住 寺 名		丸尾	B	a1	c2	
94	鎌 早 市	深 海		萩原	A	a1	a2	
95	鎌 早 市	小 江 平 田 名		平田(2)	A	a1	a2	
96	鎌 早 市	小 江 善 住 寺 名		小川内	C	b1	c2	
97	鎌 早 市	古 場 名		街場	C	b1	c2	
98	鎌 早 市	古 場 名		深谷	C	c1	c2	
99	鎌 早 市	田 原 名		田原山	B	c1	a2	
100	鎌 早 市	田 原 名		小次郎	C	c1	b2	
101	鎌 早 市	川 内 名		寺元	B	c1	a2	
102	鎌 早 市	小 川 原 浦		船津川	C	b1	c2	
103	鎌 早 市	遠 竹		柳谷	B	c1	a2	

地 す べ り 危 険 地 区 一 覧 表

危険地区番号	位置				危険地区の危険度	地すべり危険度	被災危険度	備考
	市町村	大字	字	地区名				
1	諫早市飯盛町			佐田	A	b1	a2	
2	諫早市飯盛町			釘崎	A	b1	a2	
3	諫早市飯盛町	下釜名	万詰	万詰	A	b1	a2	
4	諫早市小長井町	井崎	坂下	坂下	A	b1	a2	

諫早市災害警戒本部設置要領

1 諫早市災害警戒本部の設置

災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時における大雨注意報などの発表により、各災害の発生が予測されるときは、「諫早市災害警戒本部」（以下「災害警戒本部」という。）を設置し、各関係機関及び民間の協力を得て災害対策にあたるものとする。

2 災害警戒本部の構成は、次のとおりである。

本部長 総務部長
出動隊 資料編の標準配備表のとおり
出動班 同上

3 災害警戒本部の（第1号配備）の配備体制

- (1) 本部長は、市長の指揮を受けて、災害警戒本部を設置したときは、執務時間中にあつては、庁内放送をもって連絡し、執務時間外にあつては部長に連絡し、以下班長、班員に連絡するものとする。
- (2) 本部長は、災害警戒本部を設置したときは、ただちに各関係機関に連絡して、協力体制を確立するものとする。
- (3) 班長は、対策本部の分掌事務により部長の指揮を受け、あらかじめ指名した班員に適切な指示を与えると同時に、その班員の職氏名を本部長に報告するものとする。
- (4) 班員は、班長の指揮のもとに災害警戒本部（総務部危機管理課）又は適宜な部署において警戒任務にあたる。
- (5) 部長は、あらかじめ第1号配備に必要な人員を把握し各班の編成を行うものとする。
- (6) 警戒本部の設置場所は防災会議室を原則としその設置は災害対策本部の設置に準ずる。
- (7) 災害警戒本部の総括的な連絡調整は、危機管理課において行うものとする。

4 災害警戒本部の解散又は災害対策本部への切替時期

- (1) 災害警戒本部の解散は、気象警報などが解除され、災害の危険が解消したと認めたとき、市長の指揮を受け本部長が解散する。
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生が確実と認められ、災害対策を総括的、かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、市長の指揮を受け「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。
- (3) 本部長は、災害警戒本部を解散又は災害対策本部に切替えたときは、速やかに設置したとき連絡した関係機関にその旨を通知するものとする。

諫早市災害対策本部条例

平成17年3月1日

条例第80号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、諫早市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

諫早市災害対策本部規程

平成17年3月1日

訓 令 第 1 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、諫早市災害対策本部条例（平成17年条例第80号）第3条及び第5条の規定に基づき、諫早市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

(本部長の職務代理)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長ともに事故があるときは、本部長があらかじめ指名した災害対策本部員（以下「本部員」という。）がその職務を代理する。

(災害対策本部)

第4条 本部員は、次の職員をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 上下水道事業管理者
- (3) 消防団長
- (4) 諫早市部設置条例（平成22年条例第18号。以下「部設置条例」という。）第1条に掲げる部の部長
- (5) 議会事務局長

2 前項に掲げるもののほか、災害対策本部の職員（以下「本部職員」という。）は、次の職員等をもって充てる。

- (1) 諫早市職員定数条例（平成17年条例第22号）に定める職員
- (2) 諫早市消防団員の定員、任免、給与、服務等条例（平成17年条例第76号）に定める団員

(部及び班並びに事務分掌)

第5条 本部長は、災害の予防及び応急対策を推進するため、必要に応じ、別表右欄に掲げる事務を分掌する同表の当該左欄に掲げる部を置き、当該部の事務を分掌させるため、当該中欄に掲げる班を置く。

(部長、副本部長、班長及び副班長)

第6条 前条に規定する部に部長及び副本部長を、班に班長及び副班長を置く。

- 2 部長は、本部長の命を受け、部の事務を統轄し、所属本部職員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 班長は、当該班の所掌事務について部長及び副本部長を補佐するとともに、上司の命を受け、その事務の処理にあたる。
- 5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

(対策本部の編制)

第7条 対策本部の編制は、本部長が別に定める。

(情報員及び連絡員)

第8条 対策本部が設置されたときは、各部長は、本部職員のうちから、情報員及び連絡員を指名して常駐させるものとする。

- 2 情報員は、気象及び災害情報の接受、収集及び整理にあたる。
- 3 連絡員は、各部及び各班の連絡等に関する事務を処理する。

(本部会議)

第9条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

- 2 本部会議は、必要の都度、本部長が招集する。

(現地災害対策本部)

第10条 現地災害対策本部の組織その他必要な事項は、その都度、災害対策本部長が定める。

(他の法令等との関係)

第11条 対策本部における事務は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）その他法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところによる。

- 2 前項の場合においては、本部長は、当該関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成17年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

(第5条関係、別表については省略)

諫早市災害対策本部事務処理要領

1 趣 旨

この要領は、諫早市災害対策本部条例（平成17年条例第80号）及び諫早市災害対策本部規程（平成17年訓令第12号）に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

2 気象情報等の連絡処理

長崎地方気象台からの気象情報及び警報（以下「気象情報等」という。）の連絡は、長崎県及びN T T長崎支店から、執務時間中は総務課、執務時間外は当直室に通報されるが、これを総務部、建設部、農林水産部に報告するものとする。

3 災害対策本部の設置

- (1) 総務部長は、気象情報等によって、災害が発生し、又は災害の発生が確実と判断した場合は、市長（本部長）、副市長（副本部長）及び各部長に報告又は通報するものとする。

市長（本部長）は、災害対策を統括的に処理する必要があると認めるときは、諫早市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- (2) 本部が設置されたときは、本部室を本館4階防災会議室に置く。ただし、災害の程度によっては、本部室を総務部危機管理課内に置くことができる。

- (3) 本部室及び市役所正面玄関には「諫早市災害対策本部」の表示を行うものとする。

- (4) 本部室の配置

本部室の配置については、別に定める。

- (5) 本部室には、災害用管内大地図、台風進路掲示板、災害連絡用電話、防災行政無線及び消防無線電話等を備える。

4 本部設置の通報

本部が設置されたときは、各関係機関に通報するとともに、庁内職員に対しては執務時間中の場合は庁内放送をもって、執務時間外の場合は危機管理班から各部長へ連絡し、各班長を通じて周知せしめる。

5 本部室の勤務体制と班長と班の組織

- (1) 本部室には、危機管理班のほか各部から派遣される本部の情報連絡員を常駐させる。
- (2) 関係機関との連絡、災害情報収集等の的確な措置を取るため、本部隊に次の4係を置く。

ア 総務係

本部運営の総合調整、部外諸関係団体との連絡調整、国県等への報告及び報道機関に対する情報発表その他本部長の命令等の伝達等についての事務を分掌する。

イ 気象情報係

長崎地方気象台からの気象情報等、国土交通省からの河川の水位、雨量情報などを迅速に記録収集し、集計記録係へ回付する事務を分掌する。

ウ 情報連絡係

支所、出張所、町内会、自治会などからの気象、災害情報及び被害報告を記録整理し、集計記録係へ回付するとともに、支所、出張所等への連絡、指示等の事務を分掌する。

エ 集計記録係

各係と密接な連絡を保って、逐次気象情報等、河川の水位、雨量及び市全体の被害状況を記録把握し、その状況を総務係へ回付する事務を分掌する。

- (3) 各部の情報連絡員は、各班の職員のうちから部長が指名するものとし、次に掲げる事項について各部各班（以下同じ。）との連絡等に当たる。
- ア 本部長の命令、指示、伝達
 - イ 気象情報等の伝達
 - ウ 情報の本部への報告及び本部情報の伝達
 - エ 部内の災害対策についての連絡調整

6 留意事項

- (1) 各部各班は、常に気象情報等に注意し、気象情報等によっては各班の配備要員の再確認と不在中の交代要員の指示を行い、本部設置に伴う配備要員の招集に応じられる体制を確立するものとする。
- (2) 各職員は、異常な気象等に際しては、配備命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等の気象情報等に注意し、状況に応じて電話等をもって所属部局と連絡を取り、進んで所属長の指揮下に入るよう努めること。
- (3) 配備要員は、執務時間外及び休日などにおいて、非常災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知り、本部の設置が推察される場合又は設置された場合は、直ちに所定の配置につくものとする。
- (4) 配備命令を受けた配備要員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無に関わらず、最も短時間に定められた場所に到達するよう努めなければならない。

7 各部相互間及び防災関係機関の応援体制

(1) 職員配置の要請

市本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して、本部長に職員配置の要望をする。

- ア 応援を要する期間
- イ 勤務場所
- ウ 勤務内容
- エ 応援を要する職種等
- オ 集合日時、場所、携行品
- カ その他必要事項

(2) 職員配置の措置

- ア 応援のため指示を受けた部は、部内の実情に応じて他の部の応援を行う。
- イ 特定職種の職員が不足するときは、災害対策基本法第29条に基づき他の機関の職員の派遣を要請する。
- エ 各部（隊）内において、班相互の応援を必要とするときは、(1)に準じて応援を求めるものとする。

8 本部要員の指定及び報告義務

各支部長及び各班長は、所属部所要員を指名し主管部長に報告し、主管部長は各配置要員編成表を作成し、総務部危機管理課に提出しなければならない。

諫早市防災会議条例

平成17年3月1日

条例第81号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、諫早市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 諫早市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて諫早市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画に関する事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 諫早市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長の職にある者
 - (2) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 長崎県の知事の部局の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 長崎県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 諫早市議会議員のうちから市長が委嘱する者
 - (6) 指定公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 公共的団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 県央地域広域市町村圏組合の消防長の職にある者

(11) 諫早市消防団長

(12) 諫早市教育委員会教育長

(13) 市長がその部内の職員のうちから任命する者

6 前項の委員の定数は、38人以内とする。

7 第5項第5号、第6号、第7号、第8号及び9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、長崎県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験を有する者、市職員その他市長が特に必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議に、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

諫早市防災会議委員名簿

■会長 諫早市長 大久保 潔重

令和5年7月1日 現在

■1号委員 1名（諫早市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長の職にある者）

機 関 名	役 職	氏 名
陸上自衛隊 第16普通科連隊	第1中隊長	木村 宗樹

■2号委員 4名（指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
九州地方整備局 長崎河川国道事務所	諫早出張所長	林 修
九州農政局 長崎県拠点	総括農政業務管理官	志牟田 敏弘
長崎海上保安部	部長	本野 勝則
長崎地方気象台	次長	篠崎 覚

■3号委員 2名（長崎県の知事の部局の職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
長崎県県央振興局	局長	井手 美都子
長崎県県央保健所	所長	藤田 利枝

■4号委員 1名（長崎県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
長崎県警察 諫早警察署	署長	松本 武敏

■5号委員 1名（諫早市議会議員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市議会	議員	北坂 秋男

■6号委員 7名（指定公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
日本郵便株式会社 諫早郵便局	局長	中仮屋 哲郎
日本放送協会 長崎放送局	コンテンツセンター長	真野 裕也
株式会社NTTフィールドテクノ長崎設備部	部長	林田 宏之
西日本高速道路株式会社 九州支社 長崎高速道路事務所	所長	桑原 和之
九州旅客鉄道株式会社 長崎支社	諫早駅長	春本 英憲
九州電力送配電株式会社 大村配電事業所	所長	遠山 正彦
日本赤十字社 長崎県支部	事務局長	園田 俊輔

■7号委員 9名（指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
長崎県中央バス株式会社 諫早営業所	所長	辻 廣志
一般社団法人諫早医師会	理事	藤原 隆
九州ガス株式会社 諫早支店	支店長	杉谷 聡昭
島原鉄道株式会社 島鉄バス諫早営業所	副所長	大久保 伸一
諫早ケーブルメディア株式会社	常務取締役	浜辺 秀人
株式会社エフエム諫早	参与	小柳 均
長崎県トラック協会 諫早支部	支部長	山口 健
公益社団法人長崎県看護協会 県央支部	支部長	中尾 理恵子
諫早市歯科医師会	副会長	金森 浩一

■ 8号委員 1名（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市女性防火クラブ連絡協議会	会長	草野 俊子

■ 9号委員 4名（公共的団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
社会福祉法人諫早市社会福祉協議会	会長	寺井 雄一
諫早市自治会連合会	会長	古賀 文朗
諫早市連合婦人会	会長	西村 久美子
諫早市食生活改善推進協議会	会長	高山 ふじみ

■ 10号委員 1名（県央地域広域市町村圏組合の消防長の職にある者）

機 関 名	役 職	氏 名
県央地域広域市町村圏組合	消防長	溝口 康二

■ 11号委員 1名（諫早市消防団長）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市消防団	団長	平尾 幸祐

■ 12号委員 1名（諫早市教育委員会教育長）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市教育委員会	教育長	石部 邦昭

■ 13号委員 4名（市長がその部内の職員のうちから任命する者）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市	副市長	藤山 哲
諫早市	上下水道局長	矢竹 秀孝
諫早市	総務部長	関 栄治
諫早市	建設部長	川路 敬一郎

◎委員数：37名（条例定数 38名）

災害対策基本法関係条文（抜粋）

（都道府県防災会議の組織）

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、当該都道府県の知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - (2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - (3) 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - (4) 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
 - (5) 当該都道府県の知事がその内部の職員のうちから指名する者
 - (6) 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - (7) 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

6～8 省 略

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の区域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2～5 省 略

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

（都道府県災害対策本部）

第23条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2～6 省 略

7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 省 略

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - (1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地において当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(市町村地域防災計画)

- 第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第4項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
 - 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
 - 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
 - 5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
 - 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 7 省 略

諫早市対策本部（水防本部）標準配備表

◎は班長 ○は副班長

部名	班名	課名	警戒本部		災害対策本部			
			第1号配備	第2号配備	第3号配備	第4号配備	第5号配備	
危機管理部	【危機管理班】 班長：危機管理課長 副班長：職員課長	◎危機管理課 総務課 ○職員課 秘書広報課 情報システム課 計	人	人	人	人	人	
	部長：総務理事 副部長：総務部次長	部長・副部長 合計	2 15	2 20	2 30	2 40		全職員
企画財務対策部	【記録伝達班】 班長：企画政策課長 副班長：会計課長	◎企画政策課 ○会計課 計						
	【支援対策班】 班長：財政課長 副班長：契約管財課長	◎財政課 ○契約管財課 議会事務局 計						
	【配給証明班】 班長：市民税課長 副班長：資産税課長	◎市民税課 ○資産税課 納税課 計						
	部長：企画財務部長 副部長：企画財務部次長 副部長：会計管理者	部長・副部長 合計		3 14	3 25	3 45		全職員
子ども福祉対策部	【市民生活班】 班長：地域福祉課長 副班長：子ども政策課長	◎地域福祉課 ○子ども政策課 保護課 障害福祉課 子育て支援課 すくすく広場 こどもの城 各保育所 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 計						
	部長：子ども福祉部長 副部長：子ども福祉部次長	部長・副部長 合計		2 14	2 20	2 55		全職員
健康保険対策部	【救護防疫班】 班長：健康推進課長 副班長：介護保険課長	◎健康推進課 ○介護保険課 計						
	【避難所対策班】 班長：保険年金課長 副班長：地域包括ケア推進課長	◎保険年金課 ○地域包括ケア推進課 計						
	部長：健康保険部長 副部長：健康保険部次長	部長・副部長 合計		5 12	5 17	5 45		全職員

部名	班 名	課 名	警戒本部		災害対策本部			
			第1号配備	第2号配備	第3号配備	第4号配備	第5号配備	
地域政策 対策部	【地区対策班】 班 長：地域振興課長 副班長：移住定住推進課長 各出張所長	◎地域振興課 ○移住定住推進課 ○小栗出張所 ○小野出張所 ○有喜出張所 ○真津山出張所 ○本野出張所 ○長田出張所 市民窓口課 議会事務局 計						
	【環境衛生班】 班 長：環境政策課長 副班長：生活安全交通課長	◎環境政策課 ○生活安全交通課 人権・男女参画課 小ヶ倉斎苑 消費生活センター 市民相談室 計						
	部 長：地域政策部長 副部長：地域政策部次長	部長・副部長 合計		2 10	2 20	2 27		全職員
建設 対策部	【治水班】 班 長：河川課長 副班長：都市政策課長	◎河川課 ○都市政策課 ダム推進課 建設総務課 用地課 計						
	【道路班】 班 長：道路課長 副班長：開発支援課長	◎道路課 ○開発支援課 駅周辺再開発課 用地課 計						
	【ライフライン班】 班 長：建築住宅課長 副班長：緑化公園課長	◎建築住宅課 ○緑化公園課 建設総務課 駅周辺再開発課 計						
部 長：建設部長 副部長：建設部次長	部長・副部長 合計	3 35	3 35	3 50	3 70		全職員	
農林水産 対策部	【農政班】 班 長：農業振興課長 副班長：地籍調査課長	◎農業振興課 ○地籍調査課 干拓室 農業委員会事務局 計						
	【農水施設班】 班 長：農地保全課長 副班長：林務水産課長	◎農地保全課 ○林務水産課 有害鳥獣対策課 計						
	部 長：農林水産部長 副部長：農林水産部次長 副部長：農業委員会事務局長	部長・副部長 合計	3 25	3 30	3 30	3 50		全職員
対上下 水道部	【給水班】 班 長：水道課長 副班長：経営管理課長	◎水道課 ○経営管理課 上水管理センター 計						
	【下水道班】 班 長：下水道課長 副班長：下水道課長補佐	◎下水道課 経営管理課 計						
部 長：上下水道局長 副部長：上下水道局次長	部長・副部長 合計		3 6	3 15	3 40		全職員	

部名	班 名	課 名	警戒本部		災害対策本部		
			第1号配備	第2号配備	第3号配備	第4号配備	第5号配備
教育 対 策 部	【教育対策班】 班 長：教育総務課長 副班長：学校教育課長 生涯学習課長	◎教育総務課 ○学校教育課 ○生涯学習課 中央公民館 学校給食センター 幼稚園 少年センター 図書館 計					
	部 長：教育長 副部長：教育次長	部 長・副部長 合計		2 8	2 15	2 30	全職員
対経 済 策 交 流 部	【商工班】 班 長：商工観光課長 副班長：企業誘致課長	◎商工観光課 ○企業誘致課 文化振興課 美術歴史館 スポーツ振興課 計					
	部 長：経済交流部長 副部長：経済交流部次長	部 長・副部長 合計		3 7	3 15	3 20	全職員
本 庁 合 計			75	156	237	422	全職員
地 域 対 策 部	【多良見地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 大草出張所 伊木力出張所 産業建設課 たらみ図書館 計	人	人	人	人	人
	【森山地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 産業建設課 森山図書館 計					
	【飯盛地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 田結出張所 産業建設課 計					
	【高来地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 小江深海出張所 産業建設課 計					
	【小長井地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 産業建設課 計					
		各地域対策部長 地域対策部合計		5 25	5 44	5 63	5 78
合 計			100	200	300	500	全職員

消防団配備表	警戒本部		災害対策本部		
	第1号配備	第2号配備	第3号配備	第4号配備	第5号配備
団長以下団本部要員は対策本部で指揮					

※ 諫早消防署からは連絡要員が災害対策本部に派遣される。

長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第12条第3項の規定に基づき、長崎県防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航基準)

第3 緊急運航は、市町及び消防機関、その他関係機関からの災害派遣要請に基づくものとする。
（但し、救急活動については市町長からの災害派遣要請とする。）

第4 緊急運航は、次に定めるところによる。

1 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の偵察、情報収集活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急に救援物資、人員資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) その他運航責任者が必要と認める活動

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 救急活動

(1) 交通遠隔地からの傷病者、医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地から真に生命が危険な傷病者の搬送を緊急に行う必要がある場合で、他に搬送の手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

ただし、感染のおそれがある患者の搬送については関係者による協議を行う。

(2) その他運航責任者が必要と認める活動

救急活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められ、かつ、医師等の専門知識を有する者が搭乗できる場合

3 救助活動

(1) 高層ビル等火災における救助

(2) 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助

(3) 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助

(4) その他運航責任者が必要と認める活動

救助活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報

収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(3) 資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他運航責任者が必要と認める活動

火災防衛活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

5 広域航空消防防災活動

広域航空消防活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、危機管理課に行う。

2 前項の要請は、様式第1号又は2号のメール又はファックス送信及び口頭により行い、事後速やかに様式第3号又は4号を文書にて提出するものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航責任者は、前条の要請があった場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、運航指揮者に運航命令をし、運航責任者の回答をもって、要請者にその旨を回答する。

(受入態勢)

第7 緊急運航を要請した者は、運航責任者と緊密な連絡を図るとともに、次の受入態勢を整えるものとする。

- 1 離着陸場所を確保するとともに安全を確保するためヘリポートに警戒員を配置
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 その他必要な事項

(報 告)

第8 運航責任者は、緊急運航を終了した場合には、速やかに活動の内容を運航総括責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した者は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書(様式第5号)により、速やかに運航総括責任者に報告するものとする(但し、第4の2による場合は除く。)

(附 則)

この要領は、平成5年3月25日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第2号)

年	件目
月	件目

救 急 活 動 に 伴 う 航 空 機 災 害 派 遣 要 請

(口頭受理用紙)

受 理	月	日	市 町 村 名		担 当 者 名		電 話 () ()-() 内線()		
	時	分							
患 者	住 所			氏 名		年 令	性 別	職 業	
	フリガナ			フリガナ			男 女		
患者が子供 の場合		父			年			職	
		母			令			業	
患 者 の 状 況	病気発生日時		年 月 日 時 分						
	病気発生場所								
	フリガナ								
	病気(事故)名								
	並びに処置状況 病気発生状況								
現地病院名					医師名				
収容病院名		(国立長崎中央病院)			医師名				
搬送要請区域		空 港 ヘリポート ~ (長崎空港(旧大村))							
現地病院から空港(ヘリポート)までの時間							分		
搭 乗 者			氏 名	年令	搭乗	付 添 者	続柄	氏 名	年令
	フリガナ				大村 現地			フリガナ	
	医 師								
	フリガナ				大村 現地			フリガナ	
看護師									

(様式第4号)

救急活動に伴う航空機災害派遣要請書

年 月 日

長崎県知事 様

市 町 村 長 名 ㊟

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

受	理	年 月 日 時 分					
患者	住 所	氏 名	年 令	性別	職 業		
				男 女			
患者が子 供の場合	父	年 令	職 業	続 柄			
	母						
患 者 の 状 況	病気発生日時	年 月 日 時 分					
	病気発生場所						
	病気(事故)名						
	病 気 発 生 状 況 並 び に 処 置 状 況						
現 地 病 院 名		医 師 名					
収 容 病 院 名		医 師 名					
搬 送 要 請 区 間	空 港 () へリポート ~ 長崎空港(旧大村)						
搭 乗 者	氏 名	年 令	付 添 者	続 柄	氏 名	年 令	
	医 師						
	看 護 師						

防災ヘリコプター関係連絡先

	住所	TEL	FAX
長崎県危機管理課 防災室 (24時間対応)	〒850-8570 長崎市尾上町 3-1	(095)894-3731 (095)825-7855	(095)823-1629
長崎県危機管理課	〒850-8570 長崎市尾上町 3-1	(095)895-2143 (095)824-3597	(095)821-9202
長崎県防災航空センター	〒856-0818 大村市今津町 201	(0957)52-9590	(0957)52-8785

※防災ヘリコプターの出動要請については、長崎県危機管理課防災室で受理
 ※詳細情報・現場地図など、防災航空センターから提供や送信を依頼する場合
 あり

諫早市防災行政無線局管理運用規程

平成17年3月1日

訓 令 第 1 3 号

(目的)

第1条 この規程は、電波法(昭和25年法律第131号)その他法令に定めるもののほか、諫早市防災行政用無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定め、無線局の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 固定局 一定の固定地点の間の通信を行う無線局をいう。
- (3) 基地局 移動局と通信を行うための陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 中継局 通信の中継を行う無線局をいう。
- (5) 移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、電波法第41条の規定により総務大臣の免許を受けた者をいう。

(無線局等)

第3条 無線局の種別、呼出名称及び設置場所は、別表のとおりとする。

(総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括管理者は、無線系を総括し、その運用を統制管理する。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、総務部総務課長(以下「総務課長」という。)をもって充てる。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理、運用の業務を行うとともに、管理者及び通信取扱責任者を指揮監督する。

(管理者)

第6条 固定局及び移動局に管理者を置く。

2 管理者は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 管理者は、常に無線局の機能が十分発揮できるよう管理しなければならない。

4 管理者は、無線設備の運用管理上支障を生じたときは、速やかに管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、総括責任者が職員のうちから無線従事者の資格を有する者を指名する。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づき無線局の運用を行う。

(通信の原則)

第9条 通信は、無線通信を必要とする行政事務及び災害対策の処理に利用されなければならない。

2 前項の利用を妨げない範囲において、別に定める運用基準に基づき地区の放送に利用することができる。

3 通話は、簡潔明瞭に行わなければならない。

(秘密の保持)

第10条 無線通信に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通話の種類)

第11条 通話の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通通信 (平常時における通信をいう。)
- (2) 緊急通信 (普通通信を中断して行う通信をいう。)
- (3) 一斉通信 (全移動局に対し、一斉に行う通信をいう。)

(通信統制)

第12条 総括管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は円滑な通信体制の確保を図るために必要があると認めるときは、通信を統制するとともに、管理責任者に無線通信体制を確保するための必要な措置を講じさせることができる。

(業務日誌)

第13条 無線従事者は、無線系に属する無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(別記様式)の記載を行うものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月22日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

諫早市防災行政無線設備地区放送運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、諫早市防災行政無線局管理運用規程(平成17年訓令第13号。以下「規程」という。)第9条第2項に規定する無線設備による地区放送(以下「地区放送」という。)の適正な運用を図るため、自治会又は町内会(以下「自治会等」という。)に対する地区放送の利用許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可)

第2条 無線設備を地区放送に利用する自治会等は、あらかじめ防災行政無線地区放送利用許可申請書(別記様式1)により規程第5条に定める管理責任者(以下「管理責任者」という。)の許可を受けなければならない。ただし、アナログ設備のみによる地区放送を行う場合で、専用の地域放送端末装置を使用する場合は、この限りでない。

(パスワードの貸与等)

第3条 市は、無線設備を地区放送に利用する自治会長又は町内会長(以下「自治会長等」という。)に、自局放送用装置及び地区放送を行う地区遠隔放送用パスワード及び操作者番号(以下「パスワード等」という。)を貸与するものとする。

2 自治会等が次条及び第5条の既定に反する放送を行ったときは、市はパスワード等を取り消し、及び自局放送用装置の使用を禁止することができるものとする。

(放送の基本原則)

第4条 放送の基本原則は次のとおりとする。

- (1) 自治会等の活動に関するもの
- (2) 自治会又は町内会員の福祉の向上を目的とするもの
- (3) 自治会又は町内会員の生命、財産を守るためのもの

(放送の禁止事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、放送してはならない。

- (1) 個人及び特定人あて通知等により連絡できるもの
- (2) 営利宣伝の目的に関するもの
- (3) 布教活動等を目的とした宗教性のあるもの
- (4) 選挙活動又は政治活動に関するもの
- (5) 公序良俗に反するもの

(放送者)

第6条 地区放送をできる者は、自治会長等並びに自治会長等が放送を許可した者とする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

(放送の要領)

第7条 放送は、緊急その他やむを得ない事情がある場合を除き、自治会員又は町内会員に不快感を与えない時間帯に行うものとする。

2 1回の放送時間は3分以内とし、自治会又は町内会名等を付して放送内容の責任を明らかにするとともに、簡潔明瞭に行うものとする。

3 市が行う定時放送の時間に放送してはならない。

(管理)

第8条 自治会長等は、自局放送用装置及びパスワード等の適正な管理に努めなければならない。

2 自治会長等は、パスワード等の漏えい等第三者に知られることがないようにしなければならない。

(費用負担)

第9条 自局放送用装置の故障修繕に要する費用については、市の負担とする。

2 公民館等の施設内に設置された自局放送用装置の使用に伴う電気料については、自治会等の負担とする。

(譲渡等の禁止)

第10条 自治会長等は、自局放送用装置及びパスワード等を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は売却してはならない。

(損害弁償)

第11条 自治会等は、故意又は重大な過失により自局放送用装置を破損したときは、その実費を弁償するものとする。

(放送の制限)

第12条 市は、災害発生その他特に理由があるときは、地区放送を制限することができる。

(放送の報告)

第13条 自治会長等は、無線放送申請書兼報告書(別記様式2)により、年度毎に地区放送の状況を管理責任者に報告するものとする。

(苦情及び紛争等の処理)

第14条 自治会等の地区放送により苦情及び紛争等が生じたときは、当該自治会長等の責任において処理するものとする。

附 記

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式 1 (第 2 条関係)

年 月 日

諫早市防災行政無線地区放送利用許可申請書

管理責任者 (危機管理課長) 様

自治会又は町内会名 :

会長氏名 :

地区放送を希望しますので、自局放送用装置の使用及びパスワードの交付を申請します。

なお地区放送を実施するにあたっては、諫早市防災行政無線設備地区放送運用基準を遵守いたします。

年 月 日

地区放送利用許可書

自治会又は町内会名 :

会長氏名 : 様

管理責任者 (危機管理課長)

地区放送の利用を許可します。

操作者番号

パスワード

別記様式 2 (第 13 条 関係)

年 月 日

管理責任者 (危機管理課長) 様

自治会又は町内会名 :

会長氏名 :

年度分について、下記のとおり地区放送を行いましたので報告します。

放送日 時間	放送者	放送形態	放送種別	放送文
年 月 日 時 分		○自局放送 ○遠隔放送	○活動に関するもの ○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送 ○遠隔放送	○活動に関するもの ○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送 ○遠隔放送	○活動に関するもの ○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送 ○遠隔放送	○活動に関するもの ○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送 ○遠隔放送	○活動に関するもの ○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送 ○遠隔放送	○活動に関するもの ○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	

諫早市議会災害対策支援本部設置要綱の制定について

1 背景

我が国は、その位置、地形、地質や気候等の自然的条件から災害が発生しやすい国土であり、地震に限らず、豪雨、台風などの被害が頻繁に発生している。

特に、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災や平成23年3月11日の東日本大震災は人的にも物的にも未曾有の被害をもたらした。

また、本市においては、昭和32年7月25日の諫早大水害や昭和57年7月23日の長崎大水害で大きな被害を受けるなど、災害（大雨）常襲地域である。

災害対策基本法では、国には、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命があり、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有している。また、都道府県、市町村は、当該団体の地域と住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、法令に基づいてそれを実施する責務を有しており、本市においても必要に応じ、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されることとなっている。

しかしながら、二代表制の一翼を担う地方公共団体の議会は、災害対策基本法上も地域防災計画上もなんら位置づけがなされておらず、市警戒本部、市対策本部等への関与が全くないのが現状である。

このことから、大規模災害の発生直後、応急時、復興段階等において、議会が取り組むべき災害対策が求められるようになり、現在、複数の地方議会において、議会独自の災害対策対応指針や災害対策支援本部等の設置がなされ、市の災害対策本部等への協力・支援体制を確立する動きが徐々に浸透してきている。

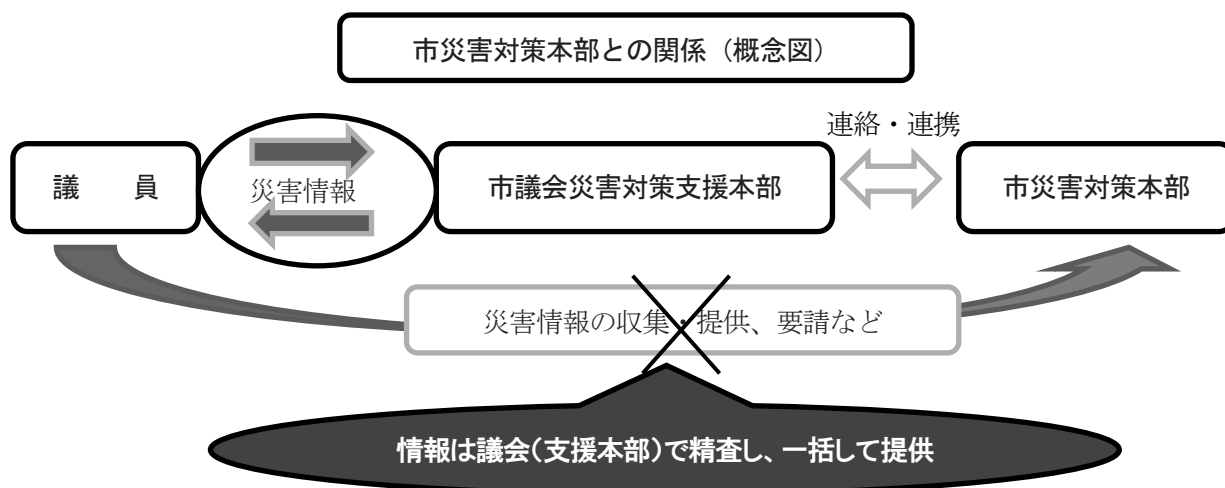
冒頭のように、本市は災害（特に風水害）の被害を受けやすい地域であり、市議会としての役割も踏まえ、市の執行部や関係機関とともに防災活動や災害対策、支援活動に積極的に取り組む必要がある。

2 目的

本市において、風水害や地震等の災害が発生したときに、本市議会が市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、災害時における議員としての役割・行動を明確にするため、諫早市議会災害対策支援本部設置要綱を定める。

3 設置時期

平成28年4月1日



諫早市議会災害対策支援本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、諫早市内において風水害や地震等の大規模災害が発生したときに、諫早市議会議員（以下「議員」という。）が、諫早市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と連携を図り、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図り、被害の拡大防止と災害の復旧に寄与することを目的とする。

(本部の設置)

第2条 諫早市議会議長（以下「議長」という。）は、諫早市災害対策本部が設置されたときは、これに協力及び支援するため、諫早市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置する。

(本部の編成)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長（予算決算委員会委員長は除く。）をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の業務に従事する。

5 本部員は、議員（本部長、副本部長及び本部役員を除く。）をもって充て、本部長の命を受け、本部の業務に従事する。

(本部の役割)

第4条 本部の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議員の安否及び居所又は連絡場所の確認
- (2) 議員からの災害情報等の把握及び集約
- (3) 前号で集約した災害情報等の対策本部への提供
- (4) 対策本部からの災害情報等の収集及び各議員への情報提供
- (5) 必要に応じ、国・県等への要望活動を行い、市の復旧・復興への取り組みを支援すること
- (6) その他本部が必要と認める事項

(議員の役割)

第5条 議員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部からの情報提供を受け、地域の防災活動に資すること。
- (3) 地域における被災地及び避難場所等での情報収集を行い、必要に応じて本部に連絡すること。
- (4) 地域における災害支援活動に協力し、被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部に情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、本部の事務に従事し、必要があるときは、市対策本部に従事することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

